熊本市の情報公開と個人情報保護

平成２５年度運用状況報告書

熊　　本　　市

目　　次

Ⅰ　情報公開制度のあらまし

1　情報公開制度の意義 …… 1
2　情報公開制度の概要 …… 1
3　情報公開窓口 …… 3

Ⅱ　情報公開制度の運用状況

1　開示請求件数及びその処理状況 …… 4
2　実施機関別の処理状況 …… 5
3　不開示理由の適用状況 …… 6
4　不服申立ての状況 …… 6

Ⅲ　個人情報保護制度のあらまし

1　個人情報保護制度の意義 …… 7
2　個人情報保護制度の概要 …… 7

Ⅳ　個人情報保護制度の運用状況

1　開示請求件数及びその処理状況 …… 10
2　実施機関別の処理状況 …… 11
3　不服申立ての状況 …… 12
4　訂正請求の状況 …… 12
5　利用停止請求の状況 …… 12

Ⅴ　熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 …… 13

〔資　料〕

1　文書等の開示請求の内容及び処理状況
　平成２５年度情報公開請求一覧 ……16
2　個人情報の開示請求の内容及び処理状況
　平成２５年度個人情報開示請求一覧 …… 217
3　熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申 …… 223

Ⅰ　情報公開制度のあらまし

１　情報公開制度の意義

情報公開制度とは､市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

２　情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ　現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成１１年１０月１日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成１９年４月１日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成１４年４月１日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成１０年４月１日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成１４年４月１日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成１９年４月１日以降）

(3) 請求権者

平成２４年度より､何人も､実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア　文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を

情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ　実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して１４日以内に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、１４日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して４５日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共の安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる７項目は開示することはできません。

ア　法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ　個人に関する情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ　法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ　公共の安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ　審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ　事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ　国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力

関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができます。

実施機関は、不服申立てがあった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎１階に「市政情報プラザ」を設置しています。

Ⅱ　情報公開制度の運用状況

１　開示請求件数及びその処理状況

平成１０年度から平成２５年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	開示請求件数	処理状況									
		開示決定	部分開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0

〔備考〕

(1) １件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

(2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

(3) 存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

(4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

(5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がないものから請求について、却下したもの等をいう。

２　実施機関別の処理状況

平成２５年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成２５年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が７７９件で最も多く、うち都市建設局が４３１件、次いで健康福祉子ども局が１６１件となっています。

平成２５年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

（単位：件）

実施機関		開示請求件数	処理状況									
			開示決定	部分開示決定	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
					不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
市長	総務局	15	7	3	4	0	8	0	12	22	1	0
	企画振興局	54	19	11	2	0	31	0	33	63	0	0
	財政局	5	4	0	0	0	2	0	2	6	0	0
	健康福祉子ども局	161	113	45	3	0	9	0	12	170	0	0
	環境局	43	27	9	1	0	7	0	8	44	0	0
	農水商工局	19	15	3	0	0	3	0	3	21	0	0
	観光文化交流局	15	9	3	0	0	6	0	6	18	0	0
	都市建設局	431	293	133	5	0	21	1	27	453	0	0
	中央区役所	7	2	4	0	0	1	0	1	7	1	0
	東区役所	5	2	3	0	0	1	0	1	6	0	0
	西区役所	8	6	2	1	0	5	0	6	14	0	0
	南区役所	7	4	3	0	0	1	0	1	8	0	0
	北区役所	9	6	2	0	0	2	0	2	10	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	779	507	221	16	0	97	1	114	842	2	0
教育委員会		25	22	3	0	0	2	0	2	27	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		6	4	1	1	0	0	0	1	6	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者 公営企業	交通局	6	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0
	上下水道局	134	124	7	1	0	3	0	4	135	3	0
	病院局	9	8	1	0	0	1	0	1	10	0	0
消防長	消防局	14	9	4	0	0	1	0	1	14	1	0
議会		1	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0
合計		974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0

３　不開示理由の適用状況

条例第７条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

不開示理由別内訳

不開示理由（条例第７条）	２５年度	
	件数（件）	比率（％）
第１号　法令秘情報	１	０．３
第２号　個人に関する情報	２２５	７７．６
第３号　法人等に関する情報	４１	１４．２
第４号　公共の安全等に関する情報	１	０．３
第５号　審議、検討等に関する情報	５	１．８
第６号　事務事業に関する情報	１４	４．８
第７号　国等に関する情報	２	０．７
その他（条例の適用除外など）	１	０．３
合　　計	２９０	１００．０

４　不服申立ての状況

平成２５年度の不服申立ての状況は、次のとおりです。

（単位：件）

不服申立て件数			処理状況				
			決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
２５年度	異議申立て	７	２		３	７	１
	審査請求	０		０	０	０	０
合　　計		７	２	０	３	７	１

Ⅲ　個人情報保護制度のあらまし

1　個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和６１年１月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、近年における市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成１１年１１月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成１２年１１月の答申を経て、平成１３年９月２１日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成１４年４月１日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2　個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

ア　収集の制限

(ｱ) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。

(ｲ) 適法かつ公正な手段で収集する。

(ｳ) 原則として本人から収集する。

(ｴ) 思想､信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ　利用及び提供の制限

(ｱ) 目的外利用の制限

(ｲ) 外部提供の制限

ウ　電子計算機結合による提供の制限

(ｱ) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

エ　適正管理

(ｱ) 正確、最新の状態を確保

(ｲ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化

(ｳ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア　開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ　訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ　是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※　利用停止請求（平成１６年４月１日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ　苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ　苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア　自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ　実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は１４日以内に、訂正請求及び利用停止請求は３０日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、１４日以内（訂正請求及び利用停止請求は３０日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して４５日（訂正請求及び利用停止請求は６０日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成１６年４月１日から施行しています。

ア　職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行なう事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された､行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の

行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金

イ　職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行なう事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

ウ　職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

エ　不正な手段により個人情報の開示請求をした場合５万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができます。

実施機関は、不服申立てがあった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行います。

Ⅳ　個人情報保護制度の運用状況

１　開示請求件数及びその処理状況

平成１４年度から２５年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

	開示請求件数	処理状況						
		開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
14 年度	１７	４	０	１	１２	０	１	０
15 年度	５１	２０	１０	０	１８	０	３	０
16 年度	５２	２８	１０	０	１７	０	０	０
17 年度	９４	４０	１４	２	３３	０	４	２
18 年度	６６	３４	１０	１	２１	０	０	１
19 年度	７９	４５	９	０	２７	０	０	０
20 年度	８６	４４	２９	０	１３	０	０	０
21 年度	７５	３５	１９	１	２２	０	１	０
22 年度	１０５	４８	３８	１	２４	０	０	０
23 年度	８０	３７	３２	０	１３	０	０	０
24 年度	６３	３３	２１	２	１１	０	０	０
25 年度	９３	３８	３６	５	２７	０	０	０

〔備考〕

１　１件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

２　一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

３　存否不回答とは、条例第１７条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

２　実施機関別の処理状況

平成２５年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成２５年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が７２件で最も多く、うち企画振興局が４０件、次いで健康福祉子ども局が１６件となっています。

平成２５年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

（単位：件）

実施機関		開示請求件数	処理状況							
			開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
市長	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画振興局	40	12	8	2	20	0	42	0	0
	財政局	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	健康福祉子ども局	16	7	9	1	0	0	17	0	0
	環境局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	農水商工局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光文化交流局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	都市建設局	3	1	1	0	1	0	3	0	0
	中央区役所	5	3	2	0	1	0	6	0	0
	東区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南区役所	4	2	2	0	0	0	4	0	0
	北区役所	1	1	0	0	1	0	2	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	72	26	24	3	24	0	77	0	0
教育委員会		8	6	5	1	3	0	15	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		1	1	0	0	0	0	1	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	病院局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	消防局	11	5	6	1	0	0	12	0	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		93	38	36	5	27	0	106	0	0

3　不服申立ての状況

平成２５年度の不服申立ての状況は、次のとおりです。

（単位：件）

不服申立て件数			処理状況				
			決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
２５年度	異議申立て	1	0		0	1	0
	審査請求	0		0	0	0	0
合　　計		1	0	0	0	1	0

4　訂正請求の状況

平成２５年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、ありません。

5　利用停止請求の状況

平成２５年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、ありません。

Ⅴ　熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1　開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが出来ます。

そこで、不服申立てが行われたとき、実施機関は、不服申立てを認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該不服申立てに係る決定を行わなければなりません。この審議会は、次の５人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

（任期：平成２５年４月２７日～平成２７年４月２６日）

役　　職	氏　　名	職　　名　　等
会　　長	江藤　　孝	熊本大学名誉教授 志學館大学名誉教授
会長職務代理者	高木　絹子	弁護士
委　　員	大江　正昭	熊本学園大学社会福祉学部教授
委　　員	馬場　　啓	弁護士
委　　員	澤田　道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授

（平成２６年３月３１日現在）

２　平成２５年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は、合計８件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が７件、個人情報保護制度に基づく諮問が１件となっています。

平成２５年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計１２回で、開催状況は、次のとおりです。

年　　月　　日	主　な　審　議　事　項
平成２５年　４月２６日	平成２５年答申第１号(案)の審議及び答申（平成 23 年諮問第 5 号関係） 平成２４年諮問第１号及び第２号の審議
平成２５年　５月２２日	平成２４年諮問第１号及び第２号の審議
平成２５年　６月２４日	平成２４年諮問第１号の審議
平成２５年　７月１７日	平成２４年諮問第１号の審議
平成２５年　８月　７日	平成２４年諮問第１号の審議
平成２５年　９月　４日	平成２５年答申第２号(案)の審議（平成 24 年諮問第 1 号関係）
平成２５年１０月１０日	平成２５年答申第２号(案)の審議（平成 24 年諮問第 1 号関係）
平成２５年１１月２０日	平成２５年答申第２号(案)の審議（平成 24 年諮問第 1 号関係）
平成２５年１２月　９日	平成２５年答申第２号(案)の審議及び答申（平成 24 年諮問第 1 号関係）
平成２６年　１月１７日	平成２４年諮問第３号及び第４号の審議
平成２６年　２月１０日	平成２６年答申第１号及び第２号(案)の審議（平成 24 年諮問第 3 号及び第 4 号関係）
平成２６年　３月２７日	平成２６年答申第１号及び第２号(案)の審議（平成 24 年諮問第 3 号及び第 4 号関係）

〔資　　料〕

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
1	4/1	S49年3月9日 第11号 道路位置指定図 全てｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		S49年3月9日 第11号 道路位置指定図 全てｶﾗｰ	開示		4/2	4/15 郵送
2	4/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年3月1日～H25年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年3月1日～平成25年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動・臨時・自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種 計126件 ※開示情報取り出し日時:平成25年4月8日	開示		4/10	4/19 郵送
3	4/1	平成25年3月1日から平成25年3月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年3月1日～平成25年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動・臨時・自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 計126件 ※開示情報取り出し日時:平成25年4月8日	開示		4/10	4/19 郵送
4	4/1	平成25年3月1日～平成25年3月31日に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年3月1日～平成25年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動・臨時・自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、法人代表者名、許可年月日、許可期間、業種 計126件 ※開示情報取り出し日時:平成25年4月8日	開示		4/10	4/15 郵送
5	4/1	○熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業・該当地区と周辺の中小企業商店主等への特別中小企業融資制度に於ける以下の開示請求。 1.熊本市事業主が、特別・中小企業融資制度の運用を開始してから今日までに、一定の措置期限が来ても返済しない・返済出来なかった・事例等の取扱いについて、 1)その各年度毎の件数・貸付金額・利息返済金額・等の一件毎のわかる資料等の開示請求。(但し・個人情報は除く)・ 2)現在の時点での残件数・貸付残金額・利息返済累計金額・等の一件毎のわかる資料等の開示請求。(但し・個人情報は除く)・ 2.返済不能の救済策としてのこの特別・中小企業融資制度に対する熊本市救済条例等の整備がなされているのか。あれば、この熊本市条例等、または、他制度により救済する制度があれば、この事のわかる資料等の開示請求。	農水商工局 産業政策課		熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業・該当地区と周辺の忠所企業商店主等への特別中小企業融資制度に於ける以下の開示請求。 1.熊本事業主が、特別・中小企業融資制度の運用を開始してから今日までに、一定の措置期限が来ても返済しない・返済出来なかった・事例等の取扱いについて、 1)その各年度毎の件数・貸付金額・利息返済金額・等の一件毎のわかる資料等の開示請求。(但し・個人情報は除く) 2)現在の時点での残件数・貸付残金額・利息返済累計金額・等の一件毎のわかる資料等の開示請求。(但し・個人情報は除く) 2.返済不能の救済策としてのこの特別・中小企業融資制度に対する熊本市救済条例等の整備がなされているのか。あれば、この熊本市条例等、または、他制度により救済する制度があれば、この事のわかる資料等の開示請求。	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	4/15	4/15

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
6	4/1	B56-29-02-01 B56-29-02-02 B56-29-02-03 B56-29-02-04 B56-29-02-05 道路位置指定 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		B56-29-02-01、B56-29-02-02、B56-29-02-03、B56-29-02-04、B56-29-02-05 道路位置指定 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/3	4/8
7	4/1	工事番号1280021の「都市計画事業 西部汚水21号幹線枝線下水道築造工事(104工区)【総合評価方式】」の金入り設計書。(当初分)工種明細表の下位代価もお願いします。CD-Rでの配布を希望します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水21号幹線枝線下水道築造工事(104工区)の金入り設計書、工種明細表の下位代価のうち、金入設計書。 なお、金入設計書には工種明細表の下位代価の一部を含む。(科目内訳表、施工内訳表のうち特殊施工単価に係るもの)。	開示		4/15	
					都市計画事業 西部汚水21号幹線枝線下水道築造工事(104工区)の金入り設計書、工種明細表の下位代価のうち、工種明細表の下位代価(施工内訳表のうち特殊施工単価以外のもの)。	不存在	第11条　第2項	4/15	
7-2	4/1	平成22年度に熊本県において優良表彰されました、以下の工事の施工計画書の開示請求をいたします。 ・山鹿植木線単県災害防除(自然債)法面対策工事	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		山鹿植木線単県災害防除(自然債)法面対策工事	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/10	4/18 郵送
8	4/2	平成25年3月13日開札 一般県道 戸島熊本線(水前寺工区)電線類地中化工事 上記の金入設計書の開示をお願いします。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道戸島熊本線(水前寺工区)電線類地中化工事(金入設計書)	開示		4/4	4/16
9	4/2	平成25年3月15日開札 熊本市1工区舗装復旧工事[単価契約] 上記の金入設計書の開示をお願いします。	上下水道局 管路維持課		・熊本市1工区舗装復旧工事〔単価契約〕 上記の金額入り工事設計書	開示		4/16	4/16
10	4/2	熊本市産業文化会館 花畑町別館 2件の耐震診断報告書	都市建設局 営繕課		熊本市産業文化会館および花畑町別館の耐震診断報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/4	4/5
11	4/2	道路判定 05年503号 白黒とｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定 05年503号 白黒とｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/3	4/10
12	4/2	道路位置指定 第H24-016号 うち位置指定書、計画図(平面図)のみ(白黒で)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 第H24-016号 うち位置指定書、計画図(平面図)のみ(白黒で)	開示		4/3	4/5
13	4/2	※下記建築物の「建物名称」「所在地」「面積」「階数」 1)50,000㎡以上の平成11年以前に建設された建築物 2)15階以上かつ30,000㎡以上の平成11年以前に建設された建築物	消防局 総務課		次に該当する建築物の名称、所在地、面積、階数 ・50,000㎡以上の平成11年以前に建設された建築物 ・15階以上かつ30,000㎡以上の平成11年以前に建設された建築物	開示		4/15	4/22 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
14	4/3	平成25年3月6日開札 都市計画事業 中央汚水幹線枝線下水道築造工事(146工区) 平成25年3月8日開札 都市計画事業 坪井ﾎﾟﾝﾌﾟ場雨水貯留管築造工事(140工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中央汚水幹線枝線下水道築造工事(146工区) 都市計画事業 坪井ﾎﾟﾝﾌﾟ場雨水貯留管築造工事(140工区) の金入り設計書	開示		4/4	4/16
15	4/3	「北区植木町広住小道公民館付近φ100・75・50耗配水管布設他1件工事」(変更契約分) 上記工事の金入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表)	上下水道局 水道整備課		・北区植木町広住小道公民館付近φ100・75・50耗配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		4/4	4/8
16	4/3	平成24年度採用試験(高卒程度)の初級事務、学校事務、消防士、救急救命士の、1次合格最低点、2次合格最低点について教えてください。 上記職種に技術職(土木)も追加。	人事委員会 事務局		平成24年度熊本市職員採用試験(初級職等)に係る文書 次の職種の第1次試験及び第2次試験の合格者最低点 事務職、学校事務職、技術職(土木)初級消防職、初級消防職(救急救命士)	開示		4/5	4/12
17	4/3	熊本市中央区水前寺3-〇の土地の上水道と下水道の名義が変わった事がわかる書類	上下水道局 給排水設備課		熊本市中央区水前寺3丁目〇番の給水装置及び排水設備工事に関する〇〇〇〇様名以外で申請等がなされている文書及び上下水道局の発送又は内部文書。「給水管栓止め確認書」外18枚。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	4/17	4/18
18	4/3	熊本市発注の下記工事の金額入り工事内訳書 担当課:都市建設局 設備課 工事名:豊田団地第6期I棟(6戸)給排水衛生設備工事	都市建設局 設備課		豊田団地第6期I棟(6戸)給排水衛生設備工事 金入内訳書	開示		4/9	4/12
19	4/4	道路指定関係書類 S57.8.25 指令(計建)第47号 (指令書、図面のみ)	都市建設局 建築指導課		道路指定関係書類 S57.8.25 指令(計建)第47号 (指令書、図面のみ)	開示		4/5	
20	4/5	平成25年3月13日開札 市道 二本木3丁目世安町第1号電線類地中化工事(2411工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・市道 二本木3丁目世安町第1号線電線類地中化工事(2411工区)の金入り設計書	開示		4/15	4/19
21	4/5	熊本市大窪1丁目〇番の市道山室大窪第1号線道路改良事業用地として市に提供した時の公共事業用資産の買取り等の証明書(〇〇〇〇分)と、買取りに係る内訳がわかる書類(木の種類、本数等の明細がわかる書類)	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 用地課		・収用証明書 ・立竹木調査表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/17	4/19
22	4/5	●工事番号:1201743 ●工事名国道266号(出仲間地区)電線共同溝整備工事(その2)【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		国道266号(出仲間地区)電線共同溝整備工事(その2) 金入設計書	開示		4/10	4/22 郵送
23	4/8	位置指定道路図面 昭和43年6月6日 熊本県指令第190号 位置指定書、平面図のみ	都市建設局 建築指導課		位置指定道路図面 昭和43年6月6日 熊本県指令第190号 位置指定書、平面図のみ	開示		4/9	4/23

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
24	4/9	都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-23)築造工事(152工区) 科目内訳、施工内訳までお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-23)築造工事 (152工区) の金入り設計書	開示		4/12	4/25 閲覧
25	4/9	中央区九品寺6丁目から白山2丁目間φ600耗配水管布設工事(その2)科目内訳、施工内訳までお願いします。	上下水道局 水道整備課		・中央区九品寺6丁目から白山2丁目間φ600耗配水管布設工事(その2) 上記工事の金額入り工事設計書	開示		4/22	4/25 閲覧
26	4/9	一般県道 砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事 科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事の金入り設計書	開示		4/16	4/25 閲覧
27	4/9	一般県道 戸島熊本線(水前寺工区)電線類地中化工事 科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 東部土木センター 工務課		①一般県道戸島熊本線(水前寺工区)電線類地中化工事金入り設計書	開示		4/12	4/25
28	4/9	都市計画道路子飼新大江線道路改築外工事 科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 東部土木センター 工務課		②都市計画道路子飼新大江線道路改築外工事金入り設計書	開示		4/12	4/25
29	4/9	平成24年度 管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託 金入り設計書	都市建設局 都心活性推進課		平成24年度管理道路境界確定及び側溝改良測量設計業務委託 金入り設計書	開示		4/15	4/18
30	欠番								
31	4/9	㈲○○の産業廃棄物処理業を営むにあたって、熊本市の認可を得ているはずですので、市の基準を満たしている根拠となる資料及びその基になっている市の基準が明記されている文書	環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室		㈲○○の産業廃棄物処理業許可申請資料及び熊本市産業廃棄物処理施設指導要綱	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 5号　審議、検討に関する情報	4/23	4/24
32	4/9	暫E-114 道路判定書 受付台帳 申込書 地図 白黒又はｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		暫E-114 道路判定書 受付台帳 申込書 地図 白黒又はｶﾗｰ	開示		4/15	4/18
33	4/9	(内部通報H24年11月01号) 熊本市動植物園のｿﾞｳの骨格標本づくりに絡む公金の不適正利用の通報について	総務局 人事課 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進室		内部通報 H24年11月01号 熊本市動植物園のｿﾞｳの骨格標本づくりに絡む公金の不適正利用の通報について	不開示	6号　事務事業に関する情報	4/23	4/25
34	4/10	位置指定道路関するｺﾋﾟｰ H18-005 No.1～No.7 白黒又はｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		位置指定道路関するｺﾋﾟｰ H18-005 No1～No7 白黒又はｶﾗｰ	開示		4/15	4/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
35	4/10	㈱○○ 熊本市北区植木広住○-△ ○○○○(許可証番号) ㈱○○ 熊本市北区楠野町○-△ ○○○○(許可証番号) 2社の決算書及び概要(22～24年)	環境局 ごみ減量推進課		㈱○○ 熊本市北区植木町広住○-△ ○○○○(許可証番号) ㈲○○ 熊本市北区楠野町○-△ ○○○○(許可証番号) 2社の決算書及び概要(22～24年)	不存在	第11条　第2項	4/18	
36	4/10	※情報提供の申請に係る行政資料の内容 自動販売機の設置に伴う喫茶営業許可申請ﾘｽﾄ (2013年3月末日から過去5年間) 【内容】 営業所の屋号・住所・電話番号・申請者(企業名)・契約期間 CDで可能であれば	健康福祉子ども局 食品保健課		熊本市内における自動販売機の設置に伴う喫茶営業申請ﾘｽﾄ (2013年3月末日から過去5年間に許可を受けたもの) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、申請者名、許可期間 ※廃止されたものは除く ※開示情報取り出し日時:平成25年4月15日	開示		4/15	4/19
37	4/10	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年1月11日～2月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/15	4/26
38	4/10	平成24年10月17日開札 市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事の設計変更後の金入り設計書	開示		4/18	4/19
39	4/11	行政書士・○○(住所:東京都中野区○○-○-△)および行政書士・○○(住所:東京都清瀬市○○-○-△)による戸籍謄本・住民票等職務上請求書 それぞれ郵便請求に係るもの	企画振興局 区政推進課		行政書士・○○及び行政書士・○○による、戸籍謄本・住民票等職務上請求書(郵便請求によるものに限る)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/25	5/8
40	4/12	道路判定 07-217全て ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒	都市建設局 建築指導課		道路判定 07-217全て ｶﾗｰはｶﾗｰで、白黒は白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/16	4/18 郵送
41	4/12	道路判定 12年第341号に関する書類 ・判定調査書 ・地図(案内図) ・道路調査書 ・誓約書 ・図-1 ・字図の写し ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定 12年第341号に関する書類 ・判定調査書 ・地図(案内図) ・道路調査書 ・誓約書 ・図-1 ・字図の写し ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/16	7/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
42	4/15	○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、以下の開示請求をする。 1.平成25年度当初予算案で、JR熊本駅・東口駅前広場整備に1,000万円計上したとあるが、 1)現在の暫定形と言われているJR東口広場をどの様に整備するのか等、具体的にどの様な作業に、この1,000万円が投資されるのか、具体的にわかる件名ごとの内訳・図面等の開示請求。 2)在来線高架ホームを隠す為の「武者返しの壁」の敷地面積のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市は政令指定都市になったので、熊本県から東口駅前広場整備を引き継いだと聞くが、熊本県の整備計画では現在の暫定形の約2倍になるとの事であったが、熊本市発信の諸資料を見ると、約1.7倍になるとの事であるが、熊本県の整備計画との誤差・変更・等のわかる具体的対比資料等・図面等・(含むカラー)の開示請求。 3.「日本一乗り換えしやすい駅」を目指した整備を行うとの案と聞くが、熊本県の計画では、他交通機関への乗り換え場所・交通結節機能が、三ヶ所に分散した図面となった儘であるが、どの様な「日本一乗り換えしやすい駅」とするのか、等のわかる資料等の開示請求。更に、JR小倉駅では駅舎内にモノレールの発着場があり、駅舎を出ればすぐ目の前にバス発着場がある。JR長崎駅前は二重層の構造の駅前で、2階部分は乗降客の歩行空間であり東西南北に移動が可能であり、一階の地上部分は、公共交通機関発着場・タクシー自家用車発着場・となっており、この情態の駅前整備が普通と言われているが、これより遥かに優れた「日本一乗り換えの便利な駅」とする整備計画がどの様なものなのか?の具体的に現在の日本国内で実働稼動営業中の「駅前」と対比のわかる具体的資料等の開示請求。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		1.1)現在の暫定形と言われている現在の東口広場をどの様に整備するのか等、具体的にどの様な作業にこの1,000万円が投資されるのか具体的にわかる件名毎の内訳・図面等(※補足資料参照) 1.2)在来線高架ホームを隠す為の「武者返しの壁」の敷地面積のわかる資料等 2.熊本県の整備計画との誤差・変更等のわかる具体的対比資料等図面等 3.どの様な「日本一乗り換えしやすい駅」とするのか等のわかる資料等 具体的に現在の日本国内で実働稼動営業中の「駅前」と対比のわかる具体的資料等	不存在	第11条　第2項	4/26	5/1

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
43	4/15	1.平成25年度当初予算案で、JR熊本駅・東口駅前広場整備に1,000万円計上したとあるが、 1)現在の暫定形と言われているJ東口広場をどの様に整備するのか等、具体的にどの様な作業に、この1,000万円を投資されるのか、具体的にわかる件名ごとの内訳・図面等の開示請求。 2)在来線高架ホームを隠す為の「武者返しの壁」の敷地面積のわかる資料等の開示請求。 2.熊本県の整備計画との誤差・変更等のわかる具体的対比資料等・図面等(含むｶﾗｰ)の開示請求。 3.どの様な「日本一乗り換えしやすい駅」とするのか等のわかる資料等の開示請求。 更に、「日本一乗り換えの便利な駅」とする整備計画がどの様なものなのか、具体的に現在の日本国内で実働稼動営業中の「駅前」との対比のわかる具体的資料等の開示請求。	都市建設局 都市政策課		1.1)現在の暫定形と言われている現在の東口広場をどの様に整備するのか等、具体的にどの様な作業にこの1,000万円が投資されるのか具体的にわかる件名毎の内訳・図面等 1.2)在来線高架ホームを隠す為の「武者返しの壁」の敷地面積のわかる資料等 2.熊本県の整備計画との誤差・変更等のわかる具体的対比資料等図面等 3.どの様な「日本一乗り換えしやすい駅」とするのか等のわかる資料等 具体的に現在の日本国内で実働稼動営業中の「駅前」と対比のわかる具体的資料等	不存在	第11条　第2項	4/26	5/1
44	4/15	○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、以下の開示請求をする。 平成25年度当初予算計上の中に、「JR熊本駅・川尻駅間新駅整備」の項目として、10,800万円計上されているが、 1.この投資額の何に投資するのか、具体的項目・件名毎の金額等ｽｹｼﾞｭｰﾙ等の開示請求。 2.JR九州と熊本市の協定書のわかる資料等の開示請求書。 3.熊本市公共事業等環境配慮指針・等の条例があるが、周辺への環境影響調査説明責務は、この事業に対して行うのか・否か・のわかる資料等の開示請求。「否」の場合は、なぜ「否」なのかの法的根拠等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 交通政策総室		○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、以下の開示請求をする。 平成25年当初予算計上の中に、「JR熊本駅・川尻駅間新駅整備」の項目として10,800万円計上されているが、 1.この投資額の何に投資するのか具体的項目・件名毎の金額等の開示請求。	開示		4/26	5/1
					○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、以下の開示請求をする。 平成25年度当初予算計上の中に、「JR熊本駅・川尻駅間新駅整備」の項目として10,800万円計上されているが、 1.この投資額の何に投資するのか具体的ｽｹｼﾞｭｰﾙ表等の開示請求。 2.JR九州と熊本市との協定書のわかる資料等の開示請求書。 3.熊本市公共事業等環境配慮指針・等の条例があるが、周辺の環境影響調査説明責務は、この事業に対して行うのか・否か・のわかる資料等の開示請求。「否」の場合は、何故「否」なのかの法的根拠等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	4/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
45	4/15	○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の権利)第5条・(市民の責務)第6条・に基づき、以下の開示請求をする。 平成25年度当初予算計上の中に、「JR熊本駅・川尻駅間新駅整備」の項目として、10,800万円計上されているが、 1.この投資額の何に投資するのか、具体的項目・件名毎の金額等・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等の開示請求。 2.JR九州と熊本市の協定書のわかる資料等の開示請求書。 3.熊本市公共事業等環境配慮指針・等の条例があるが、周辺への環境影響調査説明責務は、この事業に対して行うのか・否か・のわかる資料等の開示請求。「否」の場合は、なぜ「否」なのかの法的根拠等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 都心活性推進課		平成25年度当初予算計上額のうち、「熊本駅・川尻駅間新駅整備」項目として10,800千円計上されていることに関して ①投資額の具体的項目・件名毎の金額等、ｽｹｼﾞｭｰﾙ表等 ②JR九州と熊本市の協定書の分かる資料等 ③当該事業が、熊本市公共事業等環境配慮指針等の条例に照らし、周辺への環境影響調査説明の責務を果たすか否かが分かる資料。「否」の場合は、その法的根拠の分かる資料	不存在	第11条　第2項	4/18	5/1
46	4/15	旅館業変更届一式 ○○分 H22.頃	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成22年度提出の○○(旧名称:○○)の変更及び添付書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	5/1	6/13
47	4/15	2012年12月から最近までの路上等での動物の死体処理に関わる連絡が来た日時と場所をできるだけ詳しく知りたい。(中央区役所まちづくり推進課対応分)	中央区役所 まちづくり推進課		2012年12月から最近までの路上等での動物の死体処理に関わる連絡が来た日時と場所がわかる資料(中央区まちづくり推進課受付分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/17	4/24
48	4/15	2012年12月から最近までの路上等での動物の死体処理に関わる連絡が来た日時と場所をできるだけ詳しく知りたい。(ごみｾﾞﾛｺｰﾙ対応分)	環境局 廃棄物計画課		2012年12月から最近までの路上等での動物の死体処理に関わる連絡が来た日時と場所をできるだけ詳しく知りたい(ごみｾﾞﾛｺｰﾙ対応分)。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/24	4/24
49	4/16	平成25年3月6日開札 都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(145工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(145工区) の金入設計書	開示		4/18	4/22
50	4/16	熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は・法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 但し、廃業している施設は除く ※2011/1/1～2013/3/31に新規で許可を受けた施設全て CD-R郵送希望	健康福祉子ども局 食品保健課		熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設 (2011年1月1日～2013年3月31日の間に新規で許可を受けた施設全て) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※廃止されたものは除く ※開示情報取り出し日時:平成25年4月18日	開示		4/22	4/30 郵送
51	4/17	熊本市横手2丁目○番.平成15年1月24日決裁の市道の立会資料 熊本市横手2丁目○番△.平成16年1月18日決済の市道の立会資料 ｶﾗｰの資料はｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 総務課		市道境界立会に関する文書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/25	5/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
52	4/18	平成25年1月1日から平成25年3月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成25年1月1日から平成25年3月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/24	4/30 郵送
53	4/18	建築指導課における道路判定資料(H11年度.99-096) 〃　(12-269) ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		建築指導課における道路判定資料(H11年度.99-096) 建築指導課における道路判定資料(12-269) ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/19	4/19
54	4/18	熊本都市計画事業復興土地区画整理事業第一地区に伴う河原町2-○、2-○、2-○、2-○の清算金に関する書類 1.振込金、振込口座を証する書類 2.支払い領収書 3.各筆、各権利別精算金明細書	都市建設局 都心活性推進課		熊本都市計画事業復興土地区画整理事業第一地区に伴う 河原町2-○,2-○,2-○,2-○の精算金に関する書類 1.振込金、振込み口座を証する書類 2.支払い領収書	不存在	第11条　第2項	4/30	5/2
					熊本都市計画事業復興土地区画整理事業第一地区の施行に伴う 河原町2-○,2-○,2-○,2-○に関する各筆各権利別精算金明細書	開示		4/30	
55	4/23	位置指定道路図面(関係書類すべて)ｶﾗｰはｶﾗｰで 昭和50年12月16日 第84号 昭和51年7月21日 第41号 昭和38年8月26日 第60号	都市建設局 建築指導課		位置指定道路図面(関係書類すべて)ｶﾗｰはｶﾗｰで 昭和50年12月16日 第84号 昭和51年7月21日 第41号 昭和38年8月26日 第60号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/25	4/26
56	4/23	現在㈱○○を相手に民事裁判中 (医療法人○○) ○○の開設に関する一連の書類 ①熊本市○区○○-△-× ○○ｸﾘﾆｯｸ 平成○年○月○日 市に届出、開設 ②熊本市○区○○-△-× ○○ｸﾘﾆｯｸ (2件の医療設備、建物の設計図等々)関する書類 開設年月、日、住所、2件共存在しない	健康福祉子ども局 医療政策課		○○の開設に関する一連の書類 ①熊本市○区○○丁目△-× の施設に関する開設関係書類等 ②熊本市○区○○-△-× の施設に関する開設関係書類等	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	5/7	5/10
57	4/23	専用水道の配管図(○○病院)	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市専用水道事務取扱要綱第10条に規定する専用水道設置届出(第8号様式)に伴い関係書類として提出された下記施設の配管図 記 施設名称:○○病院 施設所在地:熊本市北区○○丁目△-×	開示		4/30	5/2
58	4/25	熊本市役所を平成25年3月31日に退職した臨時職員の「離職票」発行に関する決裁書類等	総務局 人事課		熊本市役所を平成25年3月31日に退職した臨時職員の「離職票」発行に関する決済書類等	不存在	第11条　第2項	5/9	5/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
59	4/25	■東部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(4工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■東部地区(4工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■東部地区(1工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■東部地区(3工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■東部地区(3工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(7工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(2工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(1工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■東部地区(5工区)公園除草業務委託の金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 東部地区(1工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 東部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 東部地区(3工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 東部地区(4工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 東部地区(1工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(2工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(3工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(4工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(5工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書 東部地区(7工区)公園除草業務委託の金入り設計書	開示		5/2	5/13
60	4/25	■東部地区(3工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(4工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(5工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■東部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		・東部地区(3工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(4工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(5工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ・東部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書	開示		5/7	5/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
61	4/25	■西部地区(1工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(4工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(7工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(2工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(8工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(5工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(3工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■西部地区(1工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■西部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■西部地区(3工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■西部地区(4工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		西部地区(1工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(2工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(3工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(4工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(5工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(6工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(7工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(8工区)公園除草業務委託の金入設計書 西部地区(1工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入設計書 西部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入設計書 西部地区(3工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入設計書 西部地区(4工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入設計書	開示		5/9	5/13
62	4/25	■西部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(4工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(3工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■西部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 維持課		西部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託 西部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託 西部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託 西部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託 西部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託 西部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託 西部地区(3工区)市道等街路樹管理業務委託 西部地区(4工区)市道等街路樹管理業務委託 の金入り設計書	開示		5/8	5/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
63	4/25	■北部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■北部地区(5工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■北部地区(2工区)公園除草業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■北部地区(1工区)公園除草業務委託【単価契約】の金入り設計書 ■北部地区(2工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■北部地区(4工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■北部地区(1工区)公園除草業務委託の金入り設計書 ■八景水谷公園除草業務委託の金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		北部地区(6工区)公園除草業務委託の金入り設計書 北部地区(5工区)公園除草業務委託の金入り設計書 北部地区(2工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 北部地区(1工区)公園管理業務委託【単価契約】の金入り設計書 北部地区(2工区)公園除草業務委託の金入り設計書 北部地区(4工区)公園除草業務委託の金入り設計書 北部地区(1工区)公園除草業務委託の金入り設計書 八景水谷公園除草業務委託の金入り設計書	開示		4/30	5/13
64	4/25	■北部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■北部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■北部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■北部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■北部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託の金入り設計書 ■北部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託の金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 維持課		北部地区(1工区)市道等街路樹管理業務委託 北部地区(2工区)市道等街路樹管理業務委託 北部地区(1工区)国県道街路樹管理業務委託 北部地区(2工区)国県道街路樹管理業務委託 北部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託 北部地区(4工区)国県道街路樹管理業務委託 以上、6件の金入り設計書	開示		5/7	5/13
65	4/25	■熊本城樹木等管理業務委託【単価契約】の金入設計書	観光文化交流局 熊本城総合事務所		熊本城樹木等管理業務委託【単価契約】の金入り設計書	開示		5/7	5/13
66	4/25	■緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～花畑別館前)業務委託の金入り設計書 ■緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～水道町電停)業務委託の金入り設計書 ■緑のじゅうたん管理(熊本駅前電停～田崎橋電停)業務委託の金入り設計書	環境局 緑保全課		・緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～花畑別館前)業務委託の金入り設計書 ・緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～水道町電停)業務委託の金入り設計書 ・緑のじゅうたん管理(熊本駅前電停～田崎橋電停)業務委託の金入り設計書	開示		5/9	5/13
67	4/26	道路判定の書類 平成19年-025 道路位置廃止書の写し ・写し(鏡) ・土地利用計画平面図 ・確定測量図 ・公図 黒又はカラー	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 平成19年-025 道路位置廃止書の写し ・写し(鏡) ・土地利用計画平面図 ・確定測量図 ・公図 黒又はカラー	開示		5/1	5/1

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
68	4/30	別紙添付による。 5件すべての金入り設計書一式(鏡から参考資料まで) 1 1201758 橋梁 平成25年3月13日 白藤跨線橋橋梁補修工事 4 1201348 橋梁 平成24年12月27日 新四方池橋外1橋橋梁補修工事 4の分については、当初及び変更契約後のも必要	都市建設局 西部土木センター 工務課		・白藤跨線橋橋梁補修工事 金入り設計書(当初) ・新四方池橋外1橋橋梁補修工事 金入り設計書(当初・変更)	開示		5/7	5/10
69	4/30	別紙添付による。 5件すべての金入り設計書一式(鏡から参考資料まで) 3 1201491 橋梁 平成25年1月25日 主要地方道熊本嘉島線(川尻宇土3号橋)橋梁(補修)工事 3の分については、当初及び変更契約後のも必要	都市建設局 西部土木センター 維持課		平成25年1月25日開札 ・平成24年度 主要地方道熊本嘉島線(川尻宇土3号橋)橋梁(補修)工事 上記の金入設計書	開示		5/7	5/10
70	4/30	別紙添付による。 5件すべての金入り設計書一式(鏡から参考資料まで) 2 1201553 橋梁 平成25年2月14日 市道河内第1号線(古閑前橋)橋梁補修工事	都市建設局 西部土木センター 河内分室		平成25年2月14日入札 市道河内第1号線(古閑前橋)橋梁補修工事の金入設計書	開示		5/2	5/10
71	4/30	別紙添付による。 5件すべての金入り設計書一式(鏡から参考資料まで) 5 1200849 橋梁 平成24年10月17日 市道池田4丁目釜尾町第1号線(釜尾橋)橋梁補修工事 5の分については、当初及び変更契約後のも必要	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道 池田4丁目釜尾町第1号線(釜尾橋)橋梁補修工事 金入り設計書(当初及び第1回変更分)	開示		5/2	5/10
72	4/30	道路位置指定の図面 昭和45年12月4日 熊本県指令第296号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の図面 昭和45年12月4日 熊本県指令第296号 カラー又は白黒	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	5/1	5/10
73	4/30	平成25年4月30日付で契約した、熊本市上下水道局発注の「都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(501工区)」の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(501工区) の金入り設計書	開示		5/7	5/10
74	4/30	・秋田配水場電気防食設備(外部電源)設置工事に関する金入り設計書 ・秋田配水場内外電装置(マクロセル対策)設置工事に関する金入り設計書	上下水道局 管路維持課		・秋田配水場電気防食設備(外部電源)設置工事 ・秋田配水場内外電装置(マクロセル対策)設置工事 上記の金額入り工事設計書	開示		5/8	5/17 郵送
75	5/1	平成25年4月19日開札 熊本市上下水道局発注の件名 (海底構造物(攪拌ブロック)設置工事の金入り設計書の開示請求をします。	上下水道局 計画調整課		平成25年度 海底構造物(攪拌ブロック)設置工事 の金入り設計書	開示		5/8	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
76	5/1	平成25年4月1日から平成25年4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業・ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ・惣菜販売・弁当屋を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年4月1日～平成25年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業、ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ、惣菜販売、弁当屋を除く) 計90件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、業種、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年5月7日 10:00	開示		5/9	5/16 郵送
77	5/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年4月1日～H25年4月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年4月1日～平成25年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計100件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年5月7日 10:00	開示		5/9	5/17 郵送
78	5/1	平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年4月1日～平成25年4月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計100件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年5月7日 10:00	開示		5/9	5/20 郵送
79	5/1	○平成23年3月8日受付・第57号・「文書等開示請求拒否決定に対する異議申立書」に対して、熊本市長が「熊本市情報公開・個人情報保護審議会」に対して「諮問」した「熊本市長公印の諮問書」の開示請求。※(情個審答申第3号の分。)	総務局 総務課		熊本市長(市民協働推進課)から熊本市情報公開・個人情報保護審議会長へ提出された情報公開審査諮問書(平成23年3月28日付け市協発第79号)	開示		5/2	5/13
80	5/1	○平成24年7月19日(木)に郵送受領した「調査開始通知書」・平成24年度第30号・平成24年7月17日付・熊本市ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ原田卓の書面を頂きましたが、その後の業務処理がその後どの様に行われたのかのわかる資料等の開示請求。また、どの様な法的根拠等に基づくものなのか等もわかる資料等の開示請求。※添付熟視資料・A4→1枚※	企画振興局 ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局		1 平成24年7月17日付、平成24年度第30号の調査開始通知書送付後、調査に使用した資料及び法的根拠等資料 (1)報告書への未掲載の事例(要約)中、(7)ﾊﾞｽ停の廃止(要約)(8)公募委員の選考(要約) (2)平成24年3月13日受付 平成23年度 熊本市ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ制度についてのｱﾝｹｰﾄ (3)平成24年7月2日受付第30号 苦情申立書 (4)熊本市ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ条例中、第6条第5号	開示		5/15	5/30
81	5/1	平成21年度に公募された熊本市植木健康福祉センターにおける指定管理者(株式会社○○)の事業計画書一式及び平成24年度の年次報告書を開示請求いたします。	健康福祉子ども局 健康福祉政策課	有 6/14	平成21年度に公募された熊本市植木健康福祉センターにおける指定管理者(株式会社○○)の事業計画一式及び平成24年度の年次報告書の中で、平成19年度貸借対照表、収支計算書、定款、登記簿謄本、労働者災害補償保険加入証明書、納税証明書、収支計算書、収支計算積算内訳明細、自主事業収入予定明細にかかる部分を除く	開示 (一部請求拒否)	3号 法人等情報	6/7	6/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					平成21年度に公募された熊本市植木健康福祉センターにおける指定管理者(株式会社〇〇)の事業計画一式及び平成24年度の年次報告書の中で、平成19年度貸借対照表、収支計算書、定款、登記簿謄本、労働者災害補償保険加入証明書、納税証明書、収支計算書、収支計算積算内訳明細、自主事業収入予定明細に係る部分について	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報	6/7	
82	5/2	〇月〇日に届出のあった〇〇熊本店の大規模小売店舗立地法5条1項(新設)に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取図、店舗の配置図。(道路と建物との位置関係が配置できるものを希望。)	農水商工局商工振興課		平成25年〇月〇日付けで届出のあった「〇〇熊本店」に係る大規模小売店舗届出書に添付された「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」及び「周辺見取図」(1:1,000)及び「平面兼配置図」(1:400)	開示		5/10	5/15 郵送
83	5/2	平成25年4月19日開札 ・都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-1・E-15)築造工事(512工区) ・都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(503工区) ・　〃　〃　〃　〃 〃　(504工区) ・　〃　西部汚水11号　〃 〃　(513工区) ・　〃　〃　〃　〃 〃　(502工区) ・　〃　東部汚水35号　〃 〃　(524工区) 上記6件の金入設計書の開示をお願い致します。 平成24年3月14日開札 都市計画事業 西部汚水7号幹線枝線下水道築造工事(779工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-1、E-15)築造工事(512工区) 都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(503工区) 都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(504工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事(513工区) 都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線下水道築造工事(502工区) 都市計画事業 東部汚水35号幹線枝線ほか枝線下水道築造工事(524工区) 上記6件の当初設計金入り設計書 都市計画事業 西部汚水7号幹線枝線下水道築造工事(779工区) 上記1件の変更設計金入り設計書	開示		5/9	5/10
84	5/7	(工事名)都市計画事業東部汚水2号幹線枝線下水道築造工事(754工区)の金入り設計書(設計変更に伴う変更分)	上下水道局下水道整備課		都市計画事業 東部汚水2号幹線枝線下水道築造工事(754工区)の金入り設計書(設計変更に伴う変更分)	開示		5/9	5/22 郵送
85	5/7	・道路位置指定 位置指定年月日 昭和42年6月10日 位置指定番号 熊本県指令第93号 ・道等の判定調査 判定年月日 平成17年06月27日 判定番号 05年第294号 ｶﾗｰでお願い致します	都市建設局建築指導課		・道路位置指定 位置指定年月日 昭和42年6月10日 位置指定番号 熊本県指令第93号 ・道等の判定調査 判定年月日 平成17年06月27日 判定番号 05年第294号 ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/8	5/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
86	5/9	道路位置指定に関する書類、図面 ・昭和35年7月30日 ・熊本県指令(建)第60号 ・熊本市出水町国府860 (カラー)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定に関する書類、図面 ・昭和35年7月30日 ・熊本県指令(建)第60号 ・熊本市出水町国府860	開示		5/13	5/20 郵送
87	5/10	平成20年～平成24年で、市税を滞納して給与等の差し押さえを受けた市職員について、滞納の内容がわかる文書並びに当該滞納に伴って下された処分(懲戒処分及び指導上の措置)の内容が分かる文書	総務局 人事課		平成20年～平成24年で、市税を滞納して給与等の差し押さえを受けた市職員について、滞納の内容が分かる文書並びに当該滞納に伴って下された処分(懲戒処分及び指導上の措置)の内容が分かる文書	不存在	第11条　第2項	5/16	5/18
88	5/13	熊本市中央区迎町○丁目○番地他で営業していた○○に係るﾀﾝｸ埋設、配管位置等の記載図面を入手したい為、	消防局 総務課		熊本市中央区迎町○丁目○番地 ○○ ・ﾀﾝｸ埋設・配管位置等の関係図面	開示		5/21	5/22
89	5/13	平成20年度～23年度の樹木害虫駆除委託(学校・幼稚園)	環境局 緑保全課		平成20年度～平成23年度樹木害虫駆除委託における散布場所(但し学校・幼稚園分)、受付日、実施日、散布量がわかる文書	開示		5/16	5/17
90	5/13	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年2月11日～3月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/15	5/28
91	5/13	金入り設計書 都市計画事業 東部汚水46号幹線枝線下水道築造工事(514工区)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水46号幹線枝線下水道築造工事(514工区)の金入り設計書	開示		5/16	5/23
92	5/15	上下水道局 中央区京町2丁目14番φ300・150粍配水管布設替他1件工事 当初と変更がわかるもの (3/14、4/17)	上下水道局 水道整備課		・中央区京町2丁目14番付近φ300・150粍配水管布設替他1件工事 上記の当初、第1回・第2回変更金額入り工事内訳明細書	開示		5/17	5/20
93	5/15	○○ 消火設備(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備、泡消化設備、屋内消火栓設備)の着工届出書(書類及び図面)と設置届出書(書類及び図面)	消防局 総務課		○○ ・消火設備(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備・泡消火設備・屋内消火栓設備)の着工届出書(書類及び図面) ・設置届出書(書類及び図面)	開示		5/29	5/30
		●熊本市「西区まちづくり懇話会」の・公募委員・選考が行われたが、この事に関連する開示請求。 1.熊本市西区まちづくり懇話会の、規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等。 2.熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、 1)全選考委員の氏名・役職名のわかる資料 等の開示請求。 2)全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等。 3)全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等。			●熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われたが、この事に関連する開示請求。 1.熊本市西区まちづくり懇話会の規定要綱等、公募委員選考基準等のわかる資料等の開示請求。 2-(1)全選考委員の氏名・役職のわかる資料の開示請求。	開示		5/23	2/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
94	5/16	3.応募原稿に対する評価評点配点は、「私がやりたい西区のまちづくり」との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、 1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配点は、どの様な基準に依って配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的事例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。 4.面接時における人物評価・人材評価・等は、「西区まちづくり懇話会」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、 1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配転は、どの様な基準に依って配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。	西区役所 総務企画課		○熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われたが、この事に関連する開示請求。 2-(2)応募原稿に対する評価評点のわかる資料等、2-(3)応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等、3.4具体的事例標準基準のわかる資料等の開示請求。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/23	5/30
		5.熊本市・西区まちづくり懇話会・公募委員・応募原稿テーマは、応募者全員「私がやりたい西区のまちづくり」となっていた。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則・等を」定めて、「情報共有の原則・参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報は除く。)			○熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われたが、この事に関連する開示請求。 5.応募者全員の個人情報を除いた応募原稿の開示請求。	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	5/23	
95	5/17	S33-017 熊本県指令建第十七号 建築基準法第42条第1項第5号 位置指定道路に関する資料の実測図	都市建設局 建築指導課		S33-017 熊本県指令建第十七号 建築基準法第42条第1項第5号 位置指定道路に関する資料の実測図	開示		5/21	5/21
96	5/17	建築指導課 道路判定 H.16年度 04-518号 〃　H.24年度 12-100号 〃　H.25年度 13-028号 の資料一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		建築指導課 道路判定 H16.年度 04-518号 道路判定 H24.年度 12-100号 道路判定 H25.年度 13-028号 の資料一式 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/21	5/22
97	5/17	「熊本市大気汚染ﾃﾚﾒｰﾀｰｼｽﾃﾑ保守点検業務委託」における下記の平成25年度～平成23年度における3年分の情報公開請求. (仕様書)	環境局 環境政策課		「熊本市大気汚染ﾃﾚﾒｰﾀｼｽﾃﾑ保守点検業務委託」における下記の平成25年度～平成23年度における3年分の情報公開請求(仕様書)	開示		5/24	7/4 郵送
98	5/19	都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-23)築造工事(152工区)金入り設計書 代価表、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-23)築造工事(152工区) の金入り設計書	開示		5/22	5/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
99	5/20	水質汚だく防止法第2条.特定施設の設置届の内容 熊本市東区○△-×所在の工場 (○○所有)	環境局 水保全課		水質汚濁防止法第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置届出の内容 事業場:○○ 所在地:熊本市東区○△-×	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/27	5/29
100	5/20	道路関係書類一式 S62-069 S49-080 カラーはカラーで	都市建設局 建築指導課		道路関係書類一式 S62-069 S49-080 カラーはカラーで	開示		5/21	5/22
101	5/20	○熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の・公募委員・選考が行われたが、この事に関連する開示請求。 1.熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の、規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等。 2.熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、 1)全選考委員の氏名・役職名のわかる資料の開示請求。 2)全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等。 3)全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等。 3.応募原稿に対する評価評点配点は、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、 1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配点は、どの様な基準に依って配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的事例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。 4.面接時に於ける人物評価・人材評価・等は、「熊本市第6次総合計画中間見通し」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、 1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配点は、どの様な基準に依って配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。	企画振興局 企画課		1.熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の、規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等。 ・熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱 ・熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考基準 2.熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、1)全選考委員の氏名・役職名のわかる資料の開示請求。 ・熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会公募委員選考委員会名簿 3.応募原稿に対する評価評点配点は、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配点は、どのような基準に依って配点するのか等、具体的凡例に依って配点されるのか、等の共通の具体的事例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。 4.面接時における人物評価・人材評価・等は、「熊本市第6次総合計画中間見直し」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、1)非常に優れている 2)優れている 3)普通 4)劣っている 5)非常に劣っている との評価評点配点は、どの様な基準に依って配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていた筈だから、その具体的にわかる資料等。 ・審査項目と着眼点	開示		6/10	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5.熊本市・第6次総合計画中間見直し委員会・公募委員・応募原稿ﾃｰﾏは、応募者全員「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」となっていた。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則・等を定めて、「情報共有の原則・市民参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報は除く。)			2.熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、 2)全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等。 3)全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等。 ・公募委員選定評価表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/10	6/10
					5.熊本市・第6次総合計画基本計画中間見直し委員会・公募委員・応募原稿ﾃｰﾏは、応募者全員「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」となっていた。 熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則・等を定めて、「情報共有の原則・市民参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報は除く)	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	6/3	
102	5/20	●熊本市振興ﾋﾞｼﾞｮﾝ(素案)等に関するご意見・ご提案・としての様式で、平成25年1月24日付・第8号・でﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを提出した。その私のﾊﾟﾌﾞｺﾒに対する「熊本市区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝ(素案)に関するﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ結果について・平成25年3月13日付・提出されたご意見とそれに対する本市の考え方(西区)・を照合しての開示請求。 1.ご意見(要約)→・ﾊﾞｽのﾙｰﾄ変更が強行され、五反ﾊﾞｽ停・春日寺前・両ﾊﾞｽ停が喪失したため、高齢者等の交通弱者の移動権が侵害され、非常に困っている。担当部署からの回答では、ﾙｰﾄ変更をご理解いただきたいとのことだが、行政は、公共交通機関を利用しましょう」と宣伝しながら、この矛盾は、いかがなものか。西区役所等の「まちづくりの基本理念」等の遵守によって、早急な解決を望みます。との記述に対して、→本市の考え方 生活環境や公共交通網の整備は区の課題として捉えているところであり、ご意見として伺います。とある。つまり、「区の問題」として捉えているとあるので、今後・区として、どの様な対処の仕方・具体的計画対応・等のわかる資料等の開示請求。	西区役所 総務企画課		1.生活環境や公共交通網の整備は「区の課題」として捉えてあるとあるので、今後、区としてどのような処の仕方・具体的対応等のわかる資料等 2.西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに対する市議会からの意見がわかる資料等 3.-1)熊本駅前西口広場等の問題及び交通結節点等の課題について「今後とも課題解決に向け」との回答があったため、今まで取り組んだ実績等のわかる資料等 -2)「関係各局及び関係機関」が具体的にわかる資料等 -4)連携を図って・最終的にどの様な目標を掲げてどのような竣工を図る」とするのか等の具体的資料等 -5)陸の玄関口としての都市機能の集積、賑わいの創出、歴史・文化の継承に繋がる等への具体的計画ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等 5.-1)横断歩道の確保等交通事故防止等の課題に関し「関係各局及び関係機関において連携を図る」とする、具体的な各局・関係機関のわかる資料等				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.ご意見(要約)→・本市の自治基本条例の理念には、「市民と行政そして市議会」が対等な立場に立ちとあるが、西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝの取り組み方針には「区民と行政が対等な立場に立ち」とあるため、「区民と行政と市議会が対等に立ち」に訂正すべきである。とある。これに対して、→本市の考え方 この振興ﾋﾞｼﾞｮﾝは、区のめざすまちの姿の実現に向けての区民と行政の取り組み方針を定めたものです。策定に当たっては、市議会からもご意見をいただいており、今後とも区のまちづくりに関し議会の場等で、ご意見をいただくことにしています。とあるので、「市議会からもご意見をいただいており」との回答記述根拠となる資料等・西区の振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに対するそこだけがわかる資料・等の開示請求。 3.ご意見(要約)→・新幹線熊本駅前・西口広場周辺等への商業・業務施設の誘導など、都市機能の集積を図ることで訪れる人の滞在期間を増やし、賑わいを創出してほしい。熊本駅では、乗り換えが不便なため、交通結節点として「ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ機能」を新設し、新幹線・利活用を充分に発揮させてほしい。とある。 ところが、私の原文は、以下の通りであるにも拘らず、乱暴な粗野な・何が重点となっている意見なのか・が理解出来ず、重大な過失・職権乱用も甚だしい。			-2)これらの「関係各局と関係機関」とで、土の様な作業を行うのか、着工・竣工等、具体的にどの地域ごとにわかる工期・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等 6.-2)何時から初めて、いつ頃までかかるのか等の工期期間等のわかる資料等 7.緊急を要する春日小学校体育館の避難場所指定復活にとって今年の梅雨時期を身近に控えどの様な緊急避難防災対策等をするのか具体的対策・整備計画等のわかる資料等 8.-1)交通拠点からの観光ﾙｰﾄが整備され、市民や観光客の利便性が高まるよう関係各局及び関係機関において連携を図るとあるが、この関係各局及び関係機関がわかる資料等 -2)「市民や観光客の利便性が高まるよう」どの様な熊本市所有の万日山・花岡山の用地整備をするのか、具体的にわかる資料等 -3)この整備の工期期間、どの様な整備項目、着手・竣工等の具体的にわかる資料等	不存在	第11条　第2項	5/30	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		※1→2・重点取り組み3・「楽しさあふれるまちづくり」-豊かな自然や伝統・文化を活かした賑わい創出-→「・熊本駅周辺への商業・業務施設の誘導など都市機能の集積を図ることで、訪れる人の滞在期間を増やし、賑わいを創出します。とある。 熊本県・熊本市・両事業主の公共事業・熊本駅周辺整備計画・では、現在の在来線駅舎を解体し、1番のりば・1番線・2番線・まで解体し、現在の仮・東口広場の約2倍に拡大し、駅前広場を「癒しの空間」を創出する計画です。新幹線熊本駅前西口広場、在来線熊本駅前東口広場は、交通結節点・観光結節点・等の遠来の来熊者・観光客・等への次の交通結節・観光総合案内等が要求される配慮が、絶対必須条件であり、じっと立ち止まって、東口広場で留まり・精神修養・癒しの空間に浸る空間が、何故必要なのか?両事業主のこの公共事業施行理念が、理解出来ない。 新幹線熊本駅前・西口広場周辺も住宅街が展開し、新幹線熊本駅舎高架下に、市立保育園・春日クリニック病院・その横には450台収容立体駐車場・西口広場から90m地点には、児童教育施設・春日小学校正門・等が、遠来の乗降客・来熊者の目の前に展開している。新幹線熊本駅ホームから降り立ち、西口広場周辺を眺めた来熊者が・熊本は6万か7万程度の町だったのですか?と出迎えの者に言ったそうである。今後も、在来線・熊本駅舎・を解体し、在来線ホームを隠すだけの為に、有名な建築家による・「武者返しの壁」で覆い隠すとの事。			○熊本市振興ビジョン(素案)等に対するご意見・ご提案としての様式で、平成25年1月24日付・第8号でパブリックコメントを提出した。その私のパブコメに対する「熊本市区振興ビジョン(素案)に関するパブリックコメント結果について、平成25年3月13日付提出されたご意見とそれに対する本市の考え方(西区)を照合しての開示請求 3.-3)「連携を図りながら」とあるが、区の権限等・関係各局・関係機関との具体的な連携を図ることのわかる資料等 ・区の権限等:熊本市区役所等事務分掌規則 ・具体的連携を図ることの分かる資料:西区まちづくりビジョン(冊子及び概要版)の推進体制の部分 4.今まで「伝統・文化」の発掘調査・整理等が行われてきたか、のそこだけがわかる資料等:平成24年度政策立案経費計画書及び報告書 6.-1)具体的な市民参画のあり方、情報共有等の具体的協働の内容がわかる資料等:西区まちづくりビジョン(冊子及び概要版)の推進体制の部分	開示		5/30	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝの・熊本駅周辺への商業・業務施設の誘導など都市機能の集積を図ることで、訪れる人の滞在時間を増やし、賑わいを創出します。 ・この西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝを現実の物として創出して頂きたい。資金は、「武者返しの壁」の投資製作費・29億1千万円・を振り替えて、充当すべきです。更に、交通結節点を、計画では三箇所に分離した「日本一乗り換えの不便な熊本駅」との悪評を一掃する為に、「ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ機能を新設」し、高速時代の「三種の神器」の一つ、新幹線・利活用・を充分に発揮させることが、熊本県熊本市の五十年・百年の大計に繋がる県政市政理念と確信します。 との記述内容で西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに対する私のﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを平成25年1月24日受付で提出した。 処が、西区職員による職権乱用・杜撰な要約・知識能力欠乏・市民の声に真摯に受け取る能力欠乏・熊本市憲法条例理念違反・怠慢・不作為・等により、以下のご意見(要約)にさせられてしまった。これが、市民参画・情報共有・協働のまちづくり・等の市政執行の現実の実態の現実の証拠の一つである。何かにつけて、市民参画は、ﾊﾟﾌﾞｺﾒ・意見集約・ｱﾝｹｰﾄ・を果たせば市民参画になるとの熊本市市政理念であるが、現実の実態はこの様な理念が横行している。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		※再度掲載※→ご意見(要約)「新幹線熊本駅前・西口広場周辺等への商業・業務施設の誘導など、都市機能の集積を図ることで訪れる人の滞在時間を増やし、賑わいを創出してほしい。熊本駅では、乗り換えが不便なため、交通結節点として「ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ機能」を新設し、新幹線・利活用を充分に発揮させてほしい。とのたったこれだけに要約されてしまって、重大な市政執行への意見提言が抹殺喪失させられてしまっている。 →本市の考え方「熊本駅の乗り換え利便性の向上や熊本駅周辺の賑わいの創出は、区の課題としており、今後とも課題解決に向け、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、取り組んでまいります。とあるが、 1)「区の課題と捉えており、今後とも課題解決に向け～」とあるので、今までも取り組んだとの記述であるので、今まで取り組んだ実績等・のわかる資料等の開示請求。 2)「関係各局及び関係機関」とあるが、具体的に関係各局・関係機関の具体的にわかる資料等の開示請求。 3)「連携を図りながら」とあるが、区の権限等・関係各局・関係機関との具体的な連携を図る事のわかる資料等の開示請求。 4)「連携を図って・最終的にどの様な目標」を掲げて、「どの様な竣工を図る」とするのか等、の具体的資料等の開示請求。 5)この事によって、「日本一乗り換えの便利な駅」・「楽しさあふれるまちづくりに繋がる・陸の玄関口としての都市機能の集積、賑わいの創出、歴史・文化の継承に繋がる等」への具体的ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
103	5/20	4.ご意見(要約)→・地域には「歴史的背景を受け継ぐ貴重な歴史遺産・名所旧跡」が至る所に散在している。これらの貴重な区民の遺産を、校区単位・町内単位等で徹底した調査分析を実施し、その歴史的意味・教育的価値等を整理し、散策道を整備して、後世に引き継いで行く事業を迅速に開始してほしい。そして、それらの観光案内の看板を熊本駅に設置してほしい。と(要約)となっている。 →本市の考え方・現在、西区の自然や伝統・文化、名所・旧跡などまちづくり資源の発掘調査を行っているところです。その調査結果を今後のまちづくりに活かしてまいります。との事であるが、 現在まで、熊本県・熊本市・両公共事業主の管轄内での熊本駅周辺整備に於ける二本木遺跡群の発掘調査、池辺寺遺跡群の発掘調査、等の遺跡等説明会等には、何度となく説明を受講したが、「伝統・文化」の「まちづくり資源の発掘」については初耳の為、今までどの様な「伝統・文化」の発掘調査・整理・等が行われて来たか?のそこだけがわかる資料等の開示請求。 5.ご意見(要約)→・地域によっては、横断歩道の確保が出来ていない場所がある。高齢者や身障者、または子供達の通学道等の安全安心の確保のため、運転者に注意を促す手法を取り入れてほしい。となっている。	企画振興局広聴課		「熊本市区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝ(素案)に関するﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ結果(平成25年3月13日)」内の「提出されたご意見とそれに対する本市の考え方(西区)」に関連して以下に記載するもの。 1 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「生活環境や公共交通網の整備は区の課題として捉えているところであり、ご意見として伺います。」とあるが、区としての今後の対処の仕方・具体的計画対応等のわかる資料等。 2 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「この振興ﾋﾞｼﾞｮﾝは、区のめざすまちの姿の実現に向けての区民と行政の取り組み方針を定めたものです。策定に当たっては、市議会からもご意見をいただいており、今後とも区のまちづくりに関し議会の場等でご意見をいただくことにしています。」とあるので、「市議会からも意見をいただいており」の根拠となる資料及び西区振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに対する市議会からの意見がわかる資料。 3 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「熊本駅の乗り換え利便性の向上や熊本駅周辺の賑わいの創出は、区の課題としており、今後とも課題解決に向け、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、取り組んでまいります。」と記載されている。	不存在	第11条　第2項	5/27	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		→本市の考え方・子供たちの通学路や高齢者の生活道路等での交通事故防止は重要な課題と捉えており、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、安全確保に取り組んでまいります。との考え方が提起されている。 1)そこで、ここでの「関係各局及び関係機関において連携を図る」とする具体的な各局・関係機関のわかる資料等の開示請求。 2)これらの「関係各局と関係機関」とで、どの様な作業を行うのか?着手・竣工・等の具体的にどの地域毎にわかる・工期・ｽｹｼﾞｭｰﾙ・等の開示請求。 6.ご意見(要約)→・高齢者・身障者などの交通弱者等にとって「住み続けられる町」になるには、民間の力を待つのでなく、行政が積極的に介入してほしい。となっている。 →本市の考え方・誰もが住みやすいまちとなるようこの振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに基づき、区民の皆様と行政が協働してまちづくりに取り組んでまいります。との本市の考えであるので、 1)具体的に「協働の理念」を発揮するとの事であるから、区民と行政が対等な立場で・ともに誰もが住み良い町を目指して、同じﾃｰﾌﾞﾙに着き・議論・審議・を尽くし、その実現に向け施行するとの決意であるから、具体的なその市民参画のあり方・情報共有・等の具体的協働の内容がわかる資料等の開示請求。 2)何時から始めて、いつ頃までかかるのか?等の工期期間等のわかる資料等の開示請求。			(1)「区の課題と捉えており、今後とも課題解決に向け～」とあるので、今までも取り組んだとの記述であるので、今までに取り組んだ実績がわかる資料等。 (2)「関係各局及び関係機関」とあるが、具体的な関係各局・関係機関がわかる資料等。 (3)「連携を図りながら」とあるが、区の権限等、関係各局、関係機関との具体的な連携がわかる資料等。 (4)「連携を図って、最終的にどのような目標」を掲げて「どのような竣工を図る」とするのか等の具体的な資料等。 (5)この事によって、「日本一乗り換えの便利な駅」、「楽しさあふれるまちづくりに繋がる、陸の連絡口としての都市機能の集積、賑わいの創出、歴史・文化の継承に繋がる等」への具体的なｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等。 4 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「現在、西区の自然や伝統・文化、名所・旧跡などまちづくり資源の発掘調査を行っているところです。その調査結果を今後のまちづくりに活かしてまいります。」とあるが、「伝統・文化」の「まちづくり資源の発掘」について、今までどのような「伝統・文化」の発掘調査・整理等が行われてきたのかがわかる資料等。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		7.ご意見(要約)→・万日山・花岡山の麓・裾野等は危険箇所が多く、避難場所であった春日小学校体育館も避難場所として不適切になってしまっている。そのため、専門家を交えたﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟを作成してほしい。との(要約)文になっている。 →本市の考え方・災害対策は区の最重要課題と捉えており、地域単位でのﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟの作成をはじめ、安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。となっている。 そこで、緊急を要する春日小学校体育館の避難場所指定復活にとって、今年の豪雨梅雨時期を身近かに控え、どの様な・緊急避難防災対策・を迅速に実施し、今年の梅雨時期を・西区民の安全安心の維持確保・を確立するのか等、具体的対策・整備計画・避難場所への安全安心誘導道順確保・等の具体的にわかる資料等の開示請求。 8.ご意見(要約)→・万日山や花岡山のあるこの地域は歴史的名所・旧跡の宝庫であるり、熊本城頬当門までの散策道が整備されることを望む。と(要約)されている。 →本市の考え方・熊本駅などの交通拠点からの観光ﾙｰﾄが整備され、市民や観光客の利便性が高まるよう、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、取り組んでまいります。との本市・熊本市・の考え方となっている。			5 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「子どもたちの通学路や高齢者の生活道路等での交通事故防止は重要な課題と捉えており、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、安全確保に取り組んでまいります。」と記載されている。 (1)「関係各局及び関係機関において連携を図る」とする具体的な各局、関係機関がわかる資料等。 (2)「関係各局と関係機関」とで、どのような作業を行うのか。着手、竣工等の地域毎の具体的な工期、ｽｹｼﾞｭｰﾙ等。 6 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「誰もが住みやすいまちとなるようこの振興ﾋﾞｼﾞｮﾝに基づき、区民の皆様と行政が協働してまちづくりに取り組んでまいります。」と記載されている。 (1)具体的な市民参画のあり方、情報共有等の具体的協働の内容がわかる資料等。 (2)何時から始めていつ頃までかかるのか等の工期期間等のわかる資料等。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		新幹線熊本駅前・西口周辺には、一戸建て住宅・ﾏﾝｼｮﾝ・ｱﾊﾟｰﾄ・等の住宅団地群、ｸﾘﾆｯｸ・病院、熊本市立春日保育園、等が、新幹線高架下周辺まで迫っており、西口広場の乗降客等の騒音・ﾎｰﾑからの拡声器騒音・立体駐車場450台等の車の氾濫洪水に曝されて、PM2.5の比よりも深刻な大気汚染・浮遊粒子状物質にさらされているにも拘らず、西口広場から90m到達地点に児童教育施設・春日小学校正門が位置している。熊本県教育長は、これは熊本市教育委員会の問題であるとして、無視している。この様な光景を見た遠来の来熊者が、熊本市は6万か7万人の都市でしたか?との驚嘆の声が上がったとの事。新幹線熊本駅周辺の悪評を、少しでも挽回する為にも、西口広場正面の万日山・花岡山・の歴史的遺産・名所旧跡の宝庫を迅速にｱﾋﾟｰﾙすべきである。その為にも、西区役所の考え方を速・着手竣工・すべきである。 1)関係各局及び関係機関が、具体的にわかる資料等の開示請求。 2)万日山頂上の一部は、熊本県振興局が整備着手竣工したが、熊本市と西区役所は、「市民や観光客の利便性が高まるよう、」どの様な熊本市所有・万日山・花岡山・の用地整備をするのか?具体的にわかる資料等の開示請求。 3)この整備の工期期間、どの様な整備項目、着手・竣工・等の具体的にわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟読資料・A3→2枚・			7 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「災害対策は区の最重要課題と捉えており、地域単位のﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟの作成をはじめ、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。」となっているが、緊急を要する春日小学校体育館の避難場所指定復活にとって、今年の豪雨梅雨時期を身近に控えどの様な緊急避難防災対策を迅速に実施し、今年の梅雨時期を西区民の安全安心の維持確保を確立するのか等、具体的対策、整備計画、避難場所への安全安心誘導道順確保等が具体的にわかる資料等。 8 私の意見に対して、熊本市の考え方は、「熊本駅などの交通の拠点からの観光ﾙｰﾄが整備され、市民や観光客の利便性が高まるよう、関係各局及び関係機関において連携を図りながら、取り組んでまいります。」と記載されている。 (1)「関係各局及び関係機関」が具体的にわかるような資料等。 (2)万日山頂上の一部は熊本県振興局が、整備着手竣工したが、熊本市と西区役所は、「市民や観光客の利便性が高まるよう、」どのような熊本市所有、万日山、花岡山の用地整備をするのか具体的にわかる資料等。 (3)この整備の工期期間、どのような整備項目、着手、竣工等が具体的にわかる資料等。				
104	5/20	・住所 熊本市北区植木町円台寺字迫〇-△.〇-△ 位置指定道路に関する資料 S54-128-20	都市建設局 建築指導課		・住所 熊本市北区植木町円台寺字迫〇-△、〇-△ 位置指定道路に関する資料 S54-128-2U	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/21	5/21
105	5/20	辛島公園施設平面図(現況が分かるもの)	都市建設局 河川公園課		辛島公園施設平面図(現況が分かるもの)	開示		5/24	5/24
106	5/21	S59-044 道路位置指定の書類一式 ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		S59-044 道路位置指定の書類一式 ｶﾗｰで	開示		5/21	5/22
107	5/21	道路位置指定関係書類 位置指定年月日 昭和45年9月29日 位置指定番号 熊本県指令第212号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 位置指定年月日 昭和45年9月29日 位置指定番号 熊本県指令第212号 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/27	5/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
108	5/21	位置指定№78 ・道路指定書 S43-078 ・道路指定申請書 S43.4.2 第78号 ・実測図、土地字図(○-△、○-△、○-△、○-△、○-△) 道路判定№23 ・道路の判定調査書 04年第23号(表・裏) ・東部P64(ｾﾞﾝﾘﾝ) ・昭和32年測図 ※建築計画概要書(ｾﾞﾝﾘﾝ) ・道路の判定申込書 第13号(申請者 ○○) ・ｾﾞﾝﾘﾝ地図3枚 写真2枚 ・道路調査書 S60、025号 ・道路の判定申込書(申請者)○○(ｾﾞﾝﾘﾝ)写真 ・協議書 ・土地謄本(字図) ・家屋登記簿謄本による年月日 ・道路の判定申込書(申請者 ○○) ・ｾﾞﾝﾘﾝ他2枚(地図)	都市建設局建築指導課		位置指定No78 ・道路指定書S43-078・道路指定申請書 S43.4.2 第78号 ・実測図・土地字図(○-△、○-△、○-△、○-△、○-△) 道路判定No23 ・道路の判定調査書 04年第23号(表・裏)・東部P64(ｾﾞﾝﾘﾝ) ・昭和32年測図・建築計画概要書(ｾﾞﾝﾘﾝ)・道路の判定申込書 第13号(申請者 ○○) ・ｾﾞﾝﾘﾝ地図 3枚 写真2枚・道路の判定申込書(申請者) ○○(ｾﾞﾝﾘﾝ)写真 ・道路調査書 S60、025号・協議書・土地謄本(字図) ・家屋登記簿謄本による年月日・道路の判定申込書(申請者 ○○)・ｾﾞﾝﾘﾝ他2枚(地図)	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	5/27	5/27
109	5/21	■下記工事の金入り工事費内訳書 ①西部浄化ｾﾝﾀｰ最終沈殿池機械設備工事(67工区) ②新花畑ﾎﾟﾝﾌﾟ場主ﾎﾟﾝﾌﾟ機械設備工事(62工区) ③西部浄化ｾﾝﾀｰ最初沈殿池機械設備その他工事(65工区) ④植木ﾎﾟﾝﾌﾟ場主ﾎﾟﾝﾌﾟ機械設備工事(57工区) ⑦東部浄化ｾﾝﾀｰB系送風機機械設備工事(5工区) ⑧東部浄化ｾﾝﾀｰB系主ﾎﾟﾝﾌﾟ機械設備工事(1工区) ⑨中部浄化ｾﾝﾀｰB系主ﾎﾟﾝﾌﾟ機械設備工事(3工区) ⑪東部浄化ｾﾝﾀｰB-1系最終沈殿池機械設備(その2)工事(65工区) ⑫東部浄化ｾﾝﾀｰB系送風機械設備工事(61工区) ⑬中部浄化ｾﾝﾀｰA系最終沈殿池機械設備その他工事(58工区) 以上	上下水道局下水道整備課		取り下げ				
110	5/21	■下記工事の金入り工事費内訳書 ⑤麻生田送水場排水処理設備更新他1件工事 ⑥城山送水場ﾎﾟﾝﾌﾟ設備製作及び据付他1件工事 ⑩麻生田送水場機械設備更新他1件工事 ⑭亀井送水場機械設備改良他1件工事 ⑮麻生田送水場ろ過機機械設備他1件工事 以上	上下水道局水道整備課		取り下げ				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
111	5/21	■動植物園花の休憩所植物管理業務委託の金入り設計書	観光文化交流局 動植物園		動植物園花の休憩所植物管理業務委託の金入り設計書	開示		5/24	6/5
112	5/21	■立田山憩の森下草刈(北地区)業務委託の金入り設計書 ■立田山憩の森下草刈(南地区)業務委託の金入り設計書	環境局 緑保全課		・平成25年度立田山憩の森下草刈(北地区)業務委託 金入り設計書 ・平成25年度立田山憩の森下草刈(南地区)業務委託 金入り設計書	開示		5/22	6/5
113	5/21	■旧細川刑部邸庭園除草外業務委託の金入り設計書	観光文化交流局 熊本城総合事務所		旧細川刑部邸庭園除草外業務委託の金入り設計書	開示		5/23	6/5
114	5/21	■市道 水前寺公園水前寺6丁目第1号線外1路線街路樹剪定業務委託の金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		■市道水前寺公園水前寺6丁目第1号線外1路線街路樹剪定業務委託の金入り設計書	開示		5/30	6/5
115	5/21	■市庁舎周り植栽物保守管理業務委託の金入り設計書	財政局 管財課		■市庁舎周り植栽物保守管理業務委託の金入り設計書 (市庁舎周り植栽物保守管理業務委託内訳書)	開示		5/23	6/5
116	5/21	■塚原古墳公園維持管理業務委託の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		塚原古墳公園維持管理業務委託の金入り設計書	開示		5/29	6/5
117	5/21	道路位置指定台帳 S43-056号(昭和42年度) 道路判定台帳 11-375(平成23年)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S43-056号(昭和42年度) 道路判定台帳 11-375(平成23年) ｶﾗｰ又は白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/27	5/28
118	5/22	熊本市中央区中央街○-△の○○の図面関係(配置図、平面図、立面図、設備配管図等)	消防局 総務課		熊本市中央区中央街○-△ 関係図面(配置図・平面図・立面図・設備配管図等)	開示		6/3	6/5
119	5/22	道路判定台帳 H18年 07-008 ・01～07 ・道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰにて	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 H18年 07-008 ・01～07 ・道路協定書 ｶﾗｰはｶﾗｰにて	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/27	5/27
120	5/23	平成25年度 海底構造物(攪拌ﾌﾞﾛｯｸ)設置工事の金入り設計書。	上下水道局 計画調整課		平成25年度 海底構造物(攪拌ﾌﾞﾛｯｸ)設置工事の金入り設計書	開示		5/28	5/29
121	5/23	熊本市立幼稚園、小学校、中学校、高校の樹木害虫駆除委託の入札状況のわかるもの(業者名、入札価格、落札価格) H24年度分～H20年度分 「入札状況調書」	環境局 緑保全課		平成24年度～平成20年度公共施設等樹木害虫駆除委託における入札状況調書	開示		5/28	5/28
121-2	5/23	水前寺土地区画整理確定図 住所 熊本市中央区水前4丁目○番地(地番)○番△号(住居表示)	都市建設局 都心活性推進課		水前寺土地区画整理確定図 住所 熊本市中央区水前寺4丁目○番地(地番) ○番△号(住居表示)	開示		6/4	6/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
122	5/24	道路位置指定図(一式) 昭和54年7月9日 指令(計建)第41号 ｶﾗｰ部分はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定図(一式) 昭和54年7月9日 指令(計建)第41号 ｶﾗｰ部分はｶﾗｰで	開示		5/28	5/29
123	5/27	道路位置指定の書類 ・昭和48年10月6日 ・熊本市指令(管建) 第149号 ｶﾗｰ、白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の書類 ・昭和48年10月6日 ・熊本市指令(管建)第149号 ｶﾗｰ、白黒	開示		5/28	5/28
124	5/27	・水質汚濁防止法 ・熊本県生活環境の保全等に関する条例 ・熊本県地下水保全条件等の届出 上記法令等による 熊本市南区八幡〇丁目〇-△ 〇〇㈱に関する届出の内容がわかる書類	環境局 水保全課		下記の事業場において、 ・水質汚濁防止法の規定に基づく届出のうち特定施設の種類及び使用している特定有害物質の種類が確認できる箇所 ・熊本県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく届出のうち業種及び排水施設が確認できる箇所 ・熊本県地下水保全条例の規定に基づく届出のうち区分・業種及び対象化学物質の種類が確認できる7箇所 事業場:〇〇㈱〇〇 所在地:熊本市南区八幡〇丁目〇-△、〇-△	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/7	6/11 郵送
125	5/27	〇熊本市中小企業経営安定特別資金融資制度要綱・(融資対象)第3条 (5)熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの等に関するものについて、以下の開示請求する。 1.「市長特に認めたもの」とあるが、 (6)経営環境の急激な変化(熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業・該当区域から概ね500mの範囲において、小売業、ｻｰﾋﾞｽ業、貸家業、駐車場業、印刷業、医業、ﾀｸｼｰ業及び飲食業を営む者で、等)を対象としての市長の認定と思われるが、「既成の借金返済への融資資金としても認定しても良い」とする事実発生に対して、融資を受けた後に認定が間違っていたと認定・気づいた場合、どの様な処置をしたか?または、何もしなかったか・「不存在」・だったか?等のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市中小企業経営安定特例融資制度要綱の第5条に、 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫とする。とあるが、 1)各金融機関を熊本市による指定金融機関と認定する場合の指定基準のわかる資料・等の開示請求。 2)県外に本店があり、県内の支店は指定金融機関を除外するとする法的根拠等の開示請求。	農水商工局 産業政策課		熊本市中小企業経営安定特別資金融資制度要綱・(融資対象)第3条(5)熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの等に関するものについて、以下の開示請求をする。 1.「市長特に認めたもの」とあるが、 (6)経営環境の急激な変化(熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業・該当区域から概ね500mの範囲において、小売業、ｻｰﾋﾞｽ業、貸家業、駐車場業、印刷業、医業、ﾀｸｼｰ業及び飲食業を営む者で、等)を対象としての市長の認定と思われるが、「既成の借金返済への融資資金としても認定しても良い」とする事実発生に対して、融資を受けた後に認定が間違っていたと認定・気づいた場合、どの様な処置をしたか?または、何もしなかったか・「不存在」・だったか?等のわかる資料等の開示請求。 3.熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に基づく融資を受けた中小企業者に対する利子補給要綱の第2条に「資金が目的以外への使用」、第7条(2)～「融資の目的以外の目的」とあるが、 1)「資金・融資が目的とする使用・目的とは、具体的にどの様な使用・目的とするのかの具体的にわかる資料等の開示請求。	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	6/10	6/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に基づく融資を受けた中小企業者に対する利子補給要綱の第2条に「資金が目的以外への使用」、第7条(2)～「融資の目的以外の目的」とあるが、 1)「資金・融資が目的とする使用・目的とは、具体的にどの様な使用・目的とするのかの具体的にわかる資料等の開示請求。 2)「資金・融資が目的以外の目的とは、具体的にどの様な事に使用された場合を言うのか、のわかる資料等の開示請求。 4.熊本市中小企業信用保証料補給要綱に基づき、熊本市が熊本県信用保証協会に対して、 1)この制度開始から今日まで支払った保証料の年度毎の総額のわかる資料等の開示請求。 2)第6条に於けるその金額を一括返済して、協会が熊本市から補給を受けた金額を返戻した金額の年度毎のわかる資料等の開示請求。 5.損失補償契約書の第3条この契約の実施に伴い、乙が代位弁済を行ったときは、～とあるが、 1)乙が甲に対して、どの様な様式の請求金額・等の記載された請求書面を提出するのか、今まで年度毎に請求のあった資料等の開示請求。 2)第4条乙は損失補償金を受領した後、債務者から弁済があった場合、～とあるが、甲(熊本市)に返戻した金額の年度毎のわかる資料等の開示請求。			4.熊本市中小企業信用保証料補給要綱に基づき、熊本市が熊本県信用保証協会に対して、 1)この制度開始から今日まで支払った保証料の年度毎の総額のわかる資料等の開示請求。 2)第6条に於けるその金額を一括返済して、協会が熊本市から補給を受けた金額を返戻した金額の年度毎のわかる資料等の開示請求。 5.損失補償契約書の第3条この契約の実施に伴い、乙が代位弁済を行ったときは、～とあるが、 1)乙が甲に対して、どの様な様式の請求金額・等の記載された請求書面を提出するのか、今まで年度毎に請求のあった資料等の開示請求。 2)第4条乙は損失補償金を受領した後、債務者から弁済があった場合、～とあるが、甲(熊本市)に返戻した金額の年度毎のわかる資料等の開示請求。 6.代位弁済の場合、融資期間が・例えば10年・7年・であって、代位弁済が発生したとして、その融資残期間が7年・5年・であっても、熊本市が代弁元金・代弁利息を返済する場合、発生件に対してどの様な基準に基づき・裏面調査・決済・等を執行するのか・等のわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		6.代位弁済の場合、融資期間が･例えば10年･7年･であって、代位弁済が発生したとして、その融資残期間が7年･5年･であっても、熊本市が代弁元金･代弁利息を返済する場合、発生件に対してどの様な基準に基づき･裏面調査･決済･等を執行するのか･等のわかる資料等の開示請求。			熊本市中小企業経営安定特別資金融資制度要綱･(融資対象)第3条(5)熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの等に関するものについて、以下の開示請求をする。 2.熊本市中小企業経営安定特例融資制度要綱の第5条に、取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫とする。とあるが、 1)各金融機関を熊本市による指定金融機関と認定する場合の指定基準のわかる資料･等の開示請求。 2)県外に本店があり、県内の支店は指定金融機関を除外するとする法的根拠等の開示請求。 3.熊本市中小企業経営安定特例式融資制度要綱第3条第1項第5号に基づく融資を受けた中小企業者に対する利子補給要綱の第2条に「資金が目的以外への使用」、第7条(2)～「融資の目的以外の目的」とあるが、 2)「資金･融資が目的以外の目的とは、具体的にどの様な事に使用された場合を言うのか、のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	6/10	
126	5/27	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(形-7)にかかる土壌汚染状況調査報告書一式	環境局 水保全課		土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(形-7)に係る土壌汚染状況調査報告書一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/4	6/5
127	5/27	○熊本市･企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局･秘書課･企画課･広報課･広聴課･情報政策課･統計課･区政推進課･市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課･人権推進総室･東京事務所)･ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料･(市民協働課･発遣･審査諮問書)･A4→1枚。	企画振興局 ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局		1 熊本市企画振興局において、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議した「市長公印押印の諮問書」 2「市長公印押印の諮問書発遣」の法的根拠とのある資料	不存在	第11条　第2項	6/7	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
128	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局秘書課		・平成24年度から今日(H25.5.27)までの期間の「市長公印押印した諮問書」 ・「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	5/29	6/10
129	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局企画課		○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 1.企画課から発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。	不存在	第11条　第2項	6/3	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
130	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局 広報課		1 平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/3	6/10
131	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局 広聴課		1 平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/3	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
132	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局情報政策課		1 平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/3	6/10
133	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局統計課		1.平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問文書」 2.「市長公印押印の諮問文書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	5/30	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
134	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局 区政推進課		【熊本市町界町名審議会】 1.町の名称の変更等について(諮問) 2.熊本市町界町名審議会条例	開示		5/30	6/10
					【熊本市行政区画等審議会】 1.諮問案件不存在 2.熊本市行政区画等審議会要綱 【熊本市地域ｺﾐｭﾆﾃｨづくり支援補助金審査会】 1.諮問案件不存在 2.熊本市地域ｺﾐｭﾆﾃｨづくり支援補助金審査会要綱	不存在	第11条　第2項	5/30	
135	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局 市民協働課		1 市長公印押印の諮問書 2 市長公印押印の諮問書発遣の条例等法的根拠等のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/10	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
136	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局生涯学習推進課		1.平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問文書」 2.「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	5/29	6/10
137	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局人権推進総室		1.平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問文書」 2.「市長公印押印の諮問文書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/4	6/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
138	5/27	○熊本市・企画振興局に於て、各管轄の熊本市長附属機関に対し平成24年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 (ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局・秘書課・企画課・広報課・広聴課・情報政策課・統計課・区政推進課・市民協働課(男女共生推進室)生涯学習推進課・人権推進総室・東京事務所)・ 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書)・A4→1枚。	企画振興局 東京事務所		1.平成24年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2.「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	5/29	6/10
139	5/28	国道501号(聖ヶ塔工区)舗装工事 金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		国道501号(聖ヶ塔工区)舗装工事 金入り設計書	開示		5/31	7/3
140	5/28	市道 水前寺公園水前寺6丁目第1号線外1路線街路樹剪定業務委託 金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		■市道水前寺公園水前寺6丁目第1号線外1路線街路樹剪定業務委託 金入設計書	開示		6/5	6/6
141	5/29	熊本市中央区本荘6丁目○-△.○-△ 道路位置指定 S57-6-30 第27号 (S57-028)	都市建設局 建築指導課		熊本市中央区本荘6丁目○-△、○-△ 道路位置指定 S57-6-30 第27号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/30	5/31
142	5/29	平成23年度○○校区○町内の決算報告書と24年度の予算書	中央区役所 まちづくり推進課		取り下げ				
143	5/29	○○5丁目公園及び市営団地横の公園に対する市からの助成金(○○)の過去5年分の決算報告及び活動報告書 助成金の受領の初年度がいつからかと○○の役員の名簿一覧表。 (初年度については、文書保存年限以降で一番古いもの) (名簿は初年度と当初開示請求の過去5ヵ年度)	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		1)○○5丁目公園及び市営団地横の公園に対する市からの助成金(○○)の過去5年分の決算報告及び活動報告書。 2)1)の追加分として助成金受領の初年度がいつからかと○○の役員の名簿一覧表。 (初年度については、文書保存年限以後で一番古いもの) (名簿は初年度と当初開示請求の過去5ヵ年度)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/4	6/5
144	5/29	都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(507工区) (金入設計書)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(507工区)の金入り設計書	開示		6/4	6/7
145	5/29	道路位置指定関係書類 S.42.6.10 №熊本県指令第93号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 S42.6.10 №熊本県指令第93号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	5/30	6/4
146	5/30	平成25年度公共施設等樹木害虫駆除委託における入札状況調書	環境局 緑保全課		・平成25年度公共施設等樹木害虫駆除委託における入札状況調書	開示		6/5	6/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
147	5/30	平成25年5月22日開札 ・都市計画事業 東部汚水35号幹線枝線外枝線下水道築造工事(525工区) ・都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(508工区) ・都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(509工区) ・都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線下水道築造工事(535工区) ・都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(507工区) ・都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線外枝線下水道築造工事(506工区) 上記6件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水35号幹線枝線外枝線下水道築造工事(525工区) 都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(508工区) 都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(509工区) 都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線下水道築造工事(535工区) 都市計画事業 東部汚水45号幹線枝線下水道築造工事(507工区) 都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線下水道築造工事(506工区) 上記6件の当初設計金入り設計書	開示		6/5	6/7
148	6/1	●施工番号:1380067 ●工事名:都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(509工区)【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(509工区)の当初設計金入り設計書	開示		6/5	6/12 郵送
149	6/3	・西部地区3工区国県道街路樹管理業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 維持課		西部地区(3工区)国県道街路樹管理業務委託	開示		6/6	6/17
150	6/3	・東部地区4工区市道等街路樹管理業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		■東部地区(4工区)市道等街路樹管理業務委託 金入設計書	開示		6/5	6/7
151	6/3	・緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～水道町電停)業務委託 金入り設計書	環境局 緑保全課		緑のじゅうたん管理(郵政局前交差点～水道町電停)業務委託の金入り設計書	開示		6/6	6/17
152	6/3	・動植物園花の休憩所植物管理業務委託 金入り設計書	観光文化交流局 動植物園		動植物園花の休憩所植物管理業務委託の金入り設計書	開示		6/11	6/17
153	6/3	・大町117番地付近法定外道路外道路維持工事 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 富合地域整備室		工事名 大町1117番地付近法定外道路外道路維持工事 上記工事の金入設計書	開示		6/7	6/17
154	6/3	99-222-01 道路判定 -02 -03 -05	都市建設局 建築指導課		99-222-01 道路判定 -02 -03 -05	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	6/6
155	6/3	大規模建築物等行為届出書様式3号 H25.1.29～H25.5.31	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)H25.1.29～5.31	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
156	6/3	平成25年5月1日から平成25年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年5月1日～平成25年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業) 計81件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年6月7日 11:00	開示		6/12	6/17 郵送
157	6/3	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年5月1日～H25年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年5月1日～平成25年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 計81件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年6月7日 11:00	開示		6/12	6/19 郵送
158	6/3	平成25年5月1日から平成25年5月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年5月1日～平成25年5月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計81件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年6月7日 11:00	開示		6/12	6/19 郵送
159	6/3	都市計画事業 阿高汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(132工区) 工事変更設計書(金入り)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 阿高汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(132工区) 工事変更設計書(金入り)	開示		6/7	6/14
160	6/4	(開札日)平成25年2月27日 (工事名)一般県道 砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事 金入設計内訳書	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道 砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事 金入設計内訳書	開示		6/6	6/20 郵送
161	6/4	道路位置指定関係書類 S39年10月20日 熊本県指令(計建)第S39-118号に関する平成20年度前後に提出された上記の位置指定にかかわる協議書及び図面 白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 S39年10月20日 熊本県指令(計建)第S39-118号に関する、平成20年度前後に提出された上記の位置指定にかかわる協議書及び図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	6/7
162	6/4	平成25年5月22日開札 都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線下水道築造工事(526工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線下水道築造工事(526工区)の金入り設計書	開示		6/10	6/11
163	6/4	●施工番号:1380083 ●工事名:北区池田3丁目6番付近φ75粍配水管布設他3件工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて	上下水道局 水相談課		・北区池田3丁目6番付近φ75粍配水管布設他3件工事 上記の金入り設計書	開示		6/11	6/19 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
164	6/5	道路判定関係書類 判定年月日 平成12年6月9日 判定番号 00年第285号 ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでお願いします。	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 判定年月日 平成12年6月9日 判定番号 00年 第285号 ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでお願いします。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/6	6/6
165	6/5	■立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託の金入り設計書 ■健軍水源池外11箇所樹木剪定及び害虫防除業務委託の金入り設計書	上下水道局 水運用課		①立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託の金入り設計書 ②健軍水源地外11箇所樹木剪定及び害虫防除業務委託の金入り設計書	開示		6/12	6/19
166	6/5	■城南町浄化ｾﾝﾀｰ植栽管理除草業務委託の金入り設計書	上下水道局 水再生課		城南町浄化ｾﾝﾀｰ植栽管理除草業務委託　の金入り設計書	開示		6/10	6/19
167	6/5	■西部環境工場植栽管理業務委託の金入り設計書	環境局 西部環境工場		西部環境工場植栽管理業務委託の金入り設計書	開示		6/18	6/19
168	6/5	■桃尾墓園除草業務委託の金入り設計書 ■花園墓地外1墓地除草業務委託の金入り設計書 ■浦山墓園外2墓地除草業務委託の金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園除草業務委託の金入設計書 花園墓地外1墓地除草業務委託の金入設計書 浦山墓園外2墓地除草業務委託の金入設計書	開示		6/12	6/19
169	6/7	下記道路位置指定の申請書及びそれに添付された資料 記 ①熊本市指令(管建)第68号 指定S47.5.24 ②熊本市指令(管建)第126号 指定S50.2.19	都市建設局 建築指導課		下記道路位置指定の申請書及びそれに添付された資料 記 ①熊本市指令(管建)第68号 指定S47.5.24 ②熊本市指令(管建)第126号 指定S50.2.19	開示		6/7	6/10
170	6/7	平成25年5月29日開札 ･都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線下水道築造工事(510工区) 平成25年5月31日開札 ･都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(545工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。 平成24年7月25日開札 ･都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線及び枝線下水道築造工事(118工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願いいたします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線外枝線下水道築造工事(510工区) 都市計画事業 舞尾汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(545工区) 上記2件の当初設計金入り設計書 都市計画事業 東部汚水1号幹線及び枝線下水道築造工事(118工区) 上記1件の変更設計金入り設計書	開示		6/12	6/13
171	6/7	平成25年5月29日開札 ･一般県道 砂原四方寄線(花園工区)花園高架2号線下部工(P1)工事 ･一般県道 砂原四方寄線(花園工区)小塚橋下部工A2工事 ･一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線ﾗﾝﾌﾟ部道路改良工事 上記3件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年5月29日開札 ･一般県道 砂原四方寄線(花園工区)花園高架2号橋下部工(P1)工事 ･一般県道 砂原四方寄線(花園工区)小塚橋下部工A2工事 ･一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線ﾗﾝﾌﾟ部道路改良工事 金入設計書 開示	開示		6/11	6/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
172	6/7	平成25年5月31日開札 ・市道 舞原東西7号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		市道舞原東西7号線道路改良工事 金入り設計書	開示		6/11	6/13
173	6/10	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年3月11日～4月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/17	6/26
174	6/12	大規模小売店舗立地法届出書のうち、以下の店舗の「周辺見取図」(1:2000程度)および「建物配置図」(1:500程度)の白黒ｺﾋﾟｰを希望いたします。 ・○○熊本店 ・○○店 以上2店舗	農水商工局 商工振興課		・平成25年○月○日付けで届出のあった「○○熊本店」に係る大規模小売店舗届出書に添付された「平面図兼配置図」(1:400)及び「周辺見取図」(1:1,000) ・平成25年○月○日付けで届出のあった「○○店」にかかる大規模小売店舗届出書に添付された「建物配置図」(1:800)及び「周辺見取図」(1:2,750)	開示		6/18	6/24 郵送
175	6/12	都市計画事業 東部汚水35号線幹線枝線外設計業務委託(第2501号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業 東部汚水35号幹線枝線外設計業務委託(第2501号)	開示		6/16	6/26
176	6/12	○○改修工事の為消防署より図面写しの交付を希望します。 ・必要図面 地階の平面図、求積図、立面図、各設備図(火報、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ、放送設備)	消防局 総務課		熊本市中央区下通1丁目○番△号 必要図面 地階部分(平面図・立面図)	開示		6/21	
177	6/12	平成25年5月29日開札 ・城東保育園移転新築工事 上記工事の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 営繕課		工事名 城東保育園移転新築工事の内訳書(金入設計書) 契約日 平成25年6月5日 工期 平成25年6月5日～平成26年3月14日	開示		6/13	6/14
178	6/12	道路位置指定関係書類一式 熊本県指令建第82号(S38-082) ｶﾗｰで 〃　第120号(S39-120) ｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類一式 熊本県指令建第82号(S38-082)ｶﾗｰで 熊本県指令建第120号(S39-120)ｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/13	6/14
179	6/13	(工事名) 北区植木町広住草葉公民館付近φ100・75・50粍配水管布設他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町広住草葉公民館付近φ100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/14	6/26
180	6/13	平成25年5月22日開札 都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線下水道築造工事(505工区) 平成25年6月5日開札 都市計画事業 南部汚水25号幹線及び枝線下水道築造工事(515工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水44号幹線枝線下水道築造工事(505工区)の金入り設計書 都市計画事業 南部汚水25号幹線枝線下水道築造工事(515工区)の金入り設計書	開示		6/17	6/19
181	6/13	平成24年度(平成25年度に実施) 文部科学省 体罰調査票 ○○小学校○年○組(当時) 全員分	教育委員会 事務局 教職員課		平成24年度文部科学省体罰調査票○○小学校○年○組全員分	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/20	6/20 閲覧

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
182	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局		1 熊本市企画振興局の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議した「市長公印押印の諮問書」 2「市長公印押印の諮問書発遣」の法的根拠となる資料	不存在	第11条　第2項	6/18	7/2
183	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 秘書課		(1)熊本市長付属機関に対して提出した市長印押印の諮問書 (2)(1)の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/21	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
184	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局企画課		(1)熊本市長附属機関に対して提出した市長印押印の諮問書 (2)(1)の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/20	7/2
185	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局広聴課		1平成22年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠わかる資料	開示		6/18	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
186	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 広報課		(1)熊本市長附属機関に対して提出した市長印押印の諮問書 (2)(1)の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/17	7/2
187	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 情報政策課		1 平成22年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問書」 2「市長公印押印の諮問書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/18	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
188	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局統計課		1.平成22年度から今日までの期間の「市長公印押印した諮問文書」 2.「市長公印押印の諮問文書」の発遣の条例等法的根拠のわかる資料	不存在	第11条　第2項	6/21	
189	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局区政推進課		【熊本市町界町名審議会】 1.町の名称の変更等について(H24.11.2付) 2.町及び字の区域の変更について(H23.9.15付) 3.住居表示整備事業実施に伴う町の区域及び名称の変更等について(H22.7.28付) 4.熊本市町界町名審議会条例 【熊本市行政区画等審議会】 5.熊本市の行政区の名称について(H22.6.22付) 6.熊本市行政区画等審議会要綱 【熊本市情報公開・個人情報保護審議会】 7.情報公開審査諮問書(H22.7.22付) 8.熊本市情報公開条例	開示		6/18	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
190	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 市民協働課		市民協働課が熊本市の附属機関に対し諮問した際の「熊本市長公印押印の諮問書」3通 (平成22年度～平成25年6月17日現在)	開示		6/18	7/2
191	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 生涯学習推進課		1.熊本市長附属機関に対して提出したし調印押印の諮問書 2.「市長公印押印の諮問書」の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/18	7/2

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
192	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 人権推進総室		(1)熊本市長附属機関に対して提出した市長印押印の諮問書 (2)(1)の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/26	7/2
193	6/14	○熊本市・企画振興局の以下の各課等が、熊本市長附属機関に対して、平成22年度から今日までの期間に、「熊本市長公印押印の諮問項目を記載した諮問書」を提示し、各々の諮問内容を審議させたとする「市長公印押印の諮問書」の開示請求。 1.以下の各課が発遣した「市長公印押印した諮問書」の開示請求。 秘書課、企画課、ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ事務局、広聴課、広報課、情報政策課、統計課、区政推進課、市民協働課(男女共生推進室)、生涯学習推進課、人権推進総室、東京事務所、 2.「市長公印押印の諮問書発遣」は、どの様な条例等法的根拠によって発遣されるのか、等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料・(市民協働課・発遣・審査諮問書・ｻﾝﾌﾟﾙ)・A4→1枚。	企画振興局 東京事務所		(1)熊本市長付属機関に対して提出した市長印押印の諮問書 (2)(1)の発遣の法的根拠のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	6/19	7/2
194	6/14	道路位置指定の図面 平成5年7月5日 熊本県指令山土第75号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の図面 平成5年7月5日 熊本県指令山土第75号	開示		6/18	6/19
195	6/17	都市計画事業 南部汚水4号幹線枝線外設計業務(その2)委託(第2503号)の金入り設計書	上下水道局 計画調整課		都市計画事業 南部汚水4号幹線枝線外設計業務(その2)委託(第2503号)金入り設計書	開示		6/20	6/26
196	6/19	開札日 平成25年6月12日 14時40分 工事名 尾ノ上小学校屋内運動場耐震補強工事 上記工事の金入り設計書	教育委員会 事務局 施設課		尾ノ上小学校屋内運動場耐震補強工事の金入り設計書	開示		6/21	6/21
197	6/19	■一般県道 小池竜田線(小峯工区)植栽工事の金入り設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道 小池竜田線(小峯工区)植栽工事【金入設計書】	開示		6/24	7/2
198	6/19	○○病院1F正面玄関の右横施設の届出(現在は理学療法の物理療法室として使用) (1Fの図面と変更分も含む)。	健康福祉子ども局 医療政策課		○○病院1F正面玄関の右横施設の届出(現在は理学療法の物理療法室として使用) 1Fの図面と変更分も含む	開示		7/3	7/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
199	6/19	桜木小学校耐震補強工事の内訳書(金入設計書) 開札日 H25年6月12日 13:15時	都市建設局 営繕課		桜木小学校耐震補強工事 金入設計書	開示		6/26	6/27
200	6/20	市道 室園町第14号線側溝改良工事の金入り設計書(施工単価まですべて)開示お願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		平成25年6月5日開札 市道 室園町第14号線側溝改良工事の金入設計書	開示		6/21	6/28
201	6/20	●施工番号:1200452 ●工事名:市道野出第1号線道路改良工事【総合評価方式】 ●当該工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河内分室		市道野出第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		6/25	7/4 郵送
202	6/21	平成25年6月5日開札 上下水道局下水道整備課 都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事(547工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事(547工区) 上記1件の当初設計金入り設計書	開示		6/25	7/3
203	6/21	平成25年6月12日開札 東部土木センター維持課 市道 子飼本町大江6丁目第1号線道路維持等工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		平成25年6月12日開札 東部土木センター維持課 市道 子飼本町大江6丁目第1号線道路維持等工事 金入設計書	開示		6/27	7/3
204	6/21	城北小学校耐震補強工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		城北小学校耐震補強工事 金入設計書	開示		6/21	6/24
205	6/24	道路位置指定 (H08-002) 西区蓮台寺5丁目 ｶﾗｰｺﾋﾟｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 (H08-002) 西区蓮台寺5丁目	開示		6/25	6/28
206	6/25	開札日 平成25年6月19日 13時30分 工事名 出水南小学校耐震補強工事 上記工事の金入り設計書	都市建設局 営繕課		出水南小学校耐震補強工事 金入り設計書	開示		7/1	7/2
207	6/25	一般県道 託麻北部線(吉原工区)道路改良工事(その1) 金入設計書	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道 託麻北部線(吉原工区)道路改良工事(その1) の金入設計書	開示		6/27	7/11
208	6/25	・工事・業務名:流通団地東排水機場主ﾎﾟﾝﾌﾟ設備取替工事 ・開札日:2013.6.21 上記入札の入札者3社の競争参加資格確認申請書	総務局 契約検査総室 西部土木河川公園整備課		流通団地東排水機場主ﾎﾟﾝﾌﾟ設備取替工事 競争参加資格審査調書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/5	7/8
209	6/25	文部科学省体罰の実態把握の調査(2013年3月実施) ○○小学校○年○組(当時) 調査票のうち、不足分2通	教育委員会 事務局 教職員課		平成24年度文部科学省体罰調査票○○小学校○年○組不足分2通	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/26	6/27
210	6/26	漏水調査業務委託(第1工区)申請書 熊本市北西部・植木地域 競争参加資格審査調書(その1)(その2)(その3) 水研ﾃｯｸ㈱　契約書の写し・設計書の写し(その2添付書類)	上下水道局 水相談課		・漏水調査業務委託(第1工区)申請書 熊本市北西部・植木植栽 競争参加資格審査調書(その1)(その2)(その3) ・水研ﾃｯｸ㈱ 契約書の写し、設計書の写し(その2、添付書類)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/8	7/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
211	6/26	北区植木町亀甲2175番地付近φ150、50粍配水管布設他1件工事 金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町亀甲2175番地付近φ150・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		6/28	7/4
212	6/27	平成24年度社会福祉法人 ○○ 1.現況報告書(様式1-1-3) 2.貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書 3.貸借対照表内訳書 4.損益計算書 5.財産目録 6.監事監査報告書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成24年度の社会福祉法人現況報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	6/28	7/1
213	6/27	○鹿児島本線・熊本駅～川尻駅間・新駅設置について、以下の開示請求をします。 1.熊本市・幸山政史市長とJR九州㈱・唐池恒二社長との間で締結された「覚書」一式の開示請求。 2.西熊本駅(仮称)のD区画・東側に新設される「駅前広場のｲﾒｰｼﾞ図・諸配置図・ﾊﾞｽ乗降位置図・乗降客等流動図・C区画との共有図・等の現時点で想定出来ている範囲のわかる図面・資料・等の開示請求。 3.熊本市憲法・熊本市自治基本条例・自治基本原則条例理念・等によれば、熊本市事業主施行等については、「設計立案の段階から『協働理念』で施行するとの市政理念であるとの事であるから、市民参画・周辺住民等・の「参画」広く市民の意見等を収集聴集して、計画に反映させる作業等は、何時頃から始めるのか、等のわかる計画・ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・等の開示請求。	都市建設局 交通政策総室		鹿児島本線・熊本駅～川尻駅間・新駅設置について 2.駅前広場平面図 5.当初歳出予算要求書 6.都市計画図の抜粋	開示		7/11	7/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.この西熊本駅新設では、熊本市公共事業環境配慮指針を遵守して、設計施行するとの事であったが、規模分類基準では第1種事業と思われるが、 1)対応 環境特性把握ｼｰﾄ及び事業別環境配慮ﾁｪｯｸｼｰﾄの作成、環境保全局及び関係部署と協議、公共事業環境配慮評価会議での審査・環境配慮の妥当性等について評価・事業者の妥当性について評価、事業実施報告書の提出、との施行項目があるが、現在迄にどの様な項目等が作成済みとなっているのか?作成済みの資料等の開示請求。 2)「不存在」の場合、何時までに施行項目が完成するのか?等のわかる資料・予定表・等の開示請求。 5.平成25年度一般会計・当初予算要求を見るに、108,000千円とある。 1)駅舎設計に係る委託費・JR負担金の具体的項目金額のわかる資料等の開示請求。 2)交通渋滞等の影響調査業務委託費の具体的な項目目的別金額等のわかる資料等の開示請求。 3)道路概略設計業務委託費の具体的にどの様な道路設計をするのか・等のわかる資料等の開示請求。			鹿児島本線・熊本駅～川尻駅間・新駅設置について 1.覚書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/11	7/18
		6.「JR近見新駅」設置要望提出へ【熊本市】5日、一般質問を続開。の記事を読むに、高田晋都市建設局長は「東ﾊﾞｲﾊﾟｽ沿線の大型病院や熊本港への広域的な乗り継ぎも視野に、JRとﾊﾞｽの結節強化を持つ駅前広場の整備を進めたい」と述べた。とあるので、D区画のどの位置なのか?又はA区画の一部を充当するのか?等のわかる図面・資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・A3→2.3枚。			鹿児島本線・熊本駅～川尻駅間・新駅設置について 3.計画・ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・等 4.1)作成済みの資料等 4.2)わかる資料・予定表・等	不存在	第11条　第2項	7/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
214	6/27	○産政発第118号・平成25年6月10日付、平成25年6月18日受領・の文書等開示(一部請求拒否)決定通知書の交付資料等の内容等について、再度・開示請求。 1.熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱運用規定・第2条・9・(1)(2)の条項に該当して、熊本市長が認定した・融資制度を利用した最高金額の諸条件をｸﾘｱｰした資料等の一式の開示請求。 2.3の「融資の目的以外の目的」・「資金が目的以外への使用」・の内容として、本要綱・第4条(1)資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(但し要綱第3条第1項第1号又は要綱第3条第1項第4号については設備資金を対象とする)とあり、本要綱・第3条(5)熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの。(6)経営環境の急激な変化により、経営の安定に支障を生じていると市長が特に認めた者となっている。 つまり、経営環境の激変に伴い、事業経営の継続の為・借金が嵩み・「事業経営必要な運転資金及び設備資金」とは違う借金返済の為、融資資金を叩いてしまった場合、この融資の目的以外への使用・資金が目的以外への使用」等の場合に、市長が認定基準の基となる許容範囲基準のわかる資料等の開示請求。	農水商工局 産業政策課		産政発第118号・平成25年6月10日付、平成25年6月18日受領・の文書等開示(一部請求拒否)決定通知書の交付資料等の内容等について、再度・開示請求。 1.熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱運用規定・第2条・9・(1)(2)の条項に該当して、熊本市長が認定した・融資制度を利用した最高金額の諸条件をｸﾘｱｰした資料等一式の開示請求。 3.4の2)の交付資料、18熊信保第136号～25熊信保第17号・の内訳熊本市中小企業経営安定特例資金の金額の中には、熊本駅西土地区画整理事業特例融資資金以外も含まれているとの事であるので、この保証料の返戻についての熊本駅西土地区画整理事業のみの抽出した件数・金額のわかる資料等の開示請求。 4.5の1)の請求書の制度名の熊本市中小企業経営安定資金融資制度特例措置件数金額の内容の熊本駅西土地区画整理事業該当・件数・金額だけを抽出した請求書の開示請求。 5.5の2)の損失補償金の回収返戻についての熊本駅西土地区画整理事業に該当する件数金額のわかる資料等の開示請求。 6.交付資料・起案用紙・の最下段・損失補償金額件数・金額の熊本駅西土地区画整理事業・該当のみの件数・金額のわかる資料等の開示請求。	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/11	7/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.4の2)の交付資料、18熊信保第136号～25熊信保第17号・の内訳熊本市中小企業経営安定特例資金の金額の中には、熊本駅西土地区画整理事業特例融資資金以外も含まれているとの事であるので、この保証料の返戻についての熊本駅西土地区画整理事業のみ抽出した件数・金額のわかる資料等の開示請求。 4.5の1)の請求書の制度名の熊本市中小企業経営安定資金融資制度特例措置件数金額の内容の熊本駅西土地区画整理事業該当・件数・金額だけを抽出した請求書の開示請求。 5.5の2)の損失補償金の回収返戻についての熊本駅西土地区画整理事業に該当する件数金額のわかる資料等の開示請求。 6.交付資料・起案用紙・の最下段・損失補償金額件数・金額の熊本駅西土地区画整理事業・該当のみの件数・金額のわかる資料等の開示請求。 7.熊本駅西土地区画整理事業に対するこの融資制度を利用した融資開始から今日まで、熊本市血税資金・保証協会・等の間でどの様な資金の動きがあったかのわかる一覧表資料の開示請求。 →※年度毎・件毎、・融資金額・代位弁済金・信用保証料・保証料の返戻・損失補償金額・損失補償金の回収返戻・等の一覧表。← (※作成お願いします。) ※添付参照・現行条例等損失補償等・要分析実証熟視等・資料等・A3→19.4枚。			2.3の「融資の目的以外の目的」・「資金が目的以外への使用」・の内容として、本要綱・第4条(1)資金使途事業経営に必要な運転資金及び設備資金(但し要綱第3条第1項第1号又は要綱第3条第1項第4号については設備資金を対象とする)とあり、本要綱・第3条(5)熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの。(6)経営環境の急激な変化により、経営の安定に支障を生じていると市長が特に認めた者となっている。 つまり、経営環境の激変に伴い、事業経営の継続の為・借金が嵩み・「事業経営必要な運転資金及び設備資金」とは違う借金返済の為、融資資金を叩いてしまった場合、この融資の目的以外への使用・資金が目的以外への使用」等の場合に、市長が認定基準の基となる許容範囲基準のわかる資料等の開示請求。 7.熊本駅西土地区画整理事業に対するこの融資制度を利用した融資開始から今日まで、熊本市血税資金・保証協会・等の間でどの様な資金の動きがあったかのわかる一覧表資料の開示請求。 →※年度毎・件毎、・融資金額・代位弁済金・信用保証料・保証料の返戻・損失補償金額・損失補償金の回収返戻・等の一覧表	不存在	第11条　第2項	7/11	
215	7/1	平成25年6月5日開札 都市建設局西部土木センター河内分室 市道 船津第10号線側溝改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します	都市建設局 西部土木センター 河内分室		市道船津第10号線側溝改良工事の金入設計書	開示		7/3	7/3
216	7/1	平成25年6月19日開札 都市建設局北部土木センター工務課 市道 山室大窪第1号線道路改良工事(馬々鋏交差点) 上記の金入設計書の開示をお願い致します	都市建設局 北部土木センター 工務課		平成25年6月19日開札 市道 山室大窪第1号線道路改良工事(馬々鋏交差点)の金入設計書	開示		7/5	7/5
217	7/1	位置指定関係書類 昭和56年10月12日 指令(計建)第47号 昭和54年11月30日 指令(計建)第79号 色付はｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		位置指定関係書類 昭和56年10月12日 指令(計建)第47号 昭和54年11月30日 指令(計建)第79号 色付はｶﾗｰで	開示		7/2	7/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
218	7/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年6月1日～H25年6月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年6月1日～平成25年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露天を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、初許可年月日、業種詳細、業種 計83件 ※開示情報取り出し日時:平成25年7月5日 11:00	開示		7/11	7/22 郵送
219	7/1	平成25年6月1日から平成25年6月30日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年6月1日～平成25年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 計83件 ※開示情報取り出し日時:平成25年7月5日 11:00	開示		7/11	7/22 郵送
220	7/1	○○氏が理事長を兼任した、社会福祉法人○○(北区□□□□○-△-×)及び医療法人社団○○(北区□□□□○-△-×)の各々の法人において ①今回の熊本市上下水道局による、これらの両法人に対する「下水道料逃れ問題」の調査に関係する一切の資料、及びこの問題に対応した熊本市の関係する一切の、詳細な資料、文書 ②特に今回、熊本市が下水道料の過去5年間の損害額・未払額が計約3400万円(○○分が約2280万円、○○分が約1120万円)と認定した根拠となる資料、文書。 ③1997年(平成9年)から、現在(平成25年6月)までの期間、毎月の下水道使用量及びその使用料金について	上下水道局 料金課 給排水設備課		社会福祉法人○○及び医療法人社団○○に係る以下の文書 ①今回の熊本市上下水道局による、これらの両法人に対する「下水道料逃れ問題」の調査に関する一切の資料、及びこの問題に対応した熊本市の関係する一切の詳細な資料、文書のうち、「情報提供に関する文書」及び「役員等からの聞き取り調書」	不開示	1号　法令秘情報 2号　個人情報 3号　法人等情報	7/12	7/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					社会福祉法人○○及び医療法人社団○○に係る以下の文書 ①今回の熊本市上下水道局による、これらの両法人に対する「下水道料逃れ問題」の調査に関する一切の資料、及びこの問題に対応した熊本市の関係する一切の詳細な資料、文書 ・下水道使用料算定に伴う井戸水利用状況及び給排水設備の現地調査に関する協力要請、及び回答文書 ・下水道使用料算定に伴う井戸水使用並びに当該給排水設備に関する調査報告及び資料の提出要請、及び調査報告書 ・報道資料(下水道使用料免脱行為) ・迂回配管撤去要請 ②特に今回、熊本市が下水道料の過去5年間の損害額・未払額が計約3400万円(○○分が約2280万円、○○分が約1120万円)と認定した根拠となる資料、文書 ・下水道使用料免脱行為にかかる下水道使用料の請求 ・報道資料(下水道使用料免脱行為) ③1997年(平成9年)から、現在(平成25年6月)までの期間、毎月の下水道資料量及びその使用料金について ・下水道使用料収納・調定情報(平成10年5月から平成20年11月請求分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報 6号　事務事業に関する情報	7/12	7/17
221	7/1	平成25年5月29日開札 熊本農水商工局水産振興センター 四番漁港外3箇所浚渫覆砂工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	農水商工局水産振興センター		四番漁港3箇所浚渫覆砂工事 の金入設計書	開示		7/8	7/16
222	7/2	平成25年6月1日から平成25年6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年6月1日～平成25年6月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計83年 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年7月5日 11:00	開示		7/11	7/22 郵送
223	7/2	平成25年6月21日開札 上下水道局水道整備課 北区植木町大和35番地付近φ100・75・50耗配水管布設替他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局水道整備課		・北区植木町大和35番地付近φ100・75・50耗配水管布設替他1件工事(金入り設計書)	開示		7/4	7/5
224	7/2	平成25年(○月○日)提出の○○校区第○町内公民館の営繕費補助金申請に係る書類	東区役所まちづくり推進課		平成25年(○月○日)提出の○○校区第○町内公民館の営繕費補助金申請に係る書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	7/16	7/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
225	7/2	老朽給水管(鉛管)切替工事(3工区) 工事費内訳書の金入一式	上下水道局 水相談課		・老朽給水管(鉛管)切替工事(3工区) 工事費内訳書の金入一式	開示		7/8	7/11
225-2	7/2	■白川橋左岸緑地除草業務委託の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		白川橋左岸緑地除草業務委託	開示		7/4	7/10
226	7/2	■中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託の金入り設計書	上下水道局 水再生課 中部浄化センター		中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託の金入り設計書	開示		7/5	7/10
227	7/2	■東部環境工場樹木管理業務委託の金入り設計書	環境局 東部環境工場		■東部環境工場樹木剪定業務委託の金入り設計書	開示		7/5	7/10
228	7/2	平成25年06月19日開札 戸島送水場調整池流入・流出管布設工事 平成25年06月21日開札 北区植木町鞍掛729番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 上記2件の工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・戸島送水場調整池流入・流出管布設工事 ・北区植木町鞍掛729番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		7/5	7/8
229	7/2	熊本市上下水道事業管理者発注の下記工事の金額入り内訳明細書 工事名:戸島送水場調整池流入・流出管布設工事 担当課:水道整備課 施設係	上下水道局 水道整備課		・戸島送水場調整池流入・流出管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		7/5	7/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
230	7/2	○文書等開示(一部請求拒否)決定通知書・企画発第49号・平成25年6月3日付・平成25年6月10日受領・「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会・公募委員選定評価表」について、以下の開示請求をする。 ◎熊本市第6次総合計画中間見直し委員会の公募委員選考基準、 1 選考方法 候補者は、選考委員会委員の審査により、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」をテーマに800字以内にまとめた作文及び面接の総合評価点の高い者から選考する。 2 審査項目 審査項目は、以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を合わせて総合的に判断する。 (1)理解度と目的意識 (2)熱意・積極性 (3)視野の広さ・柔軟性 (4)関心度・実践度 (5)協調性・公平性・公正性 となっているが、 1.(1)理解度と目的意識では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の凡例等の資料等の開示請求。※5点・4点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。	企画振興局企画課		1.(1)理解度と目的意識では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の凡例等の資料等の開示請求。※5点・4点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 2.(2)熱意・積極性では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の凡例等の資料等の開示請求。※4点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 3.(3)視野の広さ・柔軟性では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。	不存在	第11条　第2項	7/12	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.(2)熱意・積極性では、作文にどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の凡例等の資料等の開示請求。※4点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 3.(3)視野の広さ・柔軟性では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 4.(4)関心度・実践度では、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 5.(5)協調性・公平性・公正性では、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との格差の明確に分かる格差基準の資料等。 6.熊本市市政執行での公募委員選考過程に於ける企画課における選考基準と、熊本市他主幹課での公募委員選考評価表との格差は、何に基づく格差なのか?法的根拠に基づく選考格差なのか?等がわかる資料等の開示請求。※特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者・面接者・の全人格を庁内選考者のみで評価配点する市政理念は、何の根拠によって、市政執行できるのか・等のわかる資料等の開示請求。職権乱用ではないのか? 面接の時に、選考者の前には応募原稿の書面は見られなかったが?			4.(4)関心度・実践度では、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。 5.(5)協調性・公平性・公正性では、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか?の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。 更に、普通3点と評価配点するのか?の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との格差の明確に分かる格差基準の資料等。 6.熊本市市政執行での公募委員選考過程に於ける企画課における選考基準と、熊本市他主幹課での公募委員選考評価表との格差は、何に基づく格差なのか?法的根拠に基づく選考格差なのか?等がわかる資料等の開示請求。※特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者・面接者・の全人格を庁内選考者のみで評価配点する市政理念は、何の根拠によって、市政執行できるのか・等のわかる資料等の開示請求。職権乱用ではないのか? 面接の時に、選考者の前には応募原稿の書面は見られなかったが?				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
231	7/2	○西総企発第58号・平成25年5月23日付・平成25年5月30日受領・の第1次評価・第2次評価・審査表・について、開示請求。 1.第1次評価 審査項目 1)ｱ理解度(1)「西区の現状や課題、特性についての理解度」とあるが、非常に優れている5点 普通3点・等とする基準は、どの様な表現が非常に優れていると評点するのか?普通と評点する基準の表現はどの様な基準での判定評価なのか?の分かる具体的凡例の開示請求。 2)ｲ理解度(2)「西区まちづくりﾋﾞｼﾞｮﾝの取り組み方針についての理解度」とあるが、非常に優れている5点 普通3点・等とする基準は、どの様な表現が非常に優れていると評点するのか?普通と評点する基準の表。現はどの様な基準での判定評価なのか?の分かる具体的凡例の開示請求。 3)ｳ熱意・意欲「西区を良いまちとするための前向きな姿勢があるか」とあるが、非常に優れている5点 普通3点・等とする基準は、どの様な表現が非常に優れていると評点するのか?普通と評点する基準の表現はどの様な基準での判定評価なのか?の分かる具体的凡例の開示請求。 4)ｴ具体性・論理性「内容が具体的であり、また論理が整然として、表現が明確であるか」とあるが、非常に優れている5点 普通3点・等とする基準は、どの様な表現が非常に優れていると評点するのか?普通と評点する基準の表現は、どの様な基準での判定評価なのか?の分かる具体的凡例の開示請求。	西区役所 総務企画課		1 第1次評価 審査項目 1)「西区の現状や課題、特性についての理解度」の判定評価の分かる具体的凡例の開示 2)「西区まちづくりﾋﾞｼﾞｮﾝの取り組み方針についての理解度」の判定評価の分かる具体的凡例の開示 3)「西区を良いまちとするための前向きな姿勢があるか」の判定評価の分かる具体的凡例の開示 4)「内容が具体的であり、また論理が整然として、表現が明確であるか」の判定評価の分かる具体的凡例の開示 2 第2次評価 審査項目 1)「応募の動機 西区をより良いまちにするための熱意や意欲があるか」の評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示 2)「理解度・知識 西区の現状や課題について認識があるか」の評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料と面接での評価配点根拠のわかる根拠等資料の開示 3)「具体性・論理性 自らの考えや意見を自分の言葉で分かりやすく、かつ、論理的に述べることができるか」の評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料と面接での評価配点根拠のわかる根拠等資料の開示	不存在	第11条　第2項	7/16	7/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.第2次評価 審査項目 1)(1)応募の動機 西区をより良いまちにするための熱意や意欲があるか 【共通質問】・懇話会委員に応募した動機に教えてください。とあるが、どの様な口頭回答が5点満点との評価配点となるのか?どの様な口頭回答が3点普通との評価配点となるのか?この評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示請求。 2)(2)理解度・知識 西区の現状や課題について認識があるか 【共通質問】・現在の西区について、他の区と比べてどのような特徴や課題があるとお考えですか?とあるが、どの様な口頭回答が5点満点との評価配点となるのか?どの様な口頭回答が3点普通との評価配点となるのか?この評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示請求。 更に、面接でこの項目に対して質問がなかったにも拘らず、評価配点がなされているが、その評価配点根拠は何に依ってなされたのか?のわかる根拠等資料の開示請求。 3)(3)具体性・論理性 自らの考えや意見を自分の言葉で分かりやすく、かつ、論理的に述べることができるか【共通問題】・懇話会委員となったら、どのようなことに力を入れて取り組みたいと思っていますか?とあるが、どの様な口頭回答が5点満点との評価配点となるのか?どの様な口頭回答が3点普通との評価配点となるのか?この評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示請求。 更に、面接でこの項目に対して質問がなかったにも拘らず、評価配点がなされているが、その評価配転根拠は何に依ってなされたのか?のわかる根拠等資料の開示請求。 4)(4)協調性・公平性・公正性 人の意見を聞き、協調性を持って会議に参加し、議論の中で公平、公正な思考ができるか【共通質問】・話し合いの中で、ご自分の考えと違う意見がでた場合、どのように自分の意見を表明しますか?・結論がある特定の事項に備った方向に進んでいる場合、あなたならどうされますか?とあるが、どの様な口頭回答が5点満点との評価配点となるのか?どの様な口頭回答が3点普通との評価配点となるのか?この評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示請求。			4)「協調性・公平性・公正性 人の意見を聞き、協調性を持って会議に参加し、議論の中で公平、公正な思考ができるか」の評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示 5)「市民協働に関する理解・意欲・行動力 市民協働の視点を持って、より良い西区となるようまちづくりに取り組むことができるか」の評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料と面接での評価配点根拠のわかる根拠資料等の開示				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		5)(5)市民協働に関する理解・意欲・行動力 市民協働の視点を持って、より良い西区となるようまちづくりに取り組むことができるか【共通質問】・これまで、より良いまちとするための活動を実践、またはとのような活動に参加されたことはありますか?・今後、より良い西区にするために区民はどのような役割を担うべきとお考えですか?・あなたはどのようなことに取り組みたいと思っていますか?とあるが、どの様な口頭回答が10点満点(評価点数×2倍)との評価配点となるのか?どの様な口頭回答が3点普通との評価配点となるのか?この評価配点基準の具体的凡例等のわかる資料の開示請求。 更に、この面接でこの項目に対して質問がなかったにも拘らず、評価配点がなされているが、その評価配点根拠は何に依ってなされたのか?のわかる根拠資料等の開示請求。							
232	7/4	道路判定台帳 平成14年02-519の情報開示 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成14年02-519の情報開示	開示		7/5	7/5
233	7/4	白坪小学校校舎耐震補強工事(6/19) (金入設計書)	都市建設局 営繕課		白坪小学校校舎耐震補強工事 金入設計書	開示		7/5	7/5
234	7/4	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (健康福祉政策課所管分)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/10	7/18
235	7/4	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (健康福祉政策課 保護管理室所管分)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課 保護管理室		熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/8	7/18
236	7/4	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (子ども支援課所管分)	健康福祉子ども局 子ども支援課		熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、賃借対照表、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/17	7/18
237	7/4	平成25年度 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池ﾎﾟﾝﾌﾟ棟(建築)築造工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		平成25年度 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池ﾎﾟﾝﾌﾟ棟(建築)築造工事 金入設計書	開示		7/8	7/8
238	7/5	位置指定道路 S56-068 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳 S56-068	開示		7/8	7/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
239	7/5	●市民の皆様の声(公開と募集)・Q非難場所について登録されている分類(その他)2012年9月受付のAご回答いたします2012年9月回答の内容について、以下の開示請求をする。 ◎また、昨年、非難場所を春日小学校から急遽変更したのは、避難勧告発令の要因が「土砂災害警戒情報」に基づくもので、春日小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっておりましたところから一時的に避難場所を変更したものであり、その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施しているものですので、今後の計画等については県と連携して確認してまいります。とある。 1.「～その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。」とあるが、【その他の災害】とは、具体的にどの様な災害を指すのか?等のわかる資料等の開示請求。 ・→この地点は、地震災害等によっても、土砂崩壊・崖崩れ・等が起こる可能性があるのに、「土砂災害警戒区域」に指定されている場所が、豪雨以外であれば、この地点を「その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。」として、危険地帯でありながら、敢えて・その他の災害では安全・安心・な避難場所として、春日校区住民を避難させる危機管理根拠が不明の為、開示請求。	総務局 危機管理防災総室		1 平成24年度熊本市地域防災計画、資料編の写し 2 熊本県「土砂災害情報ﾏｯﾌﾟ(急傾斜地崩落危険箇所)」の写し	開示		7/18	7/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.「土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施している～」との事であるが、裏面調査したら春日小学校・体育館裏手の土手傾斜は、熊本県所有地ではないので、熊本県は何の対応も対策も計画は無いとの事であったが、この回答の根拠は、何によってこの様な回答記述が可能だったのか?のわかる資料等の開示請求。 ・→まさか、ただ回答すれば良い・嘘も方便で市民を騙す回答が熊本市政理念とも思えないので、確たる証拠・法的根拠・等に基づいて回答がなされて、幸山市長・自筆ｻｲﾝ入り回答書を熊本市民に郵送するのであるから、その根拠は、幸山市長承認済みと思われるので、明確な根拠を開示交付して頂きたい。 3.「今後の計画については県と連携して確認してまいります。」とあるが、今までに熊本県と連携してどの様な確認作業をおこなったか?等のわかる年月日・場所・出席役職名・会議録・等と・今後のﾊｰﾄﾞ整備ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・春日小学校避難場所指定が、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ分散避難でなく、名実ともに「安全安心の避難場所」として、復活する避難場所として指定する時期・等のわかる資料等の開示請求。 ・→熊本市政だより7月号を見るに、春日小学校と森都心ﾌﾟﾗｻﾞが並列で春日区住民の避難場所として表示されている。花岡山中腹から裾野にかけて居住する住民は、新幹線道路・春日池上線幅員30m4車線一日交通量25,000台通過の横断道路の白線もなく、「命がけの避難横断」を強いられ、「安全安心のまちづくり理念」は、この地域では無視された市政執行であり、避難場所指定理念が、どの様な根拠に基づく指定なのか?熊本市民の目線では、全く不可解である。市民・住民の生命を守る責務も、危機管理に含まれる筈であるが?〃 ※添付参照熟視資料等・A3→1.4枚			3「今後の計画については県と連携して確認してまいります。」とあるが、今までに熊本県と連携してどのような確認作業を行ったのか等のわかる年月日・場所・出席役職名等と今後のﾊｰﾄﾞ整備ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・春日小学校避難場所指定が森都心ﾌﾟﾗｻﾞ分散避難ではなく、名実ともに「安全安心の避難場所」として、復活する避難場所として指定する時期等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	7/18	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
240	7/5	○市民の皆様の声(公開と募集)・Q非難場所について登録されている分類(その他)2012年9月受付のAご回答いたします2012年9月回答の内容について、以下の開示請求をする。 ・→熊本市広聴課の回答が、主幹課のどの様な資料に基づき回答がなされたのか・等のわかる明確な資料等の開示請求。 ◎また、昨年、非難場所を春日小学校から急遽変更したのは、避難勧告発令の要因が「土砂災害警戒情報」に基づくもので、春日小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっておりましたところから一時的に避難場所を変更したものであり、その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施しているものですので、今後の計画等については県と連携して確認してまいります。とある。 1.「～その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。」とあるが、【その他の災害】とは、具体的にどの様な災害を指すのか?等のわかる資料等の開示請求。 ・→この地点は、地震災害等によっても、土砂崩壊・崖崩れ・等が起こる可能性があるのに、「土砂災害警戒区域」に指定されている場所が、豪雨以外であれば、この地点を「その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。」として、危険地帯でありながら、敢えて・その他の災害では安全・安心・な避難場所として、春日校区住民を避難させる危機管理根拠が不明の為、開示請求。 2.「土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施している～」との事であるが、裏面調査したら春日小学校・体育館裏手の土手傾斜は、熊本県所有地ではないので、熊本県は何の対応も対策も計画は無いとの事であったが、この回答の根拠は、何によってこの様な回答記述が可能だったのか?のわかる資料等の開示請求。 ・→まさか、ただ回答すれば良い・嘘も方便で市民を騙す回答が熊本市政理念とも思えないので、確たる証拠・法的根拠・等に基づいて回答がなされて、幸山市長・自筆ｻｲﾝ入り回答書を熊本市民に郵送するのであるから、その根拠は、幸山市長承認済みと思われるので、明確な根拠を開示交付して頂きたい。	企画振興局広聴課		「市長への手紙」(平成24年9月3日受付・第591号)の回答文の根拠となった担当課回答文	開示		7/11	7/24
					○市民の皆様の声(公開と募集)Q「避難場所について 登録されている分類(その他)2012年9月受付」のA「ご回答いたします 2012年9月回答」の回答内容に関連する以下に記載するもの。 ◎回答内容 「また、昨年、非難場所を春日小学校から急遽変更したのは、避難勧告の発令の要因が「土砂災害警戒情報」に基づくもので、春日小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっておりましたところから一時的に避難場所を変更したものであり、その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施しているものですので、今後の計画等については県と連携して確認してまいります。」 1.「～その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものです。」とあるが、【その他の災害】とは、具体的にどの様な災害を指すのか等のわかる資料等。	不存在	第11条　第2項	7/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.「今後の計画については県と連携して確認してまいります。」とあるが、今までに熊本県と連携してどの様な確認作業をおこなったか?等のわかる年月日・場所・出席役職名・会議録・等と・今後のﾊｰﾄﾞ整備ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・春日小学校避難場所指定が、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ分散避難でなく、名実ともに「安全安心の避難場所」として、復活する避難場所として指定する時期・等のわかる資料等の開示請求。 ・→熊本市政だより7月号を見るに、春日小学校と森都心ﾌﾟﾗｻﾞが並列で春日区住民の避難場所として表示されている。花岡山中腹から裾野にかけて居住する住民は、新幹線道路・春日池上線幅員30m4車線一日交通量25,000台通過の横断道路の白線もなく、「命がけの避難横断」を強いられ、「安全安心のまちづくり理念」は、この地域では無視された市政執行であり、避難場所指定理念が、どの様な根拠に基づく指定なのか?熊本市民の目線では、全く不可解である。市民・住民の生命を守る責務も、危機管理に含まれる筈であるが?〃 ※添付参照熟視資料等・A3→1.4枚			2.「土砂災害警戒区域の指定及びﾊｰﾄﾞ対策は、県が実施している～」との事であるが、裏面調査したら、春日小学校体育館裏手の土手傾斜は、熊本県所有地ではないので、熊本県は何の対応も対策も計画は無いとの事であったが、この回答の根拠は、何によってこの様な回答記述が可能だったのかわかる資料等。 3.「今後の計画については県と連携して確認してまいります。」とあるが、今までに、熊本県と連携してどの様な確認作業をおこなったか等のわかる、年月日・場所・出席役職名・会議録等と今後のﾊｰﾄﾞ整備ｽｹｼﾞｭｰﾙ表・春日小学校避難場所指定が、森都心ﾌﾟﾗｻﾞ分散避難でなく、名実ともに「安全安心の非難場所」として、復活する避難場所として指定する時期等のわかる資料等。				
241	7/8	平成25年6月26日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 南部汚水25号幹線枝線下水道築造工事(516工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水25号幹線枝線下水道築造工事(516工区)の金入り設計書	開示		7/11	7/16
242	7/8	平成25年6月26日開札 都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河内分室 市道 野出第1号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河内分室		市道野出第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		7/9	7/16
243	7/8	平成25年4月1日から平成25年6月30日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成25年4月1日から平成25年6月30日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)		7/16	7/18 郵送
244	7/8	道路位置指定済証明関係図面等 昭和43年6月6日 熊本県指令第191号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定済証明関係図面等 昭和43年6月6日 熊本県指令第191号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/9	7/12
245	7/8	工事名 城山公園ﾄｲﾚその他新築工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		城山公園ﾄｲﾚその他新築工事における金入り設計書	開示		7/9	7/9
246	7/8	2013年1月1日～2013年6月末日までの新たに営業許可を受けた飲食店一覧(熊本市内) (臨時、移動、自販機を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		2013年1月1日～2013年6月末日までの新たに営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:営業所名称、営業所電話番号、営業所所在地、申請者名称、許可日 計514件 ※開示情報取り出し日時:平成25年7月16日 11:00	開示		7/18	
247	7/9	碩台幼稚園耐震補強その他工事 金入り設計書	都市建設局 営繕課		碩台幼稚園耐震補強その他工事 金入り設計書	開示		7/9	7/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
248	7/9	①○○病院が診療科目としてﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科を届けた年月日。 ②○○病院が「ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ総合承認施設」の施設許可を受けている平成22年○月○日以降～平成25年7月9日現在の2F理学療法(ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ医療)室の図面。	健康福祉子ども局 医療政策課		①○○病院が診療科目として、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科を届けた年月日 ②○○病院が「ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ総合承認施設」の施設許可を受けている平成22年○月○日以降～平成25年7月9日現在の2F理学療法(ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ医療)室の図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/19	8/29
249	7/9	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)現在営業中で、最初の許可年月日が2013年4月1日から2013年6月30日までの店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2013年4月1日から2013年6月30日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		((1)現在営業中で、最初の許可年月日が2013年4月1日から2013年6月30日までの店舗の飲食店営業に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露天等を除く。 項目:①営業所名、②営業所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名、⑤代表者氏名、⑥最初の許可年月日 計264件 (2)2013年4月1日から2013年6月30日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露天等を除く。 項目:①営業所名、②営業所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名、⑤代表者氏名、⑥廃業届出日 計253件 ※開示情報取り出し日時:平成25年7月16日 11:00	開示		7/18	7/25
250	7/10	○○病院敷地内(熊本市南区○○-△-×)に所在する○○ｸﾘﾆｯｸの開設に関する全ての一連書類の開示お願いします。 (開設年、月、日、設計図等も含む) ○○ｸﾘﾆｯｸ 熊本市南区○○ノ△ノ×	健康福祉子ども局 医療政策課		○○病院敷地内(熊本市南区○○-△-×)に所在する○○ｸﾘﾆｯｸの開設に関する全ての一連書類の開示お願いします。 (開設年月日 設計図等も含む) ○○ 熊本市南区○一△-×一	不存在	第11条　第2項	7/12	
251	7/11	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (障がい保健福祉課所管分)	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/17	8/6
252	7/11	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年4月11日～5月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/12	7/24
253	7/12	平成25年7月3日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ工務課建設第一係 主要地方道 熊本玉名線(岳工区)道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年7月3日開札 主要地方道熊本玉名線(岳工区)道路改良工事	開示		7/17	7/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
254	7/16	土地利用計画図面(ｶﾗｰ) 熊本県指令鹿本企調第41号 H18年12月28日	都市建設局 建築指導課		土地利用計画図面(ｶﾗｰ) 熊本県指令鹿本企調第41号 H18年12月28日	開示		7/17	7/23
255	7/16	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (高齢介護福祉課所管分)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		市が所管する社会福祉法人の現況報告書及び決算書(財産目録、賃借対照業、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/17	8/6
256	7/16	平成25年07月03日開札 麻生田水源地付近排水管布設工事(2工区) 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・麻生田水源地付近排水管布設工事(2工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		7/22	7/24
257	7/17	○○病院同敷地内(熊本市南区○○-△-×)に○○(○○)の協力医療機関として市へ提出されている○○ｸﾘﾆｯｸの所在地を明記してある書類の開示お願いします。 ・○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市南区○○-△-×)	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		○○病院同敷地内(熊本市南区○○-△-×)に○○(○○)の協力医療機関として市へ提出されている、○○ｸﾘﾆｯｸの所在地を明記してある書類の開示 ○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市南区○○-△-×)	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	7/22	7/23
258	7/17	ばい煙発生施設・工場・事業場一覧 ①名称 ②住所 ③設置日 ④燃料 ⑤使用量 ⑥発生施設の種類 CDR希望	環境局 環境政策課		ばい煙発生施設工場・事業所一覧 ①名称 ②住所 ③設置日 ④燃料 ⑤使用量(燃焼能力) ⑥発生施設の種類	開示		7/26	8/1 郵送
259	7/18	北区植木町滴水緑地公園防火水槽設置外1件工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室		北区植木町滴水緑地公園防火水槽設置外1件工事 金入り設計書	開示		7/29	8/20
260	7/18	工事名 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池関連整備工事 金入設計書	都市建設局 河川公園課		都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池関連整備工事の金入り設計書	開示		7/23	7/26
261	7/18	熊本市にある社会福祉法人の平成25年3月期の現況報告書1面、2面及び決算書(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書) (保育幼稚園課所管分)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		平成24年度社会福祉法人現況報告書1面、2面及び貸借対照表、事業活動収支計算書 (保育幼稚園課所管社会福祉法人分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/1	8/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
262	7/19	「熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険」にかかる ②平成24、25年度契約の ｱ.仕様書 ｲ.保険契約申込書 ｳ.保険証券 ｴ.約款の中の「特約」部分 ③平成22、23、24年度契約の年度別 ｱ.事故発生件数 ｲ.支払われた保険金の額 H25.7.31請求者へTEL。担当○○様と話す。 ②のｴについて、特約部分全てが必要か?その分料金が増えるが、いかがかと尋ねる。先方、熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険に係る特約部分を抜粋したものを欲しいとのこと。また、ｲ、ｳについて、年度途中で免責金額の変更があっているので、変更承認請求書や変更承認書等は不要か尋ねると欲しいとのこと。市政情報ﾌﾟﾗｻﾞには連絡済	企画振興局 市民協働課		「熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険」にかかる ・平成24、25年度契約の ｱ.仕様書 ｲ.保険契約申込書 ｳ.保険証券 ｴ.約款の中の「特約部分」 ・平成22、23、24年度契約の年度別 ｱ.事故発生件数 ｲ.支払われた保険金の額	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/1	8/3 郵送
263	7/19	・平成25年7月10日開札 都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線外1路線花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋外2橋下部工(A2橋台3基)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年7月10日開札 ・一般県道花園ｲﾝﾀｰ線外1路線 花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋外2橋下部工(A2橋台3基)工事 金入設計書 開示	開示		7/23	7/31
264	7/19	・平成25年7月10日開札 農水商工局 農業政策課 (仮称)城南物産館敷地整備工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	農水商工局 農業政策課		「(仮称)城南物産館敷地整備工事」に係る金入り設計書	開示		7/31	7/31
265	7/19	・平成25年7月10日開札 健康福祉子ども局 健康福祉政策課 桃尾墓園拡張整備事業(墓地整備)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備事業(墓地整備)工事の金入設計書	開示		7/24	7/31
266	7/19	・熊本県指令第305の69号 S45年12月23日 ・　　第529号 S43年12月25日 道路位置指定に関する図面等	都市建設局 建築指導課		・熊本県指令第305の69号 S45年12月23日 ・熊本県指令第529等 S43年12月25日 道路位置指定に関する図面等	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/22	7/22
267	7/19	東区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類 (○○区第○町内公民館分を除く)	東区役所 まちづくり推進課		東区役所まちづくり推進課が、平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類(○○校区第○町内公民館分を除く)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/1	8/2
268	7/19	市道岳平山1号線道路改良工事の金額入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河内分室		市道岳平山第1号線道路改良工事の金入設計書	開示		7/25	7/26
269	7/22	道路判定に関する図面等 ・01-212(H13) ・06-124(H18)	都市建設局 建築指導課		道路判定に関する図面等 ・01-212(H13) ・06-124(H18)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/24	7/24
270	7/23	業務委託名「熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公開ｼｽﾃﾑ刷新等業務委託」 担当課:企画振興局広報課 企画提案審査会における、評価基準表に基づく各項目の評価点開示をお願い致します。	企画振興局 広報課		熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公開ｼｽﾃﾑ刷新等業務委託に係る 公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙにおける評価点集計表	開示		7/24	7/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
271	7/23	上下水道に係る賠償責任保険 公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	上下水道局 総務課		上下水道局が加入している下記保険の内容(保険期間、保険料、補償内容、引受保険会社、取引代理店)がわかる資料(証券の写し等) ・上下水道に係る賠償責任保険 ・公用車に係る自動車保険	開示		7/25	8/21 郵送
272	7/23	公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	財政局 車両管理課		公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	開示		7/23	8/21 郵送
273	7/23	公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	交通局 総務課		公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く)の加入内容がわかる資料	開示		7/29	8/21 郵送
274	7/23	市営ﾊﾞｽに係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	交通局 自動車課		市営ﾊﾞｽに係る自動車保険の保険証券の写し	開示		7/26	8/21 郵送
275	7/23	公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	病院局 市民病院総務課		1 保険名 自動車損害共済 2 保険種類 車両共済 損害賠償共済 3 保険期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日 4 保険料 年額・90,272円	開示		7/25	8/21 郵送
276	7/23	公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	病院局 植木病院事務局		公用車に係る自動車保険(自賠責保険を除く) 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	開示		8/6	8/21 郵送
277	7/23	市営住宅に係る賠償責任保険 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	都市建設局 住宅課		市営住宅等に係る賠償責任保険の保険証券の写し	開示		7/23	8/21 郵送
278	7/23	市民活動に係る(熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険)損害保険 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)がわかる資料(保険証券の写し等)	企画振興局 市民協働課		市民活動に係る(熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険)損害保険 上記の加入内容(保険期間・保険料・補償内容・引受保険会社・取扱代理店)が分かる資料(保険証券等)	開示		8/1	8/21 郵送
279	7/23	○○に支払った、平成24年度、23年度、22年度の介護保険料の支払額。	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		平成22、23、24年度の○○への介護給付費	開示		7/31	8/7
280	7/23	道路位置指定に関する図面 ・H12-053 計画平面図、求積図 ・H24-024 実測平面図 (ｶﾗｰ)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定に関する図面 ・H12-053 計画平面図、求積図 ・H24-029 実測平面図 (ｶﾗｰ)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/29	7/30
281	7/24	平成25年1月1日から平成25年6月30日までの住居表示番号付定申請に伴った当該住居表示台帳(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	企画振興局 区政推進課		平成25年1月1日から平成25年6月30日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	7/29	7/31 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
282	7/24	南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(2工区) 金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(2工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		7/26	8/1
283	7/24	○第1回・第2回・西区まちづくり懇話会(平成25年5月23日(木))・(平成25年6月1日(土))・に開催されたとの事。この事について、配布・使用された資料等は、傍聴者には何処でも無料交付が常識てあるが、有料での開示請求をしなければ交付できないとの事であるので、以下の開示請求をする。 1.資料1-1 熊本市西区まちづくり懇話会設置要綱、 2.資料1-2「熊本市西区まちづくり懇話会」の概要、 3.資料2-1 西区まちづくり推進体制等について、 4.資料2-2 平成25年度まちづくり事業年間事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ 5.資料2-4 西区まちづくりﾋﾞｼﾞｮﾝ実現に向けてのまちづくり事業【職員提案分】、 6.西区内視察 行程表。 7.昼食・(河内まちづくり交流室)→本日の視察地以外の西区の名所・旧跡等についてのﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄにて紹介。のﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄのわかる各資料等(ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでの交付)。	西区役所 総務企画課		○第1回・第2回・西区まちづくり懇話会(平成25年5月23日(木))・(平成25年6月1日(土))・に開催されたとの事。この事について、配布・使用された資料等は、傍聴者には何処でも無料交付が常識であるが、有料での開示請求をしなければ交付できないとの事であるので、以下の開示請求をする。 1.資料1-1 熊本市西区まちづくり懇話会設置要綱、 2.資料1-2「熊本市西区まちづくり懇話会」の概要、 3.資料2-1 西区まちづくり推進体制等について、 4.資料2-2 平成25年度まちづくり事業年間事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ 5.資料2-4 西区まちづくりﾋﾞｼﾞｮﾝ実現に向けてのまちづくり事業【職員提案分】、 6.西区内二視察 行程表。	開示		7/30	8/8
					○第1回・第2回・西区まちづくり懇話会(平成25年5月23日(木))・(平成25年6月1日(土))・に開催されたとの事。この事について、配布・使用された資料等は、傍聴者には何処でも無料交付が常識であるが、有料での開示請求をしなければ交付できないとの事であるので、以下の開示請求をする。 7.昼食・(河内まちづくり交流室)→本日の視察地以外の西区の名所・旧跡等についてのﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄにて紹介。のﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄのわかる各資料等(ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでの交付)	不存在	第11条　第2項	7/30	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
284	7/24	○添付資料・「市民の皆様の声・(公開と募集)・2013年2月受付」の Q熊本駅再開発etcに対して、Aご回答致しますとして、開発がなされるために、地元の意向を反映してもらう必要があると考えており、現在、県・市・経済団体の事務ﾚﾍﾞﾙで検討の場を設け、必要な機能等について具体的な議論を行っているところです。今後も県や地元経済団体と連携し、議論を深め、開発主体となるJR九州に提案してまいりたいと考えております。」とあるので、以下の開示請求をする。 1.「計画に基づき着実に整備を進めているところです。」とあるが、・計画に基づき・のわかる各項目・年度毎・計画施行ｽｹｼﾞｭｰﾙ・のわかる資料等の開示請求。 2.「JR熊本駅の在来線高架化により」とあるが、現在の在来線東口駅前広場前の現・在来線駅舎を解体するとの事となっている筈であるが、現・在来線駅舎跡地がどの様な駅舎が新設されるのか?のわかるｲﾒｰｼﾞ図(ｶﾗｰ)資料等の開示請求。 3.「生まれる0番線ﾎｰﾑ跡地に土地所有者であるJR九州が開発を検討されており、」とあるが、0番線跡地は、細長い線路区等用地であり、現在もその入り口には・JRﾋﾞｼﾞﾈｽﾎﾃﾙ・が営業しており、歪曲の細長い敷地跡地に、総合複合商業駅舎が新設出来るのか?疑問に思っているが、現・万日通り道路を挟んで、0番線跡地の敷地面積図・使用可能な総平方米・等のわかる資料等の開示請求。	企画振興局 企画課	有 9/6	1.「計画に基づき～です。」のわかる各項目、年度毎、計画施行のわかる資料等 3.0番線跡地の敷地面積図・使用可能な総平方米・等の分かる資料 7.熊本県から引継いだ熊本駅東口駅前広場の構想図 9.東口駅前広場はJR九州の所有する財産であるが、そこを行政が血税を投入してまで整備しうる法的根拠等のわかる資料	開示		9/3	9/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.「駅ﾋﾞﾙの開発については、熊本の陸の玄関口にふさわしい、『熊本らしい開発がなされるために、地元の意向を反映してもらう必要があると考えており、』」とあるが、具体的に熊本らしい開発としてどの様な熊本市理念ｲﾒｰｼﾞを構想しているのか?のわかる資料等の開示請求。 更に、「地元の意向を反映してもらう必要がある」とあるが、『地元の意向』は、どの様な手段によって集約・意向と決定したのか?どの様な人々の意向なのか?県民市民等のどの様な階層の構成での意見集約なのか?等の具体的にわかる資料等の開示請求。 5.「現在、県・市・経済団体の事務ﾚﾍﾞﾙで検討の場を設け、必要な機能等について具体的な議論を行っているところです。」とあるが、 1)「事務ﾚﾍﾞﾙ」の各種団体名・各構成員役職名、今まで開催された検討会の年月日時・場所・議題・会議録・等のわかる資料等の開示請求。 2)「必要な機能等について具体的な議論を行っているところです。」とあるが、『必要な機能等』とは、具体的にどの様な機能なのか?等のわかる資料等の開示請求。 3)この『機能等』について具体的な議論をしたとする出席者名・会議録・等のそこだけがわかる資料等の開示請求。 6.「今後も県や地元経済団体と連携し、議論を深め、開発主体となるJR九州に提案してまいりたいと考えております。」とあるが、 1)今までに、JR九州に対して提案した内容のわかる資料等の開示請求。			2.現在来線駅舎跡地がどのような駅舎が新設されるのか分かる資料。 4.0番線跡地に関する具体的な構想・ｲﾒｰｼﾞの分かる資料 5.(2)「必要な機能等」とは、具体的にどのような機能なのかが等の分かる資料 6.検討の場で取りまとめたJRへの提案資料、今後提案する予定の資料 8.県の策定した熊本駅東口駅前広場をどのように構想を変更する予定なのか分かる資料 10.在来線熊本駅舎解体後の新築構想について、協働のまちづくり理念に基づき、何時公の場での議論を行うのかわかる資料	不存在	第11条　第2項	9/3	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)これから、JR九州に対して提案する内容のわかる資料等の開示請求。 7.在来線東口広場の整備は、熊本県から引き継ぎを受け、熊本市が事業主となったが、熊本県から引き継いだ在来線駅前東口広場の構想図の開示請求。 8.熊本市事業主は、この熊本県からの在来線駅前東口広場をどの様に構想変更する予定なのか?のわかる資料等の開示請求。 9.在来線熊本駅前東口広場は、国鉄・JR九州・の所有する財産であるが、今はJR九州は・民営・民間企業・であるにも拘らず、国民・県民・市民・等の巨額血税を投資して、民間企業の営業権に介入して、民間企業を支援?し得る権限・義務・責務・等のどの様な法的根拠によって可能なのか?等、のわかる資料等の開示請求。 10.熊本市憲法・条例理念に則って、「協働のまちづくり理念」を反映させた在来線熊本駅舎解体後の新築構想を公開の場での議論・熊本らしい開発に結びつく・地元の意向を反映させる・協働のまちづくり理念を何時・開催施行するのか?等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・A4→計2枚。 1)市民の皆様の声・Q・A・A4→1枚。 2)在来線駅前・新設駅舎東口広場構想・A4→1枚。			5.(1)「事務レベル」の各種団体名・各構成員役職名、今まで開催された検討会の年月日時・場所・議題・会議録等の分かる資料 5.(3)この『機能』について具体的な議論をしたとする出席者名・会議録等のわかる資料等の開示請求	開示 (一部請求拒否)	5号　審議、検討に関する情報	9/3	9/3
285	7/24	道路位置指定 熊本市指令(管建)第125号 昭和50年2月18日 申請者 熊本市竜田町弓削○-△、○○ 道路の位置 熊本市竜田町弓削字小坂の上○-△、○-△、○-△、○-△、○-△ S49-125 01 S49-125 08 〃　02　〃　09 〃　03　〃　10 〃　04 〃　07 カラー	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 熊本市指令(管建)第125号 昭和50年2月18日 申請者 熊本市竜田町弓削○-△ ○○ 道路の位置 熊本市竜田町弓削小坂の上○-△、○-△、○-△、○-△、○-△ S49-125 01、S49-125 02、S49-125 03、 S49-125 04、S49-125 07、S49-125 08、S49-125 09、S49-125 10	開示		7/29	7/30
286	7/25	・南部浄化センター場内整備工事(601工区)→変更後分 金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		南部浄化センター場内整備工事(601工区) の金入り設計書	開示		7/29	8/6
287	7/25	・一般県道小池竜田線(小峯工区)植栽工事 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 工務課		一般県道 小池竜田線(小峯工区)植栽工事【金入設計書】	開示		7/31	8/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
288	7/25	・桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事 ・花園墓地外1除草業務委託 ・浦山墓園外2墓地除草業務委託 金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事の金入設計書 花園墓地外1墓地除草業務委託の金入設計書 浦山墓園外2墓地除草業務委託の金入設計書	開示		7/30	8/6
289	7/25	・白川橋左岸緑地除草業務委託 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		白川橋左岸緑地除草業務委託	開示		7/29	8/6
290	7/25	・中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託 金入り設計書	上下水道局 水再生課 中部浄化センター		中部浄化センター樹木管理及び除草業務委託の金入り設計書	開示		7/30	8/6
291	7/25	・東部環境工場樹木管理業務委託 金入り設計書	環境局 東部環境工場		■東部環境工場樹木剪定業務委託の金入り設計書	開示		7/26	8/6
292	7/25	・立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託 ・健軍水源地外11箇所樹木剪定及び害虫駆除業務委託 金入り設計書	上下水道局 水運用課		・立田山配水池外9箇所樹木剪定及び害虫防除並びに斜面除草業務委託の金入り設計書 ・健軍水源地外11箇所樹木剪定及び害虫防除業務委託の金入り設計書	開示		7/26	8/6
293	7/25	・城南町浄化センター植栽管理除草業務委託 金入り設計書	上下水道局 水再生課		城南町浄化センター植栽管理除草業務委託 の金入り設計書	開示		7/30	8/6
294	7/25	・西部環境工場植栽管理業務委託 金入り設計書	環境局 西部環境工場		西部環境工場植栽管理業務委託の金入り設計書	開示		7/31	8/6
295	7/25	熊本市民病院付属芳野診療所改修工事 工事内訳書(金額入)	都市建設局 営繕課		熊本市民病院付属芳野診療所改修工事工事内訳書(金額入)	開示		7/26	7/26
296	7/25	道路位置指定関係図面等 S51.11.13 S51-091 ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係図面等 S51.11.13 S51-091	開示		7/29	7/30
297	7/25	熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公開ｼｽﾃﾑ刷新等業務 審査会における評価の採点結果 全社分の公開を請求します。 ﾋｱﾘﾝｸﾞ実施日(平成25年7月8日)	企画振興局 広報課		熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公開ｼｽﾃﾑ刷新等業務委託に係る公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙにおける評価点集計表	開示		7/25	7/30
298	7/29	一般県道砂原四方寄(花園工区)外1路線橋梁下部工(花園高架2号橋P2、P3、花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P2)工事の設計積算内訳書	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道砂原四方寄線(花園工区)外1路線橋梁下部工(花園高架2号橋P2,P3、花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋P2)工事の設計積算内訳書	開示		8/1	
299	7/29	平成25年07月17日開札 南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(2工区) 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(2工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		7/31	8/2
300	7/30	2011年4月～2013年3月までの理容所・美容所の開設届け(検査確認日・施設名称・〃所在地・〃電話番号)	健康福祉子ども局 生活衛生課		2011年4月～2013年3月までの理容所・美容所の開設届(検査確認日・施設名称・所在地・電話番号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
301	7/30	平成25年5月31日開札 上下水道局 管路維持課 南区野口2丁目5番付近φ100粍配水管布設他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 管路維持課		・南区野口2丁目5番付近φ100粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		8/2	8/13
302	7/30	社会福祉法人 〇〇 平成23年、24年、25年3月期 資金収支計算書 事業収支計算書 対借対照表 対借対照表及び収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人〇〇の過去3期(平成22年度、23年度、24年度)の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照業及び収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/9	8/9
303	7/30	平成24年6月6日開札 都市建設局 河川公園課 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池遮水工事(3工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 河川公園課		都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池遮水工事(3工区)の設計変更後の金入り設計書	開示		8/12	8/13
304	7/31	〇H23年度用 小学校教科書採択に関する議事録 〇H24年度用 中学校教科書採択に関する議事録	教育委員会事務局 指導課		平成23年度用 小学校教科書採択に関する議事録 平成24年度用 中学校教科書採択に関する議事録 小学校 国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・保健 中学校 国語(国語、書写)、社会(地理、歴史、公民、地図)、数学、理科、音楽(一般、器楽)、美術、保健体育、技術・家庭(技術、家庭)、英語 調査報告書 教科書選定委員会議事録	開示		8/9	8/22 郵送
305	7/31	道路判定に関する図面等 判定番号10年第139号 必要書類 01,02,03,04,05,07,08,09,10,11,12,13 計12枚	都市建設局 建築指導課		道路判定に関する図面等 判定番号10年第139号 必要書類 01,02,03,04,05,07,08,09,10,11,12,13 計12枚	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/2	8/5
306	7/31	北区植木町広住757番地付近φ100・75・50粍配水管布設他1件工事 金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町広住757番地付近φ100・75・50粍配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		8/2	8/4
307	7/31	平成25年7月31日付けで契約した「都市計画事業東部処理区雨水吐貯留管(E-12、E-14)築造工事(537工区)の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-12,E-14)築造工事(537工区) の金入り設計書	開示		8/6	8/7
308	7/31	動物愛護センター(仮称)動物愛護施設増築工事 金入り設計書	都市建設局 営繕課		動物愛護センター(仮称)動物愛護施設増築工事 金入設計書	開示		7/31	8/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
309	8/1	○○様の保健所への届出者の住所、氏名及び届出内容を確認したい。 市内13店舗全て 1 ○○店 2 ○○店 3 ○○△丁目店 4 ○○△丁目店 5 ○○店 6 ○○店 7 ○○店 8 ○○店 9 ○○△丁目店 10 ○○店 11 ○○店 12 ○○店 13 ○○店	健康福祉子ども局 食品保健課		○○市内13店舗の保健所への申請内容の確認。 計13件 項目:申請者氏名、業種詳細 ※申請者住所については、熊本市情報公開条例第7条第1項第2号により不開示とします。 ※開示情報取り出し日時:平成25年8月2日　13:00	開示		8/12	8/16
310	8/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年7月1日～H25年7月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年7月1日～平成25年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計61件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年8月2日 15:00	開示		8/12	8/21 郵送
311	8/1	平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年7月1日～平成25年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計61件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年8月2日 14:00	開示		8/12	8/23 郵送
312	8/1	平成25年7月1日から平成25年7月31日の間に営業許可を受けた飲食店一覧(新規で申請されたものを希望) ・申請者氏名 ・屋号・商号 ・営業所所在地 ・電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年7月1日～平成25年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計61件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成25年8月6日 11:00	開示		8/12	8/21
313	8/1	平成25年7月1日から平成25年7月31日の間に営業許可を受けた美容室一覧(新規で申請されたものを希望) ・申請者氏名 ・屋号・商号 ・営業所所在地 ・電話番号	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年7月1日から平成25年7月31日の間に確認を受けた美容室一覧	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
314	8/1	平成25年7月24日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(管渠)工事(562工区)【総合評価方式】都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(付帯)工事(602工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部・中部処理区合流式下水道分流化工事(555工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線下水道築造工事(527工区) 上記3件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水貯留管(C-5)築造(管渠)工事(562工区)・都市計画事業 中部処理区雨水貯留管(C-5)築造(付帯)工事(602工区)の金入り設計書 都市計画事業 東部・中部処理区合流式下水道分流化工事(555工区)の金入り設計書 都市計画事業 南部汚水18号幹線枝線下水道築造工事(527工区)の金入り設計書	開示		8/6	8/13
315	8/1	平成25年7月24日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P16、P17)工事 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉2号跨道橋下部工(A1、A2)工事 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋下部工(P3、P4)工事 上記3件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P16,P17)工事 ・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉2号跨道橋下部工(A1,A2)工事 ・一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ﾗﾝﾌﾟ1号橋下部工(P3,P4)工事 上記3件の金入設計書	開示		8/6	8/13
316	8/2	1.市道の管理上契約している賠償保険の保険証券	都市建設局 土木総務課		市道の管理上契約している賠償保険の保険証券(※契約内容①道路の種類②道路の延長③保険料④補償金額について確認できるもの)	開示		8/12	8/19 郵送
316-2	8/2	1.市営住宅の管理上契約している賠償保険の保険証券	都市建設局 住宅課		市営住宅等に係る賠償責任保険の保険証券の写し	開示		8/5	8/19 郵送
316-3	8/2	2.ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ保険の保険証券	企画振興局 市民協働課		ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ保険の保険証券	開示		8/7	8/19 郵送
317	8/2	以下の大規模小売店舗立地法5条1項に係る届けで一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分及び添付資料中の周辺見取り図、店舗配置図(建物と道路の位置関係が分かるもの、建物の形が分かるもの) ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。 ・○○店・○○店	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る、「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」及び「設置者、建物等の概要」、「周辺見取図」、「店舗配置図」 ・平成25年○月○日付け届出「○○店」 ・平成25年○月○日付け届出「○○店」	開示		8/8	8/14 郵送
318	8/2	平成25年7月24日開札 西区花園7丁目46番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事	上下水道局 水道整備課		西区花園7丁目46番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 上記の金入り設計書	開示		8/13	7/8
319	8/5	市道秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事(その1)の金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事(その1) 金入設計書	開示		8/6	8/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
320	8/5	平成25年度に、熊本市役所総務局人事課様より発注されました、ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ案件「熊本市総務事務業務委託」における、以下の①～⑤の5点の情報を開示頂きたく請求致します。 (尚、開示要求度の高い順番は①→⑤となります。) ①受注業者様「○○株式会社 熊本支店」ご提出の提案書全ﾍﾟｰｼﾞ ②ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝに参加した業者の獲得評点(A社～D社の全4社分) ③評価員の得点差が特に業者毎に開いた項目(評価項目名3つ程) ④全4社分の「(様式第4号)ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ参加者の中核市、政令指定都市及び都道府県における同種業務の実績調書」 ⑤評価員の得点差が各配点の5%以内であった項目(評価項目名3つ程) 以上	総務局 人事課	有 9/19	「熊本市総務事務業務委託」における別紙文書等開示請求書①～⑤のうち、『④全4社分の「(様式第4号)ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ参加者の中核市、政令指定都市及び都道府県における同種業務の実績調書」』について	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	9/13	9/17 郵送
					「熊本市総務事務業務委託」における別紙文書等開示請求書①～⑤のうち、『③評価員の得点差が特に業者毎に開いた項目(評価項目名3つ程)』・『⑤評価員の得点差が各配点の5%以内であった項目(評価項目名3つ程)』について	不存在	第11条　第2項	9/13	
					「熊本市総務事務業務委託」における別紙文書等開示請求書①～⑤のうち、『①受注業者様「○○株式会社 熊本支店」ご提出の提案書全ﾍﾟｰｼﾞ』について	不開示	3号　法人等情報	9/13	
					「熊本市総務事務業務委託」における別紙文書等開示請求書①～⑤のうち、『②ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝに参加した業者の獲得評点(A社～D社の全4社分)について』	不開示	2号　個人情報	9/13	
321	8/5	特定給食施設の①名称 ②所在地 ③給食数 ④電話及びFAX ⑤栄養士の人数 が わかる文書	健康福祉子ども局 食品保健課		本市の区域内に事業所を有する特定給食施設の①名称、②所在地、③給食数、④電話及びFAX、⑤栄養士の人数 情報取り出し日時:平成25年8月12日 9:00	開示		8/14	8/30 郵送
322	8/5	特定給食施設の①名称 ②所在地 ③給食数 ④電話及びFAX ⑤栄養士の人数 が わかる文書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		特定給食施設(保育所)の①名称 ②所在地 ③給食数 ④電話及びFAX ⑤栄養士の人数	開示		8/9	8/30 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
323	8/5	特定給食施設の①名称 ②所在地 ③給食数 ④電話及びFAX ⑤栄養士の人数 が わかる文書	教育委員会事務局 健康教育課		特定給食施設(小学校・中学校・共同調理場) ① 名称 ② 所在地 ③ 給食数 ④ 電話及びFAX ⑤ 栄養士の人数	開示		8/19	8/30 郵送
324	8/5	平成25年7月1日から平成25年7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年7月1日～平成25年7月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計61件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年8月6日 13:00	開示		8/12	8/13 郵送
325	8/5	○平成25年7月23日開催された筈の「春日校区・古町校区・白坪校区・等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」の内容についての開示請求。 1.開催された・年月日時・場所・校区出席者全員の氏名役職名・熊本市職員出席者氏名役職名・の開示請求。 2.この場で使用された資料等・(ｽｸﾘｰﾝ画面ｺﾏ・ｶﾗｰ含む)・等の開示請求。 3.勉強会での熊本市説明記録・各議題等の質疑応答等・会議録等・のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		平成25年7月23日開催された筈の「春日校区・古町校区・白坪校区・等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」の内容についての開示請求。 1.開催された・年月日時・場所・校区出席者全員の氏名役職名・熊本市職員出席者氏名役職名 2.この場で使用された資料等・(ｽｸﾘｰﾝ画面ｺﾏ・ｶﾗｰ含む)・等 3.勉強会での熊本市説明記録・各議題等の質疑応答等・のわかる資料等	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/19	8/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
326	8/5	○春日校区住民の熊本市避難場所指定は、「春日小学校」と「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」の二ヵ所指定となっており、「土砂崩壊危険性大」の場合は「春日小学校」ではなく、「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」に避難する事になっているそうであるが、この事について、以下の開示請求をする。 1.「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」は、一階から六階まであるが、一階部分は金融機関等の商業施設であり、緊急の場合・停電等のｴﾚﾍﾞｰﾀ・ｴｽｶﾚｰﾀ・等が止まり、何処から入って・どの階のどの部分が、住民の避難場所として住民が安全安心して安住の避難場所との指定なのか?進入ﾋﾞﾙ行路等・の避難場所指定なのか?のわかる資料図式・等の開示請求。 2.「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」を第二の避難場所と指定する時に、地元・春日校区自治協議会・諸団体・等の長の人々に対して、説明し・承諾を受ける説明会等が、なされたのか否か?等。もし、説明会が開催されていれば、その時・使用した資料等・年月日時場所・説明内容・質疑応答・等の会議録等の開示請求。 3.もし、この説明会が開催されていないならば、避難場所の変更市政執行行為を住民に対して、しなくても良いとする熊本市法的根拠のわかる資料等の開示請求。	総務局 危機管理防災総室		1 災害等緊急時における施設利用の協力に関する覚書の写し 2 熊本市防災会議条例の写し	開示		8/15	8/20
					「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」を第二の避難場所と指定する時に、地元・春日校区・自治協議会・諸団体・等の長の人々に対して、説明し、・承諾を受ける説明会等が、なされたのか否か?等。もし、説明会が開催されていれば、その時・使用した資料等・年月日時場所・説明内容・質疑応答・等の会議録等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	8/15	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
327	8/5	○くまもと市政だより・平成25年8月号・VOL.785・掲載の「校区単位のまちづくりってなあに?」(添付参照資料・A4→1枚)の記事について、以下の開示請求をする。 1.各区の目標 西区 西区の自然の恵みや伝統文化を活かし、区民協働により笑顔あふれる健康なまちをつくる。とあるが、 1)「西区の自然の恵み」を如何に「健康に結びつける」とする根拠のわかる資料等(具体的にどの様な施策によって・健康に結びつけるのか?)の開示請求。 2)「伝統文化を活かし」を如何に「健康に結びつける」とする根拠・どの様な西区の伝統文化活かして「健康に結びつける」とするのか等の具体的地域・校区・の伝統文化のわかる資料等の開示請求。 3)「区民協働により」とあるが、区民と西区職員と関係市議会議員が同じ目標・健康なまちをつくるとする協働作業の場・等の組織・検討分析・審査審議・等の諸施策等の「協働理念」を発揮出来る場の具体的にわかる資料等の開示請求。 2.「西区では校区ごとに“健康づくりを考える組織“を設置して推進します。」とあるが、 1)春日校区では、『校区自治協議会』を母体に“健康づくりを考える組織“が設定されているのか等・具体的資料等の開示請求。 2)設定されていなければ、何故・今だ・設定されていないのか?等のわかる資料等の開示請求。	西区役所保健子ども課		○くまもと市政だより・平成25年8月号・VOL.785・掲載の「校区単位の健康まちづくりってなあに?」(添付参照資料・A4→1枚)の記事についての開示請求 1.各区の目標 西区 西区の自然の恵みや伝統文化を活かし、区民協働により笑顔あふれるまちをつくる。とあるが、 1)「西区の自然の恵み」を如何に「健康に結びつける」とする根拠のわかる資料等(具体的にどの様な施策によって・健康に結びつけるのか?) 2)「伝統文化を活かし」を如何に「健康に結びつける」とする根拠・どの様な西区の伝統文化活かして「健康に結びつける」とするのか等の具体的地域・校区の伝統文化のわかる資料等 2.「西区では校区ごとに“健康づくりを考える組織”を設置して推進します。」とあるが、 1)春日校区では、『校区自治協議会』を母体に“健康づくりを考える組織”が設定されているのか等・具体的資料等 2)設定されていなければ、何故・今だ・設定されていないのか?等のわかる資料等 4)本年2月に西区の全校区が参加する「健康まちづくり報告会」を開催しました。とあるが、春日校区の報告会の資料等	不存在	第11条　第2項	8/9	8/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3)7月3日現在で16校区のうち10校区に設置され、地域の特性や健康課題などの実情にあわせた住民の健康づくりが推進されています。とあるが、10校区の中で、総合的・協働的・健康的・視点に優れている校区事例のわかる資料・等の開示請求。 4)本年2月に西区の全校区が参加する「健康まちづくり報告会」を開催しました。とあるが、春日校区の報告会の資料等の開示請求。 5)報告会の審査があったかどうかは不明だが、総合的・協働的・建設的・視点に優れていた報告会資料等の開示請求。			○くまもと市政だより・平成25年8月号・VOL.785・掲載の「校区単位の健康まちづくりってなあに?」(添付参照資料・A4→1枚)の記事についての開示請求 1.各区の目標 西区 西区の自然の恵みや伝統文化を活かし、区民協働により笑顔あふれるまちをつくる。とあるが、 3)「区民協働により」とあるが、区民と西区職員と関係市議会議員が同じ目標・健康なまちをつくるとする協働作業の場・等の組織・検討分析・審査審議・等の「協働理念」を発揮出来る場の具体的にわかる資料等 ・第7回自治推進委員会で報告した松尾北校区の取組状況資料 ・平成25年第1回定例会会議録、市長答弁のうち「政令指定都市となっての健康分野における今後の活動の方向性と第2次健康くまもと21の特徴について」の部分 2.「西区では校区ごとに“健康づくりを考える組織”を設置して推進します。」とあるが、 3)7月3日現在で16校区のうち10校区に設置され、地域の特性や健康課題などの実情にあわせた住民の健康づくりが推進されています。とあるが、10校区の中で、総合的・協働的・健康的・視点に優れている校区事例のわかる資料等 ・平成24年度西区健康まちづくり報告会資料 5)報告会の審査があったかどうかは不明だが、総合的・協働的・建設的・視点に優れていた報告会資料等 ・平成24年度西区健康まちづくり報告会資料	開示		8/9	8/20
328	8/5	・煤煙発生施設の名称 ・　〃　の住所　} 一覧表 ・油種 ・使用用途(例.ﾎﾞｲﾗｰ、ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関)	環境局 環境政策課		煤煙発生施設工場・事業所一覧表 ・煤煙発生施設の名称 ・煤煙発生施設の住所 ・油種 ・使用用途(例 ﾎﾞｲﾗｰ、ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関)	開示		8/8	8/21 郵送
329	8/5	道路判定(平成21年09－279)の道路協定書	都市建設局 建築指導課		道路判定(平成21年09-279)の道路協定書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/7	8/9
330	8/6	桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事の「金入り工事設計書」の写し。	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事の金入り工事設計書	開示		8/9	8/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
331	8/6	出仲間土地区画整理に関する図面 所在地番 熊本市南区出仲間4丁目○番△、○番△(換地後地番) の土地の区画ﾃﾞｰﾀ、境界点座標及び近傍の基準点座標	都市建設局 都心活性推進課		出仲間土地区画整理に関する図面 所在地番 熊本市南区出仲間4丁目○番△、○番△(換地後地番) の土地の区画ﾃﾞｰﾀ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/13	8/13
					出仲間土地区画整理に関する図面 所在地番 熊本市南区出仲間4丁目○番△、○番△(換地後地番) の境界点座標及び近傍の基準点座標	不存在	第11条　第2項	8/13	
332	8/6	工作物確認の書類 H.22.9.28 №225175 (ｶﾗｰで写し)	都市建設局 建築指導課		工作物確認の書類 H22.9.28 No225175 (ｶﾗｰで写し)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/20	8/21
333	8/7	日吉共同調理場ﾄﾞﾗｲ改修工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		日吉共同調理場ﾄﾞﾗｲ改修工事における金入り設計書	開示		8/8	8/9
334	8/7	都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-18,C-20)築造工事(548工区) 金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-18,C-20)築造工事(548工区) の金入り設計書	開示		8/12	8/19
335	8/7	平成12年10月11日決済 00-489 道路判定調書の添付現況図(ｶﾗｰ)	都市建設局 建築指導課		平成12年10月11日決済 00-489 道路判定調書の添付現況図(ｶﾗｰ)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/8	8/12
336	8/7	市道 改寄町第3号線側溝改良工事 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年7月31日開札 市道 改寄町第3号線側溝改良工事の金入設計書	開示		8/9	8/23
337	8/8	城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】 金入り設計書 ○○共同企業体 平成25年8月7日契約分	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】 の金入り設計書	開示		8/20	8/22
338	8/8	平成25年7月31日開札 ・東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 都市計画道路 子飼新大江線舗装外工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年7月31日開札 都市計画道路子飼新大江舗装外工事金入り設計書	開示		8/13	8/19
339	8/8	平成25年7月31日開札 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 花畑町慶徳堀町第1号線舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道花畑町慶徳堀町第1号線舗装補修工事	開示		8/15	8/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
340	8/8	平成25年7月31日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-6)築造(人孔)工事(563工区)～都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-6)築造(付帯)工事(604工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-22)築造工事(561工区) 平成25年8月1日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 舞尾汚水幹線及び枝線下水道築造工事(544工区) 上記3件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-6)築造(人孔)工事(563工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-6)築造(付帯)工事(604工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留人孔(C-22)築造工事(561工区) 都市計画事業 舞尾汚水幹線及び枝線下水道築造工事(544工区) の金入り設計書	開示		8/9	8/19
341	8/8	●施行番号:1300589 ●工事名:一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P16、P17)工事【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P16,P17)工事 金入設計書	開示		8/12	8/21 郵送
342	8/8	○第1回・第2回・西区まちづくり懇話会(平成25年5月23日(木))・(平成25年6月1日(土))・に開催されたとの事。この事について、配布・使用された資料等は、傍聴者には何処でも無料交付が常識であるが、有料での開示請求をしなければ交付できないとの事であるので、以下の開示請求をする。 7.昼食・(河内まちづくり交流室)→本日の視察地以外の西区の名所・旧跡等についてのﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄにて紹介。のﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄのわかる各資料等(ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでの交付)。	西区役所 まちづくり推進課		第1回・第2回・西区まちづくり懇話会(平成25年5月23日(木))・(平成25年6月1日(土))・に開催されたとの事。この件について、配布・使用された資料等は、傍聴者には何処でも無料交付が常識であるが、有料での開示請求をしなければ交付できないとのことであるので、以下の開示請求をする。 7.昼食・(河内まちづくり交流室)→本日の視察地以外の西区の名所・旧跡等についてのﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄにて照会。のﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄのわかる各資料等(ｶﾗｰの場合はｶﾗｰでの交付)。	開示		8/9	8/20
343	8/9	道路位置指定関係書全て S63-1.13廃止届出日 S62-051 白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書全て S63-1.13廃止届出日 S62-051 白黒	開示		8/14	8/16
344	8/9	中央区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	中央区役所 まちづくり推進課		中央区役所まちづくり推進課が平成25年度に受け付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/16	8/26
345	8/9	西区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助申請に係る書類	西区役所 まちづくり推進課		西区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/23	8/26
346	8/9	南区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	南区役所 まちづくり推進課		南区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/22	8/26
347	8/9	北区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助申請に係る書類	北区役所 まちづくり推進課		北区役所まちづくり推進課が平成25年度に受付けた公民館の営繕費補助金申請に係る書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	8/20	8/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
348	8/12	○熊本市景観審議会公募委員・年2回程度開催する審議会に出席できる・定員2名(書類・面接による選考)・面接日8月12日(月)・「熊本らしい景観について」を800字以内にまとめる・等の公募選考について、以下の開示請求をする。 1.面接に先がけて、景観発第477号・平成25年8月7日付・により、審査の結果として採・不採・の決定通知書が、応募者全員に郵送されている筈であるが、熊本市景観審議会の公募委員の選考に関する要綱の第一次選考評価表を見るに、(選考委員名)・審査項目→関心度 公平性 表現力とあり、※各項目の着眼点として、 関心度:熊本市の景観特性や現状認識を踏まえた具体的な意見を備えているか。 公平性:考え方や意見に偏りがないか。 表現力:論理が整然としており、表現が明確か。 とある。そこで、5段階での評価基準として、 全員同じ・公募委員共通の応募原稿題名・熊本らしい景観について・であるから、 1)関心度 点数5 非常に優れているとする評価基準・具体的にどの様な表現力・等を以て5点・非常に優れている 4点・優れている 3点・普通 2点・劣っている 1点・非常に劣っているとの評価配点・評価基準とするのか?のわかる具体的表現事例等に基づき、各選考委員が評価配点を執行したのかのわかる資料等の開示請求。	都市建設局 開発景観課		熊本市景観審議会公募委員 公募選考について 3全選考委員の全応募者の評価配点のわかる資料	開示		8/23	8/28
		2)公平性 点数5点・非常に優れている 4点・優れている 3点・普通 2点・劣っている 1点・非常に劣っているとの評価配点・評価基準とするのか?のわかる具体的表現事例等に基づき、各選考委員が評価配点を執行したのかのわかる具体的資料等の開示請求。 3)表現力 点数5点・非常に優れている 4点・優れている 3点・普通 2点・劣っている 1点・非常に劣っているとの評価配点・評価基準とするのか?のわかる具体的表現事例等に基づき、各選考委員が評価配点を執行したのかのわかる具体的資料等の開示請求。 4)もし、具体的評価配点基準もなく、応募者全員の応募原稿を審査審議したのであれば、市民・応募者・に対する人格権の侵害・職権乱用・不作為・が疑われ、熊本市憲法・熊本市自治基本条例理念・等の公平・公正・理念にも抵触すると思われるが、熊本市条例等の何の法的根拠によって、各選考委員の裁量権等が許容されているのか?等のわかる具体的資料等の開示請求。			熊本市景観審議会公募委員 公募選考について 1-1)-2)-3)評価配点・評価基準とする具体的表現事例等のわかる資料 1-4)法的根拠によって各選考委員の裁量権等がわかる具体的資料 4正当・公平公正な制度であるとわかる資料	不存在	第11条　第2項	8/23	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.今回の熊本市景観審議会公募委員選考の全員の応募原稿の開示請求。但し、個人情報は除く。他主幹課に於ては、応募原稿を開示して、今まで何の問題も起こらず、公募制度に支障は発生していない。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・(市民の責務)第6条・(1)(2)を見るに、積極的に応募参画した応募者が、自らの発言と行動に責任をもつとの条例理念を遵守するのであるから、各応募者に書面による承諾を、早急に執行し、開示交付すべきである。因に、熊本市自治基本条例は、(最高規範性)第38条の法的効力性を有している事を、認識すべきである。 3.各全選考委員の各全応募者への評価配点のわかる資料等(個人情報は除く)の開示請求。 4.応募原稿・第一次選考評価と面接・第二次選考評価との今回の選考手法が施行されたが、市民の積極的市政への積極的参画を、応募原稿のみの第一次選考での評価配点のみで、応募市民の全人格を評価してしまうのは、公募委員応募市民の人格権の侵害と思われるが、公僕による市民の全人格を評価するのでなく、面接での全人格を評価するのが、公平公正な市政執行であると信じる。片面だけでの評価配点であれば、明らかに人が人を片面だけの評価材料に基づき裁くとする今回の公募委員選考制度は、明らかに市民権の剥奪であり、人格権の侵害であり、公僕としての職権乱用に繋がる執行である。公募等により市民の幅広い層からの選考に際し、市政への実践実績・市政への参画実績・全ての物の考え方・等が、一つの応募原稿題目・800字以内・等の制約の基にあるだけにも拘らず、特定の必要な人材が前提になければ、片面の個人情報だけで・応募原稿だけで・選考評価配点出来る訳がない。 その為、今回の選考手法が正当である・公平公正な選考制度である・とする熊本市条例理念等・政策指針・経営指針・等のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟視資料等・A3→計1枚。 1.私の応募原稿・応募命題・「熊本らしい景観について」(800字以内)・A4→1枚。 2.熊本市景観審議会の公募委員の選考・第一次選考評価表・熊本市景観審議会の公募委員の選考に関する要綱→(選考委員会の組織)・第4条 2 委員長には都市建設局次長を、委員には開発景観課長及び景観開発課長補佐をもって充てる。等。A4→1枚。			熊本市景観審議会公募委員 公募選考について 2全員の応募原稿の開示	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	8/23	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
349	8/12	開札日:7月25日 落札社:○○㈱ 工事名:一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉2号跨道橋下部工(A1,A2)工事【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉2号跨道橋下部工(A1,A2)工事【総合評価方式】 金入り設計書	開示		8/20	8/21
350	8/12	開札日:7月31日 落札者:○○ 工事名:都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-7)築造工事(557工区)【総合評価方式】 開札日:7月31日 落札者:鶴田土木工業 工事名:都市計画事業 中部処理区と貯留管(C-18,C-20)築造工事(548工区)【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-7)築造工事(557工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-18、C-20)築造工事(548工区) の金入設計書	開示		8/15	8/21
351	8/13	障害者総合支援法基づく自立支援給付に関する事(他の課の所管に属するものを除く)3年分 日常生活用具全部 西区をのぞく (中央区役所分)	中央区役所 福祉課		日常生活用具申請関係書類中央区役所分(日常生活用具給付申請書、調査票、日常生活用具決定通知書、日常生活用具給付依頼通知書、日常生活用具給付申請に係る決定内容について)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/26	9/2 閲覧
352	8/13	障害者総合支援法基づく自立支援給付に関する事(他の課の所管に属するものを除く)3年分 日常生活用具全部 西区をのぞく (東区役所分)	東区役所 福祉課		日常生活用具申請関係書類東区役所分(日常生活用具給付申請書、調査書、日常生活給付決定通知書、日常生活用具給付依頼通知書、重度障害者日常生活用具給付申請に係る決定内容について)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/22	9/2 閲覧
353	8/13	障害者総合支援法基づく自立支援給付に関する事(他の課の所管に属するものを除く)3年分 日常生活用具全部 西区をのぞく (南区役所分)	南区役所 福祉課		日常生活用具申請関係書類南区役所分(日常生活用具給付申請書、調査票、日常生活用具決定通知書、日常生活用具給付依頼通知書、日常生活用具給付申請に係る決定内容について)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/27	9/2 閲覧
354	8/13	障害者総合支援法基づく自立支援給付に関する事(他の課の所管に属するものを除く)3年分 日常生活用具全部　西区をのぞく (北区役所分)	北区役所 福祉課		日常生活用具申請関係書類北区役所分(日常生活用具給付申請書、調査票、日常生活用具決定通知書、日常生活用具給付依頼通知書、日常生活用具給付申請に係る決定内容について)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/23	9/2 閲覧
355	8/13	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年5月11日～6月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/16	8/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
356	8/14	1.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×㈹○○-○○○○ 2.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×㈹○○-○○○○ ①立入り調査前、○○ｸﾘﾆｯｸへ調査に入る旨の連絡をされた年.月.日(1.2.2件分) ②立入り調査実施日. 年.月.日.時間.担当者名(1.2.2件分) ③立入調査の実施内容の全て(1.2.2件分) ④○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)開設時の管理者Dr名 ○○ｸﾘﾆｯｸ(○(○-△-×) 〃 〃 Dr名 開示お願いします	健康福祉子ども局 医療政策課		1.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×) ①(別紙1)平成23年度無床診療所立入検査の実施について ・起案文 ・診療所の立入検査(定期)の実施について(通知) ・施設表 ・従業員名簿 ・平成23年度無床診療所自主点検票 ②、③(別紙2)平成23年度診療所立入検査実施報告書及び通知について(第2報)の内の以下の文書 ・起案文 ・平成23年度診療所立入検査実施報告書及び通知について ・診療所立入調査結果について(通知) ④(別紙3)診療所開設届 2.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×)について ④(別紙④)診療所開設届 ※2.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×)について①②③については除く。	開示 (一部請求拒否)	6号 事務事業に関する情報	8/26	8/29
					1.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×)について (別紙2)平成23年度診療所立入検査実施報告書及び通知について(第2報)の内の以下の文書 ・施設表 ・従業員名簿 ・自主点検票 上記事項は、不開示とします。	不開示	6号 事務事業に関する情報	8/26	
					2.○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市○○-△-×㈹○○-○○○○) ①立入り調査前、○○ｸﾘﾆｯｸへ調査に入る旨の連絡をされた年、月、日 ②立入り調査実施日 年、月、日 時間 担当者名 ③立入り調査の実施内容の全て 上記内容は不存在です。	不存在	第11条 第2項	8/26	
357	8/16	■桃尾墓園拡張整備事業(墓園整備)工事【総合評価方式】の金入り設計書 ■桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事【総合評価方式】の金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備事業(墓地整備)工事の金入り工事設計書 桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事の金入り工事設計書	開示		8/26	8/29
358	8/16	■4号街区公園整備工事の金入り設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「4号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		8/27	8/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
359	8/16	道路判定の書類 ・H25 202 ・H17 05-220 (カラー)	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 ・H25 202 ・H17 05-220 (カラー)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/21	8/21
360	8/19	平成25年8月7日開札 上下水道局下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-13)築造工事(558工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-13)築造工事(558工区) の金入設計書	開示		8/21	8/21
361	8/19	平成25年7月23日変更契約 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池遮水工事(3工区) 上記の変更金入り設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 河川公園課		平成25年7月23日変更契約 都市計画事業 加勢川第6排水区雨水調整池遮水工事(3工区)の変更金入り設計書	開示		8/29	8/29
362	8/20	道路位置指定関係書類一式 S39-120、S38-082、S38-011	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類一式 S39-120、S38-082、S38-011	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/21	8/22
363	8/21	平成25年度 定期報告対象建築物一覧(熊本市分)	都市建設局 建築指導課		平成25年度 定期報告対象建築物一覧(熊本市分)	開示		8/26	8/29
364	8/21	ばい煙発生施設の届出情報 (事業所名、所在地、設置年月日、使用燃料の種類と燃焼能力、施設の種類、型式) CDR希望	環境局 環境政策課		ばい煙発生施設の届出情報 (大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設) ・工場又は事業場の名称 ・工場又は事業場の所在地 ・法、条例の区分 ・ばい煙発生施設の種類 ・ばい煙発生施設の設置年月日 ・燃料の種類 ・燃料の燃焼能力 ・ばい煙発生施設の型式	開示		8/23	8/27 郵送
365	8/21	市道 東本町東町第2号線歩道改良工事(その2)に伴う公共下水道改良工事(105工区)の金入り設計書 8月19日開札	上下水道局 管路維持課		市道東本町東町第2号線歩道改良工事(その2)に伴う公共下水道改良工事(105工区)	開示		8/27	8/28
366	8/21	開札日:8月7日 落札者:㈱○○ 工事名:都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-13)築造工事(558工区)【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書の開示をお願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-13)築造工事(558工区) の金入設計書	開示		8/23	8/28
367	8/21	城山公園夜間照明設備工事の金入設計書	都市建設局 設備課		城山公園夜間照明設備工事 金入設計書	開示		8/23	8/23
368	8/22	都市計画道路、熊本市城山線、縦覧図書(平面図) 連立高架橋付近、カラー希望(A3)	都市建設局 鉄道高架関連整備室		「都市計画道路熊本駅城山線」縦覧図書 連立高架橋付近(田崎1丁目)付近の平面図(カラーA3サイズ)	開示		8/26	8/29
369	8/22	位置指定道路関係一式 S38-077-01～05 全て白黒で	都市建設局 建築指導課		位置指定道路関係一式 S38-077-01～05 全て白黒で	開示		8/26	9/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
370	8/22	社会福祉法人 ○○ 平成25年3月期 資金収支計算書 事業収支計算書 貸借対照表 収支計算書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		社会福祉法人 ○○の平成24年度決算報告書	開示		8/27	8/29
371	8/22	社会福祉法人 ○○ 平成25年3月期 資金収支計算書 事業収支計算書 貸借対照表 収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成25年3月期の資金収支計算書、事業収支計算書、貸借対照表	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/27	8/29
372	8/23	道路判定に関する書類 ・13-126 (カラー)	都市建設局 建築指導課		道路判定に関する書類 ・13-126 (カラー)	開示		8/26	8/27
373	8/26	位置指定道路関係図面等 S46-091-2	都市建設局 建築指導課		位置指定道路関係図面等 S46-091-2	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/27	9/4
374	8/26	平成25年8月14日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-24)築造(管渠)工事(550工区)～都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-24)築造(付帯)工事(609工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-24)築造(管渠)工事(550工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-24)築造(付帯)工事(609工区) の金入り設計書	開示		8/28	9/2
375	8/26	平成25年8月14日開札 ・西部土木センター 工務課 主要地方道 宇土甲佐線(木原工区)道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		平成25年8月14日開札 主要地方道宇土甲佐線(木原工区)道路改良工事	開示		8/30	9/2
376	8/26	平成25年8月14日開札 ・北部土木センター 工務課 楠団地第2期外構工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		楠団地第2期外溝工事 金入設計書	開示		8/28	9/2
377	8/26	熊本市にある専用水道の施設名称および所在地、確認年月日又は届出年月日	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市にある専用水道の施設名称、所在地及び確認年月日又は届出年月日	開示		8/29	9/2
378	8/27	平成24年8月29日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事(122工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事(122工区) 上記1件の設計変更後の金入り設計書	開示		8/30	9/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
379	8/27	①平成22年6月より○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)○○(○○)の訪問診療往診にあたられている○○医師の医師免許履歴書の開示願います※存在していない時の開示も願います。 ②平成23年○月○日、○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)診療所開設時、管理者、○○医師外1面、医師免許証の氏名開示願います ③医療法人○○(○○-△-×)(○○-△-×)両ｸﾘﾆｯｸに○○医師、採用された年、月、日開示願います※存在しない場合も開示願います ④○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)平成22年6月より、管理者○○医師から○○医師へ、○○(○○)の訪問診療、往診変更されている管理者、○○医師の変更届出開示願います※存在しない時も開示願います	健康福祉子ども局 医療政策課		②平成23年○月○日○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)診療所開設時管理者○○医師外1名、医師免許証の氏名開示願います。 別紙1 ○○医師の医師免許証 別紙2 ○○医師の医師免許証 ③医療法人○○(○○-△-×)に○○医師採用された年月日開示願います。 ※存在しない場合も開示願います 別紙3 診療所開設許可申請書について ・診療所開設許可申請書 ・従業員名簿 別紙4 診療所開設届	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	9/9	9/9
					①平成22年6月より○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)○○(○○)の訪問診療、往診にあたられている○○医師の医師免許履歴書の開示願います ※存在していないときの開示も願います。 ③医療法人○○(○○-△-×)に○○医師採用された年月日開示願います。 ※存在しない場合も開示願います ④○○ｸﾘﾆｯｸ(○○-△-×)平成22年6月より、管理者○○医師から○○医師へ○○(○○)の訪問診療、往診変更されている管理者、○○医師の変更届出開示願います ※存在しない時も開示願います	不存在	第11条　第2項	9/9	
380	8/27	道路判定台帳 07年第45号	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 07年第45号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	8/30	9/5
381	8/27	道路位置指定関係図面等 ①昭和45年6月29日第105号 ②昭和45年6月5日第76号 ③昭和42年10月11日第227号 ④昭和42年9月11日第198号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係図面等 ①昭和45年6月29日第105号 ②昭和45年6月5日第76号 ③昭和42年10月11日第227号 ④昭和42年9月11日第198号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/3	9/4
382	8/28	平成25年8月28日付けで変更契約を締結した、「都市計画事業東部汚水45号幹線及び枝線下水道築造工事(130工区)」の金入り変更設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水45号幹線及び枝線下水道築造工事(130工区)の金入り変更設計書	開示		9/3	9/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
383	8/28	○熊本市防災会議条例<危機管理防災総室>に則り防災会議が開催され、熊本市内の避難場所が新らたに【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】も、春日小学校体育館と二箇所が春日小学校区住民の避難場所に追加されたとの事。そして、平成24年5月31日付で、熊本市長とくまもと森都心ﾌﾟﾗｻﾞ管理運営共同体代表取締役の間で「災害等緊急時における施設利用の協力に関する覚書」が交わされたとの事。この事に関連して、以下の開示請求をする。 1.【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】を新らたに追加指定する為に開催された熊本市防災会議が開催された年月日時場所・出席者名役職名・のわかる資料等の開示請求。 2.会議の席上・【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】を新らたに追加するとして、会議席上使用された説明資料等、また、【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】を新らたに追加して、春日校区住民の避難場所を二箇所指定しなければならなくなった理由・法的根拠・等のわかる資料等の開示請求。 3.この時の熊本市防災会議開催時の会議録・質疑応答・等のわかる資料等の開示請求。	総務局 危機管理防災総室		4 白川洪水避難地図(洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ)を見れば、春日小学校は指定避難場所になっており、市政だよりでは、春日小学校と森都心ﾌﾟﾗｻﾞが二段に重なって指定避難場所となっている。昨年の避難勧告の時には、春日校区住民にも避難勧告がなされ、春日小学校は外され、信号機二つ待ちの南方・狭小春日ｺﾐｾﾝ・への避難勧告に変更されている。にも拘らず、春日小学校と森都心ﾌﾟﾗｻﾞが指定避難場所・二箇所が明記されている。春日校区住民は、都合の良い場所に避難すれば良い?との市政だより記述を判断しての避難避行となった場合、誰がどの様な責任を取るのか?全く無責任と思われるが、指定避難場所・春日小学校と指定避難場所・森都心ﾌﾟﾗｻﾞへの避難には、どの様な気象条件でも・両方に避難出来るのか?春日小学校区住民は、事前の知識・危機意識は必要ないのか?どの様な場合は→春日小学校が指定避難場所になるのか?→気象条件等・豪雨土砂崩壊危険性大の場合は森都心ﾌﾟﾗｻﾞが指定避難場所となるのか?等の区分は・ﾏﾆｭｱﾙは・要綱・取扱規定・等のわかる資料等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	9/5	9/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4.白川洪水避難地図(洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ)を見れば、春日小学校は指定避難場所になっており、市政だよりでは春日小学校と森都心ﾌﾟﾗｻﾞが二段に重なって指定避難場所となっている。昨年の避難勧告の時には、春日校区住民にも避難勧告がなされ、春日小学校は外され、信号機二つ待ちの南方・狭小春日ｺﾐｾﾝ・への避難勧告に変更されている。にも拘らず、春日小学校と森都心ﾌﾞﾗｻﾞが指定避難場所・二箇所が明記されている。春日校区住民は、都合の良い場所に避難すれば良い?との市政だより記述を判断しての避難避行となった場合、誰がどの様な責任を取るのか?全く無責任と思われるが、指定避難場所・春日小学校と指定避難場所・森都心ﾌﾟﾗｻﾞへの避難には、どの様な気象条件でも・両方に避難出来るのか?春日小学校区住民は、事前の知識・危機意識は必要ないのか?どの様な場合は→春日小学校が指定避難場所になるのか?→気象条件等・豪雨土砂崩壊危険性大の場合は森都心ﾌﾟﾗｻﾞが指定避難場所となるのか?等の区分は・ﾏﾆｭｱﾙは・要綱・取扱規定・等のわかる資料等の開示請求。 5.白川洪水避難地図(洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ)(平成23年3月改定)では、春日小学校だけが指定避難場所となっているが、春日小学校区住民はこの儘のﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟの修正・追加がなければ、混乱を引き起こす可能性がある。いつ頃には・森都心ﾌﾟﾗｻﾞ・を追加記入するのか?のわかる資料等の開示請求。			5 白川洪水避難地図(洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ)(平成23年3月改定)では、春日小学校だけが指定避難場所となっているが、春日小学校区住民はこの儘のﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟの修正・追加がなければ、混乱を引き起こす可能性がある。いつ頃には・森都心ﾌﾟﾗｻﾞ・を追加記入するのか?のわかる資料等の開示請求。 6「市民の皆様の声」Q避難場所について　2012年9月受付のAご回答いたします.担当課総務局危機管理防災総室によれば、～また、昨年、避難場所を春日小学校から急遽変更したのは、避難勧告発令の要因が「土砂災害警戒情報」に基づくもので、春日小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっておりました。ところから一時的に避難場所を変更したものであり、その他の災害においては春日小学校を一時避難所として指定しているものですので、今後の計画等について【県と連携して】確認してまいります。との回答書であった。 2)まだ解除されていないならば、何時解除されるのかのわかる資料等の開示請求。 3)【県と連携して】とあるので、2012年9月以降・熊本市が熊本県と連携して、会合を開き対応策を何度検討したのか?と、熊本県に問い合わせたら全く何の相談も連絡も一度もなかった・不存在・との事であった。回答書の【県と連携して】との回答の熊本市市政執行の真意がわかる資料等の開示請求。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		6.「市民の皆様の声」Q避難場所について2012年9月受付のAご回答いたします○担当課総務局危機管理防災総室によれば、 ～また、昨年、避難場所を春日小学校から急遽変更したのは、避難勧告発令の要因が「土砂災害警戒情報」に基づくもので、春日小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっておりましたところから一時的に避難場所を変更したものであり、その他の災害においては春日小学校を一時避難場所として指定しているものですので、今後の計画等については【県と連携して】確認してまいります。との回答書であった。 1)一時的に避難場所を変更したとあるが、「一部が土砂災害警戒区域」の解除がなされたと言う意味なのか?のわかる資料等の開示請求。 2)まだ解除されていないならば、何時解除されるかのわかる資料等の開示請求。 3)【県と連携して】とあるので、2012年9月以降・熊本市が熊本県と連携して、会合を開き対応策を何度検討したのか?と、熊本県に問い合わせたら全く何の相談も連絡も一度もなかった・不存在・との事であった。回答書の【県と連携して】との回答の熊本市市政執行の真意がわかる資料等の開示請求。 4)熊本市は、春日校区住民の安全安心の指定避難場所の確保を図って、市民が安心して住み続けられるまちづくりを確立するのか?の具体的ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。			4)熊本市は、春日校区住民の安全安心の指定避難場所を確保を図って、市民が安心して住み続けられるまちづくりを確立するのか?の具体的ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。 5)熊本市内で、今だ今日まで、自主防災ｸﾗﾌﾞが組織できていない校区のわかる資料等の開示請求。 7「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」の5階(ﾌﾟﾗｻﾞﾎｰﾙ、ﾎﾜｲｴ、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的室、控室等)と6階(A～D会議室等)が指定避難場所との事。5階と6階は、椅子・机・で満杯であり、床は冷たいｺﾝｸﾘｰﾄ床である。春日校区住民が避難してゆっくり暖かく横たわり過ごせる場所の畳敷きの部屋もなく、床ﾏｯﾄ・蒲団は各自持参の避難避行を強要されるのか?と危惧しているが、どの様な指定避難場所・避難生活環境とするのか等?わかる資料等の開示請求。				
		5)熊本市内で、今だ今日まで、自主防災ｸﾗﾌﾞが組織できていない校区のわかる資料等の開示請求。 7.「森都心ﾌﾟﾗｻﾞ」の5階(ﾌﾟﾗｻﾞﾎｰﾙ、ﾎﾜｲｴ、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的室、控室等)と6階(A～D会議室等)が指定避難場所との事。5階と6階は、椅子・机・で満杯であり、床は冷たいｺﾝｸﾘｰﾄ床である。春日校区住民が避難してゆっくり暖かく横たわり過ごせる場所の畳敷きの部屋もなく、床ﾏｯﾄ・蒲団は各自持参の避難避行を強要されるのか?と危惧しているが、どの様な指定避難場所・避難生活環境とするのか等?のわかる資料等の開示請求。			1【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】を新たに追加指定する為に開催された熊本防災会議が開催された年月日時場所・出席者名役職名 開催日 平成24年5月25日 9時00分 場所　熊本市役所14階大ﾎｰﾙ 出席者名役職名の写し 2【森都心ﾌﾟﾗｻﾞ】を新たに追加するとして、会議席上で使用された説明資料の写し(一部) 3 熊本市防災会議開催時の会議録の写し	開示		9/5	9/12
384	8/29	■城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】の金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】の金入り設計書	開示		9/4	9/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
385	8/29	工作物確認書類(ｶﾗｰ) №135723 平成13年9月7日	都市建設局 建築指導課		工作物確認書類(ｶﾗｰ) №135723 平成13年9月7日	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/2	9/2
386	8/30	平成25年8月21日開札 環境局 環境施設整備室 扇田環境ｾﾝﾀｰ旧埋立処分場跡地2工区利活用整備工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	環境局 環境施設整備室		扇田環境ｾﾝﾀｰ旧埋立処分場跡地2工区利活用整備工事の金入設計書	開示		9/2	9/3
387	8/30	平成25年8月21日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水6号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(542工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-16)築造工事(568工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水6号幹線及び枝線外枝線下水道築造工事(542工区) 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-16)築造工事(568工区)	開示		9/3	9/10
388	8/30	平成25年8月21日開札 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 国道501号(河内工区)道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年8月21日開札 国道501号(河内工区)道路改良工事	開示		9/2	9/3
389	8/30	平成25年8月23日開札 ・上下水道局 水道整備課 北区植木町山本1777番地付近φ75・50粍配水管布設他1件工事 ・上下水道局 水道整備課 北区植木町大和55番地付近φ150・100・50粍配水管布設替他1件工事 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町大和55番地付近φ150・100・50粍配水管布設替他1件工事(金入り設計書) ・北区植木町山本1777番地付近φ75・50粍配水管布設他1件工事(金入り設計書)	開示		9/3	9/10
390	8/30	道路判定台帳 B-1 番号07年第331号	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 B-1 番号07年第331号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/10
391	8/30	平成25年8月14日開札 上下水道局 管路維持課 南区野口3丁目17番付近φ100・75粍配水管布設他3件工事 上記の金入設計書をお願い致します。	上下水道局 管路維持課		・南区野口3丁目17番付近φ100・75粍配水管布設他3件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/5	9/10
392	8/30	平成25年8月23日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課 砂入公園外1公園施設改修工事 上記の金入設計書をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		砂入公園外1公園施設改修工事	開示		9/2	9/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
393	8/30	開札日 平成25年7月31日 13時10分 工事名 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-7)築造工事(557工区)【総合評価方式】 開札日 平成25年8月14日 13時30分 工事名 都市計画事業 中部汚水6号幹線及び外枝線合流改善下水道築造(管渠)工事(531工区)【総合評価方式】～都市計画事業 中部汚水6号幹線及び外枝線合流改善下水道築造(付帯)工事(607工区)【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書	上下水道局下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-7)築造工事(557工区) 都市計画事業 中部汚水6号幹線及び外枝線合流改善下水道築造(管渠)工事(531工区) 都市計画事業 中部汚水6号幹線及び外枝線合流改善下水道築造(付帯)工事(607工区) 上記の金入り設計書	開示		9/9	9/10
394	8/30	平成15年度 03-387 道路判定関係書類(ｶﾗｰはｶﾗｰで)	都市建設局建築指導課		平成15年度 03-387 道路判定関係書類(ｶﾗｰはｶﾗｰで)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/5
395	9/2	■熊本市上下水道局発注工事の金入り設計書の開示をお願い致します。(内訳、明細、代価、単価表) 工事名:都市計画事業 植木ﾎﾟﾝﾌﾟ場外溝工事(556工区)	上下水道局下水道整備課		都市計画事業 植木ﾎﾟﾝﾌﾟ場外構工事(556工区) の金入り設計書	開示		9/4	9/26
396	9/2	『都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-12、E-14)築造工事(537工区)』の金入り設計書をお願いします。 『都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(503工区) 都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区)』の金入り設計書をお願いします。	上下水道局下水道整備課		･都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-12,E-14)築造工事(537工区) ･都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(530工区) ･都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区) の金入り設計書	開示		9/5	9/24 郵送
397	9/2	指定管理者導入制度導入施設である、熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰかがやき館(所管部署:健康福祉子ども局健康福祉政策課)の直近の指定管理公募にあたって提示された、株式会社○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度･平成24年度の収支報告書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		平成21年度に公募された熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰにおける指定管理者(株式会社○○)の事業計画一式及び平成24年度の年次報告書の中で、平成19年度貸借対照表、収支計算書、定款、登記簿謄本、労働者災害補償保険加入証明書、納税証明書、収支計算書、収支計算積算内訳明細、自主事業収入予定明細にかかる部分を除く	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	9/13	9/18
					平成21年度に公募された熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰにおける指定管理者(株式会社○○)の事業計画一式及び平成24年度の年次報告の中で、平成19年度貸借対照表、収支計算書、定款、登記簿謄本、労働者災害補償保険加入証明書、納税証明書、収支計算書、収支計算積算内訳明細、自主事業収入予定明細に係る部分について	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報	9/13	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
398	9/2	指定管理者導入施設である、熊本市現代美術館(所管部署:観光文化交流局文化振興課)の直近の指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	観光文化交流局 文化振興課	有 10/17	指定管理者導入施設である、熊本市現代美術館(所管部署:観光文化交流局文化振興課)の直近の指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	10/7	10/8
399	9/2	指定管理者導入制度である、熊本市国際交流会館(所管部署:観光文化交流局ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課国際室)の直近の指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 国際室		○○が提出した直近の指定管理者公募の申請書並びに○○の指定管理の平成23年度・平成24年度の収支報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	9/13	9/18
400	9/2	指定管理者導入制度である、熊本市南部万年青年会館(所管部署:健康福祉子ども局高齢介護福祉課)の直近の指定指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		熊本市南部万年青年会館の直近の指定管理公募にあたって提示された一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/13	9/27
401	9/2	指定管理者導入制度である、熊本市東部はつらつ交流会館(所管部署:健康福祉子ども局高齢介護福祉課)の直近の指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		熊本市東部はつらつ交流会館の直近の指定管理公募にあたって提示された一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/13	9/27
402	9/2	指定管理者導入制度である、熊本市お達者文化会館(所管部署:健康福祉子ども局高齢介護福祉課)の直近の指定指定管理公募にあたって提示された、○○が提出した直近の一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		熊本市お達者文化会館の直近の指定管理公募にあたって提示された一切の書類及び平成23年度・平成24年度の収支報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/13	9/27
403	9/2	平成25年8月1日～平成25年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (児童販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売機、臨時営業を除く) 計63件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年9月4日 15:00	開示		9/9	9/17 郵送
404	9/2	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年8月1日～H25年8月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計63件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年9月4日 15:30	開示		9/9	9/13 郵送
405	9/2	平成25年8月1日から平成25年8月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計63件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年9月4日 16:30	開示		9/9	9/17 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
406	9/3	道路位置指定S44-458 01～05 道路判定 10～433 01～10	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S44-458 01～05 道路判定 10～433 01～10	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/5
407	9/3	平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地 営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計63件 項目:屋号、申請者氏名、屋号・商号、営業所所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成25年9月5日 13:00	開示		9/9	9/12
408	9/3	平成25年8月1日～平成25年8月31日までの間に熊本市内において新規に営業許可を受けた美容室一覧 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号 開設者氏名、役職、代表者名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年8月1日～同年8月31日の間、熊本市内において新規の確認があった美容所一覧 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/9	9/12
409	9/3	建築確認番号 第476号 平成3年7月5日 熊本市中央区船場2丁目○.○.○.○.○ ○.○-△ H4.4-27.　完了検査日報	都市建設局 建築指導課		建築確認番号 第476号 平成3年7月5日 熊本市中央区船場2丁目○.○.○.○.○.○.○-△ H4.4.27 完了検査日報	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/5	9/6
410	9/3	○第1回南区まちづくり懇話会を平成25年6月18日に開催したとの事。 1.この時に使用した南区提示の資料等・ｽﾗｲﾄﾞｶﾗｰｽﾎﾟｯﾄ・等の開示請求。第1回以降・第2回も開催されていれば、それ以降の分も含む。 2.この時の出席者名・役職名・場所・時間・会議録・質疑応答・等のわかる資料等の開示請求。 3.今後の「南区まちづくり懇話会」開催等の日程・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等、議題・方向性等のわかる資料等の開示請求。	南区役所 総務企画課		第1回まちづくり懇話会(平成25年6月18日開催)及び第2回まちづくり懇話会(平成25年7月25日開催)の①南区提示の資料(ﾊﾟﾜｰﾎﾟｲﾝﾄ含む)、②出席者名・役職名・場所・時間・会議録・質疑応答等の資料、③今後の懇話会開催の日程・ｽｹｼﾞｭｰﾙ・議題・方向性等が分かる資料	開示		9/13	9/17
411	9/4	都市計画事業 南部汚水12号幹線枝線合流改善下水道築造工事(108工区) 金入り設計書 (設計変更に伴う変更契約分)	都市建設局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水12号線枝線合流改善下水道築造工事(108工区) の金入り変更設計書	開示		9/5	9/9
412	9/4	工事名:(仮称)麻生田三丁目公園整備工事 工事場所:熊本市北区麻生田三丁目地内 上記、件名の工事設計書(金額入り)を請求いたします。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		(仮称)麻生田三丁目公園整備工事	開示		9/11	9/18
413	9/4	(仮称)城南図書館・児童館新設工事 金入設計書(建築)	都市建設局 営繕課		(仮称)城南図書館・児童館新築工事における金入り設計書	開示		9/4	9/5
414	9/5	平成25年8月28日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ工務課 市道 合志市須屋鶴羽田4丁目第1号線側溝改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 合志市須屋鶴羽田4丁目第1号線側溝改良工事の金入設計書	開示		9/11	9/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
415	9/5	『東区佐土原2丁目7番付近φ150・100粍配水管布設他2件工事』の金入り。内訳書、科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 管路維持課		・東区佐土原2丁目7番付近φ150・100粍配水管布設他2件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/11	9/13
416	9/6	4号街区公園トイレ新築工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		金入り設計書 4号街区公園トイレ新築工事	開示		9/12	9/12
417	9/6	平成25年8月28日開札 ・北部土木センター 工務課 一般県道 花園インター線花園ランプ1号橋下部工(P6,P7)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		平成25年8月28日開札 ・一般県道 花園インター線 花園ランプ1号橋下部工(P6,P7)工事 金入設計書 開示	開示		9/10	9/18
418	9/6	平成25年8月28日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水1号幹線枝線下水道築造工事(559工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線外枝線下水道築造工事(565工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		平成25年8月28日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水1号幹線枝線下水道築造工事(559工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部汚水1号幹線枝線下水道築造工事(565工区) 上記2件の金入設計書	開示		9/10	9/18
419	9/6	平成25年8月28日開札 ・東部土木センター 河川公園整備課 井出の口公園外1公園木製複合遊具改修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 井出の口公園外1公園木製複合遊具改修工事	開示		9/12	9/18
420	9/9	■(仮称)麻生田三丁目公園整備工事【総合評価方式】の金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		(仮称)麻生田三丁目公園整備工事【総合評価方式】	開示		9/11	10/3
421	9/10	○○保育所の平成23年度・24年度の実施されました施設の指導監査結果報告書	健康福祉子ども局 指導監査課		・平成23年度 ○○保育園に対する指導監査結果報告書 ・平成24年度 ○○保育園に対する指導監査結果報告書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	9/18	9/20
422	9/10	道路判定台帳 99-020 平成11年度 04-232 平成16年度 99-047 平成11年度	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 99-020 平成11年度 04-232 平成16年度 99-047 平成11年度	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/11	1/23
423	9/10	平成24年11月頃 有限会社○○が、熊本市から受注した熊本市道杭埋設業務についての契約書、顛末書2通、及び、これらと関連する一連の書類。	都市建設局 北部土木センター 総務課		・平成24年度熊本市道杭埋設測量業務委託の契約書及び顛末書	開示		9/19	9/20
424	9/11	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年6月11日～7月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/12	9/27
425	9/11	西区花園7丁目46番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		西区花園7丁目46番地付近φ200粍配水管布設替他1件工事 上記の金入り設計書	開示		9/12	9/17

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
426	9/11	熊本市観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 国際室 平成24年4月1日から平成25年3月31日までﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞ関係予算として30万円が計上されているはずであり、その支出内容がわかる文書。 添付資料は前年度のものであり、このように支出内容を整理して、新たに作成した文書でもかまわない。なお添付資料については別紙で説明する。	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 国際室		平成24年度ﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞ理念啓発に伴う関係予算	開示		9/13	9/25
427	9/11	本日(9月11日)にて現地で見させてもらった、○○周辺の平面図と、雨水管閉塞写真(ﾓﾙﾀﾙ等の詰まった)	上下水道局 管路維持課		9月11日にて現地でみさせてもらった、○○周辺の平面図と、雨水管閉塞写真(ﾓﾙﾀﾙ等の詰まった)	開示		9/17	9/18
428	9/12	平成25年7月1日から平成25年8月31日までの住居表示番号不定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成25年7月1日から平成25年8月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/19	9/24 郵送
429	9/12	(開札日)平成25年2月27日 (工事名)一般県道 砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事 (設計変更に伴う変更契約分) 金入設計内訳書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道 砂原四方寄線島崎高架橋下部工工事 (設計変更に伴う変更契約分) 金入設計書	開示		9/19	9/20
430	9/12	平成25年9月4日開札 ・北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P1,P6)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋下部工(P1,P6)工事 金入設計書	開示		9/19	9/20
431	9/12	平成25年9月4日開札 ・都市建設局 鉄道高架関連整備室 都市計画道路 上熊本駅西口線橋梁下部工工事(A2) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 鉄道高架関連整備室		都市計画道路上熊本駅西口線橋梁下部工工事(A2) 金入設計書	開示		9/17	9/20
432	9/12	平成25年9月4日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-27)築造(管渠)工事(549工区)～都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-27)築造(付帯)工事(608工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-27)築造(管渠)工事(549工区) 都市計画事業 中部処理区吐貯留管(C-27)築造(付帯)工事(608工区) の金入り設計書	開示		9/13	9/20
433	9/12	私の自宅のｹﾝﾁ石について建築指導課が作成したH21.3.13以降の内容がわかる書類	都市建設局 建築指導課		私の自宅のｹﾝﾁ石について建築指導課が作成したH21.3.13日以降の内容がわかる文書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/18	9/19
434	9/12	熊本市が許可した美容所の一覧 ・美容所の店舗名 ・美容所の住所	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市が確認した美容所一覧 美容所の店舗名 美容所の住所	開示		9/18	9/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
435	9/12	大規模小売店舗立地法届出のうち、「周辺見取図」(1:2000程度)及び「建物配置図」(1:500程度)の白黒ｺﾋﾟｰを希望します。 ・○○店 以上1店舗	農水商工局 商工振興課		・平成25年○月○日付けで届出のあった「○○店」に係る大規模小売店舗届出書に添付された「周辺見取図」(1:1,000)及び「平面図兼配置図」(1:300)	開示		9/26	10/2 郵送
436	9/12	競輪場選手宿舎外壁改修工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		競輪場宿舎外壁改修工事 金入設計書	開示		9/13	9/13
437	9/13	○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市南区○○-△-×.○○病院同敷地) 〔期間〕平成25年5月～現在迄の介護給付費の請求出されているか 出されていれば請求金額が分かる資料の開示を、お願いします	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		平成25年度5月から7月までの○○ｸﾘﾆｯｸへの介護給付費	開示		9/24	9/25
438	9/13	都市計画事業 東部汚水42号幹線枝線下水道築造工事(570工区) 金入り設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水42号幹線枝線下水道築造工事(570工区)の金入り設計書	開示		9/17	9/17
439	9/13	道路判定 関係書類 12年第157号	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 12年第157号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	9/17	9/19
440	9/17	熊本市が社会福祉施設及び社会福祉法人に対して実施した「特別監査」の内容や指摘の中身、法人等の改善状況等がわかる文書。2011年度、2012年度及び2013年4月1日から同9月12日までに実施された特別監査の分で、熊本市が所有している文書に限る。※枚数等が知りたいので開示決定前にご一報いただけますと幸いです。	健康福祉子ども局 指導監査課		2011年度から2013年9月12日までに実施した、社会福祉施設及び社会福祉法人に対する「特別監査」の内容や指摘の中身、法人等の改善状況等がわかる文書(2012年1件該当)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	10/1	10/2 郵送
441	9/18	道路判定台帳 平成13年度 02-019-03	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成13年度 02-019-03	開示		9/19	9/19
442	9/19	市道 京町1丁目2丁目線舗装打換工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		工事名:市道 京町1丁目2丁目線舗装打換工事 開札日:平成25年9月12日 開示文書:金入設計書	開示		9/27	9/27
443	9/19	平成25年9月19日付けで契約した「都市計画事業南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事(543工区)」の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事 (543工区)の金入り設計書	開示		9/25	10/7
444	9/19	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出のうち施設名称及び施設所在地がわかるもの	環境局 水保全課		○水質汚濁防止法の特定施設に基づく特定施設の届出のうち、事業場の名称及び所在地がわかるもの	開示		9/24	9/24
445	9/19	平成25年9月11日開札 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 主要地方道 宇土甲佐線(木原工区)舗装工事 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 国道501号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ)管渠敷設(その1)工事 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年9月11日開札 主要地方道宇土甲佐線(木原工区)舗装工事 国道501号(飽田ﾊﾞｲﾊﾟｽ)管渠敷設(その1)工事	開示		9/24	9/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
446	9/19	道路位置指定 昭和54年9月27日 指令(計建)第63号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 昭和54年9月27日 指令(計建)第63号	開示		9/20	9/20
447	9/19	産業道路(中央区九品寺4丁目付近)φ500耗配水管布設工事の金入り内訳書、科目内訳、施工内訳まで。	上下水道局 水道整備課		産業道路(中央区九品寺4丁目付近)φ500耗配水管布設工事 上記の設計金額の内訳書・科目内訳・施工内訳金額入工事設計書	開示		9/27	10/16
448	9/20	(工事名) 北区植木町舟島444-1番地付近φ50耗配水管布設工事 金入設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町舟島444-1番地付近φ50耗配水管布設件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		9/24	9/25
449	9/20	道路位置台帳 S52-009	都市建設局 建築指導課		道路位置台帳 S52-009	開示		9/20	9/30
450	9/24	09-133-01～08 道路判定	都市建設局 建築指導課		09-133-01～08 道路判定	開示		9/25	9/26
451	9/25	『東区水源2丁目φ900耗配水管布設替及び推進工事』の金入り設計書をお願いします。	上下水道局 水道整備課		・東区水源2丁目φ900耗配水管布設替及び推進工事 上記の金額入り工事内訳明細書	開示		9/30	10/31 郵送
452	9/25	・城山公園施設整備工事(1期工事) 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】の金入り設計書	開示		9/30	10/3
453	9/26	昭和55-064 道路位置指定申請の許可書(一式)	都市建設局 建築指導課		昭和55-064 道路位置指定申請の許可書(一式)	開示		9/30	9/30
454	9/26	下記道路の道路形状が確認できる資料(平面図又は計画平面図)のご提供をお願いします。 (平面図縮尺1/500～1/2000程度希望) ■一般県道232号 小池竜田線 熊本市東区小峯付近(0.76km) 平成25年10月上旬供用開始予定区間 ■子飼橋(熊本市中央区)平成25年9月24日供用開始	都市建設局 東部土木センター 工務課		下記道路の道路形状が確認できる資料 ・一般県道 小池竜田線(小峯付近) ・子飼橋	開示		10/3	10/18 郵送
455	9/26	開発許可 番号 指令(開景)発第19-2148号 許可日 平成19年11月19日 ・公共施設求積図(四方寄町字上ノ迫〇番に接する付近) ・公共施設求積表	都市建設局 開発景観課		指令(開景)第19-2148号、平成19年11月19日付けの開発許可に関する公共施設求積図、公共施設求積表 (四方寄町字上ノ迫〇番に接する付近)	開示		10/4	10/15 郵送
456	9/26	・(仮称)麻生田三丁目公園整備工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		(仮称)麻生田三丁目公園整備工事【総合評価方式】	開示		10/9	10/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
457	9/26	・4号街区公園整備工事 金入り設計書	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「4号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		10/1	10/10
458	9/26	・市道子飼本町大江6丁目第1号線街路樹剪定業務委託 金入り設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道子飼本町大江6丁目第1号線街路樹剪定業務委託(金入設計書)	開示		10/2	10/10
459	9/26	・改寄町北部坪井農道伐採業務委託 金入り設計書	北区役所 農業振興課 北部分室		改寄町北部坪井農道伐採業務委託	開示		9/30	10/10
460	9/26	・桃尾墓園除草業務委託 金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園除草業務委託の金入設計書	開示		10/1	10/3
461	9/27	平成24年9月5日開札 上下水道局 水道整備課 健軍水源地から庄口公園南側間φ800耗配水管推進工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		健軍水源地から庄口公園南側間φ800耗配水管推進工事 上記の金入り変更設計書	開示		10/1	10/4
462	9/27	○私の「市長への手紙」への回答として、以下の回答となっている。 この回答文の内容について、以下の開示請求をする。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		1.3)清水寺下を下る迂回付替え道路の安全安心の市民の生命を守る舗道は、いつ着手竣工するのか等の計画表ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等の開示請求。	開示		10/11	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		『 立春とはいえ、寒い日が続いております。 このたびは、お手紙をいただきありがとうございました。 ご意見をいただきました五反・春日寺ﾊﾞｽ停につきまして、担当課からの報告を踏まえましてご回答いたします。 お手紙にある熊本駅西土地区画整理地区内における路線ﾊﾞｽﾙｰﾄの変更につきましては、東西に走る春日池上線の暫定供用にあわせて実施するものであり、地元説明会等を通じまして、地域の皆様から様々なご意見をいただいているところでございます。 その説明会等でお話をしているところと存じますが、現在のﾙｰﾄを維持するためには、今回、改良のご提案をいただきました春日池上線と新幹線高架が交差する場所の交差点処理が障害となっております。 具体的には、春日池上線の祇園橋方面から区画道路へ侵入する際の右折と、区画道路から春日池上線への左折が、道路構造や安全対策の問題で非常に困難であり、暫定整備の段階では、直近の踏切や道路幅員の関係で更に厳しい状況となります。			1.1)自動車の通行やﾊﾞｽ利用者の方々の状況を考慮して、今までにどの様な考慮をしたとする「考慮したとする」資料等の開示請求。 2.2)「再度見直しの検討を進める」との決意が記述されているが、その後、どの様な再検討がなされたのか等のわかる資料等・再検討内容・議論の場所・年月日時・出席者役職名・会議録等の開示請求。	不開示	5号　審議、検討に関する情報	10/11	
					1.1)自動車の通行やﾊﾞｽ利用者の方々の状況を考慮して、今までにどの様な考慮をしたとする「実績調査」資料等の開示請求。 2)特に、B地点、C地点での歩行者・自転車・身障者等に対して、どのような考慮をしたか等のわかる資料等の開示請求。 2.1)今までに、「地域住民の皆様にご意見をお聞きしながら、」の聞き取り調査の実績簿等、これを基に庁内でどのような分析審議したか等のわかる議事録、会議録等の開示請求。	不存在	第11条　第2項	10/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
463	9/27	これまで、地域の皆様からのご意見も踏まえ、関係機関とも協議・検討してまいりましたが、春日池上線の暫定二車線整備の段階では、これらの課題を解決することが困難な状況のため、現在の市道を経由するルートから、春日池上線を経由するルートに切り替えを行うものでございます。 今後も、春日池上線の完成に向け、新幹線開業後の自動車の通行やバス利用者の方々の状況を考慮するとともに、地域の皆様のご意見をお聴きしながら、再度見直しの検討を進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 今後とも、熊本市政へのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、末川様の益々のご健勝を祈念いたします。 平成二十三年二月十五日 ○○様』 1.市長への手紙・回答日付・から、二年七カ月経過したが、「今後も、春日池上線の完成に向け、新幹線開業後の自動車の通行やバス利用者の方々の状況を考慮するとともに、」とあるが、 1)自動車の通行やバス利用者の方々の状況を考慮して、今までにどの様な考慮をしたとする実績調査・考慮したとする資料等の開示請求。 2)特に、B地点・C地点・での歩行者・自転車・身障者・等に対して、どの様な考慮をしたか等のわかる資料等の開示請求。 3)清水寺下を下る迂回・付替え道路は、車の走行が激しく、歩行者自伝者等での通行は、危険性が一杯である。自己防衛も儘ならず、安全安心の維持確保が考慮されていない迂回・付替え道路である。車専用道路なのか? 以前から、舗道を新設するので・道路が狭くなり、定期バスの運行が出来ないとして、祇園橋から古道踏切りを渡り・右折が不可能・として、春日寺前バス停・五反バス停・を剥奪し、熊本市事業主・第二工区・新設・春日池上線を直進しての花岡山中腹から裾野一帯・第一種住居地域・住民千二百余名居住地帯・を行政の怠慢・不作為の為、公共交通不便地域に陥落させられた。その悃願をなす・迂回付替え道路・の安全安心の市民の生命を守る舗道は、何時・着手竣工・するのか当の計画表スケジュール・等のわかる資料等の開示請求。	企画振興局広聴課		○私の「市長への手紙」の回答文の内容について、以下の開示請求をする。 1.市長への手紙・回答日付から、二年七カ月経過したが、「今後も、春日池上線の完成に向け、新幹線開業後の自動車の通行やバス利用者の方々の状況を考慮すると 1)自動車の通行やバス利用者の方々の状況を考慮して、今までにどの様な考慮をしたとする実績調査、考慮したとする資料等。 2)特に、B地点・C地点での歩行者・自転車・身障者等に対して、どの様な考慮をしたか等のわかる資料等 3)清水寺下を下る迂回・付替え道路は車の走行が激しく、歩行者自転車等での通行は、危険性が一杯である。自己防衛もままならず、安全安心の維持確保が考慮されていない迂回・付替え道路である。車専用道路なのか。以前から、歩道を新設するので道路が狭くなり、定期バスの運行が出来ないとして、祇園橋から古道踏切りを渡り、右折が不可能として、春日寺前バス停・五反バス停を剥奪し、熊本市事業主・第二工区・新設・春日池上線を直進しての花岡山中腹から裾野一帯・第一種住居地域・住民千二百余名居住地帯を行政の怠慢・不作為の為、公共交通不便地域に陥落させられた。その懇願をなす、迂回付替え道路の安全安心の市民の生命を守る舗道は、何時着手竣工するのか等の計画表スケジュール等のわかる資料 2.「地域の皆様のご意見をお聴きしながら、再度見直しの検討を進めてまいります」とあるが、 1)今までに、「地域の皆様のご意見をお聴きしながら、」の聞き取り調査の実績簿等、これを基に庁内でどの様な分析審議したか等のわかる議事録、会議録等 2)「再度見直しの検討を進める」との決意が記述されているが、その後、どの様な再検討がなされたのか等のわかる資料等・再検討内容・議論の場所・年月日時・出席者名役職名・会議録等	不存在	第11条　第2項	10/3	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
464	9/27	2.「地域の皆様のご意見をお聴きしながら、再度見直しの検討を進めてまいります」とあるが、 1)今までに、「地域の皆様のご意見をお聴きしながら、」の聞き取り調査の実績簿・等、これを基に・庁内でどの様な分析審議したか・等のわかる議事録会議録・等の開示請求。 2)「再度見直しの検討を進める」との決意が記述されているが、その後、どの様な再検討がなされたのか・等のわかる資料等・再検討内容・議論の場所・年月日時・出席者名役職名・会議録・等の開示請求。	都市建設局 交通政策総室		1-1)請求人宛の「市長への手紙」の回答にある「新幹線開業後の自動車の通行やバス利用者の状況」を考慮して、今までにどの様な考慮をしたとする実績調査・考慮したとする資料等 1-2開示請求書図中B地点・C地点での歩行者・自転車・身障者等に対して、どのような考慮をしたか等のわかる資料 1-3)清水寺下を下る迂回・付替え道路の舗道は何時着手竣工するのか等の計画表ｽｹｼﾞｭｰﾙ等のわかる資料等 2-1)「地域の皆様の意見」の聞き取り調査の実績簿等、これを基に庁内でどの様な分析審議したか等のわかる議事録会議録等 2-2)「再度見直しの検討を進める」ことについて、その後、どの様な再検討がなされたのか等のわかる資料等、再検討内容・議論の場所・年月日時・出席者名役職名・会議録等	不存在	第11条　第2項	10/10	10/22
465	9/30	平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 項目:屋号、申請者氏名、屋号・商号、営業所所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計88件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成25年10月2日 13:30	開示		10/3	10/4
466	9/30	平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年9月1日～同年9月30日の間、熊本市内において新規の確認があつた美容所一覧 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/4	10/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
467	9/30	○地方紙報道・平成25年9月27日付・9月28日付・の内容について、熊本市憲法条例理念等に基づき、以下の開示請求をする。 1.ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ・ﾀｸｼｰ乗降場・とあるが、ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙの行き先は→現状の暫定東口広場では、三ヵ所に散在しており1)第一環状線上熊本方面・交通ｾﾝﾀｰ・各東地域方面・空港ﾘﾑｼﾞﾝ・等、2)第一環状線大学病院方面・九州都市高速ﾊﾞｽ・等、そして・3)北九州予備校前・小島・川口・河内・玉名・西区役所・熊本港・等、に分散された交通結節点機能となっており、遠来の来熊者にとって不評を買っている現状を見るに、 1)このﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙの敷地面積のわかる資料等・建物の中に取り込むのかそれとも路面地上にﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙが・鹿児島中央駅前のﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ内に納めるのか?・等のわかる図式ｲﾒｰｼﾞ図等の資料等の開示請求。 2)記事の内容からするに、記事図の右側・西部方面へのﾊﾞｽ運行はこのﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙには取り込まない様な記事内容になっているが、(また、2ヵ所に分かれていたﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙを駅舎正面から見て左側にまとめた。)とあり、在来線熊本駅前東口広場を・ﾊﾞｽのｻﾌﾞﾀｰﾐﾅﾙと位置づけたにも拘らず、3ヵ所に集約するのではなく、2ヵ所だけに留める杜撰な整備発想としたのか?遠来の来熊者に対して又もや混迷させる整備理念となるのか?中途半端なおもてなしの心のない整備計画なのか?等に対する疑問を、正当とする熊本市のまちづくり理念等の法的根拠等の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所		1.1)ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙの敷地面積のわかる資料等、図式ｲﾒｰｼﾞ図等の資料等 1.3)ﾀｸｼｰの現在のｽﾍﾟｰｽ面積とこの計画の面積のわかる資料等 2.1)環境空間の面積のわかる資料等 3.1)ｲﾍﾞﾝﾄ空間の面積のわかる資料等 4.1)ﾀｸｼｰ待機場・乗降場の面積の各々のわかる資料等 4.2)一般車からの流動道順等のわかる図画等資料等 5.1)JR開発予定地とｲﾍﾞﾝﾄ空間との境目のわかる図面等	開示		10/11	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3)ﾀｸｼｰ乗降場は、現在の暫定広場では2ヵ所あるが、現在のｽﾍﾟｰｽ面積とこの計画の面積のわかる資料等の開示請求。 2.環境空間とあるが、 1)空間の面積のわかる資料等の開示請求。 2)この「環境」とは、具体的にどの様な意味があるのか・意味がわかる資料等の開示請求。 3.ｲﾍﾞﾝﾄ空間とあるが、 1)空間の面積のわかる資料等の開示請求。 2)この「ｲﾍﾞﾝﾄ空間」では、どの様なｲﾍﾞﾝﾄを想定しての空間設置なのか等のわかる資料等の開示請求。 4.ﾀｸｼｰ待機場・一般車乗降場・とあるが、 1)この面積の各々のわかる資料等の開示請求。 2)一般車乗降場は、ｲﾍﾞﾝﾄ空間と市電の乗り入れ軌道敷とJR開発予定地に隣接しており、一般車の駐車は出来ないと思うが、一般車からの乗降客等の流動道順はどの様な流れになるのか・等のわかる図面等資料等の開示請求。 5.JR開発予定地とあるが、 1)現在・JRﾋﾞｼﾞﾈｽﾎﾃﾙ・が建っており、今も営業しているが、ｲﾍﾞﾝﾄ空間との境目のわかる図面等の開示請求。 2)JR開発予定地は、現在の豊肥線・客留線・引込線・跡地を想定したJR開発予定地と思われるが、その総面積等・図面等・のわかる資料等の開示請求。			5.2)JR開発予定地の総面積等図面等のわかる資料等 6 安全安心の根拠となった資料等 7 民間企業に任せられない理由等のわかる法的根拠等	不開示	5号　審議、検討に関する情報 7号　国等に関する情報	10/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		6.地方紙・平成25年9月28日付・に、「JR熊本駅舎への市電乗り入れ県警、安全面に難色とあるが、市電軌道敷が一般車乗降場とｲﾍﾞﾝﾄ空間に隣接して、非常に安全面で危険であり、熊本県議会・新幹線等特別委員会・に於て、県警の見解等が記載されているが、「安全対策の課題解消後に駅舎乗り入れを実施する」とあるが、この「熊本駅東口駅前広場機能配置案」を作成する時点では、当然「安全安心面の確保等」は熟慮した前提で、公表されたと思われるので、その時点での「安全安心の根拠」となった基となった資料等の開示請求。(まさか、見切り発車しての公表ではない?と思われるので。)・ 7.熊本県の2熊本駅東口駅前広場の計画案についての資料を見るに、 1 これまでの経緯、今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ(熊本市提示) ～ H24.4月 熊本市が政令指定都市へ以降 (東口駅前広場整備の事業主体は熊本市へ以降。以後、県の費用負担はなし。)となっている。 何故、在来線熊本駅前東口広場はJR九州熊本支社の民間私所有地であるのに、わざわざ巨額血税・国民県民市民等の税金を投資してまで、在来線熊本駅前東口広場を整備しなければならないのか?民間企業等への資金援助とも受けとめられるし、民間企業に任せられない理由は何なのか等のわかる法的根拠等の開示請求。			1.2)熊本市のまちづくり理念等の法的根拠等 2.2)環境の意味がわかる資料等 3.2)どの様なｲﾍﾞﾝﾄを想定しての空間設置なのか等のわかる資料等 8 県とどの様な組織で協議や調整を図つていくか等のわかる資料等 9 どの様な説明会等、審査審議等を予定しているか等のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	10/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		8.熊本県の資料→2 今後の対応 熊本駅東口駅前広場が、広域交通拠点としての機能強化等が図られ、景観的にも優れたものとなるよう、庁内関係各課が連携して熊本市などと協議や調整を行なっていく。とある。今後、熊本県とどの様な組織をつくり、どの様な協議や調整を図って行くつもりなのか・等・のわかる資料等の開示請求。 9.熊本市憲法・熊本市自治基本条例・には、数々の条例理念・自治の基本理念・自治運営の基本原則・等が詩ってあるが、特に、情報共有・市民参画・協働のまちづくり・理念等を遵守してのこの計画の遂行をしなければならないが、今後・市議会・市民・市長等行政・が一緒になって、同じ目標に向かって協力しあう条例理念等を発揮させる為には、今後どの様な説明会・協議の場・審査審議・等を予定しておるのか・等、のわかる資料等の開示請求。 ※添付参照資料等・計A3→1枚。 1.地方紙・平成25年9月27日付・9月28日付・記事内容。A4→1枚。 2.熊本県・熊本駅東口駅前広場の計画案・熊本市が事業主体。A4→1枚。							
468	10/1	道路位置指定通知. S37-062	都市建設局 建築指導課		道路位置指定通知 S37-062	開示		10/1	10/7 郵送
469	10/1	平成25年10月1日付けで契約した「一般県道 植木河内港線(河内町大多尾工区)舗装補修工事」の金入り設計書。	都市建設局 西部土木センター 維持課		一般県道 植木河内港線(河内町大多尾工区)舗装補修工事	開示		10/3	10/7
470	10/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年9月1日～H25年9月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計88件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年10月3日 11:30	開示		10/4	10/11 郵送
471	10/1	平成25年9月1日から平成25年9月30日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計88件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年10月3日 13:00	開示		10/4	10/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
472	10/2	H25年9月24日供用開始 子飼橋道路平面図 (1/500～1/2000)	都市建設局 東部土木センター 工務課		H25年9月24日供用開始 子飼橋道路平面図 (1/500～1/2000)	開示		10/4	10/16
473	10/2	・特定建築物の所在地一覧. ・名称、所在地. ・市内全体の最新のもの.	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市にある特定建築物の施設名称及び所在地	開示		10/4	10/11 郵送
474	10/2	市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) 社会福祉法人 ①○○ ⑥○○ ⑫○○ ②○○ ⑦○○ ⑬○○ ③○○ ⑧○○ ⑭○○ ④○○ ⑨○○ ⑤○○ ⑩○○ ⑪○○	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) ①○○ ⑤○○ ⑨○○ ⑬○○ ②○○ ⑥○○ ⑩○○ ⑭○○ ③○○ ⑦○○ ⑪○○ ④○○ ⑧○○ ⑫○○	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	10/4	10/17
475	10/2	市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) 社会福祉法人　○○	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		社会福祉法人○○の平成24年度財務諸表(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書)	開示		10/3	10/17
476	10/2	市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) 社会福祉法人　○○	健康福祉子ども局 子ども支援課		熊本市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表 (賃借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/9	10/17
477	10/2	市が所管する社会福祉法人の平成24年度財務諸表 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書) 社会福祉法人 ①○○、②○○	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○及び社会福祉法人○○の平成24年度の貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/5	10/17
478	10/2	河内町河内法定外道路落石防止対策工事 の金入り設計書 9月12日開札	都市建設局 西部土木センター 河内分室		河内町河内法定外道路落石防止対策工事の金入設計書	開示		10/9	12/25
479	10/3	道路位置指定関係書類一式 S57-027号 位置指定道路 昭和57年6月30日 指令(計建)第27号　　4.00m 1p～4p 0.1 0.2.03.04 熊本市本荘6丁目○-△.○-△ 位置指定道路の延長 55.80m	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類一式 S57-027号 位置指定道路4.00m 昭和57年6月30日 指令(計建)第27号 1p～4p 01.02.03.04 熊本市本荘6丁目○-△、○-△ 位置指定道路の延長 55.80m	開示		10/3	10/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
480	10/3	道路判定台帳 10年第412号. 白黒	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 10年第412号 白黒	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/4	10/4
481	10/3	麻生田5丁目〇-△ 位置指定に関する証明書など関係書類全て S45-305-6 ｶﾗｰで1枚目から5枚目	都市建設局 建築指導課		麻生田5丁目〇-△ 位置指定に関する証明書など関係書類全て S54-305-6 ｶﾗｰで1枚目から5枚目	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/4	10/4
482	10/3	豊田団地内道路整備工事 金入り設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室		豊田団地内道路整備工事 金入り設計書	開示		10/8	10/16
483	10/3	平成25年9月1日から平成25年9月30日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年9月1日～平成25年9月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計88件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年10月7日 11:00	開示		10/8	10/18 郵送
484	10/4	都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(530工区)、都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区)工事全ての各工種における単価 (金入設計書)	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(530工区)、 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区) の金入り設計書	開示		10/8	10/9
485	10/4	●施工番号:1300620 ●工事名:西田北公園外1公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300596 ●工事名:堂の上公園外1公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300597 ●工事名:田淵下公園外1公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300598 ●工事名:京塚上公園外1公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300599 ●工事名:皿田公園外2公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300493 ●工事名:上の門公園施設改修工事 ●当該工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		〈件名〉 西田北公園外1公園施設改修工事の金入り設計書 堂の上公園外1公園施設改修工事の金入り設計書 田渕下公園外1公園施設改修工事の金入り設計書 京塚上公園外1公園施設改修工事の金入り設計書 皿田公園外2公園施設改修工事の金入り設計書 上の門公園施設改修工事の金入り設計書	開示		10/15	10/25 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
486	10/4	○熊本市憲法・熊本市自治基本条例・が平成22年4月1日に施行されて3年半経つが、今だその条例理念等が遵守されず、熊本市市政執行が至る処で不遵法の儘、市政執行が遂行されている。その一つの事例として、この熊本市自治基本条例の条例理念を遵守させる様、指導監督すべき立場の主幹課・熊本市市民協働課・の熊本市長附属機関・自治推進委員会・の運営に於て、不遵法の運営が執行されているので、以下の開示請求をする。 1.熊本市長附属機関・自治推進委員会は、熊本市憲法・熊本市自治基本条例・第37条によって設置されたものであり、熊本市憲法・条例理念を遵守する法の網のもとに運営されるべき事は、当然の理である筈である。つまり、(自治の基本理念)第3条、(自治運営の基本原則)第4条、(市長の責務)第9条、(市長等の役割)第10条、(市の職員の責務)第11条、(意見等の取扱い)第21条、(危機管理)第24条、(参画の原則)第27条、(協働の原則)第29条、(市民参画・協働のための仕組み)第30条、(参画と協働によるまちづくり条例)第31条、(自治推進委員会)第37条、(最高規範性)第38条、等の条例文・条例理念・等を正確に熟視するに、下記・記述の市民協働課職員によるこの運営方針は、熊本市憲法条例理念に違反・不遵法していると思うが?	企画振興局 市民協働課		○熊本市自治基本条例 ○熊本市自治推進委員会規則 【請求文書】 1 自治推進委員会において、委員以外の市民の方から提案された議題の審議や会議資料(関連資料)の配布について、委員会の合意又は承諾がないとできない(受け付けない)ことが分かる条例や法的根拠 2 自治推進委員会において、委員以外の市民の方からの提言・提案について、委員を介しなければ受け付けないとする条例や法的根拠 3 自治推進委員会において、市民からの直接の「陳情」等は受け付けないとする条例や法的根拠	開示		10/18	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		今年度の熊本市自治推進委員会のテーマとして、「健康づくり」と「防災」を分析審議する事に、委員の多数決によって決定された。その為、私はA委員を介して、地域の具体的防災・避難場所指定・等のあり方の熊本市政による問題点等の資料・A3→5枚を委員長はじめ委員全員に配布して審議して頂く様依頼した。その時は、委員長の承諾をうけて、委員全員に配布されて、熊本市内での「防災・避難場所指定・等」に懸かる現実の問題点等を認知・分析・審議・今後の市政の対策・等を、この自治推進委員会委員の意識を喚起する為、配布をお願いした。 その後、様々な(市民の責務)第6条の条例理念等により、参画・協働・等の動向があったので、更なる私の資料等・問題提起・等を委員全員に配布して良いかと、市民協働課職員に伺ったら、委託したA委員が承諾し、委員長の事前承諾を受けなければだめだ・市民が直接持参しても受け付けない。A委員を介しなければだめだとの事であった。熊本市憲法・熊本市自治基本条例理念・等の該当条文を、上記しているが、何故、A委員を介さなければ、この委員会の運営違反となるのか。この熊本市憲法条例理念等を遵法するならば、熊本市民の声が直接届けられないのか・等の法的根拠・条文・等のわかる資料等の開示請求。 2.熊本市憲法条例によって、「熊本市市民参画と協働の推進条例」が平成23年4月1日付・施行されたが、(市民参画の拡充推進)第4条市長等は、積極的に市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策に反映するよう努めるものとする。2市民及び市長等は、信頼関係の下自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。とある。にも拘らず、この委員会では、市民の意見の提言・提案を受つけようともしない。この条例を遵守・遵法するならば、市民の声が直接届ける事も可能な筈であうにも拘らず、委員を介しなければ受け付けないとする市政理念は、何の法的根拠等があっての正当性を主張するのか?この条文以外に優越性をもった条文が存在するのか・等の市民にわかる条文・法例等のわかる資料等の開示請求。							

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		3.熊本市議会常任委員会・等では、陳情書等は市民等であれば直接・提出可能であり、その補足説明としての口頭陳述も許可されている。但し、請願については、市会議員の承認捺印が必要である事は、認知している。しかし、市民個人の提出行為・「陳情」・については、受け付けるし、補足説明・口頭陳述も許されていて、その後の審議も継続して慎重審議もなされている筈である。この熊本市長附属機関の熊本市自治推進委員会では、市民直接の「陳情」等は、受け付けないとする市議会運営法・熊本市憲法・等の条例理念よりも優越する条例理念等が存在するから、この様な・市民が直接の提案陳情等は受け付けないとする市民協働課職員による市政執行が施行されると思うので、市民にわかる法的根拠・条例・条例理念・等のわかる資料等の開示請求。							
487	10/4	平成25年9月末日現在で、許可を受けている旅館業の施設一覧 【項目】 施設名、施設所在地、施設電話番号、 申請者名(法人の場合は、法人住所、法人電話番号、代表者名)、 業種、種別、営業許可日	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市内に存在する旅館業許可施設の名称、所在地、電話番号、申請者氏名(法人の場合のみ住所、氏名、電話番号及び代表者氏名)、許可日並びに種別	開示		10/11	10/21 郵送
488	10/4	●施工番号:1300863 ●工事名:上宅地公園外1公園施設改修工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300628 ●工事名:城山公園施設整備工事(1期工事)【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		・上宅地公園外1公園施設改修工事 ・城山公園施設整備工事(1期工事)	開示		10/10	10/25 郵送
489	10/5	●施工番号:1300790 ●工事名:上油称公園外2公園施設改修工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて ●施工番号:1300759 ●工事名:井出の口公園外1公園木製複合遊具改修工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 上油称公園外2公園施設改修工事 井出の口公園外1公園木製複合遊具改修工事	開示		10/11	10/25 郵送
490	10/5	●施工番号:1300763 ●工事名:(仮称)麻生田三丁目公園整備工事【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		(仮称)麻生田三丁目公園整備工事の金入り設計書	開示		10/16	10/25 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
491	10/5	●施工番号:1300609 ●工事名:4号街区公園整備工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所 熊本駅西土地区画整理事業所		「4号街区公園整備工事」の金入り設計書	開示		10/15	10/25 郵送
492	10/5	●施工番号:1300577 ●工事名:桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事【総合評価方式】 ●該当工事の金額入り積算書すべて	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備(公園部分その3)工事の金入り設計書	開示		10/16	10/25 郵送
493	10/5	●施工番号:1300212 ●工事名:一般県道 小池竜田線(小峯工区)植栽工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 東部土木センター 工務課		一般県道 小池竜田線(小峯工区)植栽工事【金入設計書】	開示		10/11	10/25 郵送
494	10/8	平成25年9月12日開札 上下水道局水道整備課 北区植木町宮原292番地付近φ150・75・50粍配水管布設替他1件工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 水道整備課		・北区植木町宮原292番地付近φ150・75・50粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/11	10/17
495	10/8	平成25年9月11日開札 上下水道局下水道整備課 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-10)築造(人孔)工事(569工区)～ 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-10)築造(付帯)工事(610工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		○都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-10)築造(人孔)工事(569工区) ○都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-10)築造(付帯)工事(610工区) の金入り設計書	開示		10/11	10/17
496	10/9	医療法人 ○○ 平成20年○月○日付定款変更認可申請に係る一切の資料	健康福祉子ども局 医療政策課		医療法人○○ 平成20年○月○日付定款変更認可申請に係る一切の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	10/16	10/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
497	10/9	○「市長への手紙」・平成25年8月28日受付・第25-506号・に対し、平成25年10月2日郵送受領・した熊本市長・幸山政史氏直筆入りサイン・の回答書内容について、以下の開示請求をする。 1.「また、別途ご意見をいただきました熊本市景観計画と屋外広告物につきましては、本市では、平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。それ以前に建てられた建築物については、平成22年1月以降に届出対象行為を行う場合に、届出をしていただくこととなります。その際に、色彩等が景観計画の基準に適合するかを判断し、然るべき対応をしてまいります。ご指摘いただいております建築物は、現状といたしましては届け出は不要なものでございます。」との熊本市景観行政の市政理念回答が記述されている。 1)「平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。」とあるが、この建築物は所有者移転によって、平成24年10月20日頃・リニュアル開業・となり、熊本市景観計画・平成22年1月1日施行・の内容に、大規模行為届出→対象物・建築物 工作物→行為の種類・新築 新設 増築 改築 移転又は外観の変更(修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)とあり、リニュアルをして、外観の変更・真っ赤っかの色彩の変更)をしても、この建築物は届出は不要とする根拠となる内容が、見当たらないので、何処にどの様な記述があるのか?現地確認検証・審査審議・等を実施した・等のわかる資料等の開示請求	企画振興局広聴課		○「市長への手紙」(平成25年8月28日受付、第506号)に対し、平成25年10月2日郵送受領した熊本市長自筆入りサインの回答内容に関連する以下に記載するもの。 1・「また、別途ご意見をいただきました熊本市景観計画と屋外広告物につきましては、本市では平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。それ以前に建てられた建築物については、平成22年1月以降に届出対象行為を行う場合に、届出をしていただくこととなります。その際に、色彩等が景観計画の基準に適合するかを判断し、然るべき対応をしてまいります。ご指摘いただいております建築物は、現状といたしましては届け出は不要なものでございます。」 との熊本市景観行政の市政理念回答が記述されている。 1)「平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。」とあるが、この建築物は所有者移転によって、平成24年10月20日頃リニューアル開業となり、熊本市景観計画(平成22年1月1日施行)の内容に、大規模行為届出→対象物・建築物 工作物→行為の種類、新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更(修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)とあり、リニューアルをして、外観の変更をしても、この建築物の届出は不要とする根拠となる内容が、見当たらないので、何処にどの様な記述があるのか。現地確認検証・審査審議等を実施した等のわかる資料等。	不存在	第11条　第2項	10/18	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)色彩について【別記1】を見るに、避けてほしい色彩・使用できない色彩・の項目があるが、この建築物の外観をﾘﾆｭｱﾙして、市民の目線では、異様な輝きの色彩となっていると受けとめるが、熊本市景観行政目線では、問題ないとして何年も放置しておられるが、この建築物のﾘﾆｭｱﾙ色彩は、この熊本市景観計画には抵触していないとする現地確認検証・審査審議・等を実施した等のわかる資料等の開示請求。 3)熊本市全域の景観形成基準(重点地域を服務)→建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更、→色彩・材料→・基調となる色は、周囲の自然や街並みの色彩(色相・明度・彩度)に調和したものとし、ｱｸｾﾝﾄとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。・各地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさ等、の熊本市景観形成指針が記述されているが、この建築物は、第一種住居地域の中の建築物であるが、上記・記述の条件に適正に適合しているとする実地確認・検証・審査審議・等に依って現地測定確認・実証検証等を実施して、正当・適正であるとする行政判断資料等のわかる資料等の開示請求。			2)色彩について【別記1】を見るに、避けてほしい色彩、使用できない色彩の項目があるが、この建築物の外観をﾘﾆｭｰｱﾙして、市民の目線では、異様な輝きの色彩となっていると受けとめるが、熊本市景観行政目線では問題ないとして何年も放置しているが、この建築物の色彩は、この熊本市景観計画には抵触していないとする実地確認検証・審査審議等を実施した等のわかる資料等。 3)熊本市全域の景観形成基準(重点地域を含む)→建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更、→色彩・材料→基調となる色は、周囲の自然や街並みの色彩(色相・明度・彩度)に調和したものとし、ｱｸｾﾝﾄとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。各地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。地域の夜間景観を損なう、過度の明るさ等、の熊本市景観形成指針に記述されているが、この建築物は、第一種住居地域の中の建築物であるが、上記、記述の条件に適正に適合しているとする実地確認、検証、審査審議等に依って、現地測定確認・実証検証等を実地して、正当・適正であるとする行政判断資料等のわかる資料等。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4)特定施設届出地区→熊本市の骨格となるような幹線道路等(新幹線熊本駅ﾎｰﾑから正面に見える花岡山中腹に、昼夜聳える巨大なｺﾝｸﾘｰﾄ建築物が、遠来の来熊者の目に最初に印象づけられる玄関口に聳える建築物)、熊本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。特定施設及び付帯施設の新築、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、(特定施設等に関する行為の制限(景観形成基準)」に沿った調和のとれた美しい沿道景観(風致地区・花岡山)の形成を進めます。とあり、・建築物 工作物→新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更、→風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設→ﾊﾟﾁﾝｺ店、ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ｹﾞｰﾑｾﾝﾀｰ、ﾗﾌﾞﾎﾃﾙ等、→対象規模 床面積が10m2を超えるもの、面積が10m2を超えるもの、となっているが、この建築物は、届出をしなくても良い?とする法的根拠・等が、他に熊本市条例等があるのか?等の現地確認・実証審査審議等を実施して、正当適合しているとの熊本市判定結果等のわかる資料等の開示請求。 2.「また、建築物の提出されている屋外広告物につきましては、花岡山風致地区との境界近くに建設されてはおりますが、熊本市屋外広告物条例に基づく許可基準に適合する範囲において許可したものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。」との回答が記述されている。			4)特定施設届出地区→熊本市の骨格となるような幹線道路等(新幹線熊本駅ﾎｰﾑから正面に見える花岡山中腹に、昼夜そびえる巨大なｺﾝｸﾘｰﾄ建築物が、遠来の来熊者の目に最初に印象づけられる玄関口となる場所です。特定施設及び付帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、特定施設等に関する行為の制限(風致地区・花岡山)形成を進めます。とあり、建築物、工作物→新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更→風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設→ﾊﾟﾁﾝｺ店、ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ｹﾞｰﾑｾﾝﾀｰ、ﾗﾌﾞﾎﾃﾙ等→対象規模、床面積が10㎡を超えるもの、面積が10㎡を超えるもの、となっているが、この建築物は、届出をしなくても良いとする法的根拠等が、他に熊本市条例等があるのか等の現地確認・実証審査審議等を実施して、正当適合しているとの熊本市判定結果等のわかる資料等。 2.「また、建築物の提出されている屋外広告物につきましては、花岡山風致地区との境界近くに建設されてはおりますが、熊本市屋外広告物条例に基づく許可基準に適合する範囲において許可したものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。」との回答が記述されている。				

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1)熊本市屋外広告物条例･(禁止地域等)第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲示する物件(以下｢掲示物件｣という。)を設置してはならない。(12)道路、鉄道、軌道及び素道並びにこれらから展望することができる地域で、市長が指定する区域･(第2種禁止地域)･とあるが、この建築物の出入り口二箇所の建物の側面に、市民の目線では通学路等沿道等･公序良俗に著しく違反する刺激的なけばけばしい看板と見える看板掲示が、長年に亘り黙視され続けている 熊本市景観行政理念は、どの様な法的根拠･幸山熊本市長等の許可によって可能とするのか?等のわかる資料等の開示請求。 2)(広告物設置者等に対する指導等)第30条 市長は、広告物設置者等に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。とあるが、熊本市内のﾗﾌﾞﾎﾃﾙ営業看板等に対して、今までどの様な指導･助言又は勧告の熊本市行政執行が行われたか等の現地確認検証･審査審議･等のわかる資料等の開示請求。但し、中心市街地･商業地、第一種住宅地、その他の土地用途区分毎にわかる資料等の開示請求。 3)(広告及び検査)第30条の条例に基づき、建物に立ち入り、広告物若しくは掲示物を検査、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させた経緯･実績･等があれば、そのわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟慮熟視･現地検分実証写真･資料等･A3→計2.0枚。 1.市長への手紙(第506号･市長回答)･A3→1枚、 2.巨大建築物･ﾘﾆｭｱﾙ･営業写真等･A3→0.5枚、 3.巨大建築物･ﾘﾆｭｱﾙ後の昼夜輝きの風景と鮮やかな刺激的色彩変更の写真と路面露出の公序良俗に疑問の通学路に相応しくないﾗﾌﾞﾎﾃﾙ営業看板の写真。A3→1枚。			1)熊本市屋外広告物条例(禁止地域等)第3条には、次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲示する物件(以下｢掲示物件｣という。)を設置してはならない。(12)道路、鉄道、軌道及び素道並びにこれらから展望することができる地域で、市長が指定する区域(第2種禁止地域)とあるが、この建築物の出入り口二箇所の建物の側面に、市民の目線では通学路等沿道等、公序良俗に著しく違反する刺激的なけばけばしい看板と見える看板掲示が、長年に亘り黙視され続けている熊本市景観行政理念は、どの様な法的根拠、熊本市長等の許可によって可能とするのか等 のわかる資料等。 2)(広告物設置者等に対する指導等)第30条には、市長は、広告物設置者等に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。とあるが、熊本市内のﾗﾌﾞﾎﾃﾙ営業看板等に対して、今までどの様な指導･助言又は勧告の熊本市行政執行が行われたか等の現地確認検証･審査審議等のわかる資料等。 但し、中心市街地･商業地、第一種住宅地、その他の土地用途区分毎、にわかる資料等の開示請求。 3)(広告及び検査)第30条の条例に基づき、建物に立ち入り、広告物若しくは掲示物を検査、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させた経緯･実績等があれば、そのわかる資料等。				
498	10/9	○｢市長への手紙｣･平成25年8月28日受付･第25-506号･に対する熊本市長･自筆ｻｲﾝ入り･回答書･の｢また、別途ご意見いただきました熊本市景観計画と屋外広告物につきましては、～｣で始まる回答文は、担当主幹課の回答文をｿﾉﾏﾏなのか･ｱﾚﾝｼﾞしたのか、不明だが、担当主幹課からの生の回答文の開示請求。	企画振興局広聴課		｢市長への手紙｣(平成25年8月28日受付･第506号)の回答文の根拠となった担当課回答文	開示		10/18	10/22

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
499	10/9	○「市長への手紙」・平成25年8月28日受付・第25-506号・に対し、平成25年10月2日郵送受領・した熊本市長・幸山政史氏直筆入りサイン・の回答書内容について、以下の開示請求をする。 1.「また、別途ご意見をいただきました熊本市景観計画と屋外広告物につきましては、本市では、平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。それ以前に建てられた建築物については、平成22年1月以降に届出対象行為を行う場合に、届出をしていただくこととなります。その際に、色彩等が景観計画の基準に適合するかを判断し、然るべき対応をしてまいります。 ご指摘いただいております建築物は、現状といたしましては届け出は不要なものでございます。」との熊本市景観行政の市政理念回答が記述されている。 1)「平成22年1月に景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を実施しております。」とあるが、この建築物は所有者移転によって、平成24年10月20日頃・リニュアル開業・となり、熊本市景観計画・平成22年1月1日施行・の内容に、大規模行為届出→対象物・建築物 工作物→行為の種類・新築 新設 増築 改築 移転又は外観の変更(修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)とあり、リニュアルをして、外観の変更・真っ赤っかの色彩の変更)をしても、この建築物は届出は不要とする根拠となる内容が、見当たらないので、何処にどの様な記述があるのか?現地確認検証・審査審議・等を実施した・等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 開発景観課		1.対象建築物の届出不要とする根拠および対象建築物が熊本市景観計画に抵触していないとする根拠資料。(熊本市景観計画概要版の添付。) 2.対象広告物がどのような法的根拠・許可によって掲示可能とするのかわかる資料。	開示		10/23	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)色彩について【別記1】を見るに、避けてほしい色彩・使用できない色彩・の項目があるが、この建築物の外観をﾘﾆｭｱﾙして、市民の目線では、異様な輝きの色彩となっていると受けとめるが、熊本市景観行政目線では、問題ないとして何年も放置しておられるが、この建築物のﾘﾆｭｱﾙ色彩は、この熊本市景観計画には抵触していないとする現地確認検証・審査審議・等を実施した等のわかる資料等の開示請求。 3)熊本市全域の景観形成基準(重点地域を服務)→建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更、→色彩・材料→・基調となる色は、周囲の自然や街並みの色彩(色相・明度・彩度)に調和したものとし、ｱｸｾﾝﾄとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。・各地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさ等、の熊本市景観形成指針が記述されているが、この建築物は、第一種住居地域の中の建築物であるが、上記・記述の条件に適正に適合しているとする実地確認・検証・審査審議・等に依って現地測定確認・実証検証等を実施して、正当・適正であるとする行政判断資料等のわかる資料等の開示請求。			屋外広告物許可申請書の写し	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/23	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		4)特定施設届出地区→熊本市の骨格となるような幹線道路等(新幹線熊本駅ﾎｰﾑから正面に見える花岡山中腹に、昼夜聳える巨大なｺﾝｸﾘｰﾄ建築物が、遠来の来熊者の目に最初に印象づけられる玄関口に聳える建築物)、熊本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。特定施設及び付帯施設の新築、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、(特定施設等に関する行為の制限(景観形成基準)」に沿った調和のとれた美しい沿道景観(風致地区・花岡山)の形成を進めます。とあり、・建築物 工作物→新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更、→風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設→ﾊﾟﾁﾝｺ店、ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ｹﾞｰﾑｾﾝﾀｰ、ﾗﾌﾞﾎﾃﾙ等、→対象規模 床面積が10m2を超えるもの、面積が10m2を超えるもの、となっているが、この建築物は、届出をしなくても良い?とする法的根拠・等が、他に熊本市条例等があるのか?等の現地確認・実証審査審議等を実施して、正当適合しているとの熊本市判定結果等のわかる資料等の開示請求。 2.「また、建築物の提出されている屋外広告物につきましては、花岡山風致地区との境界近くに建設されてはおりますが、熊本市屋外広告物条例に基づく許可基準に適合する範囲において許可したものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。」との回答が記述されている。						

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		1)熊本市屋外広告物条例･(禁止地域等)第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲示する物件(以下「掲示物件」という。)を設置してはならない。(12)道路、鉄道、軌道及び素道並びにこれらから展望することができる地域で、市長が指定する区域･(第2種禁止地域)･とあるが、この建築物の出入り口二箇所の建物の側面に、市民の目線では通学路等沿道等･公序良俗に著しく違反する刺激的なけばけばしい看板と見える看板掲示が、長年に亘り黙視され続けている 熊本市景観行政理念は、どの様な法的根拠･幸山熊本市長等の許可によって可能とするのか?等のわかる資料等の開示請求。 2)(広告物設置者等に対する指導等)第30条 市長は、広告物設置者等に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。とあるが、熊本市内のﾗﾌﾞﾎﾃﾙ営業看板等に対して、今までどの様な指導･助言又は勧告の熊本市行政執行が行われたか等の現地確認検証･審査審議･等のわかる資料等の開示請求。 但し、中心市街地･商業地、第一種住宅地、その他の土地用途区分毎、にわかる資料等の開示請求。 3)(広告及び検査)第30条の条例に基づき、建物に立ち入り、広告物若しくは掲示物を検査、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させた経緯･実績･等があれば、そのわかる資料等の開示請求。 ※添付参照熟慮熟視･現地検分実証写真･資料等･A3→計2.0枚。 1.市長への手紙(第506号･市長回答)･A3→1枚、 2.巨大建築物･ﾘﾆｭｱﾙ･営業写真等･A3→0.5枚、 3.巨大建築物･ﾘﾆｭｱﾙ後の昼夜輝きの風景と鮮やかな刺激的色彩変更の写真と路面露出の公序良俗に疑問の通学路に相応しくないﾗﾌﾞﾎﾃﾙ営業看板の写真。A3→1枚。							
500	10/9	廻江団地駐車場その他工事の金入り設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 富合地域整備室		工事名 廻江団地駐車場とその他工事 上記工事の金入設計書	開示		10/22	
501	10/10	平成25年7月10日 開札 ･楠団地第3期21号棟(80戸)建築工事 上記工事の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 住宅課		楠団地第3期21号棟(80戸)建築工事 金入設計書	開示		10/18	10/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
502	10/11	平成25年10月2日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 原植木線(岩野工区)交差点改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 原植木線(岩野工区)交差点改良工事 (金入設計書)	開示		10/15	10/17
503	10/11	平成24年12月12日開札 設計変更後の金入設計書 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部汚水45号幹線及び枝線下水道築造工事(131工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水45号幹線及び枝線下水道築造工事 (131工区)の金入り変更設計書	開示		10/16	10/17
504	10/11	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険についての下記文書 ○上記制度の概要がわかるﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、ﾁﾗｼ等 ○上記制度の実施要綱・災害補償規定等(前年度と変更ない場合は不要) ○平成25年度契約時の仕様書 ○平成25年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ○平成25年度契約の保険証券および特約書(保険約款不要) ○平成24年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	企画振興局 市民協働課		熊本市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動保険について下記のもの ・ﾘｰﾌﾚｯﾄ、要綱が記載された熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞのURL ・仕様書 ・平成25年度契約の入札状況調書 ・保険証券及び特約明細書 ・平成24年度保険実績	開示		10/17	10/31 郵送
505	10/11	道路位置指定資料 昭和40年5月7日 熊本県指令第49号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定資料 昭和40年5月7日 熊本県指令第49号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	10/18
506	10/11	道路位置指定の書類 指定書、現況平面図変更前、後 S51-136	都市建設局 建築指導課		道路位置指定の書類 指定書、現況平面図変更前、後 S51-136	開示		10/16	10/16
507	10/11	社会福祉法人○○ (熊本県熊本市南区近見○-△-×) 平成25年3月期、平成24年3月期、平成23年3月期決算書 (貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書)	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		社会福祉法人○○平成23年3月期、平成24年3月期、平成25年3月期決算書(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書)	開示		10/15	10/29
508	10/11	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年7月11日～8月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	10/25
509	10/11	平成24～25年度開通の以下の路線の道路平面図 ・一般県道232号 小池竜田線ﾊﾞｲﾊﾟｽ(H25年10月15日開通分)(東区小峯4～小峯2) ・都市計画道路 船場神水線(H24年度開通分)(東区出水2丁目～神水本町)	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成24～25年度開通の以下の路線の道路平面図 ・一般県道232号 小池竜田線ﾊﾞｲﾊﾟｽ ・都市計画道路 船場神水線	開示		10/18	10/25 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
510	10/11	平成24～平成25年度開通の以下の路線の道路平面図 ・主要地方道38号 宇土甲佐線阿高工区(H25年3月開通分)(南区城南町阿高)	都市建設局 西部土木センター 工務課		平成24～25年度開通の以下の路線の道路平面図 主要地方道38号 宇土甲佐線阿高工区(H25年3月開通分) (南区城南町阿高)	開示		10/18	10/25 郵送
511	10/16	道路協定書(H21.10.23) {道路判定 09年第293号 判定内容C-4}	都市建設局 建築指導課		道路協定書(H21.10.23) 道路判定 09年第293号 判定内容C-4	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/17	10/18
512	10/16	公共下水道管内各地点の確認。(H25年10月8日～H25年10月10日までの作業前、作業中、作業後の写真)をお願いします。 【別紙添付】	上下水道局 管路維持課		公共下水道管内各地点の確認。 (平成25年10月8日～平成25年10月10日までの作業前、作業中、作業後の写真)をお願いします。	開示		10/23	10/25
513	10/17	道路判定関係書類 13-135 001～008	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 13-135 001～008	開示		10/18	10/18
514	10/17	平成19年3月13日から平成25年10月17までの期間で熊本市附属機関設置条例に基づいて設置された ①「審議会等の委員会」に議会参加の要請の申し入れが市長等からなされた「委員会等」の名称のすべて ②議会議員参加の「委員会等」の名称と議員数と氏名 ③「各委員等」ごとに市長等から議長に申し入れのあった文書のすべて ④市長等の「委員会等」への議会参加の申し入れに対して議会の回答のすべて ⑤市長等の申し入れを拒否した「委員会等」の名称とその理由の文書 ⑥市長等の議会へ申し入れに対する手続についてイ.議会のどのような機関、組織で検討されるのか、その名称	議会事務局 総務課		1 平成19年3月13日から平成25年10月17日までの期間で、熊本市附属機関設置条例に基づいて設置された ①「審議会等の委員会」に議会参加の要請の申し入れが市長等からなされた「委員会等」の名称のすべて ② 議会議員参加の「委員会等」の名称と議員数と氏名 ③「各委員会」ごとに市長等から議会に申し入れのあった文書のすべて ④ 市長等の「委員会等」への議会参加の申し入れに対して議会の回答のすべて 2 熊本市附属機関設置条例以外に議員参加の「審議会等委員会」(現在)の イ 名称のすべて ロ 参加議員氏名 . ハ 要綱、規則の全て	開示		10/31	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		ロ.市長等の議会への申し入れはどのような基準で検討されるのか。その基準は何か ハ.検討論議の記録は誰れがどの手続きで行われるのか。 ニ.実務者には誰れが責任を負うのか、作成保存は誰れになるのか。(実務の責任者)議長以外で ⑦熊本市附属機関設置条例以外に設置参加の「審議会委員会」の イ.名称のすべて ロ.参加議員氏名 ハ.要綱規則の全べて			1 平成19年3月13日から平成25年10月17日までの期間で、熊本市附属機関設置条例に基づいて設置された ⑤ 市長等の申入れを拒否した「委員会等」の名称とその理由の文書 ⑥ 市長等の議会への申し入れに対する手続きについて イ 議会のどのような機関・組織で検討されたか、その名称 ロ 市長等の議会への申入れはどのような基準で検討されたか。 その基準は何か ハ 検討論議の記録は誰がどの機関で行われるのか。 ニ 実務者は誰か、責任を負うのか、作成保存は誰なのか(実務の責任者)議長以外で	不存在	第11条　第2項	10/31	
515	10/17	日吉地区基準点・境界点再現測量業務委託の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 総務課		日吉地区基準点・境界点再現測量業務委託の金入り設計書	開示		10/18	11/7
516	10/17	沼山津送水場φ1100・900粍可とう管取替工事 金入り設計書 施工内訳、科目内訳まですべてお願いします。	上下水道局 水道整備課		・沼山津送水場φ1100・900粍可とう管取替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/22	10/25
517	10/18	大規模建築物等行為届出書様式3号 H25.6.1～H25.10.17	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/22	10/28
518	10/18	麻生田三丁目あそうだ公園トイレ新築工事の金入設計書	都市建設局 営繕課		金入り設計書 麻生田三丁目あそうだ公園トイレ新築工事	開示		10/24	10/28
519	10/18	工事(委託)番号 1380364 電子入札案件番号 0200510010020130274 工事・業務名 (熊本市上下水道局発注) 天明配水場から奥古閑郵便局間φ300粍配水管布設替他1件工事(1工区) 場所　熊本市南区奥古閑町 上記の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		天明配水場から奥古閑郵便局間φ300粍配水管布設替他1件工事(1工区) 上記の金入り設計書	開示		10/23	10/31 郵送
520	10/18	工事(委託)番号 1380395 電子入札案件番号 0200510010020130300 工事・業務名 (熊本市上下水道局発注) 中央区新大江2丁目13番付近φ200・150・100粍配水管布設替他1件工事 場所　熊本市中央区新大江2丁目13番付近　上記の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		中央区新大江2丁目13番付近φ200・150・100粍配水管布設替他1件工事 上記の設計金額の内訳書・科目内訳・施工内訳金額入工事設計書	開示		10/23	10/31 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
521	10/18	工事(委託)番号 1380290 電子入札案件番号 02005100100201302O4 工事・業務名 (熊本市上下水道局発注) 北区徳王1丁目20番地付近φ150・100・75・50粍配水管布設替他1件工事 場所　熊本市北区徳王1丁目 上記の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		北区徳王1丁目20番地付近φ150・100・75・50粍配水管布設替他1件工事 上記の金入り設計書	開示		10/23	10/31 郵送
522	10/18	工事(委託)番号 1380269 電子入札案件番号 02005100100201302I6 工事・業務名 (熊本市上下水道局発注) 北区植木町石川746番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 場所　熊本市北区植木町石川746番地付近　上記の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町石川746番地付近φ150・75・50粍配水管布設他1件工事 (金入り設計書)	開示		10/23	10/31 郵送
523	10/18	工事(委託)番号 1380330 電子入札案件番号 02005100100201302I5 工事・業務名 (熊本市上下水道局発注) 北区植木町鐙田国道3号線φ150・100・75・50粍配水管布設他2件工事 場所　熊本市北区植木町鐙田地内 上記の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		・北区植木町鐙田国道3号線 φ150・100・75・50粍配水管布設他2件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		10/23	10/31 郵送
524	10/18	S48 172号 道路位置指定 ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		S48 172号 道路位置指定 ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示		10/22	10/22
525	10/22	一般県道 植木山鹿線(内工区)道路改良工事の金入り設計書(施工単価まですべて)開示お願いします。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 植木山鹿線(内工区)道路改良工事 (金入設計書)	開示		10/23	10/23
526	10/22	道路位置指定関係書類 位置指定日 平成14年5月30日 指定番号 熊本県指令鹿本企調第16号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 位置指定日 平成14年5月30日 指定番号 熊本県指令鹿本企調第16号	開示		10/23	10/3
527	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		〈件名〉 平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料	開示		10/25	11/7 閲覧
528	10/22	平成24年度 街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 東部土木センター 維持課		■平成24年度 街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料	開示		10/25	11/7 閲覧

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
529	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		・平成24年度 公園農薬散布量と月日又は期間の分かる資料 ・樹木の害虫駆除(予防)に用いたもの	開示		10/23	11/7 閲覧
530	10/22	平成24年度 街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 西部土木センター 維持課		街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除(予防)に用いたもの (市道分)	開示		10/25	11/7
					街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除(予防)に用いたもの (国県道分)	開示		10/25	11/7
531	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 街路樹の　〃　〃 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 西部土木センター 富合地域整備室		平成24年度 西部土木センター(富合地域整備室) 管轄 街路樹害虫駆除実績	開示		10/28	11/7 閲覧
532	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 西部土木センター 城南地域整備室		平成24年度 西部土木センター城南地域整備室管轄 公園害虫駆除委託実績	開示		10/31	11/7 閲覧
533	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		平成24年度公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料	開示		10/24	11/7 閲覧
534	10/22	平成24年度 街路樹の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 北部土木センター 維持課		北部地区(1工区) 市道等街路樹管理業務委託 北部地区(2工区) 市道等街路樹管理業務委託 北部地区(1工区) 国県道街路樹管理業務委託 北部地区(2工区) 国県道街路樹管理業務委託 北部地区(3工区) 国県道街路樹管理業務委託 北部地区(4工区) 国県道街路樹管理業務委託 上記の街路樹害虫駆除実績及び位置図	開示		10/30	11/7 閲覧
534-2	10/22	平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農薬:樹木の害虫駆除に用いたもの (予防) (各担当課(所属)で実施したもの)	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		平成24年度 公園の農薬散布量と月日又は期間のわかる資料 農業、樹木の害虫駆除(予防)に用いたもの (各担当課(所属)で実施したもの)	開示		10/30	11/7

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
535	10/22	社会福祉法人 ○○ H22.H23.H24分 ◎財産目録 ◎貸借対照表 ◎資金収支計算書 ◎事業活動収支計算書	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の過去3期(平成22年度、平成23年度及び平成24年度)の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/25	10/28
536	10/23	道路判定関係書類 06-311.01～11 00-538.02～12	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 06-311、01～11 00-538、02～12	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/24	10/24
537	10/23	建築指導課 道路判定関係書類 11-311-01 〃　-02 〃　-03 〃　-04 〃　-05 〃　-06 〃　-07	都市建設局 建築指導課		建築指導課 道路判定関係書類 11-311-01 11-311-02 11-311-03 11-311-04 11-311-05 11-311-06 11-311-07	開示		10/24	10/24
538	10/23	道路判定関係書類 04-612	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 04-612	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/24	10/25
539	10/23	平成25年10月1日現在で現に営業許可を受けている飲食店の一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 屋号、営業所住所、許可年月日、業種、電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年10月1日現在で営業許可を受けている飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計8294件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年10月24日 13:30	開示		10/31	11/5
540	10/24	道路判定 01年第470号の書類一式 ｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		道路判定 01年第470号の書類一式 ｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/25	10/25
541	10/24	一般県道 原植木線(岩野工区)交差点改良工事の金入り設計書 10月2日開札	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 原植木線(岩野工区)交差点改良工事〈金入設計書)	開示		10/29	11/7
542	10/24	道路判定確認書類 平成19年07-281 1～7ﾍﾟｰｼﾞ	都市建設局 建築指導課		道路判定確認書類 平成19年 07-281 1～7ﾍﾟｰｼﾞ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/25	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
543	10/25	医療法人社団○○(北区□□□□○-△-×)において、平成5年社団○○開設当初から、今日に至るまでの下記の項目について(毎年の) ①決算届(事業報告書等;定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書を含む)〈毎年〉 ②社員総会議事録〈毎年〉(すべて) ③平成5年社団開設当初及び今日(現在)の就業規則(別途の退職金規定を含む) ④医療法人設立にまつわる概況届を含むいっさいの資料及び社団自由が丘開設当初からの社員の死亡、除名、退社があれば、その社員氏名及び、現在の社員名簿を記載されている社員総会議事録等の提出された文書	健康福祉子ども局 医療政策課	有 12/9	医療法人社団○○(北区□□□□○-△-×)の現行定款	開示		12/6	12/9
					医療法人社団○○(北区□□□□○-△-×)において、平成5年社団○○開設当初から今日に至るまでの次の文書等 ① 次の年度に係る決算届(事業報告書等;事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、幹事の監査報告書を含む) ・平成12年度(平成12年1月1日から平成12年12月31日) ・平成13年度(平成13年1月1日から平成13年12月31日) ・平成16年度(平成16年1月1日から平成16年12月31日) ・平成20年度(平成26年1月1日から平成20年12月31日) ・平成21年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日) ・平成22年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日) ・平成23年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日) ・平成24年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日) ② 次の年月日に開催された社員総会議事録(他の届出等の添付書類として提出された議事録については、当該他の届出等の文書等に含む) ・平成16年6月20日 ・平成19年2月26日 ・平成20年3月15日 ③ 医療法人設立にまつわる概況届を含む一切の資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	12/6	12/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					④ 次の年月日に生じた役員の変更に係る役員変更届 ・平成19年5月8日 ・平成21年1月1日 ・平成21年4月1日及び平成21年4月30日 ・平成22年1月1日				
					医療法人社団〇〇(北区□□□□〇-△-×)において、平成5年社団〇〇開設当初から今日に至るまで毎年の下記の項目に係る文書等 ① 平成5年(社団開設当初)及び今日(現在)の就業規則(別途の退職金規定を含む) ② 次の年度に係る決算届(事業報告書等;事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、幹事の監査報告書を含む) ・平成5年度(設立から平成5年12月31日) ・平成6年度(平成6年1月1日から平成6年12月31日) ・平成7年度(平成7年1月1日から平成7年12月31日) ・平成8年度(平成8年1月1日から平成8年12月31日) ・平成9年度(平成9年1月1日から平成9年12月31日) ・平成10年度(平成10年1月1日から平成10年12月31日) ・平成11年度(平成11年1月1日から平成11年12月31日) ・平成14年度(平成14年1月1日から平成14年12月31日) ・平成15年度(平成15年1月1日から平成15年12月31日) ・平成17年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日) ・平成18年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日) ・平成19年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日	不存在	第11条　第2項	12/6	
544	10/25	平成25年10月16日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(池上工区)他1路線工事用道路道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道 砂原四方寄線(池上工区)他1路線工事用道路道路改良工事 金入設計書	開示		11/1	11/6
545	10/25	道路判定 99年第320号 D-6	都市建設局 建築指導課		道路判定 99年第320号 D-6	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/28	10/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
546	10/28	発生日時、平成25年〇月〇日午前〇時ころ 発生場所 熊本市東区保田窪3-〇-△ 〇〇 医療機関 〇〇病院 上記の救急搬送報告書	消防局 総務課		平成25年〇月〇日午前〇時頃 熊本市東区保田窪3-〇-△ 〇〇において発生した救急事案の救急活動報告書。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/6	11/3 郵送
547	10/28	道路位置指定関係書類 H13-019 中央区保田窪二丁目〇-△ S36-051 東区健軍4丁目〇-△	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 H13-019 中央区保田窪二丁目〇-△ S36-051 東区健軍4丁目〇-△	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/29	11/1
548	10/28	(1)現在営業中で、最初の許可年月日が2013年7月1日から2013年9月30日までの店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所住所 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2013年7月1日から2013年9月30日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)現在営業中で、許可日が平成25年7月1日から平成25年9月30日までの飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計209件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名、初許可年月日 (2)平成25年7月1日から平成25年9月30日までに廃業した飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計215件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名、廃業受付日、廃業形態 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月5日 14:30	開示		11/8	11/14 郵送
549	10/28	H24年度に実施した市立幼稚園のあり方PT会議の審議経過の全て	教育委員会事務局 教育政策課		平成24年度に実施した 「市立幼稚園のあり方PT会議」の審議経過の全て	開示		11/1	11/5
550	10/28	建築指導課 道路判定関係書類一式 判定番号 09年034号	都市建設局 建築指導課		建築指導課 道路判定関係書類一式 判定番号 09年034号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/29	10/30
551	10/29	沼山津水源地次亜室外壁劣化及び屋根防水改修外5件工事の金入り設計図書	上下水道局 水運用課		①沼山津水源地次亜室外壁劣化及び屋根防水改修外5件工事の金入り設計書	開示		11/6	11/7
552	10/29	99-020道路判定申請書及び図面一式 19-020-01 02 03 04 05 06 07 08 09 10～18	都市建設局 建築指導課		99-02 道路判定申請書及び図面一式 19-020-01 02 03 04 05 06 07 08 09 10～18	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	10/31	10/31
553	10/29	平成26年度熊本市立学校教員採用選考試験第一次試験、第二次試験それぞれにおける各教科ごとの合格者最高点、及び最低点を特定できる文書、或いは資料。	教育委員会事務局 教職員課		平成26年度 熊本市立学校教員採用選考試験 合格者の最高点・最低点	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/5	11/5

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
554	10/30	今公園外1箇所トイレ新築工事の金入り設計書	都市建設局 営繕課		金入り設計書 今公園外1箇所トイレ新築工事	開示		11/1	11/5
555	10/31	平成25年10月23日開札 北部土木センター 工務課 市道 弓削第32号線歩道新設工事〔JR近接工事〕 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		平成25年10月23日開札 市道 弓削第32号線歩道新設工事の金入設計書	開示		11/5	11/7
556	10/31	熊本市中央区黒髪4丁目〇番地先の市道状況を確認するための検図、旧字図	都市建設局 北部土木センター 総務課		検図、旧字図 場所:熊本市中央区黒髪4丁目〇番地先	開示		11/6	11/7
557	10/31	08-174号 月出4丁目〇番△地先～〇番△地先 道路判定調書開示請求	都市建設局 建築指導課		08-174号 月出4丁目〇番△地先～〇番△地先 道路判定調査書開示請求	開示		11/1	11/1
558	10/31	道路位置指定済証明に係る関係書類 熊本県指令建第2号 昭和39年1月14日	都市建設局 建築指導課		道路位置指定済証明に係る関係書類 熊本県指令建第2号 昭和39年1月14日	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/1	11/5
559	11/1	平成25年10月23日開札 東部土木センター 維持課 市道 秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事(その2) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道秋津新町新外3丁目第1号線道路維持工事(その2) 金入設計書	開示		11/5	11/6
560	11/1	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年10月1日～H25年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計79件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月6日 11:00	開示		11/8	11/22 郵送
561	11/1	平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に、熊本市内において、新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計79件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月6日 11:45	開示		11/8	11/18 郵送
562	11/1	道路位置指定台帳 S48-026号の図面等	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S48-026号の図面等	開示		11/5	11/7
563	11/4	・城山公園施設整備工事(2期工事) 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		・城山公園施設整備工事(2期工事)	開示		11/15	11/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
564	11/5	湖東中学校運動場改良工事 金入設計書	教育委員会事務局施設課		湖東中学校運動場改良工事の金入り設計書	開示		11/6	11/8
565	11/6	孫代公園外1箇所トイレ新築工事 金入設計書	都市建設局営繕課		孫代公園外1箇所トイレ新築工事 金入設計書	開示		11/7	11/8
566	11/6	平成25年10月1日から平成25年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局食品保健課		平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計79件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月7日 13:10	開示		11/8	11/18 郵送
567	11/6	・食品衛生法に基づく34業種の営業許可施設台帳(自動販売機・移動店舗・露店は除く) ※平成24年1月～平成25年10月まで新規許可届出を出したもの 屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局食品保健課		平成24年1月1日から平成25年10月31日までの間に、熊本市内において食品衛生法に係る指定34業種の営業許可を新規に受けた店舗一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計2185件 項目:屋号、申請者氏名、代表者名、営業所所在地、営業所電話番号 許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月8日 13:30	開示		11/13	1/18 郵送
568	11/6	・理美容・公衆浴場・旅館・興行 ※平成24年1月～平成25年10月まで新規許可届け出をしたもの 屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局生活衛生課		理美容・公衆浴場・旅館・興行場 ※平成24年1月1日～平成25年10月31日まで新規許可届け出をしたもの 屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・許可年月日・業種詳細	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/11	11/18 郵送
569	11/6	平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名所、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局生活衛生課		平成25年10月1日～同年10月31日の間、熊本市内において新規の確認があつた美容所一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/12	11/12
570	11/6	平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局食品保健課		平成25年10月1日～平成25年10月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計79件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月8日 11:15	開示		11/12	11/18
571	11/6	2013年5月と9月の ○○中学校及び○○小学校での農薬散布の業務実績報告書	環境局緑保全課		平成25年度5月及び9月に実施した、○○中学校及び○○小学校における樹木害虫駆除業務委託に係る実績報告書	開示		11/19	11/20

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
572	11/6	下記の入札済み公共工事の「金入り設計書」 工事名:都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-16)築造工事(568工区) 2013/08/21開札 内容:本工事内訳書から内訳表・明細表・代価表全て ※Sから始まるｺｰﾄﾞ表の内訳も含む ※Gから始まるｺｰﾄﾞ表の内訳も含む	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-16)築造工事(568工区)の金入り設計書 内容:本工事内訳書から内訳書・明細表・代価表全て。 ※Gから始まるｺｰﾄﾞ表の内訳も含む。	開示		11/12	11/15 郵送
					都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-16)築造工事(568工区)の金入り設計書 内容:本工事内訳書から内訳書・明細表・代価表全て。 ※Sから始まるｺｰﾄﾞ表の内訳も含む。	不存在	第11条　第2項	11/12	
573	11/7	道路位置指定 昭和58年12月26日 熊本市指令(計建)第72号 道等の判定調書 平成22年12月14日 10年第334号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 昭和58年12月26日 熊本市指令(計建)第72号 道等の判定調査書 平成22年12月14日 10年第334号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/11	11/12
574	11/7	針 治療院の開設届けを提出された店舗の情報開示を申請致します。 期間:2013年09月1日～2013年11月7日 店舗名、住所、申請者氏名、電話番号 以上 不明な点が御座いましたら、担当:○○ 携帯:○○○○ 迄ご連絡下さい。	健康福祉子ども局 医療政策課		2013年9月1日～ 2013年11月7日の間に開設届出のあつた 針 治療院の店舗名(施設名称)、住所(施設住所)、申請者氏名(開設者氏名)、電話番号	開示		11/18	11/21
575	11/7	理美容の開設届けを提出された店舗の店名・住所・連絡先・申請者名の情報開示を申請致します。 期間:2013年09月1日～2013年11月7日 店舗名、住所、申請者氏名、電話番号 以上 不明な点が御座いましたら、担当:○○ 携帯:○○○○ 迄ご連絡下さい。	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年9月1日～同年11月7日の間、熊本市内において新規の確認があった理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/12	11/21
576	11/7	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請致します。 ただし、移動販売業・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く 項目:屋号・営業所所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2013年09月1日～2013年11月7日 以上 不明な点が御座いましたら、担当:○○ 携帯:○○○○ 迄ご連絡下さい。	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年9月1日～平成25年11月7日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計181件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月11日 11:30	開示		11/13	11/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
577	11/8	平成25年10月30日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線外枝線下水道築造工事(572工区) ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-8)築造工事(574工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線外枝線下水道築造工事(572工区) 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-8)築造工事(574工区)の金入設計書	開示		11/12	11/19
578	11/8	平成25年10月30日開札 ・東部土木センター 工務課 銀座橋補修補強工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 工務課		平成25年10月30日開札 銀座橋補修補強工事 金入り設計書	開示		11/13	11/19
579	11/8	平成25年10月30日開札 ・西部土木センター 河川公園整備課 麹川改修工事(1k340～1k375) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		工事名 麹川改修工事(lk340～ 1k375) 金入設計書	開示		11/12	11/19
580	11/8	平成25年10月31日付食保発第406号文書等開示決定を受けた、飲食店一覧の項目に「代表者氏名」を追加。 平成25年10月1日現在で、現に営業許可を受けている飲食店の一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 屋号、営業所住所、許可年月日、業種、電話番号 代表者氏名(追加項目)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年10月1日現在で営業許可を受けている飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計8294件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、業種詳細、申請者氏名、代表者氏名(法人の場合) ※開示情報取り出し日時:平成25年11月12日 16:30	開示		11/13	11/18
581	11/8	特定給食施設として届出があった施設一覧 項目(名称、住所、電話番号、届出年月日、代表者氏名) 平成25年11月8日現在	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月8日現在で特定給食施設として届出があつた施設一覧 計316件 項目:施設名、営業所所在地、営業所電話番号、届出年月日、申請者氏名、代表者氏名(法人の場合) ※開示情報取り出し日時:平成25年11月13日 16:52	開示		11/14	11/18
582	11/8	位置指定台帳(道路) H01-018 01～04頁	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳(道路) H01-018 01～04頁	開示		11/11	11/11
583	11/9	平成26年度熊本市立学校教員採用選考試験二次試験初日に配付され、受験生が質問事項に回答記入後、回収される面接シート	教育委員会事務局 教職員課		平成26年度 熊本市立学校教員採用選考試験 面接カード	開示		11/12	11/13
584	11/10	銀座橋補修補強工事の金入り、内訳表、施工内訳表まで。	都市建設局 東部土木センター 工務課		平成25年10月30日開札 銀座橋補修補強工事 金入り設計書	開示		11/13	11/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
585	11/10	一般県道 熊本空港線(御領工区)舗装補修工事の金入り。内訳表、科目内訳表まで。	都市建設局 東部土木センター 維持課		一般県道熊本空港線(御領工区)舗装補修工事の金入り。 内訳表、科目内訳表	開示		11/12	11/19
586	11/11	①熊本市中央区水前寺3丁目○-△番周辺 (別紙添付図面1の赤線四角で囲った部分) ②熊本市中央区水前寺4丁目○,○,○周辺 (別紙添付図面2の赤線四角で囲った部分) 区画整理図面	都市建設局 都心活性推進課		区画整理図面 ①熊本市中央区水前寺3丁目○-△番周辺 ②熊本市中央区水前寺4丁目○、○、○周辺	開示		11/15	11/18
587	11/12	一新小学校校舎耐震補強工事 内訳書(金額入り)	都市建設局 営繕課		一新小学校校舎耐震補強工事 金入設計書	開示		11/15	11/15
588	11/12	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年8月11日～9月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/15	11/26
589	11/13	渡鹿堰二の井手護岸整備工事 金入設計書	中央区役所 総務企画課		平成25年10月30日開札 渡鹿堰二の井手護岸整備工事 金入設計書	開示		11/14	11/14
590	11/13	熊本市八王寺土地区画整理事業に関して 地番○-△ 地番○-△ 地番○ 土地の測量図、寸法の分かるもの 地籍の根拠となる図面、座標その他資料全て	都市建設局 都心活性推進課		熊本市八王寺土地区画整理事業に関して 地番○-△、○-△、○の土地の 測量図、寸法の分かるもの、地積の根拠のとなる図面。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/19	11/21 郵送
					熊本市八王寺土地区画整理事業に関して 地番○-△、○-△、○の土地の 座標、その他資料全て。	不存在	第11条　第2項	11/19	
591	11/13	上原第2号橋架替工事(下部工) 金入設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		工事名 上原第2号橋架替工事(下部工) 金入設計書	開示		11/18	11/18
592	11/13	有料老人ホームにかかる医療機関に関する覚え書きについて 株式会社○○が経営する有料老人ホームに係る協力医療機関についての覚え書きにおいて、○○クリニックの所在地が実際と異なる理由書を、開示願います。	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		協力医療機関所在地の誤表記に係る理由書	開示		11/18	11/18
593	11/14	平成25年11月6日開札 ・上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 西部汚水10号幹線枝線下水道築造工事(575工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水10号幹線枝線下水道築造工事(575工区)	開示		11/18	11/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
594	11/14	平成25年11月6日開札 ・東部土木センター 維持課 主要地方道 熊本高森線(新生工区)舗装補修工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		主要地方道熊本高森線(新生工区)舗装補修工事の金入設計書	開示		11/19	11/21
595	11/14	平成25年11月6日開札 ・南区役所 農業振興課 飽田天明分室 孫代町水路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	南区役所 農業振興課 飽田天明分室		・孫代町水路改良工事(金入り設計書)	開示		11/19	11/21
596	11/14	平成25年11月6日開札 ・南区役所 農業振興課 古閑地区排水路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	南区役所 農業振興課		工事名 古閑地区排水路改良工事 工事番号 1301077 当該工事の金額入り設計書	開示		11/19	11/21
597	11/14	●文書等開示請求・1・ 「開景発第791号・平成25年10月23日付・文書等開示(一部請求拒否)決定通知書」により、平成25年11月5日・熊本市情報ﾌﾟﾗｻﾞに於て、A・屋外広告物許可申請書・B・○○大きさ→1.建物に付帯する広告物(照明あり)(1)壁面・2.建物費付帯する広告物(照明無し)(壁面)3.敷地内広告物-1(照明あり)(建物)4.敷地内広告物-2(照明あり)(建物)C・YAHOO!位置図D・不夜城建物正面図の交付を受けた。 この屋外広告物許可申請書に対して、熊本市はどの様な許可書面・内容・等で許可したのかのわかる許可書等・資料等の開示請求。 ○文書等開示請求・2・ 「開景発第791号・平成25年10月23日付・文書等開示決定通知書」により、平成25年11月5日・熊本市情報ﾌﾟﾗｻﾞに於て、A・景観法施行令・(政令第三百九十八号)・第十条・条文、B・景観法・(法律第百十号)・第十六条・条文・の交付を受けた。 1.景観法施行令 第十条 四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を提出する物件の設置とあるが、第四条及び第五条の条例文の開示請求。 但し、この両条文の中に、「外の条文を参照する必要がある」場合は、その条文も含む。	都市建設局 開発景観課		○文書等開示請求 1 対象となる屋外広告物の「屋外広告物許可書」 ○文書等開示請求・2 1 景観法施行令第10条の4 屋外広告物法第4条第5条の規定に基づく条例の規定に基づく屋外広告物条例の条文の開示	開示		11/19	11/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2.景観法・第十六条 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とあるが、この建物では、模様替えも施行しており、色彩の変更も施行しているので、どの様な届け出をしたのか?当のわかる資料等・届け出書・等の開示請求。 3.熊本市屋外広告物条例(平成7年12月25日・条例第79号)・(禁止広告物)第12条(5)道路交通の安全を疎外するおそれのあるものとあるが、この巨大ｺﾝ建物・ﾗﾌﾞﾎﾃﾙ?の二方向・両・車の出入り口の正面、道路面した車運転者の目の前に毛羽毛羽した真っ赤・黄色の大きな文字数字が目に飛び込んで来て、通過ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰにとっては道路交通の安全を阻害するおそれのあるものと通過運転手・自転車運転手・歩行者・電動車椅子運転手・にとっては認定する。何故・真っ赤なまっ黄色・の色彩看板が、何時までも掲示可能なのかのわかる法的根拠・条例根拠・等のそこだけがわかる法的・条例そのもの・等・の開示請求。			○文書等開示請求・2 2 景観法第十六条 届出等のわかる資料 3 色彩看板が掲示可能であるかがわかる法的・条例根拠	不存在	第11条　第2項	11/19	
598	11/15	○○の周辺見取り図	農水商工局 商工振興課		・平成25年○月○日付けで届出のあった「○○店」に係る大規模小売店舗届出書に添付された「周辺見取図」(1:2,750)	開示		11/25	11/26
599	11/19	件名 主要地方道熊本高森線(秋津新町工区)舗装補修工事 金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		主要地方道熊本高森線(秋津新町工区)舗装補修工事の金入設計書	開示		11/28	12/9
600	11/19	主要地方道 植木ｲﾝﾀｰ菊池線(米塚工区)道路改良工事の金入り設計書 科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・主要地方道植木ｲﾝﾀｰ菊池線(米塚工区)道路改良工事 (金入設計書)	開示		11/22	11/27
601	11/19	上原第2号橋架替工事(下部工)の金入り設計書 科目内訳、施行内訳まですべてお願いします。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		工事名:上原第2号橋架替工事(下部工) 金入設計書	開示		11/22	11/27
602	11/20	金入設計書 工事名:中央区米屋町1丁目西消防署付近φ150・100粍配水管布設替他1件工事	上下水道局 水道整備課		・中央区米屋町1丁目西消防署付近φ150・100粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		11/21	11/29
603	11/20	金入設計書 工事名:老朽給水管(鉛管)切替工事(8工区)	上下水道局 水相談課		金入設計書 ・老朽給水管(鉛管) 切替工事(8工区)	開示		11/25	11/29

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
604	11/20	飲食店営業許可一覧 H25年7月～H25年11月20日まで。 新規(更新除く) (仮設、移動販売、自動販売機除く。ｺﾝﾋﾞﾆも除く。) 項目:店舗名、住所、代表者名、電話番号。 申請年月日、許可年月日。	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年7月1日～平成25年11月20日新規に営業許可申請を行った飲食店営業施設一覧(仮設営業、移動販売業、自動販売機、ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱを除く) 計349件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人の場合)、申請年月日、許可年月日 ※開示情報取り出し日時:平成25年11月26日 11:55	開示		11/28	12/23
605	11/21	平成25年10月9日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋下部工(P1)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年10月9日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ工務課 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋下部工(P1)工事の金入我計書	開示		11/26	11/28
606	11/21	平成25年11月13日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 天明川尻線(海路口工区)道路改築工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道天明川尻線(海路□工区)道路改築工事金入設計書	開示		11/26	11/28
607	11/21	設計書 (金入) 工事名 天明配水場から奥古閑郵便局間φ200粍配水管布設替他1件工事(4工区)	上下水道局 水道整備課		天明配水場から奥古閑郵便局間φ200粍配水管布設替他1件工事(4工区) 上記の金入り設計書	開示		11/26	11/27
608	11/21	健軍第2区画整理事業 熊本市東区湖東2丁目○ 区画整理の図面	都市建設局 都心活性推進課		健軍第2区画整理事業 熊本市東区湖東2丁目○ 区画整理の図面	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	12/2	12/5
609	11/21	○平成25年度 東区内(○○小学校と○○中学校を除く)小学校と中学校の樹木害虫駆除業務委託の実績報告書	環境局 緑保全課		平成25年度東区内(○○小学校と○○中学校を除く)小学校と中学校の樹木害虫駆除業務委託の実績報告書	開示		11/27	11/27
610	11/21	道路位置指定書一式 ┌S50-022 └42-065	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書一式 S50-022 S42-065	開示		11/22	11/25
611	11/22	道路判定調査書 07年第420号 01,02,03,05,06	都市建設局 建築指導課		道路判定調査書 07年第420号 01、02、03、05、06	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	11/22	11/25
612	11/22	道路判定関係書類 04-241	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 04-241	開示		11/2	11/25
613	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	総務局 総務課		平成25年度「全国市長会市民総合賠償補償保険加入証」	開示		11/25	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
614	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 5.市民または一般人によるｺﾐｭﾆﾃｨｰ活動に関わる傷害保険および賠償責任保険	企画振興局 市民協働課		保険証券 特約明細書	開示		11/27	12/11 郵送
615	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	企画振興局 市民協働課 男女共生推進室		熊本市男女共同参画ｾﾝﾀｰはあもにい ・総合賠償責任保険証券 ・社団法人全国公立文化施設協会制度保険加入者証	開示		11/26	12/11 郵送
616	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	企画振興局 生涯学習推進課		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している損害責任保険および傷害保険 (熊本市地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ59箇所分)	不存在	第11条　第2項	12/4	
617	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	企画振興局 人権推進総室		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険の平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写し (熊本市祖祟廟納骨堂分)	不存在	第11条　第2項	12/6	
618	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	財政局 管財課		市が所有又は管理する施設・建物等に付保している損害保険契約(火災等)	開示		11/27	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
619	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険 3.市が所有する公用車(自動車・原動機付自転車・ﾊﾞｽ・電車)の自動車保険又は共済(自賠責保険は除く)。台数が複数ある場合は、そのすべての台数(1台毎の保険料と補償内容が分るもの)の保険証券または承認証	財政局 車両管理課		市が保有する公用車の自動車共済(一般会計分)の承認証	開示		11/25	12/11 郵送
					施設名 熊本市辛島公園地下駐車場 文書等 賠償責任保険及び動産総合保険	不存在	第11条　第2項	11/25	
620	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		熊本市斎場　総合賠償責任保険付保証明書 熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰ　賠償責任保険証券(一般種目用) 熊本市南部在宅福祉ｾﾝﾀｰ　介護保険・社会福祉事業者総合保険証券 熊本市東部在宅福祉ｾﾝﾀｰ　介護保険・社会福祉事業者総合保険証券 熊本市中央在宅福祉ｾﾝﾀｰ　介護保険・社会福祉事業者総合保険証券	開示		12/6	12/11 郵送
					熊本市夢もやい館の賠償責任保険	不存在	第11条　第2項	12/6	
621	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	健康福祉子ども局 高齢介護福祉課		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務いたしている場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険(該当施設) 熊本市東老人福祉ｾﾝﾀｰ、熊本市老人福祉ｾﾝﾀｰ(中央・北・西・南・川上・河内・天明・西里)、熊本市お達者文化会館、熊本市南部万年青会館、熊本市東部はつらつ交流会館、熊本市雁回敬老園、熊本市城南老人福祉ｾﾝﾀｰ、熊本市養護老人ﾎｰﾑ(明生園・明飽苑)、熊本市ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ(長寿の里・西里・秋津)、熊本市老人憩の家、熊本市高齢者技能習得ｾﾝﾀｰ	不存在	第11条　第2項	12/5	
622	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	健康福祉子ども局 障がい保健福祉課		賠償責任保険及び損害保険に係る保険証券(熊本市障がい者福祉ｾﾝﾀｰ希望荘、熊本市はなぞの学苑、熊本市平成学園)	開示		12/3	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
623	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	健康福祉子ども局 子ども支援課		施設名:熊本市母子福祉ｾﾝﾀｰ 文書等:指定管理者が加入している賠償責任保険及び傷害保険の保険証券等の写し	不存在	第11条　第2項	11/27	
624	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	健康福祉子ども局 青少年育成課		下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の請求 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険(熊本市子ども文化会館分)	不存在	第11条　第2項	11/27	
625	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		平成25年度分の損害保険及び共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書の写し(市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険)	開示		11/25	12/11 郵送
626	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	環境局 環境政策課		下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写し 市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および障害保険(熊本市共同利用施設託麻東部会館)	不存在	第11条　第2項	11/28	
627	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	環境局 緑保全課		市が所有する又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している平成25年度分の賠償責任保険および傷害保険の保険証券、承認証および保険の目的明細書の写し(森林学習館分)	不存在	第11条　第2項	12/5	
628	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	環境局 ごみ減量推進課		「熊本市ﾘｻｲｸﾙ情報ﾌﾟﾗｻﾞ」 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	不存在	第11条　第2項	11/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
629	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	環境局 東部環境工場		東部交流センターと三山荘における賠償責任保険及び傷害保険についての開示請求	不存在	第11条　第2項	11/25	
630	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	農水商工局 産業政策課		平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書 (熊本市勤労者福祉センター、くまもと森都心プラザ、熊本市事業内高等職業訓練校、熊本市職業訓練センター分)	不存在	第11条　第2項	12/6	
631	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	農水商工局 商工振興課		熊本市食品交流会館 賠償責任保険証券 および熊本市流通情報会館 賠償責任保険証券の写しについて	開示		12/3	12/11 郵送
632	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	農水商工局 競輪事務所		*熊本市役所の競輪事務所にて契約している火災保険契約	開示		11/22	12/11 郵送
633	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	観光文化交流局 シティプロモーション課 国際室		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険及び傷害保険 (熊本市国際交流会館)	不存在	第11条　第2項	11/27	
634	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	観光文化交流局 観光振興課		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定管理者が加入している賠償責任保険及び損害保険 26 桜の馬場観光交流施設、桜の馬場観光交流施設駐車場	開示		12/3	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定管理者が加入している賠償責任保険及び損害保険 15 熊本市九州自然歩道利用拠点施設	不存在	第11条　第2項	12/3	
635	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	観光文化交流局 文化振興課		下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証、および保険の目的明細書(一覧表がある場合は、その一覧表も含む)の写し ・市が所有又は管理する施設・建物において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している損害責任保険および傷害保険 公の施設名:くまもと工芸会館 特定した文書等の名称:保険証券(賠償責任保険)	開示		11/29	12/11 郵送
					下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証、および保険の目的明細書(一覧表がある場合は、その一覧表も含む)の写し ・市が所有又は管理する施設・建物において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している損害責任保険および傷害保険 公の施設名:熊本市現代美術館及びﾘﾃﾞﾙ・ﾗｲﾄ両女史記念館	不存在	第11条　第2項	11/29	
636	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	観光文化交流局 市民会館		熊本市健軍文化ﾎｰﾙが加入している平成25年度分の賠償責任保険および傷害保険の保険証券等(写し)について	不存在	第11条　第2項	11/26	
637	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	観光文化交流局 ｽﾎﾟｰﾂ振興課		下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写し 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険(熊本市総合体育館・青年会館、田迎運動施設、南部総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ、熊本市総合屋内ﾌﾟｰﾙ、託麻ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ、熊本市水前寺野球場、熊本市水前寺競技場)	不存在	第11条　第2項	11/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
638	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	都市建設局 住宅課		住宅課が管理する施設に係る賠償責任保険の保険証券の写し	開示		11/26	12/11 郵送
					市が所有または管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険及び損害保険	不存在	第11条　第2項	11/26	
639	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	都市建設局 土木総務課		市が所有又は管理する施設・建物等に付保している賠償責任保険の保険証券、承認証及び保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写し。	開示		11/26	12/11 郵送
640	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	都市建設局 土木管理課 自転車対策室		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険及び傷害保険 熊本市辛島公園地下自転車駐車場、熊本市自転車駐車場、 熊本市庁舎北側自転車駐車場、熊本市上通自転車駐車場、 熊本市庁舎自転車駐車場、熊本市健軍自転車駐車場、 熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	不存在	第11条　第2項	12/2	
641	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	都市建設局 河川公園課		市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険及び損害保険 水前寺江津湖公園	開示		11/26	12/11 郵送
642	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	北区役所 総務企画課		熊本市植木温泉福祉交流館に係る賠償責任保険および傷害保険	不存在	第11条　第2項	11/26	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
643	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険 3.市が所有する公用車(自動車・原動機付自転車・ﾊﾞｽ・電車)の自動車保険又は共済(自賠責保険は除く)。台数が複数ある場合は、そのすべての台数(1台毎の保険料と補償内容が分るもの)の保険証券または承認証	交通局 総務課		建物総合損害共済委託申込承認証 自動車損害共済委託申込承認証(総合契約)	開示		11/28	12/11 郵送
644	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険 3.市が所有する公用車(自動車・原動機付自転車・ﾊﾞｽ・電車)の自動車保険又は共済(自賠責保険は除く)。台数が複数ある場合は、そのすべての台数(1台毎の保険料と補償内容が分るもの)の保険証券または承認証	交通局 電車課		標記の件のうち、熊本市電に関する文書 1 賠償責任保険証券(写し) 2 公営交通事業者等鉄道特約(写し)	開示		11/29	12/11 郵送
645	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 3.市が所有する公用車(自動車・原動機付自転車・ﾊﾞｽ・電車)の自動車保険又は共済(自賠責保険は除く)。台数が複数ある場合は、そのすべての台数(1台毎の保険料と補償内容が分るもの)の保険証券または承認証	交通局 自動車課		市営ﾊﾞｽの自動車保険証券	開示		11/27	12/11 郵送
646	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険 3.市が所有する公用車(自動車・原動機付自転車・ﾊﾞｽ・電車)の自動車保険又は共済(自賠責保険は除く)。台数が複数ある場合は、そのすべての台数(1台毎の保険料と補償内容が分るもの)の保険証券または承認証 4.市が所有又は管理している上下水道に関わる賠償責任保険	上下水道局 総務課		上下水道局が加入している下記保険の内容(証券の写し、保険の目的明細書) (1)上下水道施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険 (2)上下水道局が所有する公用車に係る自動車保険 (3)上下水道に関わる賠償責任保険	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	11/25	12/11 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
647	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 2.市が所有又は管理する施設・建物等において、市が管理・運営を業務委託している場合、その指定業者が加入している賠償責任保険および傷害保険	上下水道局 経営企画課		熊本市水の科学館の損害保険について	開示		11/26	12/11 郵送
648	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 6.市が所有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険	病院局 市民病院総務課		6.市が所有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険 ①病院賠償責任保険 ②建物総合損害共済(芳野診療所含む) ③自動車損害共済(芳野診療所含む) ④動産総合保険(芳野診療所含む) ⑤立体駐車場賠償責任保険 ※詳細は別紙のとおり	開示		11/28	12/11 郵送
649	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 6.市が所有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険	病院局 市民病院 芳野診療所		6.市が所有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険 病院賠償責任保険 ※詳細は別紙のとおり	開示		12/2	12/11 郵送
650	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 6.市が所有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険	病院局 植木病院事務局		市が保有する医療機関に付保している火災保険・自動車保険・賠償責任保険(病院賠償責任保険を含む)および医療機器動産総合保険に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧がある契約は、その一覧表も含む)の写し(熊本市立植木病院分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/4	12/11 郵送
651	11/22	下記項目に関する平成25年度分の損害保険および共済等の保険証券、承認証および保険の目的明細書(一覧表がある契約は、その一覧表も含む)の写しを請求する。 1.市が所有又は管理する施設・建物等に付保している火災保険及び賠償責任保険・動産総合保険	教育委員会事務局 健康教育課		平成25年度全国市長会学校災害賠償補償保険	開示		12/4	12/11 郵送
652	11/26	市道 上南部2丁目御領3丁目第1号線舗装打換工事、金入り設計書。科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道上南部2丁目御領3丁目第1号線舗装打換工事 金入設計書	開示		11/28	12/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
653	11/27	都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(管渠)工事(553工区)の設計積算内訳書 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(付帯)工事(606工区)の設計積算内訳書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(管渠)工事(553工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-15)築造(付帯)工事(606工区) の金入り設計書	開示		11/29	12/3
654	11/27	東区水源2丁目φ900耗配水管布設替及び推進工事 の工事設計書(金入り) (熊本市上下水道局水道整備課発注工事)	上下水道局 水道整備課		・東区水源2丁目φ900耗配水管布設替及び推進工事 の工事設計書(金入り)	開示		12/2	12/5
655	11/27	扇田環境ｾﾝﾀｰ浸出水調整槽躯体整備外工事 の工事設計書(金入り)	環境局 環境施設整備室		扇田環境ｾﾝﾀｰ浸出水調整槽躯体整備外工事 の工事設計書(金入り)	開示		11/28	12/27
656	11/27	南区御幸笛田6丁目(県道神水川尻線)φ150耗配水管布設他1件工事 金入り設計書	上下水道局 水道整備課		南区御幸笛田6丁目(県道神水川尻線)φ 150耗配水管布設他1件工事 上記の金入り設計書	開示		11/29	12/9
657	11/27	開発許可番号 第0123号 許可年月日 平成8年8月29日 図面一式	都市建設局 開発景観課		開発許可 番号:第0123号、許可日:平成8年8月29日の開発許可に関する図面一式	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	11/29	12/2
658	11/28	道路判定書類一式 判定場所:熊本市中央区渡鹿2丁目 ①02年第165号 ②02年第237号	都市建設局 建築指導課		道路判定書類一式 判定場所:熊本市中央区渡鹿2丁目 ①02年第165号 ②02年第237号	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	11/29	11/29
659	11/28	道等の判定調査書 平成19年12月10日 07年第420号	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 平成19年12月10日 07年第420号	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	11/29	11/29
660	11/28	道路位置指定台帳 1.昭和42年3月14日.熊本県指令(建)第29号 2.昭和44年3月12日 熊本県指令 第79号 1.2の1.付近見取図(ｾﾞﾝﾘﾝ) 2.字図 3.平面図	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 1.昭和42年3月14日 熊本県指令(建)第29号 2.昭和44年3月12日 熊本県指令第79号 1、2の 1.付近見取図(ｾﾞﾝﾘﾝ) 2.字図 3.平面図	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	11/29	12/2
661	11/28	平成25年9月25日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ工務課 一般県道 熊本浜線(良町工区)歩道新設工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		一般県道熊本浜線(良町工区)歩道新設工事 金入設計書	開示		12/2	12/6
662	11/28	平成25年11月20日開札 富合地域整備室 富合宇土南北線道路改良工事(1工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 富合地域整備室		工事名:富合宇土南北線道路改良工事(1工区) 上記工事の金入設計書	開示		12/3	12/6

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
663	11/29	H25.10.2付けの○○に許可された法定外公共物使用許可 (東部土木ｾﾝﾀｰ) 田迎町○-△地先に係る通路橋の許可に関する書類	都市建設局 東部土木センター 総務課		H25.10.2付けの○○に許可された法定外公共物使用許可 (東部土木センター) 田迎町○-△地先に係る通路橋の許可に関する書類	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	12/10	12/12 郵送
664	11/29	平成25年11月14日開札 植木地域整備室 市道一木～鞍掛第二線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 植木地域整備室		市道一木～鞍掛第二線舗装打換工事 金入り設計書	開示		12/9	12/12
665	11/29	平成25年11月20日開札 教育委員会事務局 施設課 力合西小学校造成工事(第3期) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	教育委員会 事務局 施設課		力合西小学校造成工事(第3期)の金入設計書	開示		12/3	12/6
666	11/29	道路位置指定書類一式 S54-084	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書類一式 S54-084	開示		12/2	12/2
667	11/29	植木町平島堰災害復旧工事 金額入り内訳書	北区役所 農業振興課		植木町平島堰災害復旧工事(金額入り内訳書)	開示		12/2	12/9
668	11/29	○平成25年11月28日付・報道記事内容について、以下の開示請求をする。 1.「会議は非公開であり、終了後、会見した蒲島知事と幸山市長によると、駅舎乗り入れに伴う安全対策などの課題解消を目指すことや、ﾊﾞｽやﾀｸｼｰ乗降場を集約するため、関係機関と協議を継続することを確認した。」とある。 1)蒲島知事と幸山市長の記者会見の内容のわかる資料等の開示請求。 2)その時の記者に配布した資料等の開示請求。 3.・0番線跡地(約3ﾍｸﾀｰﾙ)の利活用・とあるが、0番線跡地の万日通りに面した延長何ﾒｰﾄﾙと引っ込み線・客留線の横幅何ﾒｰﾄﾙとあるので約3ﾍｸﾀｰﾙとなるのか・等の図式・詳細図・等の開示請求。 5.もし、このﾄｯﾌﾟ会議決定事項が、審査審議に計られない場合は、どの様なﾄｯﾌﾟ会議出席者の特権・権限に依って審査審議が免除されるのか?等のわかる法的根拠・慣習等・特権権限条例・等のわかる資料等の開示請求。	企画振興局 企画課		1.1)蒲島知事と幸山市長の記者会見の内容のわかる資料等 2)その時の記者に配布した資料等 3.0番線跡地(約3ﾍｸﾀｰﾙ)の利活用とあるが、0番線跡地の万日通りに面した延長何ﾒｰﾄﾙと引っ込み線・客留線の横幅何ﾒｰﾄﾙとあるので約3ﾍｸﾀｰﾙとなるのか等のわかる図式・詳細図等	開示		12/11	12/13
					5.ﾄｯﾌﾟ会議決定事項が、審査審議に計られない場合は、どの様なﾄｯﾌﾟ会議出席者の特権・権限に依って審査審議が免除されるのか?等のわかる法的根拠・慣習等・特権権限条例等の分かる資料等	不存在	第11条　第2項	12/11	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
669	11/29	○平成25年11月28日付・報道記事内容について、以下の開示請求をする。 1.3)市電の駅舎乗り入れについて、県警交通部は・道路交通法が適用され、斜め横断が禁止されるため信号機を付けるなどの安全対策が必要・との見解であるが、・熊本市として安全対策などの課題解消をどの様な手法で目指す・のか?等のわかる資料等の開示請求。 4)・関係機関と協議を継続する・とあるが、今までに・どの様な関係機関とどの様な協議を継続していたか?関係機関名・開催年月日・出席者役職名氏名・議事録記録等・の開示請求。 2.「市が示した広場整備案では、市電を現在の軌道からｽｲｯﾁﾊﾞｯｸ方式で駅舎に延伸。軌道敷は柵で仕切らず、歩行者が自由に行き来できるようにする。従来案では2ヵ所あるﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙも一ヵ所にまとめる。」とあるが、 1)県警交通部は、・電車の制御距離は車の3倍で、時速20ｷﾛでも18ﾒｰﾄﾙ必要。現実的な危険性がある・と指摘しているが、熊本市幸山市長の市電の駅舎乗り入れの図面では市電鉄軌道の横はｲﾍﾞﾝﾄ広場が展開し、歩行者が軌道敷での運行速度を時速何ｷﾛにする予定なのか?また、ｲﾍﾞﾝﾄ開催中でも・市電のｽｲｯﾁﾊﾞｯｸ運行をするとの事なのか?又は市電の運行をその開催中には運行中止するのか?等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局熊本駅周辺整備事務所		1.3)安全対策などの課題解消のわかる資料等	開示		12/10	12/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
		2)・従来案では2ヶ所あるﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙも一ヶ所にまとめる・とあるが、市交通政策総室の見解では、＋西側・西区役所・天草・方面行きのﾊﾞｽ停・も計3ヶ所を一緒にしたﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙを計画しており、車の流動調査もい予算を付けて実施しているとの事であったが、このﾄｯﾌﾟ会議の説明とは食い違っておるが、どうしてなのか?どちらが正しいのか?正当な資料等の開示請求。 4.このﾄｯﾌﾟ会議決定事項は、いつ頃・県市環境影響審査会審議会・都市計画審査会審議会・に審査審議が実施する予定なのか?のわかる資料等の開示請求。 6.在来線・熊本駅前・東口駅前広場・は、国鉄・JR九州・民間企業の歴史的財産用地である。にも拘らず、わざわざ・民間企業の財産用地に巨額血税投資して、民間企業を支援しも良い?とする法的根拠・等の開示請求。 因みに、博多ｼﾃｨ・鹿児島中央駅・大分駅・長崎駅・等は、JR九州・民間企業が独自に整備している。新幹線熊本駅前・西口広場では、巨額血税用地買収まで執行して整備しており、今後も在来線・熊本駅前・東口広場・に嘴をいれて、敢えて介入し、血税投資をしての整備計画であり、熊本市憲法条例理念・市民参画・情報共有・協働のまちづくり・等・自治基本原則等を不遵守・不順法・不遵法の市政執行が施行されようとしている。その法的根拠が不明である。			1.4)関係機関名・開催年月日・出席者名・議事録記録等 4.審査審議をいつ実施する予定かのわかる資料等	不開示	5号　審議、検討に関する情報 7号　国等に関する情報	12/10	
					6.民間企業の財産用地に巨額血税投資して整備する法的根拠等	その他	他請求と同様	12/10	
					2.1)市電の運行速度を時速ｷﾛにする予定なのか。ｲﾍﾞﾝﾄ開催中でも市電のｽｲｯﾁﾊﾞｯｸを運行するのか。 市電の運行をｲﾍﾞﾝﾄ開催中は中止にするのか。等のわかる資料等 2)ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙに関する資料等	不存在	第11条　第2項	12/10	
670	11/30	城西小学校児童育成ｸﾗﾌﾞ新築その他工事の金入り設計書	都市建設局営繕課		城西小学校児童育成ｸﾗﾌﾞ新築その他工事 金入設計書	開示		12/5	12/9
671	12/2	熊本市北区室園町〇番△に埋設してある上水道管にかかる土地所有者等との間の契約書または協定書,及びそれらに付属する図面等。	上下水道局総務課		・管路図面(切出図) ・龍田山使用貸借に関する覚書(写) ・管理証明書(写)	開示		12/6	12/12 郵送
672	12/2	平成25年10月16日開札 (仮称)龍田小学校分離新設校造成工事(第1期)の金入設計書の開示をお願いします。	教育委員会事務局施設課		(仮称)龍田小学校分離新設校造成工事(第1期)の金入設計書	開示		12/3	12/4
673	12/2	道路位置指定 昭和44年4月17日 第126号	都市建設局建築指導課		道路位置指定 昭和44年4月17日 第126号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/4	12/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
674	12/2	道路判定書類 一式 H13 01-118	都市建設局 建築指導課		道路判定書類一式 H13 01-118	開示		12/4	12/4
675	12/2	平成25年11月1日から平成25年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計89件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成25年12月5日 15:30	開示		12/10	12/20 郵送
676	12/2	平成25年11月1日から平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計89件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成25年12月5日 15:30	開示		12/10	12/18
677	12/3	平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年11月1日～同年11月30日の間、熊本市内において新規の確認があった美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/5	12/12
678	12/3	平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計89件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成25年12月5日 15:30	開示		12/10	12/12
679	12/3	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年11月1日～H25年11月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月1日～平成25年11月30日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く) 計89件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、初許可年月日、業種詳細 ※ 開示情報取り出し日時:平成25年12月5日 15:30	開示		12/10	12/18
680	12/4	工事名 藻器堀川保田窪放水路改修工事(2k853～2k900) 金入設計書	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		工事名 藻器堀川保田窪放水路改修工事(2k853～2k900) 金入設計書	開示		12/9	12/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
681	12/4	富合宇土南北線道路改良工事(2工区) 金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 富合地域整備室		工事名:富合宇土南北線道路改良工事(2工区) 上記工事の金入設計書	開示		12/9	
682	12/4	平成25年度実施の市町村立学校管理職試験に関するもので、下記のうち、該当するものや類するものがございましたらご開示ください。 ○実施要項・要領・要綱等(実施日が記載されていない場合は、別途実施日をご提示ください) ○事前提出書類様式等 ○試験問題(提出論文/1次筆記・論文/2次筆記・論文/面接の形式等※時間配分・論文字数含む)	教育委員会事務局 教職員課		平成26年度熊本市立小・中学校管理職採用選考試験に係る ・実施要項 ・申込書 ・校長採用一次試験問題(論文課題) ・教頭採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・校長採用及び教頭採用二次面接試験の形式等 ・教頭採用二次試験問題(論文課題) の写し	開示		12/11	12/16 郵送
683	12/4	道路判定関係書類 03-161	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類 03-161	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/5	12/5
684	12/4	美容所、理容所の施設名称(廃施設を除く)営業所所在地、電話番号、申請者氏名【期間】～2013/12/5迄(CD-R希望)	健康福祉子ども局 生活衛生課		2013年12月5日現在の熊本市内の理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/10	12/13 郵送
685	12/5	平成25年11月27日開札 ・東部土木センター 工務課 一般県道 戸島熊本線(水前寺工区)道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 工務課		一般県道戸島熊本線(水前寺工区)道路改良工事(金入設計書)	開示		12/10	12/12
686	12/5	平成25年11月27日開札 ・北区役所 農業振興課 植木町山城堰災害復旧工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	北区役所 農業振興課		植木町山城堰災害復旧工事(金入設計書)	開示		12/9	12/17
687	12/5	平成25年11月27日開札 ・西部土木センター 工務課 市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事(その3) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木センター 工務課		・市道 川尻町下無田第1 号線道路改良工事(その3) 金入り設計書	開示		12/9	12/12
688	12/5	平成25年11月27日開札 ・北部土木センター 工務課 市道 山室大窪第1号線道路改良工事(山室交差点) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		市道 山室大窪第1号線道路改良工事(山室交差点) 金入設計書	開示		12/6	12/12
689	12/5	現在、熊本市競争入札等参加資格(建物清掃)を有する業者が資格取得申請をした際に提出した建物世相業者用個別調書(様式第1号の2(第2条関係))、契約実績一覧表(様式第5号(第2条関係))及び財務諸表の開示を願います。	総務局 契約検査総室		現在、熊本市競争入札等参加資格(建物清掃)を有する業者が資格取得申請をした際に提出した建物清掃業者用個別調書(様式第1号の2(第2条関係))、契約実績一覧表(様式第5号(第2条関係))	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	12/17	
					現在、熊本市競争入札等参加資格(建物清掃)を有する業者が資格取得申請をした際に提出した財務諸表	不開示	3号　法人等情報	12/17	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
689-2	12/5	道路判定 01-150-1 01-150-2 01-150-3 01-150-4 01-150-23	都市建設局 建築指導課		道路判定 01-150-1、01-150-2、01-150-3、0l-150-4、01-150-23	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/6	12/9
690	12/6	道等の判定調書 12-153-008 写真のみ	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 12-153-008 写真のみ	開示		12/6	12/6
691	12/6	■高平年神公園造成工事の金入り設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		高平年神公園造成工事の金入り設計書	開示		12/12	12/19
692	12/6	■城山公園施設整備工事(2期工事)【総合評価方式】の金入り設計書	都市建設局 西部土木センター 河川公園整備課		・城山公園施設整備工事(2期工事)	開示		12/9	12/19
693	12/6	■力合西小学校植栽工事(その2)の金入り設計書	教育委員会事務局 施設課		力合西小学校植栽工事(その2)の金入設計書	開示		12/10	12/19
694	12/6	①都市計画道路 中央線道路築造工事(2工区) 開札日 平成25年11月27日 上記工事の金入り設計書	都市建設局 植木中央土地区画整理事業所		都市計画道路中央線道路築造工事(2工区) 金入り設計書	開示		12/10	12/16
695	12/6	②桃尾墓園拡張整備事業(案内施設設置)工事 開札日 平成25年11月27日 上記工事の金入り設計書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備事業(案内施設設置)工事の金入り設計書	開示		12/10	12/16
696	12/6	③熊本市上下水道局庁舎建設外構工事(1期)【総合評価方式】 上記工事の金入り設計書	上下水道局 総務課		熊本市上下水道局庁舎建設外構工事(1期) 金入り設計書	開示		12/13	12/16
697	12/6	建物清掃の要綱、平成25年の秋に清掃業者より受領した様式第1号の5及び熊本市が判断した内容が分かる文書。	総務局 契約検査総室		建物清掃の要綱	開示		12/17	12/25 郵送
					平成25年の秋に清掃業者より受領した様式第1号の5	不開示	6号　事務事業に関する情報	12/17	
					及び熊本市が判断した内容が分かる文書	不存在	第11条　第2項	12/17	
698	12/6	中央区の平成25年度連合会長・自治会長名簿。	中央区役所 まちづくり推進課		中央区の平成25年度自治会長名簿	開示		12/20	12/28 郵送
					中央区の平成25年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	12/20	
699	12/6	東区の平成25年度連合会長・自治会長名簿。	東区役所 まちづくり推進課		東区の平成25年度自治会長名簿	開示		12/20	12/28 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					東区の平成25年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	12/20	
700	12/6	西区の平成25年度連合会長・自治会長名簿。	西区役所 まちづくり推進課		西区の平成25年度自治会長名簿	開示		12/20	12/28 郵送
					西区の平成25年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	12/20	
701	12/6	南区の平成25年度連合会長・自治会長名簿。	南区役所 まちづくり推進課		南区の平成25年度自治会長名簿	開示		12/20	12/28 郵送
					南区の平成25年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	12/20	
702	12/6	北区の平成25年度連合会長・自治会長名簿。	北区役所 まちづくり推進課		北区の平成25年度自治会長名簿	開示		12/20	12/28 郵送
					北区の平成25年度連合会長名簿	不存在	第11条　第2項	12/20	
703	12/6	熊本市発注(熊本市北区農業振興課 北部分室)の 下記工事の金額入り工事内訳書 工事名:下硯川町小園鶴水兼道路改良工事	北区役所 農業振興課 北部分室		下硯川町小園鶴水兼道路改良工事	開示		12/9	12/25
704	12/9	工事名 力合小学校植栽工事(その2) 工事場所 熊本市南区荒尾1丁目11番1号 上記力合西小学校植栽(その2)工事の設計金額【金入り】の開示を御願いいたします。	教育委員会 事務局 施設課		力合西小学校植栽工事(その2)の金入設計書	開示		12/10	12/11
705	12/9	市道長嶺町第163号線外6路線舗装打換工事 金入設計書	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道長嶺町第163号線外6路線舗装打換工事 金入設計書	開示		12/11	12/13
706	12/9	平成25年11月27日開札 東部土木センター 工務課 都市計画道路 二本木新大江線道路改築工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 工務課		工事名 都市計画道路二本木新大江線道路改築工事 開札日 平成25年11月27日 金入設計書	開示		12/13	12/17
707	12/9	24年度の「東区学校樹木害虫駆除業務委託に関する支出命令書」	環境局 緑保全課		平成24年度東区学校樹木害虫駆除業務委託に関する支出命令書	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	12/12	12/12
708	12/9	熊本市北区徳王2丁目○-△において、地下水の影響と推定される地盤沈下が発生しております。その原因調査のため周辺地区の状況の確認作業を実施しており、熊本市徳王配水池が市道の拡幅工事に伴い、配水管等の整備工事が実施されたと推測しており、この工事過程で配水池よりの漏水が疑われる箇所の有無並びに配水量に関する資料の情報公開を申請いたします。 配水量に関する資料請求につきましては、平成20年1月から平成25年11月までの間をお願いいたします。 平成25年12月13日(金)10:15○○へTEL 開示請求の対象は、「市道拡幅工事に伴う水道工事(徳王配水池及び公道)」との事	上下水道局 管路維持課		徳王配水池 配水量(月報) (平成20年1月から平成25年11月まで)	開示		12/17	12/19 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					市道拡幅工事に伴う配水管整備等工事における漏水個所の有無	不存在	第11条　第2項	12/17	
709	12/10	市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事(その2)の金入り設計書 12月4日開札	都市建設局 西部土木センター 工務課		・市道 川尻町下無田第1号線道路改良工事(その2)金入り設計書	開示		12/24	12/25
710	12/10	平成25年10月23日開札 環境局 環境施設整備室 扇田環境センター新埋立処分場遮水施設維持等工事(その2) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	環境局 環境施設整備室		扇田環境センター新埋立処分場遮水施設維持等工事(その2) の金入り設計書	開示		12/11	12/12
711	12/11	都市計画道路 子飼新大江線構造物撤去外工事 上記金入設計書	都市建設局 東部土木センター 工務課		都市計画道路子飼新大江線構造物撤去外工事金入り設計書	開示		12/16	1/9
712	12/11	1.市長から、市議会議長への「自治基本条例見直し委員会」への参画・要請の文書の一切。 2 それに対する市議会齊藤議長からの回答の一切 3.自治基本条例「見直委員会」の公募選考について関係文書一切 4 選考結果、他	企画振興局 市民協働課		1 熊本市自治基本条例見直し委員会委員の推薦について(依頼)(起案文書) 2 熊本市自治基本条例見直し委員会委員の推薦について(依頼)(依頼文写し) 3 熊本市自治基本条例見直し委員会委員の推薦について(回答) 4 市政だより記事依頼 5 市政だより校正依頼 6 熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員募集要項について 7 熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員募集要項 8 熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱の制定について 9 熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱 10 市政だより11月号記事(写し) 11 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載について 12 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ各課入力ｼｽﾃﾑによる掲載依頼書 13 熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞﾌﾟﾚﾋﾞｭｰ画面 14 添付資料(熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員募集要項) 15 熊本市自治基本条例見直し委員会の公募委員の選考について(実施) 16「熊本市自治基本条例見直し委員会」公募委員候補の決定について 17「熊本市自治基本条例見直し委員会」の公募委員選考結果について(通知)	開示		12/19	12/20
					全公募者の提出された論文	不開示	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	12/19	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					1「熊本市自治基本条例見直し委員会」公募委員選考について 2 自治基本条例見直し委員会 選考評価一覧 3 自治基本条例見直し委員会公募委員 小論文集計表 4 自治基本条例見直し委員会公募委員 面接集計表 5「熊本市自治基本条例見直し委員会」委員の決定について 6「熊本市自治基本条例見直し委員会」の公募委員選考結果について(通知)(不採用) 7 承諾書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 6号　事務事業に関する情報	12/19	12/25
713	12/12	平成22年11月はじめ 車火災の状況報告書 (火災原因判定書) ○○の家でおきたこと　○○町○△× 車種○○	消防局 総務課		取り下げ				
714	12/12	平成25年11月27日開札 北部土木センター 維持課 市道 八景水谷3丁目新地第1号舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します	都市建設局 北部土木センター 維持課		工事名:市道 八景水谷3丁目新地第1号線舗装打換工事 開札日:平成25年11月27日 開示文書:金入設計書	開示		12/17	12/19
715	12/13	道路判定の際の協定書 判定日:2008年 番号245号の協定書 カラー希望	都市建設局 建築指導課		道路判定の際の協定書 判定日:2008年 番号:245号の協定書 カラー希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/16	12/16

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
716	12/13	本年9月28日・29日第7回ﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞﾀｳﾝ国際会議(ｵｽﾛ)に熊本市の牧副市長が参加されました。 [1]牧副市長のｵｽﾛへの公費出張の内容について [2]国際会議出張の成果について (詳しくは別紙にて) 情報公開請求の具体的内容 来年3月28日～30日に、熊本市で第8回ﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞﾀｳﾝ国際会議が開かれます(ﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞｼﾃｨくまもと推進委員会のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞより)。 それに合わせてということでしょう、熊本市の牧副市長がｵｽﾛの第7回国際会議に参加されたと聞き、具体的にどのような準備が進められているのかを知りたい、というのが今回の請求の趣旨です。 以下、思いつくことを書きますが、その全ての資料が出てくることは期待していません。概略が分かればいいのです。 [1]9月28日・29日のｵｽﾛへの公費出張に関して、ｵｽﾛ出張の経費の内訳(航空運賃・宿泊料など)、具体的な行動の予定表・日程表、実際にどのような行動だったのか(会議の感想やｽﾋﾟｰﾁの内容など)、会議において受け取った資料等(もしそうした資料はなかったのであればその旨)、随行者(通訳としていかれた人のことです。○○氏のことではありません)氏名などは不要で、どのような立場の人で、実際どんな役割を果たしたのか。 (通訳だけなら、主催者の方で付けてくれたのでは) [2]国際会議出張の成果に関して 帰熊後、国際会議について、どのような形で報告がなされたのか、またその内容報告書あるいは報告会の記録など そして、来年の国際会議に向けて、熊本市としてどのような準備が進められることとなり、また現にどのように準備されているのか。 予算措置は取られたのか。ｽﾀｯﾌの役割分担はなされたのか。など 以上 添付資料 資料1 ﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞ熊本推進委員会のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 資料2 第5回ｽｳｪｰﾃﾞﾝ国際会議のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの一部 資料3 第5回ｽｳｪｰﾃﾞﾝ国際会議の報告書 資料4 第5回ｽｳｪｰﾃﾞﾝ国際会議の報告書	観光文化交流局 ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 国際室		①FTﾀｳﾝ国際会議参加に伴う経費一覧 ②派遣実施伺 ③FTﾀｳﾝ会議inｵｽﾛﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ ④FTﾀｳﾝ会議inｵｽﾛ出張行程 ⑤旅行復命書 ⑥報告書(復命書) ⑦ｵｽﾛ会議で配布された資料	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	1/6
					3月のﾌｪｱﾄﾚｰﾄﾞ国際会議における熊本市の準備状況	不存在	第11条　第2項	12/17	

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
717	12/13	市道東本町東町第2号線歩道改良工事(その2)の変更金入り設計書 3月13日開札 10月30日変更契約	都市建設局 東部土木センター 工務課		平成25年3月13日開札 平成25年10月30日変更契約 市道東本町東町第2号線歩道改良工事(その2)の変更金入り設計書	開示		12/19	12/25
718	12/13	官民境界確定協議記録 地番 熊本市中央区南坪井町○番△、○番△、○番△、○番△、○番△	都市建設局 北部土木センター 総務課		官民境界確定協議書(H21.8.28 第25-48号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	12/24
719	12/13	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年9月11日～10月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/17	12/26
720	12/13	熊本市上下水道局庁舎建設外構工事(1期) 金入設計書	上下水道局 総務課 庁舎建設管理室		取り下げ				
721	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	総務局 総務課		平成25年度「全国市長会市民総合賠償補償保険加入証」 「市民総合賠償補償保険のあらまし」P2	開示		12/27	1/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
722	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	都市建設局 住宅課		熊本市住宅課が管理する建物にかかる賠償責任保険	不存在	第11条　第2項	12/18	
723	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	教育委員会 事務局 健康教育課		平成25年度全国市長会学校災害賠償補償保険加入証 学校災害賠償補償保険 請求内訳	開示		12/20	1/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
724	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の施設(動産)にかかる損害保険契約の保険証券および直近3年間の保険請求履歴の写し	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/19	1/10 郵送
725	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	交通局 電車課		標記の件のうち、熊本市電の施設に関する文書 1 賠償責任保険証券(写し) 2 公営交通事業者等鉄道特約(写し)	開示		12/18	1/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
726	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	上下水道局総務課		・水道・下水道賠償責任保険の直近3年間の保険請求履歴	開示		12/24	1/10 郵送
727	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	病院局 市民病院総務課		●施設(動産)にかかる賠償責任保険 ①病院賠償責任保険(施設のみ) ②立体駐車場賠償責任保険 ※詳細は別紙のとおり 上記①及び②の直近3年間の保険請求履歴は無し	開示		12/19	1/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
728	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	病院局 市民病院 芳野診療所		施設にかかる賠償責任保険 病院賠償責任保険 ※詳細は別紙のとおり	開示		12/25	1/10 郵送
729	12/16	貴市において締結する【施設(動産)にかかる損害保険契約】について下記の内容がわかる資料を開示願いたい。 記 ●施設(動産)にかかる賠償責任保険【例:市営住宅】 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2.明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの) 3.特約書(無い場合は省略可) 4.直近3年間の保険請求履歴(保険期間毎の総請求件数および請求総額でも可)(請求履歴が無い場合は省略可) 5.貴市の仕様(書)(無い場合は省略可) ※平成25年10月1日時点有効且つ保険期間1年以上の契約について開示願いたい。 ※保険料5万円未満の契約については開示の省略可。 ※但し全国町村会・全国市有物件災害共済会で加入の場合は開示の省略可。 以上	病院局 植木病院事務局		施設(動産)にかかる賠償責任保険 1.保険証券(保険会社、保険期間、対象物件、補償内容、保険金額、保険料などがわかるもの) 2. 明細書(施設名称、用途、延床面積、所在地がわかるもの)	開示		12/27	1/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
730	12/16	熊本市消防局様がお持ちの、熊本市全域における防火対象物【消防法施行令別表第一の(一)～(二十)】の最新のデータで下記の項目を含む一覧表を公開していただきたいです。 1～13すべての一覧表である必要はありません。熊本市消防局様がお持ちの一覧表で結構です。また、項目の名称が若干異なる場合も、下記の内容を指している項目は公開していただきたいです。 1.対象物名称 2.棟名称 3.所在地番 4.主用途(項分類) 5.棟用途 6.地上階数・地下階数 7.建物高さ 8.建築面積 9.延べ面積 10.建築年月日 11.消防同意年月日 12.工事完了予定年月日 13.使用開始年月日 ※政令指定都市化に伴う区割の実施をされたことで、『3.所在地番』の表示はどのようになっていますでしょうか。お手数ではございますが、決定通知書に一筆添えていただく等、教えていただけると助かります。 ※可能であれば電磁的記録(Exel、Access、CSV等)での公開を優先的に希望します。 ※正式な情報公開の手続きではなく任意の情報提供の形の方がご都合がよろしい場合は、改めて情報提供申請をさせていただきたいと思います。その際は、ご連絡をいただけますようお願い申し上げます。	消防局 総務課		熊本市全域の防火対象物(消防法施行令別表第1～20)の一覧表。 必要項目 1 対象物名称　8 建築面積 2 棟名称　9 延べ面積 3 所在地番　10 建築年月日 4 主用途(項分類)　11 消防同意年月日 5 棟用途　12 工事完了予定年月日 6 地上階数・地下階数　13 使用開始年月日 7 建物高さ	開示 (一部請求拒否)	(データベース化されていないもの)	12/26	1/6 郵送
731	12/16	道等の判定調査書 平成16年6月7日 04年第266号	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 平成16年6月7日 04年第266号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/18	12/19
732	12/18	平成25年12月18日付けで契約した「都市計画事業南部汚水6号幹線枝線下水道築造工事(567工区)」の金入り設計書。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 南部汚水6号幹線枝線外枝線下水道築造工事(567工区)の金入り設計書	開示		12/20	
733	12/18	二の井手護岸工事 23年度～25年3月末日迄分 ・契約書の写し ・工事図(平面図) ・工事写真(着工前、施工中、竣工)	中央区役所 総務企画課		渡鹿堰二の井手護岸整備工事(平成23年～平成25年3月分) 契約書の写し、工事図(平面図)、工事写真(着工前、施工中、竣工)	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	12/19	12/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
734	12/18	工事名 ﾘｻｲｸﾙ情報ﾌﾟﾗｻﾞ駐車場整備工事 金入り設計書	環境局 環境施設整備室		ﾘｻｲｸﾙ情報ﾌﾟﾗｻﾞ駐車場整備工事の金入り設計書	開示		12/19	12/20
735	12/19	平成25年12月11日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線外枝線下水道築造工事(576工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水59号幹線枝線外枝線下水道築造工事(576工区)の金入設計書	開示		12/24	1/8
736	12/19	柿原公園園路改修工事 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		柿原公園園路改修工事 金入設計書	開示		12/24	12/27
737	12/20	道路判定にかかる書類 道路図面及び写真 00-169-02～04 00-169-05 00-169-06 00-169-07 00-169-08 00-169-09 00-169-10 00-169-11	都市建設局 建築指導課		道路判定にかかる書類 道路図面及び写真 00-169-02～04 00-169-05 00-169-06 00-169-07 00-169-08 00-169-09 00-169-10 00-169-11	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/24	12/24
738	12/20	市道 沖新町第11号線外3路線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 沖新町第11号線外3路線道路改良工事 金入設計書	開示		12/26	12/26
739	12/20	工事名 画図町所島水路改良工事の金入設計書	東区役所 農業振興課		画図町所島水路改良工事の金入り設計書	開示		12/24	12/26
740	12/24	・平成24年度実施の係長昇任試験の筆記試験(択一式及び記述式)の試験問題	人事委員会事務局		平成24年度実施の係長級昇任試験の筆記試験(択一式及び記述式)の試験問題	開示 (一部請求拒否)	6号　事務事業に関する情報	12/26	12/28 郵送
741	12/24	都市計画法第32条に基づく公園の協議書類一式 ①第1702号 昭和56年12月8日 ②第1534号 昭和60年10月4日	都市建設局 河川公園課		都市計画法第32条に基づく公園協議書類一式 ① 第1702号 昭和56年12月8日 ② 第1534号 昭和60年10月4日	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/6	1/16
742	12/25	平成25年12月11日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-2)築造工事(552工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留人孔(E-2)築造工事(552工区) の金入り設計書	開示		12/27	1/8
743	12/26	白川自転車歩行者専用道路整備工事(城東工区その2)の金入り設計書 12月18日開札	都市建設局 土木管理課 自転車対策室		「白川自転車歩行者専用道路整備工事(城東工区その2)」の金入り設計書	開示		1/7	1/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
744	12/26	道路判定関係書類(ｶﾗｰはｶﾗｰで) H19 07-209	都市建設局 建築指導課		道路判定関係書類(ｶﾗｰはｶﾗｰで) H19 07-209	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	12/26	1/6
745	12/26	市道 健軍2丁目第24号線道路改良その2工事の金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成25年12月4日開札 市道健軍2丁目第24号線道路改良その2工事 金入り設計書	開示		1/9	1/20
746	12/26	●施工番号:1301049 ●工事名:一般国道 387号(新飛田橋)橋梁補修工事 ●該当工事の金額入り積算書すべて	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		一般国道387号(新飛田橋)橋梁補修工事 金入り設計書	開示		1/6	1/15 郵送
747	12/26	市道 笛田第30号線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 笛田第30号線道路改良工事 金入設計書	開示		1/6	1/8
748	12/26	市道 水前寺5丁目第10号線外1路線舗装打換工事 金入設計書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		市道水前寺5丁目第10号線外1路線舗装打換工事 (金入設計書)	開示		1/6	1/8
749	12/26	○平成25年12月22日(日)開催の加茂公民館で開催された熊本駅周辺整備協議会との研修会についての開示請求。 1.熊本県・熊本市・職員の出席者・役職名氏名・等のわかる資料等、 2.この研修会で使用された・出席者に配布された・資料等・ｽﾗｲﾄﾞｶﾗｰ・等一式、 3.熊本県市・職員による説明内容・質疑応答・等の会議録等、 4.「現在4ヵ所に分かれているﾊﾞｽ乗り場を1ヵ所にまとめる」とする・現在4ヵ所のわかる資料図等とどの位置に1ヵ所にまとめるのか、等の具体的にわかる資料等、 5.このほか「県、市は高架化事業の完成後、新たに生まれる高架下の土地(約5万5千平方ﾒｰﾄﾙ)の利活用について「地元の意見を聞きながら計画を立てたい」とあるが、 1)高架下利活用について、熊本市域の高架下利用可能平方ﾒｰﾄﾙと何の法的根拠によっての利活用が可能なのかのわかる資料等、 2)「地元の意見を聞きながら計画を立てたい」とあるが、「地元の意見」をどの様な方法等で「意見を聞く手法」と「その意見をどの様な手法・工程」を経て、計画に反映させる事が可能なのか、具体的な手法・工程・等のわかる資料等。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		2. 出席者に配布された資料等 4. 現在4ヶ所のわかる資料図等とどの位置に1ヶ所にまとめるのか等の具体的にわかる資料等 5.1) 熊本市域の高架下利用可能平方ﾒｰﾄﾙ 2) 具体的な手法・工程等の分かる資料等	開示		1/8	1/30

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					1. 出席者役職名氏名等のわかる資料等 3. 説明内容・質疑応答等の会議録等 5.1) 何の法的根拠によつての利活用が可能なのかわかる資料等	不存在	第11条　第2項	1/8	
750	12/27	平成25年11月27日開札 東部土木センター 維持課 市道 湖東1丁目栄町第1号線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道湖東1丁目栄町第1号線舗装打換工事 金入設計書	開示		1/7	1/8
751	12/29	市道 花立6丁目第5号線舗装打換工事の金入内訳書 科目内訳、施工内訳までお願いします。	都市建設局 東部土木センター 維持課		市道花立6丁目第5号線舗装打換工事設計書(金額入)	開示		1/8	1/10
752	1/6	平成25年11月27日開札 市道 戸坂町第10号線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		平成25年11月27日開札 市道 戸坂町第10号線道路改良工事 金入設計書	開示		1/10	2/14
753	1/6	旧産業文化会館解体工事における詳細内訳 金入設計書	都市建設局 都心活性推進課		旧産業文化会館解体工事における詳細内訳、金入設計書	開示		1/6	1/9
754	1/6	平成25年12月1日から平成25年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計76件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 10:50	開示		1/17	1/27 郵送
755	1/6	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(H25年12月1日～H25年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く) 計76件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、初許可年月日、業種詳細 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 10:50	開示		1/17	1/27 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
756	1/6	熊本市内全域の食品営業施設について、下記内容の情報を提供していただきますようお願い申し上げます。 (1)現在営業中で、最初の許可年月日が2013年10月1日から2013年12月31日までの店舗の飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥最初の許可年月日 (2)2013年10月1日から2013年12月31日までに廃業届出のあった店舗の、飲食店営業許可に係る下記項目。但し、自動車・自動販売機・仮設および露店等を除く。 ①営業所名(屋号) ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④営業者(申請者)氏名 ⑤代表者氏名(営業者が法人の場合に限る) ⑥廃業届出日	健康福祉子ども局 食品保健課		(1)現在営業中で、初許可日が平成25年10月1日から平成25年12月31日までの飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計246件 項目:屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名、初許可年月日 (2)平成25年10月1日から平成25年12月31日までに廃業届出のあった飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計255件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名、廃業受付日、廃業形態 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 13:45	開示		1/17	1/24 郵送
757	1/6	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請致します。 ただし、移動販売業・臨時営業・仮説営業・自動販売機を除く 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2013年11月9日～2014年1月05日 以上 不明な点が御座いましたら、担当:○○ 携帯:○○○○ 迄 ご連絡下さい。	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月9日～平成26年1月5日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計136件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 11:40	開示		1/17	1/27
758	1/6	理美容の開設届けを提出された店舗の店名・住所・連絡先・申請者名の情報開示を申請致します。 期間:2013年11月9日～2014年1月6日 店舗名、住所、申請者氏名、電話番号 不明な点が御座いましたら、担当:○○ 携帯:○○○○ 迄 ご連絡下さい。 以上	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年11月9日～平成26年1月6日の間、熊本市内において新規の確認した理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/9	1/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
759	1/6	平成25年12月1日から平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計76件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 10:50	開示		1/17	2/6
760	1/7	平成24年10月10日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋下部工(A2)工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成24年10月10日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ工務課 一般県道花園ｲﾝﾀｰ線花園ｲﾝﾀｰ1号橋下部工(A2) 工事の設計変更後の金入設計書	開示		1/9	1/15
761	1/7	大規模建築物等行為届出書様式3号 H25.10.18～H26.1.6	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/8	2/5
762	1/7	道路位置指定台帳 S56-053 昭和56年度 所在 熊本市西区島崎六丁目○	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S56-053 昭和56年度 所在 熊本市西区島崎六丁目○	開示		1/8	1/8
763	1/7	道等の判定調書 判定番号 05年第486号 (01～11まで) ｶﾗｰｺﾋﾟｰ	都市建設局 建築指導課		道等の判定調書 判定番号05年第486号(01～11まで) ｶﾗｰｺﾋﾟｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/8	1/10 郵送
764	1/7	平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成25年12月1日～同年12月31日の間、熊本市内において新規の確認した美容所の一覧 項目;施設名称、所在地、電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/9	1/24
765	1/7	平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計76件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月10日 10:50	開示		1/17	1/24
766	1/7	道路位置指定関係書類 B-49-64-00 B-59-28-09 ・位置指定書 ・実測図 ・求積図	都市建設局 建築指導課		道路位置指定関係書類 B-49-64-00 B-59-28-09 ・位置指定書 ・実測図 ・求積図	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/8	1/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
767	1/8	一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋(P6～P11)上部工工事の金入設計書	都市建設局 北部土木センター 工務課		一般県道砂原四方寄線(花園工区)下硯川高架橋(P6～P11)上部工工事の金入設計書	開示		1/9	1/15
768	1/8	平成25年12月18日開札 農水商工局 水産振興センター 天明漁港水産生産基盤整備事業防波堤工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	農水商工局 水産振興センター		天明漁港水産生産基盤整備事業防波堤工事の金入設計書	開示		1/14	1/15
769	1/8	金入り設計書 中央区京町1丁目5番地付近φ300・200・150・100粍配水管布設替他1件工事	上下水道局 水道整備課		中央区京町1丁目5番地付近φ300・200・150・100粍配水管布設替他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		1/9	1/10
770	1/8	道路判定 99年第339号 道路位置指定 昭和41年8月22日第126号 白黒	都市建設局 建築指導課		道路判定 99年第339号 道路位置指定 昭和41年8月22日第126号 白黒	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	1/10	1/10
771	1/9	宅地造成工事規制区域図 26P	都市建設局 開発景観課		宅地造成工事規制区域図26P	開示		1/14	
772	1/9	平成25年9月1日から平成25年12月31日までの住居表示番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	企画振興局 区政推進課		平成25年9月1日から平成25年12月31日までの住居番号付定申請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	1/16	1/20 郵送
773	1/9	・店舗名 ・初許可年月日 ・住所 25年12/1～26年1/9 ・申請者 ・〃 TEL ・業種.飲食店. (除.仮.臨.自販ｷ) 「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月1日～平成26年1月9日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自動販売機を除く)計82件 項目:屋号、営業所所在地、申請者、申請者電話番号、業種 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月14日 11:40	開示		1/17	1/21

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
774	1/9	ご担当:環境局水保全課 ■土壌汚染対策法に基づく置区域等(要-5,形-6～10)に係る ○最新の区域台帳一式(区域図及び調査結果を含む)の写し ○一定の規模以上の土地の形質の変更届出書,土壌汚染状況調査結果報告書,指定の申請書,土地の形質の変更の確認申請書,土地の形質の変更届出書,汚染土壌の区域外搬出届出書,措置完了報告書の類の受理文書の鑑の写し ○法第4条第2項に基づく調査命令を発出していれば、その鑑の写し ■要措置区域(要-3～4)に係る ○消除時の区域台帳(様式のみ)の写し ○土地の形質の変更の確認申請書,土地の形質の変更届出書,汚染土壌の区域外搬出届出書,措置完了報告書の類の受理文書(H24.6.1以降受理したものに限る)の鑑の写し ■形質変更時要届出区域(形-1～5)に係る ○最新の区域台帳(様式のみ)の写し	環境局 水保全課		■土壌汚染対策法に基づく要措置区域等(要-5、形-6～10)に係る ○最新の区域台帳一式(区域図及び調査結果を含む)の写し ○一定の規模以上の土地の形質の変更届出書、土壌汚染状況調査結果報告書、指定の申請書、土地の形質の変更の確認申請書、土地の形質の変更届出書、汚染土壌の区域外搬出届出書、措置完了報告書の類の受理文書の鑑の写し ○法第4条第2項に基づく調査命令を発出していれば、その鑑の写し ■要措置区域(要-3～4)に係る ○消除時の区域台帳(様式のみ)の写し ○土地の形質の変更の確認申請書、土地の形質の変更届出書、汚染土壌の区域外搬出届出書、措置完了報告書の類の受理文書(H24.6.1以降受理したものに限る)の鑑の写し ■形質変更時要届出区域(形-1～5)に係る ○最新の区域台帳(様式のみ)の写し	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/21	1/23 郵送
775	1/10	道路判定台帳 13-015-003 13-015-005	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 13-015-003 13-015-005	開示		1/14	
776	1/10	大規模建築物等行為届出書様式第3号(平成25年10月11日～11月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/14	1/24
777	1/10	平成25年度熊本市職員採用試験(上級職等、初級職等、学芸員文化財専門職、助産師看護師)に係る文書 1.第一次試験・第二次試験における合格者の最低点及び最高点 　第一次試験・第二次試験における試験種目別最低点及び最高点 2.第一次試験における試験種目別平均点及び基準点 3.第二次試験における口述試験・論(作)文試験の基準点未満者数及び消防職身体検査不合格者数以上	人事委員会 事務局		平成25年度熊本市職員採用試験(上級職等、初級職等、学芸員文化財専門職、助産師看護師)に係る文書 ①第一次試験・第二次試験における合格者の最低点及び最高点 第一次試験・第二次試験における試験種目別最低点及び最高点 ②第一次試験における試験種目別平均点及び基準点 ③第二次試験における日述試験・論(作)文試験の基準点未満者数及び消防職身体検査不合格者数	開示		1/21	1/24 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
778	1/10	平成23年1月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設住宅、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、施設面積、席数、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成23年1月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)計2873件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年1月15日 14:00	開示		1/23	1/24
779	1/10	平成23年1月1日～平成25年12月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設の名称、施設面積、席数、所在地、電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、施設面積、ｾｯﾄ等椅子数 開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		1/17	1/24
780	1/14	○○中学校分校地質調査(昭和51年分) ・調査位置平面図 ・地質調査柱状図	教育委員会事務局 施設課		○○中学校分校地質調査(昭和51年分) ・調査位置平面図 ・地質調査柱状図	開示		1/15	1/27
781	1/14	南区城南町阿高269番地付近φ300耗配水管布設工事 の金入り設計書	上下水道局 水道整備課		南区城南町阿高269番地付近φ300耗配水管布設工事 上記の金入り設計書	開示		1/16	1/20
782	1/14	「熊本県地下水保全条例に基づく事業場の届出の内容」 東区御領○丁目△番-×の土地 (㈱○○の○○が建っている土地) 届出の内容、届出年月日、有害物質の種類と性質、届出の番号等	環境局 水保全課		下記に示す事業場の土地について、「熊本県地下水保全条例」に基づく届出内容(届出年月日、使用していた対象化学物質の種類・性質、届出の番号等)について ・事業場:株式会社○○ ・所在地:熊本市東区御領○丁目△番×号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/17	1/31
783	1/14	工事名 天明新川外1河川浚渫・除草業務委託 の金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		委託名 天明新川外1河川浚渫・除草業務委託 金入設計書	開示		1/16	1/20
784	1/14	平成20～25年度 公共施設等樹木害虫駆除委託における入札の予定価格及び最低価格(設定があれば)	環境局 緑保全課		平成20～25年度公共施設等樹木害虫駆除委託における入札の予定価略	不開示	6号　事務事業に関する情報	1/17	1/17
					及び最低価格	不存在	第11条　第2項	1/17	
785	1/14	『中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(530工区) 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区)』の金入り設計書を1部お願いします。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(管渠)工事(530工区)、 中部汚水6号幹線合流改善下水道築造(付帯)工事(603工区) の金入り設計書	開示		1/17	1/29 郵送
786	1/15	平成25年12月25日開札 ・西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 市道 護藤町第23号線道路改良工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		市道 護藤町第23号線道路改良工事 金入設計書	開示		1/23	1/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
787	1/15	平成25年12月26日開札 ・東部土木センター 佐土原事務所 河川公園整備課 鶯川分水路工事(4工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 東部土木センター 河川公園整備課		鶯川分水路工事(4工区)	開示		1/24	1/28
788	1/15	平成25年12月26日開札 ・北部土木センター 維持課 一般県道 熊本山鹿自転車道線(植木町豊田工区) 舗装(補修)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 維持課		平成25年12月26日開札 一般県道 熊本山鹿自転車道線(植木町豊田工区) 舗装(補修)工事 の金入り設計書	開示		1/20	1/28
789	1/15	・熊本都市計画公園の変更(市決定) 9.6.1号 水前寺江津湖公園 (平成24年4月1日) の図面→┌2番 計画図 　5番 参考図(丈量図) 　6番 参考図(新旧対照図) 　└7番 参考図(施設参考図) ・都市計画の図書 熊本都市計画公園の変更 9.6.1 水前寺画図湖公園 (昭和57年7月29日) の図面→┌施設配置図 　計画図 　└総括図	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画公園9.6.1号 水前寺江津湖公園 熊本市告示第244号、平成24年4月1日 ①計画図、②参考図(丈量図)、③参考図(新旧対照図)、④参考図(施設参考図) 2.熊本都市計画公園9.6.1号 水前寺江津湖公園 熊本県告示第810号、昭和57年7月29日 ①施設配置図、②計画図、③総括図	開示		1/22	1/24
790	1/15	道路指定書(S40-096) 1 S40-096-01 2 S40-096-02 3 S40-096-03 4 S40-096-04	都市建設局 建築指導課		道路指定書(S40-096) 1 S40-096-01 2 S40-096-02 3 S40-096-03 4 S40-096-04	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/16	1/16
791	1/16	小島5丁目法定外道路外1路線道路改良工事 金入設計書	都市建設局 西部土木センター 工務課		小島5丁目法定外道路外1路線道路改良工事 金入設計書	開示		1/23	1/29
792	1/16	富合小学校校地整備工事 金入設計書	教育委員会 事務局 施設課		富合小学校校地整備工事 金入設計書	開示		1/20	1/20
793	1/16	孫代公園外1箇所トイレ新築工事 (変更契約) 金入設計書	都市建設局 営繕課		孫代公園外1箇所トイレ新築工事(変更契約) 金入設計書	開示		1/17	1/20
794	1/17	平成25年7月1日から平成25年12月31日までの住居表示番号付定申請に伴った当該住居表示台帳(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	企画振興局 区政推進課		平成25年7月1日から平成25年12月31日までの住居番号付定中請に伴った当該住居表示台帳	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/23	1/27 郵送
795	1/17	白川自転車歩行者専用道路整備工事 (城東工区 その1) 金入設計書	都市建設局 土木管理課 自転車対策室		「白川自転車歩行者専用道路整備工事(城東工区その①)」の金入り設計書	開示		1/21	1/24

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
796	1/17	・建築協定書 熊本市西区島崎7丁目〇番の△ 西側道路D-5(市道)	都市建設局 建築指導課		建築協定書 熊本市西区島崎7丁目〇番の△ 西側道路D-5(市道)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/20	1/21
797	1/17	花岡山公園トイレ新築工事 金入設計書	都市建設局 営繕課		花岡山公園トイレ新築工事 金入設計書	開示		1/17	1/20
798	1/20	平成25年度実施 学校管理職(市立学校及び義務教育諸学校の校長・教頭) 任用候補者選考試験の問題及び解答、論文題、実施要綱	教育委員会 事務局 教職員課		平成26年度熊本市立小・中学校管理職採用選考試験に係る ・実施要項 ・校長採用一次試験問題(論文課題) ・教頭採用一次試験問題(筆記問題、論述課題) ・教頭採用二次試験問題(論文課題) の写し	開示		1/23	2/5 郵送
					〇平成26年度熊本市立小・中学校管理職採用選考試験に係る ・試験問題の解答	不存在	第11条　第2項	1/23	
799	1/20	既設管(水道)の分水栓止工事及び漏水修理工事後の舗装復旧工事に関する文書で下記が含まれるもの ①市内京町本丁〇-△において2013.8.19に行われた分水栓止工事の届出書(受注者、受請業者、工事内容、届出月日、工事期間等がわかるもの) ②上記の工事完了の報告書(工事箇所、工事内容詳細、実施者等) ③上記の検査終了の合格書(検査日、検査実施責任者、検査内容等) ④工事後の舗装復旧工事に関する書類があればその書類も。	上下水道局 給排水設備課		熊本市中央区京町本丁〇-△ 既設管(水道)の分水栓止工事に関する文書 給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施工許可申請書① 給水装置工事検査願②③、給水装置工事竣工図②③	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/28	1/28
800	1/20	熊本市中央区京町本丁〇-△の水道管漏水による漏水止工事に関する文書で下記が含まれるもの ①漏水止工事の発注、施行業者、期間 ②上記工事の内容(漏水状況、漏水箇所、水道管の状況、漏水止工事の方法) ③上記工事後の舗装工事内容の詳細 ④市担当者(責任部所責任者)の工事終了後の検査内容と結果 ※上記の漏水は近隣の給水管の破損によるものと市担当者より報告されている	上下水道局 水相談課		熊本市中央区京町本丁〇-△漏水修繕に関する文書 修繕依頼兼清算書①②③ 修繕地点報告書② 修繕写真②③ 精算払業務検査報告書④ 業務完了届④ 一般漏水修繕(8月分)内訳明細④	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/27	1/28
801	1/20	道路判定台帳 平成14年8月26日 02年第379号 位置指定台帳 昭和55年6月4日 熊本市指令(計建)第18号 白黒は白黒、ｶﾗｰはｶﾗｰで	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成14年8月26日 02年第379号 道路指定台帳 昭和55年6月4日 熊本市指令(計建)第18号 白黒は白黒、ｶﾗｰはｶﾗｰで	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/22	1/22
802	1/20	上立田第5排水路改良工事 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		上立田第5号排水路改良工事 の金入り設計書	開示		1/23	1/27

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
803	1/21	(開札日)平成25年12月4日 (工事名)市道 沖新町第17号線道路改良工事 金入設計内訳書	都市建設局 西部土木センター 工務課		市道 沖新町第17号線道路改良工事の金入設計内訳書	開示		2/4	2/4
804	1/22	平成25年度 公共施設等樹木害虫駆除業務委託に関する支払命令書 東区、西区、北区、南区、中央区	環境局 緑保全課		平成25年度公共施設等樹木害虫駆除業務委託に関する支出命令書 東区・西区・北区・南区・中央区	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	2/3	2/3
805	1/23	道等の判定調査書 (01-第216号)	都市建設局 建築指導課		道等の判定調査書 (01-第216号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/23	1/27
806	1/23	道路判定資料一式 01-118 平成13年度 (申請者:○○) ｶﾗｰ	都市建設局 建築指導課		道路判定資料一式 01-118 平成13年度 (申請者:○○) ｶﾗｰ	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/27	2/17
807	1/24	道路判定13-253の一式	都市建設局 建築指導課		道路判定13-253の一式	開示		1/29	
808	1/27	万楽寺町笹尾能動舗装打換工事 金入設計書	北区役所 農業振興課 北部分室		万楽寺町笹尾農道舗装打換工事	開示		1/29	1/31
809	1/27	食品衛生法に基づく営業許可台帳 屋号、住所、電話番号、代表者氏名、業種 自販機、仮店舗除く H25/12/20～H26/1/27	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年12月20日～平成26年1月27日までの間に、熊本市内において営業許可申請を行った食品衛生法に基づく営業許可(34業種)台帳の一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計94件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名、業種 ※開示情報取り出し日時:平成26年1月30日 16:10	開示		2/4	2/5
810	1/28	平成25年3月6日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(145工区) 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中央汚水幹線枝線外枝線下水道築造工事(145工区) の金入り変更設計書	開示		1/31	2/4
811	1/28	道路位置指定 S48-206-01 S48-206-02 S48-206-03 S48-206-04	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S48-206-01 S48-206-02 S48-206-03 S48-206-04	開示		1/31	1/31
812	1/29	道路判定 00-46	都市建設局 建築指導課		道路判定 00-46	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	1/31	2/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
813	1/29	東町西側排水路外改良工事の金入り工事内訳書	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		東町西側排水路外改良工事	開示		2/5	2/26
814	1/29	指定管理者制度導入施設(熊本市営住宅等)に係る公文書 ・公募時の事業計画書及び収支予算書 ・平成24年度 事業報告書	都市建設局 住宅課		平成24年度からの熊本市営住宅指定管理者に係る公募時の○○共同企業体の事業計画書及び収支予算書並びに平成24年度事業報告書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/6	2/10 郵送
815	1/30	熊本市に於ける、平成25年1月1日現在の「土地・家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている各項目の内、土地・家屋の価格を除く「所在、地番・家屋番号、地目・用途、地籍・床面積、構造、階層、建築年(月日)」(不動産登記事項)等の一覧表(表形式)。 ※電磁的記録(ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾞｰﾀ)での開示を第一に希望いたします。	財政局 課税管理課		熊本市に於ける、平成25年1月1日現在の「土地・家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている各項目の内、土地・家屋の価額を除く「所在、地番・家屋番号、地目・用途、地積・床面積、構造、階層、建築年(月日)」(不動産登記事項)等の一覧表(表形式・ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾞｰﾀ)。	不存在	第11条　第2項	2/6	
816	1/30	平成21年度に実施された熊本市夢もやい館の指定管理者公募において指定管理者に選定された法人(団体)が熊本市に提出した事業計画書、収支計画書などの一切の書類(法人の決算書、定款、納税証明書、役員名簿などの添付書類は不要です。)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		熊本市夢もやい館指定管理者募集 平成21年度分 様式第2号 様式第3号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	2/13	2/18 郵送
817	1/30	平成23年度に実施された熊本市森林学習館の指定管理者公募において指定管理者に選定された法人(団体)が熊本市に提出した事業計画書、収支計画書などの一切の書類(法人の決算書、定款、納税証明書、役員名簿などの添付書類は不要です。)	環境局 緑保全課		平成23年度に実施された熊本市森林学習館の指定管理者公募において指定管理者に選定された法人が熊本市に提出した事業計画書、収支計画書などの一切の書類	開示		2/13	2/18 郵送
818	1/30	平成26年1月22日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 市道 二本木3丁目世安町第1号線電線類地中化工事(2511工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・市道 二本木3丁目世安町第1号線電線類地中化工事(2511工区)の金入り設計書	開示		2/4	2/6
819	1/30	平成26年1月23日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室 市道 上岩野～中原線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 植木地域整備室		市道上岩野～中原線舗装打換工事 金入り設計書	開示		2/4	2/13
820	1/30	○熊本県農業試験場跡地・D区画に隣接した・「新駅新設・駅前用地」の刈草1丁目・130・等・地筆・の熊本市都市計画決定・新駅駅前広場・等の開示請求。 3.現時点での新駅駅前構想図のわかるﾚｲｱｳﾄ・資料等の開示請求。	都市建設局 交通政策総室		熊本県農業試験場跡地・D区画に隣接した・「新駅新設・駅前用地」の刈草1丁目・130・等・地筆・の熊本市都市計画決定・新駅駅前広場・等の開示請求 3. 現時点での新駅駅前構想図の分かるﾚｲｱｳﾄ・資料等の開示請求	開示		2/13	2/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
821	1/30	○企画発第180号・平成25年12月11日付・文書等開示請求拒否決定通知書・5.ﾄｯﾌﾟ会議決定事項が、審査審議に計られない場合は、～審査・審議が免除されるのか?等のわかる法的根拠・慣習等・特権権限条例・等のわかる資料等の開示請求。に対して、 →「不存在」・熊本市情報公開条例第11条第2項に該当 (理由)請求された文書が存在しないため、 更に、 →請求拒否(不存在)理由 等会議の趣旨は、熊本駅周辺の整備を行うにあたり、各事業主体や関係機関が意見交換を行うことで、～任意で設置されている。～ 法的手続きが必要な事業については、各事業主体の責任で必要な手続きを経て事業を実施しているところである。 とあるが、 1.「事業を実施しているところである。」とあり、この「ﾄｯﾌﾟ会議」での決定事項について、今までに・「各事業主体の責任で必要な手続きを経て事業を実施しているところである。」ものの、どの様な必要な手続きを経て事業を実施したのか?のわかる資料等の開示請求。 2.この「第6回・ﾄｯﾌﾟ会議」でも、数々の決定事項がなされたが、今後・各事業主体は、どの様な法的手続きをしているのか?の具体的事項についての必要な手続き等を実施しているのか等のわかる資料等の開示請求。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		1. どの様な必要な手続きを経て事業を実施したのか?のわかる全ての資料等(県にて広報されている資料を情報提供) 2. 今後、各事業主体は、どの様な法的手続きをしているのか?の具体的事項についての必要な手続き等を実施しているのか等の分かる資料等	開示		2/13	2/19
822	1/31	平成26年1月23日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 大和広住汚水幹線枝線下水道築造工事(590工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 大和広住汚水幹線枝線下水道築造工事(590工区)の金入り設計書	開示		2/6	2/6
823	1/31	食品衛生法に基く営業許可申請書の一覧 業種:飲食店営業(自販機、仮店舗、移動店舗除く) 必要項目:屋号、住所、電話番号、FAX番号、申請者(会社名)、申請者Tel、FAX、許可日 期間:H21.1.1～H26.1.31(新規または更新分)有効なもの 要望:可能であればExcelﾃﾞｰﾀもらえれば助かります。	健康福祉子ども局 食品保健課		平成21年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において営業許可申請を行った飲食店一覧(自販機、仮設店舗、移動店舗を除く)計6418件 ただし、H26年1月31日時点で許可の有効なもの。 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者、申請者電話番号、申請日、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月4日 12:04	開示		2/12	2/20 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
824	1/31	●期間 26年1月1日～26年1月31日新規 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計53件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月3日 16:04	開示		2/12	2/13
825	2/3	道路位置指定台帳 S37-085-01～S37-085-08	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S37-085-01～S37-085-08	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/4	2/7
826	2/3	熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰ指定管理者選考における下記団体申請書一式の内 H26.4.1からの選考関係 ○○共同企業体 構成員 ○○株式会社 株式会社○○ ○○ ・様式第1号 ・事業計画書(様式第2号-1・-2、様式第3-1・-2・-3号、添付資料含む)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課	有 3/20	平成25年度に公募された熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰにおける指定管理者(○○共同企業体)の申請書(様式第1号、2号、3号、添付資料)の中で、事業計画書の一部、企画事業収支予算書の一部、添付資料の一部にかかる部分を除く	開示(一部請求拒否)	3号　法人等情報	3/20	3/20 郵送
827	2/3	平成26年1月1日から平成26年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計53件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月7日 14:40	開示		2/12	2/13 郵送
828	2/3	平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計53件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月7日 15:00	開示		2/12	3/3 郵送
829	2/3	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年1月1日～26年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く)計53件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月7日 14:40	開示		2/12	2/24 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
830	2/3	水前寺土地区画整理事業の辺長図面区画整理図 場所 熊本市中央区水前寺五丁目〇番地	都市建設局 都心活性推進課		水前寺土地区画整理事業の辺長図、区画整理図 場所 熊本市中央区水前寺五丁目〇番地	開示		2/13	2/13
831	2/4	都市計画事業 城南町浄化ｾﾝﾀｰ水処理施設(土木)工事(573工区)の金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 城南町浄化ｾﾝﾀｰ水処理増設(土木)工事(573工区)の金入り設計書	開示		2/7	2/25
832	2/4	(工事名) 都市計画道路 中央線道路築造工事(1工区) 金入設計書	都市建設局 植木中央土地区画整理事業所		都市計画道路 中央線道路築造工事(1工区) 金入り設計書	開示		2/6	2/14
833	2/4	谷尾崎町 道路位置指定に関する書類一式 S45-234-01～05 S50-071-01～04 計9部	都市建設局 建築指導課		谷尾崎町 道路位置指定に関する書類一式 S45-234-0l～05 S50-071-01～04 計9部	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/6	2/6
834	2/4	以下の店舗の大規模小売店舗立地法5条1項(新設)に係る届出一式のうち、基本届出事項について記載された概要部分および添付資料中の周辺見取り図、店舗の配置図。(道路と建物との位置関係が配置できるものを希望、ｶﾗｰの図面はｶﾗｰｺﾋﾟｰを希望。) 〇〇店(平成25年〇月〇日) 〇〇(平成26年〇月〇日)	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る、「大規模小売店舗届出書(規則様式第1)」及び「周辺見取図」、「建物配置図、「建物平面図」 ・平成25年〇月〇日付け届出「〇〇店」 ・ 平成26年〇月〇日付け届出「〇〇」	開示		2/12	2/19 郵送
835	2/5	1、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係長が平成25年12月27日付で発出した事務連絡「平成24年度養子縁組あっせん事業者に関する調査について」に基づき、貴自治体が、厚生労働省に提出した調査票等文書一式 (※事業者が存在しない場合でも、厚労省に提出した文書があれば、開示を希望します。提出した文書がなければ、「不存在を理由にした不開示決定」を希望します) 2、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係が平成25年6月28日付で発出した事務連絡「養子縁組あっせん事業の指導について」に基づき、貴自治体が、あっせん事業者に対して求めた改善指導内容が分かる文書一式(事業者に当てた指導文書等)並びに、指導を受けて事業者から提出された文書一式(※事業者が存在しない場合でも、厚労省に提出した文書があれば、開示を希望します。提出した文書がなければ、「不存在を理由にした不開示決定」を希望します)	健康福祉子ども局 子ども支援課		1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係長が平成25年12月27日付で発出した事務連絡「平成24年度養子縁組あっせん事業者に関する調査について」に基づき、貴自治体が、厚生労働省に提出した調査票等文書一式 (※事業者が存在しない場合でも、厚労省に提出した文書があれば、開示を希望します。提出した文書がなければ、「不存在を理由にした不開示決定」を希望します) ・別紙 平成24年度養子縁組あつせん事業者に関する調査について (回答)及び別紙調査票1の写しのとおり。(該当なし)	開示		2/7	2/12 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
					2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係が平成25年6月28日付で発出した事務連絡「養子縁組あっせん事業の指導について」に基づき、貴自治体が、あつせん事業者に対して求めた改善指導内容が分かる文書一式(事業者に当てた指導文書等)並びに、指導を受けて事業者から提出された文書一式(※事業者が存在しない場合でも、厚労省に提出した文書があれば、開示を希望します。提出した文書がなければ、「不存在を理由にした不開示決定」を希望します)	不存在	第11条　第2項	2/7	
836	2/5	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売業・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年1月7日より2014年2月4日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月7日～平成26年2月4日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計64件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月7日 16:00	開示		2/14	2/25
837	2/5	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年1月7日より2014年2月4日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年1月7日から平成26年2月4日までの間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		2/12	2/25
838	2/5	平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く) 計53件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※ 開示情報取り出し日時:平成26年2月7日 14:40	開示		2/14	2/17
839	2/5	平成26年1月1日～平成26年1月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年1月1日から平成26年1月31日までの間、熊本市内に いて新規確認した美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		2/12	2/17
840	2/6	杉島1130番地付近法定外水路改良工事 (金入設計書)	都市建設局 西部土木センター 富合地域整備室		杉島1130番地付近法定外水路改良工事(金入設計書)	開示		2/7	2/10

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
841	2/6	(文書件名) 熊本市西部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰから本庁人事課あての人事に関する報告書 (書面の内容) H25年7月ごろ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ有志が参加した送別会の二次会で、職員(40代)と嘱託職員(20代)の間で暴力行為があったとされている。事後に所属長らが当事者2名を含む二次会同席者らに事情を聞き、人事課に報告している。その報告内容と、注意処分等を行った旨が記載されている文書の開示を求める。	総務局 人事課		平成25年7月頃、本市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ職員が参加した送別会の二次会において、職員と嘱託職員の間でなされた暴力行為について、事後に所属長らが当事者2名を含む二次会同席者らに事情を聞いて人事課へ報告した内容及び注意処分等を行った旨が記載されている文書	不存在	第11条　第2項	2/10	2/14
842	2/6	道路判定 02年第322年	都市建設局 建築指導課		道路判定 02年第322年	開示		2/10	2/13
843	2/6	飲食店営業許可書一覧。 H25年11月21日～H26年2月5日まで。 新規(更新除く) 仮設、移動販売、自動販売機除く。 ｺﾝﾋﾞﾆ除く。 項目 店舗名、住所、代表者名 電話番号。申請年月日、許可年月日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成25年11月21日～平成26年2月5日新規に営業許可申請を行った飲食店営業施設一覧(仮設、移動販売業、自動販売機を除く) 計164件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、代表者名(法人の場合)、申請年月日、許可年月日 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月12日 11:56	開示		2/14	2/17
844	2/7	下記保険の平成25年度分の証券写し若しくは下記内容のわかるもの 保険金額、保険料、保険期間 排水機場運転管理委託に伴う障害保険	農水商工局 農業政策課		平成25年度分の排水機場運転管理委託に伴う傷害保険の証券写し、若しくは保険金額、保険料、保険期間の内容がわかるもの	開示		2/14	2/26
845	2/7	次の保険の平成25年度分の証券写し若しくは下記内容のわかるもの 保険金額、保険料、保険期間 ・旧細川刑部邸動産総合保険 ・旧細川刑部邸施設賠償責任保険 ・熊本城宮内駐車場自動車管理者賠償保険 ・熊本城三の丸第一駐車場自動車管理者賠償責任保険	観光文化交流局 熊本城総合事務所		①旧細川刑部邸展示品の盗難・破損等保険及び施設賠償責任保険(H25年度) ②熊本城三の丸第一駐車場自動車管理者賠償責任保険(H25年度) ③熊本城宮内駐車場自動車管理者賠償責任保険(H25年度)	開示		2/12	2/26
846	2/12	大井手川護岸改修工事 金入設計書	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 河川公園整備課		大井手川護岸改修工事 金入設計書	開示		2/14	2/17
847	2/12	平成24年度～平成25年度に実施された熊本市職員採用選考試験(民間企業等経験者)〔技術職(土木)〕第二次試験の問題(もしくは課題)用紙(論文・集団討論の課題のみ)	人事委員会事務局		平成24年度～平成25年度に実施された熊本市職員採用選考試験(民間企業等経験者)〔技術職(土木)〕第二次試験の問題(もしくは課題)用紙(論文・集団討論の課題のみ)	開示		2/13	3/24 郵送
848	2/12	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年11月11日～12月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/12	2/25
849	2/12	熊本市北区武蔵ヶ丘8丁目○-△(○○)の建物に関する平面図、立面図、配置図	消防局 総務課		熊本市北区武蔵ヶ丘8丁目○-△ ○○の建物に関する平面図、立面図、配置図	開示		2/25	2/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
850	2/12	公共汚水枡設置承諾書及び設置場所平面図	上下水道局 管路維持課		別紙①図の朱書き箇所 公共汚水桝設置承諾書及び設置場所平面図	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/19	2/21
851	2/13	道路判定台帳 平成23年11月9日 11年293号 ｶﾗｰはｶﾗｰ 白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路判定台帳 平成23年11月9日 11年第293号 ｶﾗｰはｶﾗｰ 白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/18	2/18
852	2/14	平成26年2月5日開札 上下水道局 下水道整備課 ･都市計画事業 中央汚水幹線枝線下水道築造工事(540工区) ･都市計画事業 西部汚水幹線枝線下水道築造工事(539工区) 上記2件の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 西部汚水幹線枝線下水道築造工事(539工区) 都市計画事業 中央汚水幹線枝線下水道築造工事(540工区) の金入り変更設計書	開示		2/17	2/24
853	2/14	平成26年2月5日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園地区盛土工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		･一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園地区盛土工事 金入設計書	開示		2/20	2/24
854	2/14	道路位置指定 S37年8月11日 熊本県指令建第60号 道路位置指定書 道路指定申請書 実測平面図 位置図 字図	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S37年8月11日 熊本県指令第60号 道路指定書 道路指定申請書 実測平面図 位置図 字図	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/18	2/20
855	2/14	道路位置指定書 昭和43年1月30日 第26号 ･指定書 43-026-01 ･図面 43-026-03	都市建設局 建築指導課		道路位置指定書 昭和43年1月30日 第26号 ･指定書 43-026-01 ･図面 43-026-03	開示		2/18	2/18
856	2/17	故、○○の○○病院(歯科)開示されたｶﾙﾃ内容に疑義を持っており H21.11月、12月時点での歯科医師全員(氏名)(2名と思われる) H21.1月～12月の時点での歯科医師全員(氏名)(2名と思われる)の開示願います (○○病院歯科) 診察日(月曜日～金曜日) 〃　時間(9:00～12:00.13:00～17:00) 訪問診療のみでなく、院内診療を行っている ※参考の為 ○○病院(歯科)は県歯科医師会に加入せず、会員ではない	健康福祉子ども局 医療政策課		･H21.11月、12月時点での歯科医師(氏名)全員(2名と思われる) ･H22.1月～12月の時点での歯科医師(氏名)全員(2名と思われる) の開示願います。 該当書類 ①病院開設許可事項変更許可申請書の添付書類 職員名簿(平成21年11月2日受付) 職員名簿(平成22年3月19日受付) ②病院立入検査に伴う提出資料 従業員名簿(平成21年度) 立入検査日:平成21年12月22日 従業員名簿(平成22年度) 立入検査日:平成23年1月27日	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/26	2/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
857	2/17	道路判定 01-068 01 02 06 03	都市建設局 建築指導課		道路判定 01-068 01、02、06、03	開示		2/18	2/18
858	2/17	・植木健康福祉ｾﾝﾀｰの指定管理者が指定管理者に指定された際に自治体に提出した事業計画書	健康福祉子ども局 健康福祉政策課	有 3/28	平成25年度に公募された熊本市植木健康福祉ｾﾝﾀｰにおける指定管理者(○○共同企業体)の申請書(様式1号、2号、3号、添付資料)の中で、事業計画書の一部、企画事業収支予算書の一部、添付資料の一部にかかる部分を除く	開示 (一部請求拒否)	3号　法人等情報	3/28	4/3 郵送
859	2/17	道路位置指定 昭和36年7月15日 熊本県指令第51号	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 昭和36年7月15日 熊本県指令第51号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/18	2/18
860	2/18	平成25年12月4日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 市道 池田2丁目池田3丁目第1号線舗装打換工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		平成25年12月4日開札 市道 池田2丁目池田3丁目第1号線舗装打換工事の金入り設計書	開示		2/26	2/27
861	2/18	協定書一式 平成23年11月9日 11年第293号 道路判定分 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		協定書一式 平成23年11月9日 11年第293号 道路判定分 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/25	2/25
862	2/19	「都市計画道路 子飼新大江線 子飼橋区間」 (平成25年9月24日 暫定供用済み) の道路形状が把握できる平面図。(紙ﾍﾞｰｽ) 縮尺1/500～1/2500を希望します。 用紙ｻｲｽﾞは問いません。	都市建設局 東部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		「都市計画道路 子飼新大江線子飼橋区間」 (平成25年9月24日暫定供用済み)の道路形状が把握できる平面図(紙ﾍﾞｰｽ) 縮尺1/500～1/2500 用紙ｻｲｽﾞ指定なし	開示		2/21	3/3 郵送
863	2/19	食品衛生法及び熊本県特定食品衛生条例で定められている営業許可において、食品の加工を営んでいる業者の一覧 (屋号、住所、電話番号、代表者氏名(申請者)、業種)	健康福祉子ども局 食品保健課		食品衛生法及び熊本県特定食品衛生条例で定められている営業許可において、食品の加工を営んでいる業者の一覧(調理業・販売業・臨時・仮設を除く) 計1264件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名、法人代表者名、業種 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月27日 15:00	開示		3/3	3/6
864	2/20	防火対象物一覧について ・取得項目必須:①所在地(住所)、②対象物の名称 ・取得内容可能な範囲でのお願い:③用途、④建築面積(のべ面積)、⑤高さ、⑥階数、⑦更新日(情報収集日) ・受取方法:Excelﾃﾞｰﾀをﾒｰﾙ又はCDにて郵送	消防局 総務課		熊本市全域(城南、富合、植木を除く)の防火対象物一覧表。 1 所在地　6 階数 2 名称　7 軒高 3 用途 4 建面積 5 延面積	開示		3/3	3/10 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
865	2/21	熊本市管轄の特定建築物のﾃﾞｰﾀ(保健所管轄) 施設名称、施設所在地、主な特定用途、建築年(不明の場合は使用開始年)、延べ建築面積、所有者氏名、所有者住所、所有者電話番号(所有者が複数の場合は主要所有者上位2つ)	健康福祉子ども局 生活衛生課		熊本市内に存在する特定建築物の施設名称、所在地、建築物用途、受付日、延べ床面積 届出者住所、名称、代表者役職・氏名及び電話番号 所有者住所、名称、代表者役職・氏名	開示		2/26	3/12 郵送
866	2/21	・ばい煙発生施設を設置する工場及び事業所一覧 ・ばい煙発生施設名及び設置年月日 ・所在地 ・施設の種類 ・使用燃料の種類と燃焼能力 ・型式	環境局 環境政策課		ばい煙発生施設の届出情報 (大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設) ・工場又は事業場の名称 ・ばい煙発生施の設置年月日 ・工場又は事業場の所在地 ・ばい煙発生施設の種類 ・燃料の種類、燃焼能力 ・ばい煙発生施設の型式	開示		2/26	3/6
867	2/21	道路位置指定台帳 昭和37年10月16日 熊本県指令建第77号 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 昭和37年10月16日 熊本県指令建第77号 ｶﾗｰはｶﾗｰ 白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/25	2/25
868	2/21	熊本市南消防署と熊本市南消防署富合出張所の、建物と敷地を真上から見た形状がわかる資料(平面図、配置図等) 周辺道路や建物と位置関係がわかるような図面	消防局 総務課		熊本市南消防署と熊本市南消防署富合出張所の、建物と敷地を真上から見た形状がわかる資料(配置図) 周辺道路や建物と位置関係がわかるような図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/3	3/6 郵送
869	2/21	平成25年6月30日(日)実施 熊本市職員採用試験 上級職・事務職 第一次試験で出題された教養試験問題と専門試験問題	人事委員会事務局		平成25年6月30日(日)実施 熊本市職員採用試験 上級職・事務職 第一次試験で出題された教養試験問題と専門試験問題	不開示	6号　事務事業に関する情報	3/3	
870	2/24	一般県道植木河内港線(河内工区)防護柵設置工事の金入り設計書 2月14日開札	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		平成26年2月14日開札 一般県道植木河内港線(河内工区)防護柵設置工事	開示		2/26	2/28
871	2/24	道路位置指定に関する書類 ①昭和35年20号(S35-020号) ②昭和35年2号(S35-002号)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定に関する書類 ①昭和35年20号(S35-020号) ②昭和35年2号(S35-002号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/25	2/25
872	2/24	一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園地区盛土工事【総合評価方式】 金入設計書	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		・一般県道 花園ｲﾝﾀｰ線花園地区盛土工事 金入設計書	開示		2/27	2/27
873	2/24	道路位置指定 S36-051 測量図 指定書	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S36-051 測量図、指定書	開示		2/25	2/25
874	2/25	開札日 平成26年2月18日 工事名 本庁舎3階危機管理防災総室改修工事 上記工事の金入り設計書	都市建設局 営繕課		本庁舎3階危機管理防災総室改修工事 金入設計書	開示		2/26	2/26
875	2/26	道路協定書 (道路判定番号 11-293分)	都市建設局 建築指導課		道路協定書 (道路判定番号 11-293分)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	2/27	2/28

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
876	2/26	住所 熊本市東区若葉一丁目〇番△号 健軍第2土地区画整理事業図面	都市建設局 都心活性推進課		健軍第2土地区画整理事業図面 住所 熊本市東区若葉一丁目〇番△号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/3	3/4
877	2/26	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年2月5日より2014年2月26日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年2月5日から平成26年2月26日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者名 *但し、平成26年2月5日から平成26年2月26日の間、熊本市内において新規確認した理容所はありません。	開示		3/3	3/10
878	2/26	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売業・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:屋号・営業所在地・申請者名・営業電話番号 期間:2014年2月5日より2014年2月26日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月5日～平成26年2月26日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計52件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年2月28日 16:00	開示		3/6	3/10
879	2/27	熊本都市計画 高度利用地区の変更(桜町地区) 一式 熊本都市計画 自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更(熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) 一式 熊本都市計画 第一種市街地再開発事業の決定 一式	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画高度利用地区の変更(桜町地区) 一式 2.熊本都市計画自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更(熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) 一式 3.熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区第一種市街地再開発事業) 一式	開示		3/3	3/3
880	2/27	熊本都市計画 第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区第一種市街地再開発事業 一式 熊本都市計画 自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更 熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) 一式 熊本都市計画 高度利用地区の変更 一式	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画高度利用地区の変更(桜町地区) 一式 2.熊本都市計画自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更(熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) 一式 3.熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区第一種市街地再開発事業) 一式	開示		3/3	3/3
881	2/28	●期間 26年2月1日～26年2月28日 ●屋号 ●住所 ●申請者 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計60件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年3月3日 15:00	開示		3/6	
882	2/28	東区新生1丁目29番付近φ150・100・75粍配水管布設替他1件工事、(金額入り設計書)変更契約分	上下水道局 水道整備課		・東区新生1丁目29番付近φ150・100・75粍配水布設替他1件工事(変更契約分) 上記の金額入り工事設計書	開示		3/4	3/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
883	2/28	・道路判定にかかる調査書① (判定番号 11年第180号) ②その裏面 ③地図(東部(下)P105.C-5)←ｶﾗｰ希望)	都市建設局 建築指導課		道路判定にかかる調査書① (判定番号11年第180号) ②その裏面 ③地図(東部(下)P105、C-5)←ｶﾗｰ希望)	開示		3/4	3/4
884	2/28	・簡易専用水道施設の一覧 〈項目〉 ・建物の名称 ・所在地 ・受水槽の材質・容量 ・高地水槽の材質・容量 ※H26.2.28迄に熊本市に届け出ている簡易専用水道施設のｴｸｾﾙﾃﾞｰﾀの請求	健康福祉子ども局 生活衛生課		簡易専用水道施設の一覧 項目:建築物の名称・所在地、受水槽の材質・容量、高置水槽の材質・容量 平成26年2月28日までの熊本市に届出されている簡易専用水道施設のｴｸｾﾙﾃﾞｰﾀの請求	開示		3/11	3/20
885	3/3	南消防署の敷地配置図〈上から見た形状の分かるもの〉 ※1/1000～1/5000程度の縮尺で周辺道路との関わりが分かり方位と縮尺が明確なもの	消防局 総務課		熊本市南消防署の敷地配置図。(上から見た形状が分かるもの) 1/200(縮尺)で周辺道路との関わりが分かり方位と縮尺が明確なもの。	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/11	3/13 郵送
886	3/3	道路位置指定台帳 昭和43年10月23日第417号 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 昭和43年10月23日第417号 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/5	3/5
887	3/3	道路位置指定 熊本市島崎町島崎字小山田〇-△ S37-060-01～S37-060-05 申請地 熊本市西区島崎6丁目〇-△ ｶﾗｰ色	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 熊本市島崎町島崎字小山田〇-△ S37-060-01～S37-060-05 申請地 熊本市西区島崎6丁目〇-△ ｶﾗｰ色	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/5	3/5
888	3/3	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】熊本市内全域 【対象】飲食店営業(26年2月1日～26年2月28日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・営業者氏名・初許可年月日・業種詳細	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、移動店舗、臨時営業、及び露店を除く) 計60件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名 初許可年月日、業種詳細 ※開示情報取り出し日時:平成26年3月5日 13:00	開示		3/7	3/24 郵送
889	3/3	平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(移動、臨時、自動販売機を除く) 計60件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種 ※開示情報取り出し日時:平成26年3月5日 13:00	開示		3/7	3/26 郵送
890	3/4	平成24年12月7日開札 都市建設局 河川公園課 都市計画事業 井芹川雨水9号幹線ﾊﾞｲﾊﾟｽ管築造工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 河川公園課		平成24年12月7日開札 都市計画事業 井芹川雨水9号幹線ﾊﾞｲﾊﾟｽ管築造工事の設計変更後の金入り設計書	開示		3/11	3/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
891	3/5	○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市東区○○-△-×) 診療所開設届出事項変更に於ける管理者、○○医師(平成24年2月10日就任)の分を開示してほしい	健康福祉子ども局 医療政策課		○○ｸﾘﾆｯｸ(熊本市南区○○-△-×) 診療所開設届出事項変更届における管理者○○医師(平成24年2月10日就任)の分を開示してほしい ①診療所開設届出事項変更届 管理者変更(○○医師就任:H24.2.17受付) ②診療所開設届出事項変更届 管理者変更(○○医師退任:H25.6.10受付)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/7	3/11
892	3/5	平成26年2月1日から平成26年2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満日等についての資料一覧表 (自動販売機・露店営業を除く)	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、露店営業を除く) 計60件 項目:屋号、営業所所在地、申請者氏名、業種、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日 ※開示情報取り出し日時:平成26年3月5日 13:00	開示		3/7	3/14 郵送
893	3/6	平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売業、臨時営業を除く)。 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(自動販売機、仮設営業、移動販売機、臨時営業を除く) 計60件 項目:屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号 ※開示情報取り出し日時:平成26年3月5日 13:00	開示		3/11	3/17
894	3/6	平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた美容所一覧。 項目:施設名称、営業所所在地、営業所電話番号、開設者氏名、役職、代表者氏名	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年2月1日から平成26年2月28日までの間、熊本市内において新規確認した美容所の一覧 項目;施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		3/11	3/17
895	3/7	健軍第二土地区画整理事業の図面 熊本市東区若葉4丁目○-△の分	都市建設局 都心活性推進課		健軍第二土地区画整理事業の図面 熊本市東区若葉4丁目○-△の分	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/12	3/14 郵送
896	3/7	・熊本市都市計画第一種市街地再開発事業(桜町地区第一種市街地再開発事業 ・熊本市都市計画高度利用地区(桜町地区) ・熊本都市計画自動車ﾀｰﾐﾅﾙ(熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) の一切の文書	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区第一種市街地再開発事業) 一式 2.熊本都市計画高度利用地区の変更(桜町地区) 一式 3.熊本都市計画自動車ﾀｰﾐﾅﾙの変更 (熊本交通ｾﾝﾀｰﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ) 一式	開示		3/11	3/12
897	3/7	熊本市各部局と花畑地区の企業等個人、団体等との間で取り交わした文書契約等の関係文書の一切の公開を請求します。 平成18年～現在まで	都市建設局 都心活性推進課		・熊本市花畑地区開発協議会への参画について(要望) ・熊本市花畑地区開発協議会への参画について(承諾)	開示		3/24	4/4
898	3/7	社会福祉法人○○の平成24年度貸借対照表、事業収支報告書を1通ずつ。(内訳不要)	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成24年度の貸借対照表及び事業収支報告書(事業活動収支計算書)	開示		3/11	3/12

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
899	3/10	道路位置指定台帳 S45-305-75 一式	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S45-305-75 一式	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/11	3/11
900	3/10	25災補河第3号 準用河川馬瀬川護岸災害復旧工事 金入設計書	都市建設局 北部土木センター 河川公園整備課		25 災補川第3号 準用河川馬瀬川護岸災害復旧工事の金入り設計書	開示		3/11	3/14
901	3/10	平成25年5月29日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 花園インター線ランプ部道路改良工事 2/13変更契約済 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道花園インター線ランプ部道路改良工事 の金入変更設計書	開示		3/12	3/14
902	3/10	S39-152 道路位置指定の資料(カラーはカラーで)	都市建設局 建築指導課		S39-152 道路位置指定の資料(カラーはカラーで)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/13	3/13
903	3/11	道路判定 06年136号 〃　　03年021号 〃　　H元年134号 位置指定指令(計建)第46号	都市建設局 建築指導課		道路判定 06年136号 道路判定 03年021号 道路判定 H元年134号 位置指定 指令(計建)第46号 H5.2.18	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/13	3/13
904	3/11	道路判定 06年136号 〃　　03年021号 〃　　H元年134号	都市建設局 建築指導課		道路判定 06年136号 道路判定 03年021号 道路判定 H元年134号	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/13	3/18
905	3/11	道路位置指定 S52.-045 一式 (カラー)	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S52-045 一式(カラー)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/13	3/13

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
906	3/12	Ⅰ1.ﾏｲｽの施設整備基本計画(素案)の作成に当って○○、△△等の設計、ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等の組織、団体、個人等とかわした約束、契約覚え書等又助言等の事項と内容に関する文書(ﾒﾓ等を含む)の一切。 2.ﾏｲｽの施設、整備、基本計画(素案)の作成に当っての市の方針を作るために使用、活用された資料、材料等に関する文書、又助言等の文書一切。 3.ﾏｲｽ施設整備基本計画等に関する市の財政についての長期見通しと財政の状況と使用した資料、材料の一切の文書。 (4.会議に提出、公開されたﾏｲｽ施設整備に関する関係文書一切。(資料提供等) Ⅱ①ﾏｲｽ施設整備基本計画(素案)の費用対策効果の算定の(1)効果(便益)の算定(2)ｺｽﾄ(費用)の算定(3)費用対効果の分析結果(1)(2)(3)について①熊本市が委託した業者名②契約した内容と項目③委託期間④算定方法⑤算定(計算)に使用された資料、材料、数値⑥この算定方法の目的と原理⑦委託業者より市に提出された文書、計算書等の一切⑧市の費用対効果の算定に対する方針、計画。	観光文化交流局 ｼﾃｲﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課 MICE推進室		Ⅰ-①:業務委託契約書(Ⅱ-①・②・③を含む)、桜町再開発事業における新たな集客施設整備検討委員会資料 Ⅰ-②:熊本ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝｼﾃｨ基本構想、桜町・花畑地区における賑わいと潤いの都市空間の新たな方向性 Ⅰ-③:熊本市財政の中期見通し Ⅰ-④:中心市街地の活性化に関する特別委員会資料 Ⅱ-④⑥⑧:熊本市MICE施設整備基本計画(案) Ⅱ-⑤⑦:経済波及効果の前提条件について	開示		3/25	
907	3/12	社会福祉法人○○の平成24年度貸借対照表、事業活動収支計算書1通ずつ。	健康福祉子ども局 保育幼稚園課		社会福祉法人○○の平成24年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示		3/24	3/25
908	3/12	大規模小売店舗立地法届出のうち、「周辺見取図」(1:2000程度)及び「建物配置図」(1:500程度)の白黒ｺﾋﾟｰを希望します。 ○○店 ○○ 建物配置図は、1階2階とあっても、1階で建物形状がわかれば1階のみで結構です。	農水商工局 商工振興課		以下の案件に係る大店立地法に基づく届出書の添付資料のうち「周辺見取図」及び「建物配置図」 ・平成26年○月○日付け届出「○○店」 ・平成26年○月○日付け届出「○○」	開示		3/17	3/26 郵送
909	3/13	大規模建築物等行為届出書の様式第3号(平成25年12月11日～平成26年1月10日届出分)	都市建設局 開発景観課		大規模行為の届出書(様式第3号)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/14	3/27
910	3/13	下通1丁目○-△ ○○の平面図、立面図、配置図、及び各設備図 有限会社 ○○ ㈹○○	消防局 総務課		熊本市中央区下通1丁目○-△ ○○ 平面図・率面図・配置図・誘導灯設備図	開示		3/24	3/26
911	3/13	位置指定道路 S35-102 S37-79 ｶﾗｰの書類はｶﾗｰ希望	都市建設局 建築指導課		位置指定道路 S35-102 S37-79 ｶﾗｰの書類はｶﾗｰ希望	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/18	3/18

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
912	3/14	健軍第2土地区画整理事業の換地図 若葉四丁目○番△号(住居表示)① 若葉三丁目○番△(地番)②	都市建設局 都心活性推進課		健軍第2土地区画整理事業の換地図 若葉四丁目○番△号(住居表示)① 若葉三丁目○番△号(地番)②	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	3/19
913	3/14	①計画図、総括図、参考図〈桜町地区第一種市街地再開発事業〉 ②参考図③用途地域図、容積率現況図〈高度利用地区の変更〉	都市建設局 都市政策課		1.熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定(桜町地区第一種市街地再開発事業) 計画図、総括図(参考図) 2.熊本都市計画高度利用地区の変更(桜町地区) 総括図(参考図)、用途地域図、容積率現況図	開示		3/18	3/19
914	3/14	花岡山中腹・春日○丁目・地域包括ｹｱ・○○・新築工事・に於ける重機使用等に伴う(騒音・振動・等)に対する届け出書一式の開示請求。	環境局 環境政策課		花岡山中腹・春日○丁目・地域包括ｹｱ・○○・新築工事・に於ける重機使用等に伴う(騒音・振動・等)に対する届け書等一式の開示請求。	不存在	第11条　第2項	3/19	4/2
915	3/14	○「熊本駅周辺開発推進協議会勉強会」が平成26年2月22日(土)14:30～から開催されたが、この事について以下の開示請求。 1.当課等出席者・役職氏名・のわかる資料等の開示請求。 2.説明資料等として配布した資料一式とｽﾗｲﾄﾞ等で説明した場合は、そのｺﾏ(ｶﾗｰ)の開示請求。 3.その時の会議録・質疑応答・等のわかる資料等の開示請求。 市・熊本駅周辺整備事務所に係るもの。	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所		1.当課出席者、役職氏名のわかる資料等 3.そのときの会議録、質疑応答等のわかる資料等	不存在	第11条　第2項	3/19	4/2
					2.説明資料等として配布した資料一式とｽﾗｲﾄﾞ等で説明した場合は、そのｺﾏ(ｶﾗｰ)	開示		3/19	
916	3/14	○「熊本駅周辺開発推進協議会勉強会」が平成26年2月22日(土)14:30～から開催されたが、この事について以下の開示請求。 1.当課等出席者・役職氏名・のわかる資料等の開示請求。 2.説明資料等として配布した資料一式とｽﾗｲﾄﾞ等で説明した場合は、そのｺﾏ(ｶﾗｰ)の開示請求。 3.その時の会議録・質疑応答・等のわかる資料等の開示請求。 市・企画課に係るもの。	企画振興局 企画課		平成26年2月22日(土)14:30～開催の「熊本駅周辺開発推進協議会 勉強会」における、 1.当課等出席者・役職氏名のわかる資料 2.説明資料等として配布した資料一式とｽﾗｲﾄﾞ等で説明した場合は、そのｺﾏ(ｶﾗｰ) 3.その時の会議録・質疑応答等のわかる資料	不存在	第11条　第2項	3/18	4/2
917	3/14	工事名 都市計画事業 東部汚水第35号幹線枝線外枝線下水道築造工事(524工区)第3回変更契約分 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部汚水35号幹線枝線外枝線下水道築造工事(524工区)の金入り設計書(第3回変更契約分)	開示		3/19	3/27
918	3/14	道路位置指定 S58-068-02 白黒	都市建設局 建築指導課		道路位置指定 S58-068-02	開示		3/18	4/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
919	3/14	熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設一覧 平成25年4月1日から平成26年2月28日の間に新規で許可を受けた全業種の施設全て(既に廃業している施設は除く) 〈項目〉 CD-R郵送希望 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種、業態	健康福祉子ども局 食品保健課		熊本市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設一覧 平成25年4月1日から平成26年2月28の間に新規で許可を受けた施設 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、申請者名(法人の場合は、法人の住所、電話番号、代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※既に廃業している施設を除く ※開示情報取り出し日時:平成26年3月18日 16:30	開示		3/24	3/31 郵送
920	3/14	H12.00-518の道路判定資料(カラーはカラーで)	都市建設局 建築指導課		H12.00-518の道路判定資料(カラーはカラーで)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/18	3/18
921	3/16	【地域】熊本市内 【対象】2014年02月01日～2014年02月28日に新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)、営業所電話番号、許可年月日、許可業種(種目) 【提供方法】E-mail(○○@gmail.com宛)にExcelファイルを添付しての送付を希望。Emailが不可であればCD-RにExcel形式で格納しての郵送を希望。CD-Rが不可であれば紙の写しを郵送で送付希望。	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月1日～平成26年2月28日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 計60件 項目:屋号、営業所所在地、営業者氏名(法人の場合は代表所氏名含む)、営業所電話番号、許可年月日、許可業種(種目) ※開示情報取り出し日時:平成26年3月5日 13:00	開示		3/25	4/2 郵送
922	3/17	平成25年度 公共施設等樹木害虫駆除委託における入札仕様書	環境局 緑保全課		平成25年度公共施設等樹木害虫駆除委託における入札仕様書	開示		3/24	3/24 閲覧
923	3/17	㈱○○が届出を行った、熊本市中央区南千反畑町○番○に建築中の13階賃貸マンションの建築計画届出書の開示を請求します。 ○開示請求する文書 建築計画届出書(近隣住民への説明会等の経過報告) 建築用途:13階建協働住宅(賃貸) 建築場所:熊本市中央区南千反畑町○番○ 建築主:㈱○○ 施工者:○○㈱ 工事期間:平成26年3月3日～平成27年3月7日予定	都市建設局 建築指導課		(仮称)南千反畑町M新築工事における建築計画届出書 (近隣住民への説明会等の経過報告)	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報 3号　法人等情報	3/24	3/25
924	3/17	位置指定道路の資料(カラーはカラーで) S43-526	都市建設局 建築指導課		位置指定道路の資料(カラーはカラーで) S43-526	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/19	3/19

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
925	3/17	●花岡山中腹・春日〇丁目・地域包括ｹｱ・〇〇・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成25年8月31日・市建第250061号・建築主医療法人社団理事長〇〇・有限会社〇〇代表取締役〇〇・工事施行者株式会社〇〇代表取締役〇〇・)に於ける以下の熊本市市政執行についての開示請求。 1.建築許可書等一式のわかる資料等の開示請求。 2.敷地内にLPGﾀﾝｸ(容量1t)の建設許可書等一式のわかる資料等の開示請求。 3.建築許可書等の開示請求執行に依って、過去から現在までに重大な事故等が発生した事例があれば、その事例等のわかる資料の開示請求。	都市建設局 建築指導課		●花岡山中腹・春日〇丁目・地域包括ｹｱ・〇〇・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成25年8月31日・市建第250061号・建築主医療法人社団理事長〇〇・有限会社〇〇代表取締役〇〇・工事施行者株式会社〇〇代表取締役〇〇・)に於ける以下の熊本市市政執行についての開示請求。 1.建築許可書等一式のわかる資料等の開示請求。	不開示	2号　個人情報 3号　法人等情報 4号　公共の安全等に関する情報	3/20	
					2.敷地内にLPGﾀﾝｸ(容量1t)の建築許可書等一式のわかる資料等の開示請求。 3.建築許可書等の開示請求執行に依って、過去から現在までに重大な事故等が発生した事例があれば、その事例等のわかる資料の開示請求。	不存在	第11条　第2項	3/20	
926	3/17	●花岡山中腹・春日〇丁目・地域包括ｹｱ・〇〇・新築工事・(建築基準法・確認年月日平成25年8月31日・市建第250061号・建築主医療法人社団理事長〇〇・有限会社〇〇代表取締役〇〇・工事施行者株式会社〇〇代表取締役〇〇・)に於ける以下の熊本市市政執行についての開示請求。 1.建設敷地内・新設・のLPGﾀﾝｸ(容量1t)に対する建築許可書等一式のわかる資料等の開示請求。 2.LPGﾀﾝｸ(容量1t)新設に伴う関係する消防法規定等・危険物設置条例等に関連するそこだけがわかる条例等の開示請求。 3.熊本市政執行に於て、過去にLPGﾀﾝｸ(容量1t)新設許可書を発行執行し、新設させた場所の住所所在地番地等のわかる資料等(三ヶ所程度)の開示請求。	消防局 総務課		〇〇敷地内のLPGﾀﾝｸ(容量1t)に対する建築許可書一式	不存在	第11条　第2項	3/31	
					・LPGﾀﾝｸ(容量1t)を新設する際に関係する法令等 ・熊本市においてLPGﾀﾝｸ(容量1t)を設置している対象物(3箇所)の住所等	開示		3/31	4/2
927	3/17	平成25年1月24日開札 上下水道局管路維持課 公共下水道管渠更生工事(111工区) 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 管路維持課		公共下水道管渠更生工事(111工区)の金入設計書	開示		3/20	3/26

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
928	3/17	■○○ 熊本市民病院○○科部長・○○長の寄付金、受託研究、共同研究など(その他の研究費があればそれも含む)や、「寄附講座」「共同研究講座」「一般の寄附」など(その他の寄付があればそれも含む)について記した文書(寄付や契約の相手方、研究者名、研究題目、金額の分かるもの)。(期間は可能な限り全て) ■○○ 熊本市民病院○○科部長・○○長の、兼業について詳細を記載した文書(期間は可能な限り全て)	病院局 市民病院総務課		○○ 熊本市民病院 ○○科長・○○長の寄付金、受託研究、共同研究など(その他の研究費があればそれも含む)や、「寄附講座」「一般の寄附」など(その他の寄付があればそれも含む)について記した文書(寄付や契約の相手方、研究者名、研究題目、金額の分かるもの)。 【開示文書】 ・△△使用成績調査契約書 ・治験契約書(△△) ・製造販売後調査委託契約書(△△) ・製造販売後調査実施契約書(△△) ・製造販売後調査等契約書(△△) ・臨床研究委託契約書(△△) ・製造販売後調査の実施に関する契約書(△△)	開示		3/27	3/30 郵送
					○○ 熊本市民病院 ○○科部長・○○長の兼業について詳細を記載した文書	不存在	第11条　第2項	3/27	
929	3/18	道路判定の書類 01-068 P.1 P.2 区域図	都市建設局 建築指導課		道路判定の書類 01-068 P.1 P.2 区域図	開示		3/19	3/19
930	3/19	平成26年3月12日開札 ・都市建設局 鉄道高架関連整備室 都市計画道路 熊本駅城山線道路改良(その3)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 鉄道高架関連整備室		都市計画道路熊本駅城山線道路改良(その3)工事金入設計書	開示		3/24	3/26
931	3/19	平成26年3月12日開札 水産振興センター農林水産局 天明漁港水産生産基盤整備事業泊地航路浚渫工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	農水商工局 水産振興センター		天明漁港水産生産基盤整備事業泊地航路浚渫工事 の金入設計書	開示		3/24	3/26
932	3/19	(食堂名)○○ 申請者の氏名 住所(氏名)を知りたい	健康福祉子ども局 食品保健課		(食堂名)○○ 申請者の氏名、住所を知りたい ※ 開示情報取り出し日時:平成26年3月20日 14:00	開示		3/24	3/25
933	3/20	市道池田1丁目4丁目第1号線道路改良工事(その2) の金入り設計書 3月6日改札	都市建設局 北部土木センター 工務課		平成26年3月6日開札 市道池田1丁目4丁目第1号線道路改良工事(その2)の金入設計書	開示		3/25	3/25
934	3/20	南区富合町志々水440番地付近φ150・50耗配水管布設他2件工事(金額入り設計書)設計変更分 東区江津1丁目33番地付近φ100・75耗配水管布設他1件工事(金額入り設計書)	上下水道局 水道整備課		・南区富合町志々水440番地付近φ150・50耗配水管布設他2件工事(設計変更分) ・東区江津1丁目33番地付近φ100・75耗配水管布設他1件工事 上記の金額入り工事設計書	開示		3/28	4/9

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
935	3/20	平成25年7月24日改札 上下水道局下水道整備課 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(管渠)工事(562工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(付帯)工事(602工区) 上記2件の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(管渠)工事(562工区) 都市計画事業 中部処理区雨水吐貯留管(C-5)築造(付帯)工事(602工区) の金入り変更設計書	開示		3/25	3/27
936	3/24	・都市計画事業 城南町浄化センター水処理増設(土木)工事(573工区)の発注用設計書 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 城南町浄化センター水処理増設(土木)工事(573工区) の金入り設計書	開示		3/26	3/31
937	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理マニュアル」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯カメラの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会 事務局 教育政策課		①・個人情報保護事務の手引 ・熊本市情報セキュリティ基本方針 ⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25
938	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理マニュアル」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯カメラの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会 事務局 学務課		⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25
939	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理マニュアル」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯カメラの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会 事務局 教職員課		③・熊本市立学校非常勤講師等配置要綱 ・熊本市立富合小中一貫教育に係る補助教員就業要綱 ・主幹教諭配置に係る小中学校非常勤講師の任用等に関する要綱 ・小学校における妊娠中の教員の体育実技指導に係る非常勤講師の任用等に関する要綱 ・熊本市立学校及び幼稚園に勤務する講師等の給与その他の勤務条件等の取扱いに関する要綱 ・教職員の産前休暇及び育児休業取得に伴う事務引継ぎ等に関する要項 ・熊本市立小中学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱 ⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
940	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯ｶﾒﾗの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会事務局 総合支援課		⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25
941	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯ｶﾒﾗの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会事務局 健康教育課		②・危機管理ﾏﾆｭｱﾙ作成の手引き《改訂版》 ・市立小中学校の危機管理ﾏﾆｭｱﾙ ⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25
					市立小・中学校において、 ④防犯ｶﾒﾗの設置時期(設置されていれば)と、各学校内の設置場所	不存在	第11条　第2項	4/7	
942	3/24	市立小・中学校において、 ①「個人情報の取扱い」 ②「危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」 ③休日出勤に係る教職員の服務や職務の範囲などについて言及している文書 ④防犯ｶﾒﾗの設置時期(設置されていれば)と各学校内の設置場所 ⑤臨時採用を実施している職種とその採用方法から任用までの一連の流れに言及している文書	教育委員会事務局 指導課		⑤・別紙一覧のとおり	開示		4/7	4/25
943	3/24	道路位置指定台帳 S43年6月6日 第190号 ｶﾗｰはｶﾗｰ、白黒は白黒で	都市建設局 建築指導課		道路位置指定台帳 S43年6月6日第190号 ｶﾗｰはｶﾗｰ、自黒は自黒で	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/25	3/27
944	3/24	S45-263の 道路位置指定の資料(ｶﾗｰはｶﾗｰで)	都市建設局 建築指導課		S45-263の道路位置指定の資料(ｶﾗｰはｶﾗｰで)	開示		3/25	3/31
945	3/24	平成25年10月30日開札 上下水道局 下水道整備課 都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-8)築造工事(574工区) 上設の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 東部処理区雨水吐貯留管(E-8)築造工事(574工区)の設計変更後の金入設計書	開示		3/26	3/27
946	3/24	大気汚染防止法に基づく、産業廃棄物焼却炉の設置者氏名および設置場所住所ならびに連絡先	環境局 環境政策課		大気汚染防止法に基づく、廃棄物焼却炉の設置者氏名および設置場所ならびに連絡先	開示		3/28	4/4
947	3/24	天明漁港水産生産基盤整備事業泊地航路浚渫工事の金入り設計書。内訳書、施工内訳、まですべてお願いします。	農水商工局 水産振興ｾﾝﾀｰ		天明漁港水産生産基盤整備事業泊地航路浚渫工事 の金入設計書	開示		3/31	4/3

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
948	3/24	国道57号線(共同溝)φ500粍配管hu布設工事の金入り設計書。内訳書、施工内訳、科目内訳まですべてお願いします。 戸島送水場小水力発電設備φ500・150粍配水管布設工事ノ金入り設計書。内訳書、科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。 南区富合町木原576番地付近φ300・200粍配水管布設他1件工事の金入り設計書。内訳書、科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 水道整備課		・国道57号線(共同溝)φ500粍配水管布設工事 ・南区富合町木原576番地付近φ300・200粍配水管布設他1件工事 ・戸島送水場小水力発電施設φ500・150粍配水管布設工事 上記の金額入り工事設計書	開示		3/27	4/3 閲覧
949	3/24	北区貢町1245番付近φ500・300・150粍配水管布設替工事ノ金入り設計書。内訳書、科目内訳、施工内訳まですべてお願いします。	上下水道局 管路維持課		北区貢町1245番付近φ500・300・150粍配水管布設替工事 上記の金額入り工事設計書	開示		3/27	4/3
950	3/25	平成25年3月12日開札 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課 主要地方道 熊本田原坂線(植木町轟工区)舗装(補修)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木ｾﾝﾀｰ 維持課		主要地方道 熊本田原坂線(植木町轟工区)舗装(補修)工事 上記の金入設計書の開示。	開示		4/1	4/8
951	3/25	所在 西区池上町字大石崎〇-△周辺 大石崎土地区画整理事業 平成4年～平成8年 区画整理図面、及び、座標 西部土木ｾﾝﾀｰ市道路線番号 〇-△ 〇-△ 周辺 〇-△	都市建設局 都心活性推進課		所在 西区池上町字大石崎〇-△周辺 大石崎土地区画整理事業 平成4年～平成8年 区画整理図面	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	3/31	3/31
					所在 西区池上町字大石崎〇-△周辺 大石崎土地区画整理事業 平成4年～平成8年 座標	不存在	第11条　第2項	3/31	3/31
952	3/26	工事名 都市計画事業 中部汚水1号幹線下水道築造工事(517工区) 金入設計書	上下水道局 下水道整備課		都市計画事業 中部汚水1号幹線下水道築造工事(517工区) の設計変更後の金入設計書	開示		3/31	4/1
953	3/26	桃尾墓園拡張整備事業(墓地整備)工事 金入り設計書(変更)	健康福祉子ども局 健康福祉政策課		桃尾墓園拡張整備事業(墓地整備)工事の金入り変更設計書	開示		3/28	4/4
954	3/27	平成25年度高卒試験の、事務職、学校事務、消防士、救命士、土木職の、1次合格最低点、及び、2次合格最低点について、お教えください。	人事委員会事務局		平成25年度熊本市職員採用試験(初級職等)に係る文書 次の職種の第1次試験及び第2次試験の合格者最低点 事務職、学校事務職、技術職(土木)、初級消防職、初級消防職(救急救命士)	開示		3/31	3/31
955	3/27	飲食店 営業許可証の代表取締役の名前の確認 〇〇	健康福祉子ども局 食品保健課		飲食店 営業許可証の代表取締役の名前の確認 ・〇〇	開示		4/4	閲覧不要
956	3/27	南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区)の金入設計書	上下水道局 水道整備課		・南区富合町廻江・田尻間(国道3号)φ100・75粍配水管布設他1件工事(3工区) 上記の金額入り工事設計書	開示		3/31	4/11

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
957	3/27	・○○組合との団体交渉の記録。団体の要望が分かる記録。男女共生に係る部分がわかるもの。直近1年	総務局 人事課		取り下げ				
958	3/27	・○○への団体補助金。及び実績報告、事業報告書、決算書(直近1年分)	南区役所 城南総合出張所 城南まちづくり交流室		○○への団体補助金。実績報告(事業報告書、決算書) 〈直近1年分〉	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/9	4/16 郵送
959	3/27	下記の土地について、○○より引き継いだ資料、引継書、ﾒﾓ等熊本市が保有する一切の文書 記 1 所在 熊本市北区龍田五丁目 地番 ○番△ 地目 公衆用道路 地積 86㎡ 2 所在 熊本市北区龍田五丁目 地番○番△ 地目 宅地 地積 295.99㎡ 3 所在 熊本市北区龍田五丁目 地番 ○番△ 地目 畑 地積 370㎡ 4 所在 熊本市北区龍田五丁目 地番 ○番△ 地目 畑 地積 79㎡ 以上	都市建設局 住宅課		熊本市北区龍田五丁目○番△(公衆用道路)86㎡、○番△(宅地)295.99㎡、○番△(畑)370㎡、○番△(畑)79㎡の土地について、○○より引き継いだ資料、引継書、ﾒﾓ等熊本市が保有する一切の文書	開示 (一部請求拒否)	2号　個人情報	4/8	4/10
960	3/27	平成25年7月3日開札 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課 主要地方道 熊本玉名線(岳工区)道路改良工事 上記の設計変更後の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 西部土木ｾﾝﾀｰ 工務課		主要地方道熊本玉名線(岳工区)道路改良工事 設計変更後の金入設計書	開示		4/3	4/8

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
961	3/27	「熊本県生活環境の保全に関する条例」に基づき届け出がなされている工場の一覧情報(大気、騒音に関するもの) ○一覧項目 1.社名(工場名) 2.住所 3.業種 4.主要生産品目 5.届出年月日 6.廃止年月日 ・現存しているもの。ただし、6廃止年月日については、管理台帳に記載(ﾃﾞｰﾀが残っているもの)があるもの。 ・各項目についても台帳に記載があるもの	環境局 環境政策課		「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づき届出がなされているも工場の一覧情報(大気、騒音に関するもの) ○一覧項目 1.社名(工場名) 2.住所 3.業種 4.主要生産品目 5.届出年月日 6.廃止年月日	開示		4/10	4/21 郵送
962	3/27	「熊本県生活環境の保全に関する条例」に基づき届け出がなされている工場の一覧情報(水質に関するもの) ○一覧項目 1.社名(工場名) 2.住所 3.業種 4.主要生産品目 5.届出年月日 6.廃止年月日 ・現存しているもの。ただし、6廃止年月日については、管理台帳に記載(ﾃﾞｰﾀが残っているもの)があるもの。 ・各項目についても台帳に記載があるもの	環境局 水保全課		「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づき届出されている指定工場の一覧(水質に関するもの) ・指定工場名 ・所在地 ・届出年月日	開示		4/2	4/21 郵送
963	3/27	飲食店の新規検査の申請を行った店舗の情報開示を申請いたします。 ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機を除く。 項目:2014年2月27日より2014年3月28日	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年2月27日～平成26年3月28日までの間に、熊本市内において新規に申請を行った飲食店一覧(移動販売業、臨時営業、仮設営業、自動販売機を除く) 計100件 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号 ※開示情報取り出し目時:平成26年3月31日 13:30	開示		4/2	4/4
964	3/27	理美容の開設届を提出された店舗の情報開示を申請いたします。 項目:店舗名・住所・電話番号・申請者名 期間:2014年2月27日より2014年3月28日	健康福祉子ども局 生活衛生課		平成26年2月27日から平成26年3月28日の間、熊本市内において新規確認した理容所、美容所の一覧 項目; 施設の名称、所在地、電話番号、開設者の氏名、役職、代表者氏名	開示		4/2	4/4

受付番号	受付日	請求する文書の件名	所管課	期限延長	決定文書の件名	決定内容	不開示理由	開示等決定日	開示日
965	3/31	●期間 26年3月1日～26年3月31日 ●屋号 ●住所 ●申請者電話番号 ●許可日 飲食店営業施設(仮設、臨時、自販機を除く) 熊本市のみ 新規申請があったもの	健康福祉子ども局 食品保健課		平成26年3月1日～平成26年3月31日までの間に、熊本市内において新規に営業許可を受けた飲食店一覧(仮設、臨時、自販機を除く) 計93件 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可日 ※開示情報取り出し日時:平成26年4月1日 15:00	開示		4/3	4/8
966	3/31	平成26年3月19日開札 北部土木センター 工務課 一般県道 砂原四方寄線(花園工区)和泉4号跨道橋下部工(A1、A2)工事 上記の金入設計書の開示をお願い致します。	都市建設局 北部土木センター 工務課		・一般県道砂原四方寄線(花園工区)和泉4号跨道橋下部工(Al,A2)工事 (金入設計書)	開示		4/2	4/3
967	3/31	●南区城南町東阿高φ200・150・100粍配水管布設工事(2工区) ●麻生田送水場補給水管布設他1件工事 ●南区十禅寺2丁目7番付近φ100・75粍配水管布設他1件工事 上記工事の金入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	上下水道局 水道整備課		南区城南町東阿高φ200・150・100粍配水管布設工事(2工区) 麻生田送水場補給水管布設他1件工事 南区十禅寺2丁目7番付近φ100・75粍配水管布設他1件工事 上記工事の金入り内訳書(工種明細表及び科目内訳表) (変更契約前の当初の設計)	開示		4/7	4/10
968	3/31	位置指定台帳 S39-084(昭和39年6月19日) 申請者 熊本市河原町○番地 ○○株式会社 取締役社長○○ (イ)-(ロ)4.0M 22.3M 寺原町○番地 /(ロ)-(ハ)4.0M 16.9M 寺原町○番地 道路判定台帳08年第252号(平成20年8月13日決裁) 申請者 熊本市清水本町○-△ ○○ イ ○番△地先～○番△地先 B-1 ロ ○番地先～○番地先 E	都市建設局 建築指導課		位置指定台帳 S39-084(昭和39年6月19日) 申請者 熊本市河原町○番地 ○○株式会社 取締役社長○○ (イ)-(ロ)4.0M 22.3M 寺原町○番地 /(ロ)-(ハ)4.0M 16.9M 寺原町○番地 道路判定台帳 08年第252号(平成20年8月13日決裁) 申請者 熊本市清水本町○-△ ○○ イ ○番△地先～○番△地先 B-1 ロ ○番地先～○番地先 E	開示 (一部請求拒否)	2号 個人情報	3/31	4/2

平 成 25 年 度 個 人 情 報 開 示 請 求 一 覧

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
1	4/3	熊本市立小学校からの事故報告書	開示		教育委員会事務局指導課	4/15	4/17
2	4/3	火災原因判定証と火災損害調査書	一部開示	6号　第三者情報	消防局総務課	4/17	4/22
3	4/5	東部環境工場の事故報告書及び事故にかかわる顛末書	一部開示	3号　行政運営情報 4号　公共の安全情報 6号　第三者情報	環境局東部環境工場	4/10	4/17
4	4/10	熊本市中央区水前寺3丁目の土地に関する 1.建築に関する各種申請書等(○○名義にかかわるもの)	不存在	第18条　第2項	都市建設局建築指導課	4/16	
5	4/10	熊本市中央区水前寺3丁目の土地に関する 2.上、下水道敷設に関する各種申請書等 ①排水設備工事完了届(○○名義○○名義のもの) ②排水設備工事検査済証(○○名義) ③公共下水道使用届(○○名義・○○名義のもの) ④給水装置工事申込書・指定給水装置工事業者工事施行許可申請書(○○名義・○○名義のもの) ⑤上記④にかかわる許可証(○○名義・○○名義のもの) ⑥○○名義のものが他にあればその写し	一部開示	6号　第三者情報	上下水道局給排水設備課	4/17	4/18
6	4/10	平成23年4月10日から平成25年4月9日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	4/23	
7	4/12	平成20年1月より24年3月までの生活保護費の福祉部長名の支給決定通知内容及び支給実施内容(支給の年月日、振込先、金額、内容)	開示		中央区役所保護課	4/26	5/9
8	4/18	亡父の印かん登録をしなおした時の関係書類	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	5/1	
9	4/22	平成25年4月8日から平成25年4月21日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	5/1	
10	4/24	私の印鑑証明の発行履歴	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局区政推進課	5/8	5/8
11	4/24	私の印鑑証明の発行履歴(旧姓分も含む)	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局区政推進課	5/8	5/8
12	4/25	平成25年4月1日から平成25年4月25日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局区政推進課	5/9	5/13
13	4/26	平成25年3月8日から平成25年4月25日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	5/10	
14	5/17	子ども・子育て会議公募委員2次選考審査で審査項目の審査員がつけた点数がわかるもの。開示できなければ合算した点数、審員委員の名前・役職名	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局子ども支援課	5/24	5/31
15	5/23	平成25年1月16日から平成25年5月17日までの私の住民票関係請求書	開示		企画振興局区政推進課	5/24	5/24
16	5/27	平成24年3月1日から平成25年2月28日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求書も含む。	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局区政推進課	5/31	5/31
17	5/27	平成24年3月1日から平成25年28日までの私の戸籍関係請求書(戸籍附票)	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	5/31	
18	6/3	自立支援医療手帳の継続に伴い、障害者手帳が交付された際に提出した診断書	開示		健康福祉子ども局こころの健康センター	6/6	6/7
19	6/11	平成24年4月1日から平成25年6月11日までの私の住民票関係請求書	不存在	第18条　第2項	企画振興局区政推進課	6/17	
20	6/19	平成22年4月1日から平成25年6月18日までの私の戸籍関係請求書(全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票)	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局区政推進課	7/3	7/5 郵送
21	6/19	・亡母の介護認定を受けた月日、内容のわかる書類 ・介護認定を受けた機関の調査票、認定情報、主治医意見書	不開示	2号　評価・診断等情報	健康福祉子ども局高齢介護福祉課	7/3	
			一部開示	2号　評価・診断等情報		7/3	7/4

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
22	7/1	熊本市中央区黒髪4丁目〇地番、〇地番と熊本市道の境界が確認出来る文書一式	一部開示	6号　第三者情報	都市建設局 北部土木センター 総務課	7/9	7/11
23	7/2	福祉課関係全般で使用されるHAWネットと名称されているデータベースに記録された私の個人情報すべて	一部開示	6号　第三者情報	南区役所 保健子ども課	7/16	7/20 郵送
24	7/4	平成22年4月1日から平成25年7月4日までの私の戸籍関係請求書(全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票)	開示		企画振興局 区政推進課	7/18	
25	7/4	平成23年4月1日から平成25年7月4日までの私の印鑑登録証明書交付申請書、亡父・母の分も	開示		企画振興局 区政推進課	7/18	
26	7/5	ホテルでの火災速報、火災報告書	一部開示	6号　第三者情報	消防局 総務課	7/16	7/16
27	7/8	対象課 児童相談所 2011年10月24日～2012年1月末日までの子供の病状や様子が判る個人情報のすべて(入院中だったので経過で判るよう記してあると思います)	一部開示	2号　評価・診断等情報 3号　行政運営情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 児童相談所	7/22	7/27 郵送
28	7/10	平成25年5月1日から平成25年7月9日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	7/24	
29	7/12	亡〇〇〇〇に対し熊本市が支払った高額介護サービス費の支給額及び支給口座のわかる書類	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	7/16	7/16
30	7/17	平成25年3月1日から平成25年7月10日までの私の市県民税(所得・課税)証明交付申請書(委任状含む)	不存在	第18条　第2項	財政局 中央税務課	7/29	
31	7/18	平成25年5月11日から平成25年6月30日までの住民票の除票(〇〇〇〇分) 平成25年5月11日から平成25年6月30日までの戸籍謄本の附票(〇〇〇〇分)	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	7/24	
32	7/22	平成25年5月1日から平成25年7月22日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書) 本籍:熊本市南区内田町〇－△ 筆頭者:〇〇〇〇	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	8/5	
33	7/22	平成23年4月1日から平成25年7月22日までの私の印鑑登録証明書交付申請書 私の印鑑登録をした日が分る書類と印鑑登録番号(No.〇〇〇〇)かどうか。 印鑑登録を廃止した事がわかる書類。	開示		企画振興局 区政推進課	8/5	8/23
34	7/26	・〇〇小学校第2学年の通知表にかかる「評価基準」 ※通知表の「項目」とその「観点」に対し、どのような方法でそれを確認または把握するか(したか)を示すもの 「忘れ物、提出物、態度、発表、ノート、実技を多面的に評価」とクラスだよりにあったか、このことについて、 ・上記項目の評価に対する比重若しくは評価への反映について示すもの ・私の各教科ごとの「忘れ物、提出物、態度、発表、ノート、実技」の結果詳細及びクラス内での順位 ・私の1学期に受けたテスト結果(音楽、図画工作、体育を含む) ・その他、私の通知表の結果に至る根拠となるもの全て	開示		教育委員会 事務局 指導課	8/8	8/12
			一部開示	6号　第三者情報		8/8	8/12
			不存在	第18条　第2項		8/8	
35	7/29	私が連帯保証人となった母子寡婦福祉資金貸付金の債務状況(現在の分)が分る書類 (債務者)〇〇〇〇の分	一部開示	6号　第三者情報	健康福祉子ども局 子ども支援課	7/31	8/1
36	8/2	熊本市中央区保護課が保有する、〇〇〇〇のケース記録、及び、医師の意見書一式。	一部開示	6号　第三者情報	中央区役所 保護課	8/15	8/19 郵送
			不存在	第18条　第2項		8/15	
37	8/5	対象課 南区役所保健子ども課 福祉課関係で使用されるHAWネットと称されるデータベースに記さいされた〇〇〇〇の個人情報のすべて	一部開示	6号　第三者情報	南区役所 保健子ども課	8/19	8/24 郵送

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
38	8/5	対象課 児童相談所 ○○○○のもので2011年8月～10月末までの相談支援記録などの個人情報が記さいされたものすべて (HAWネット上記さいのものをふくむ)	一部開示	5号　国等協力関係情報	健康福祉子ども局 児童相談所	8/19	8/24 郵送
39	8/5	対象課(教育センター) 教育委員会総合支援課 教育相談室 2009年1月から2009年12月末までで○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて	一部開示	6号　第三者情報	教育委員会事務局 総合支援課 教育相談室	8/19	8/24 郵送
40	8/5	(教育センター)教育委員会総合支援課教育相談室が、対象課で 2010年1月～2011年10月末までで○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて	不存在	第18条　第2項	教育委員会事務局 総合支援課 教育相談室	8/19	8/24 郵送
41	8/5	平成23年9月1日から平成25年8月5日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	8/19	
42	8/5	平成24年8月5日から平成25年8月5日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	8/19	
43	8/5	平成22年8月5日から平成25年8月5日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市南区八幡6丁目△－× 筆頭者:○○○○	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	8/19	
44	8/5	私の情報がある書類で 平成24年3月○日発生した事故報告書 (○○○○工事分)	開示		都市建設局 東部土木センター 工務課	8/20	8/21
45	8/7	対象課 児童相談所 2012年5月1日～7月末日で、○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて。○○○○の様子、経過が、判るものを含めたもの	一部開示	2号　評価・診断等情報 3号　行政運営情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 児童相談所	8/21	8/31 郵送
46	8/7	対象課 児童相談所 2012年5月1日～7月末日で○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて (相談支援記録などを含めたもの)	一部開示	2号　評価・診断等情報 3号　行政運営情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 児童相談所	8/21	8/31 郵送
47	8/7	対象課 子供総合相談室(電話相談) 2012年4月1日～6月末日までの○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて(相談支援記録など) (HAWネットデータベースに記さいされたものを含む)	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 子ども支援課 子ども総合相談室	8/20	8/31 郵送
48	8/7	対象課 子供総合相談室(電話相談) 2012年7月1日～現在までの○○○○の個人情報が、記さいされたものすべて(相談支援記録など) (HAWネットデータベース上に記さいされたものを含む)	一部開示	2号　評価・診断等情報 6号　第三者情報	健康福祉子ども局 子ども支援課 子ども総合相談室	8/20	8/31 郵送
49	8/7	○○○○(M○.△.×生)分の特別養護老人ホーム○○○○○へ支払われた介護給付費 (H12～H15年まで)	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/13	8/19
50	8/14	亡.○○○○(T.○.△.×)が平成22年7月～H23.12.迄利用した、介護給付の内容を全て開示願います。	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	8/27	8/27
51	8/23	平成24年1月1日から平成24年12月31日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市秋津町沼山津○△× 筆頭者:○○○○	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	9/11	9/11
52	9/2	平成24年4月1日から平成25年9月1日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	開示 一部開示 不開示	 6号　第三者情報 3号　行政運営情報	企画振興局 区政推進課	9/13 9/13	9/17 9/17
53	9/3	平成24年4月1日から平成25年8月31日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:○○○○ 郵便による請求も含む。	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	9/17	

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
54	9/9	1月〇日 熊本託麻台病院から国立病院機構熊本医療センターへ搬送の書類 亡〇〇〇〇分	開示		消防局 総務課	9/18	9/30
55	9/18	熊本市居住支援協議会との裁判で得た収入報告に9月生活保護課に行ったさい、 平成23年裁判をするにあたり弁護士費用の件で係長が示された当時の内容を書かれているところ、 平成23年2月のケース記録で訴訟費用の負担に関するところ	一部開示	6号　第三者情報	中央区役所 保護課	10/1	4/2
56	9/19	被後見人である〇〇〇〇氏(〇〇〇〇　住所;熊本市南区近見1丁目△－×、生年月日;昭和〇年〇月〇日)は、平成25年〇月〇日付で熊本市西区役所において生活保護の受給申請をし、現在受給中です。そこで生活保護受給の審査にあたり熊本市で調査された結果判明した〇〇〇〇氏本人の ①金融資産に関する情報の一切(金融機関名及び支店名、口座番号、預貯金の種類、預貯金残高、保険会社名、保険の種類、保険の解約返戻金額等) ②不動産資産に関する情報の一切 ③年金に関する情報の一切(年金番号、年金の種類、加入月数、加入時期) ④健康保険に関する情報の一切(保険証番号、健康保険の種類等) 現在まだ調査中である場合には、今後判明した上記に関する情報も開示願います	開示		南区役所 保護課	10/2	10/7
57	10/2	亡父 〇〇〇〇と熊本市が〇〇コミュニティーセンター建設のため売買した時契約書、 地番 熊本市〇〇町△△田〇番 〃　△番 〃　×番	一部開示	6号　第三者情報	観光文化交流局 スポーツ振興課	10/9	10/10
58	10/7	平成24年4月1日から平成25年10月5日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	一部開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	10/21	10/21
59	10/7	平成22年4月1日から平成25年10月7日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市西区城山大塘2丁目△－× 筆頭者:〇〇〇〇	開示		企画振興局 区政推進課	10/17	10/25
60	10/9	平成25年10月8日から平成25年10月9日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	10/11	
61	10/15	介護認定取消し申請書(H25.〇.〇) 介護認定変更申請書(H25.〇.〇) 〇〇〇〇が行なった父(〇〇)の上記申請	開示		中央区役所 福祉課	10/25	10/30
62	10/15	平成23年4月1日から平成25年10月14日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	10/22	
63	10/18	国保年金課(当時保険料収納課)において平成22年3月頃～8月頃、私の個人情報の閲覧等があったかどうか分かるもの (H22.3.1～H22.8.31)	開示		健康福祉子ども局 国保年金課	10/29	11/1
64	11/1	5月26日の〇〇での転落事故について その時の救急搬送についての書類 〇〇から日赤までの搬送	開示		消防局 総務課	11/13	11/20
65	11/1	国保年金課(当時保険料収納課)において平成22年3月1日～8月31日、私の個人情報のデータ閲覧等(熊本市総合行政情報システム及び収納支援システム)の画面の写し	開示		健康福祉子ども局 国保年金課	11/8	
66	11/6	亡父 〇〇〇〇の認定情報がわかる書類(平成24年7月から先のぼって5年間がほしい) 熊本市住所中央区世安町〇△×	開示		健康福祉子ども局 高齢介護福祉課	11/15	11/15
67	11/6	要介護認定結果通知書に係る認定結果要介護1の審査判定に至る資料及び前回判定の要支援1認定時の資料(両申請書を含む)	開示		南区役所 福祉課	11/18	11/25 郵送
68	11/8	平成25年8月1日から平成25年11月7日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	11/14	

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
69	11/13	私が平成25年〇月〇日に申請しました地域生活支援事業(移動支援事業)の審査・判定に系る関係書類の開示をお願いします.対象児 〇〇〇〇(平成〇年〇月〇日生)	開示		中央区役所 福祉課	11/20	11/26
70	11/18	〇〇〇発第〇〇号「□□の内容及び△△△」に記載された内容での決定に至った理由、及び、同決定に際し参考とされた資料の一切の開示をお願いします。 又、請求者に対してなされた〇〇〇〇費の決定に関し、平成15年から平成23年までの決定内容及び、その決定に際し参考とされた資料の一切の開示をお願いします。	開示		北区役所 福祉課	12/2	12/5 郵送
			不存在	第18条　第2項		12/2	
71	11/26	私が所有する〇〇の火災(平成〇年〇月〇日)(楠7丁目)に関する火災関係書類。	一部開示	6号　第三者情報	消防局 総務課	12/5	12/9
72	11/27	平成24年11月26日から平成25年11月26日までの 私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	12/3	12/3
73	12/3	平成25年2月1日から平成25年12月1日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市東区戸島6丁目〇△× 筆頭者:〇〇〇〇	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	12/13	12/13
74	12/3	平成25年2月1日から平成25年12月1日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市東区戸島6丁目〇△× 筆頭者:〇〇〇〇	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	12/13	12/13
74-2	12/12	平成22年11月はじめ 車火災の状況報告書 (火災原因判定書) □□町〇△× 車種〇〇	一部開示	6号　第三者情報	消防局 総務課	12/18	12/24
75	12/13	平成25年4月〇日 〇時頃 私が、熊本市北区〇〇から熊本医療センターへの搬送された時の救急搬送報告書	一部開示	6号　第三者情報	消防局 総務課	12/26	1/7
76	12/13	平成25年4月〇日 〇時頃 熊本市北区〇〇から熊本医療センターへの搬送された時の通報記録	開示		消防局 総務課	12/16	1/7
77	12/24	私の子〇〇小学校5年生 〇〇〇〇分の指導要録の指導に関する記録と出席簿 3年、4年、5年生分	開示		教育委員会 事務局 指導課	12/27	1/6
			一部開示	6号　第三者情報		12/27	1/6
78	12/27	・〇〇小学校第2学年の通知表にかかる「評価基準」 ※通知表の「項目」とその「観点」に対し、どのような方法でそれを確認または把握するか(したか)を示すもの ・私の各教科ごとの「忘れ物、提出物、態度、発表、ノート、実技」の結果詳細及びクラス内での順位 ・私の2学期に受けたテスト結果(音楽・図画工作・体育を含む) ・その他私の通知表の結果に至る根拠となるもの全て	開示		教育委員会 事務局 指導課	1/10	1/16
			一部開示	6号　第三者情報		1/10	1/16
			不存在	第18条　第2項		1/10	
79	1/17	平成22年4月1日から平成26年1月15日までの ・私の戸籍関係請求書 (全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票) 本籍:熊本市練兵町〇△×番地 筆頭者:〇〇〇〇	不開示	6号　第三者情報	企画振興局 区政推進課	1/31	
80	1/21	H20.7.1～H21.7.1 私の印かん証明書のりれき 熊本市北区楡木3丁目〇－△	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	1/28	
81	1/22	平成25年3月〇日、〇〇自宅から熊本機能病院迄私が搬送された記録(救急搬送報告書)	開示		消防局 総務課	2/4	2/7
82	1/23	平成25年10月3日から平成25年10月3日までの ・私の住民票関係請求書 世帯主:〇〇〇〇 郵便による請求も含む。	開示		企画振興局 区政推進課	1/28	1/30

受付番号	受付日	請求する文書の内容	決定内容	不開示理由	所管課	開示等決定日	開示日
83	2/10	平成25年11月1日から平成26年2月10日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	2/17	
84	2/10	10月〇日 熊本市西区二本木三丁目〇－△ 〇〇にて火災 火災判定証明書	不開示	5号　国等協力関係情報	消防局 総務課	2/21	3/3
			一部開示	5号　国等協力関係情報 6号　第三者情報		2/21	3/3
85	3/5	･受験番号(本人)のH26年度小･中学校教員採用選考試験(第二次選考試験)の得点の詳細。 ･「論文」「実技･模擬授業」「集団討論」「個人面接」のそれぞれの採点結果をできるだけ詳しく。 また、評価項目。	開示		教育委員会 事務局 教職員課	3/18	3/19
			不開示	2号　評価･診断等情報		3/18	
86	3/12	平成24年4月1日から平成26年3月12日までの私の印鑑登録証明書交付申請書 ･私が印鑑登録した年月日がわかるもの 紙またはﾃﾞｰﾀでかまいません	開示		企画振興局 区政推進課	3/18	3/25 郵送
87	3/12	私が所有する 熊本市新市街〇－△ 〇〇(マンション名) ﾏﾝｼｮﾝ図面一式	開示		消防局 総務課	3/24	3/25
88	3/17	2014年〇月〇日〇時より△△△△△で行われた「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容を全て開示して下さい。	開示		監査事務局	3/25	
89	3/19	平成23年4月1日から平成26年3月19日までの私の印鑑登録証明書交付申請書	開示		企画振興局 区政推進課	3/31	4/1
90	3/24	平成26年2月〇日熊本市より神戸市へ転出した〇〇〇〇の転出先神戸市住所をどのようにして長野県松本市の弁護士△△△は知り得たのでしょうか?〇〇は長野県→兵庫県→熊本市→神戸市と住所を変えているが、弁護士は問い合わせを1ｺ1ｺの市町村に問いあわせして、熊本→神戸市の住所をつきとめたのか?熊本市に△△弁護士が問いあわせをした形跡紙申請書がありますか?また熊本市は(教えたとしたら仮に)なぜおしえたのでしょうか?開示願います!弁護士に知ってもらいたくない情報です。個人情報保護違反です。	開示		企画振興局 区政推進課	3/31	4/16 郵送
91	3/25	･通知表の「項目」とその「観点」に対し、どのような方法でそれを確認、または、把握するか(したか)を示すもの。 ･各教科の「提出物･態度･発表･ﾉｰﾄ･実技」の結果詳細及び3学期に受けたﾃｽﾄ結果(音楽･図画工作･体育を含む) 〇〇小学校第2学年3学期の通知表にかかるもの。	開示		教育委員会 事務局 指導課	3/28	3/31
			一部開示	6号　第三者情報		3/28	3/31
92	3/31	平成21年1月5日から平成21年2月28日までの私の印鑑登録証明書交付申請書にかかる発行履歴が判るもの	不存在	第18条　第2項	企画振興局 区政推進課	4/9	

情個審答申第１号
平成２５年４月２６日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２３年４月１４日付け建指発第２１９号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成２２年４月１日から平成２２年９月３０日に、熊本市が受理した建築計画概要書（又は建築工事届）のうち、提出者本人の個人情報が特定される氏名、現住所、建築地等を除いた項目について、情報公開を請求します。建築計画概要書（又は建築工事届）のうち個人情報が特定される項目を抜いた一覧表を出力させていただき、それを閲覧させていただけないでしょうか。」という開示請求に伴う開示請求却下に対する異議申立てについて

［　諮問第５号　］

別　紙

諮問第５号

答　　申

１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求却下）は妥当である。

２　異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が、全国的な住宅市場の実態調査、研究を目的として、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成２２年４月１日から同年９月３０日までの間に熊本市が受理した建築計画概要書又は建築工事届のうち、提出者本人の個人情報が特定される氏名、現住所及び建築地等を除いた項目（以下「本件請求文書等」という。）の開示請求をしたのに対し、実施機関が、申立人は条例第５条（請求当時。以下同じ。）所定の開示請求をできるものに該当しないとの理由で請求却下の決定をしたことから、申立人が、この実施機関の決定（請求却下）の取消しを求めたものである。

３　本件の論点

条例第５条は、「次に掲げるものは、実施機関に対して文書等の開示（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る文書等の開示に限る。）を請求することができる。」として、

(1)　本市の区域内に住所を有する者

(2)　本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3)　本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)　本市の区域内に存する学校に在学する者

(5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

を列挙している。

そこで、本件においては、①申立人が条例第５条第５号の「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」といえるか、②①が認められる場合、本件請求文書等が「そのもの（申立人）の有する利害関係に係る文書等」といえるかが基本的な論点となる。

4　申立人の主張

(1) 申立人が「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」といえるかについて

ア　「実施機関が行う事務事業」について

建築計画概要書は、建築確認申請に際して建築主事に提出されるものであり、文書の保有者は特定行政庁たる熊本市長であるから、建築計画概要書に関する事務は「実施機関が行う事務事業」に該当する。建築計画概要書を受領し、保有し、閲覧等に供すること等が実施機関の事務であることには争いがなく、これら建築計画概要書を取り扱う一連の事務が「実施機関が行う事務事業」である。

また、建築工事届についても、建築確認申請に際して建築主事（又は建築主事を置く市町村の長）を経由して都道府県知事に提出されるのが原則であるから、建築工事届に関する事務も、「実施機関が行う事務事業」に該当する。建築工事届を受領して都道府県に送付する等の一連の事務が「実施機関が行う事務事業」である。

イ 申立人の「利害関係」について

「何人も」行政文書の開示を請求できることとしている行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）の趣旨からすれば、地方公共団体の制定する条例の解釈においても、同法の趣旨が十分生かされるよう、請求権者の範囲をできる限り限定しない方向での解釈運用が求められているというべきである。よって、「利害関係」については、自己の権利や利益に直接影響を受ける場合に限定して解釈すべきではなく、事実上の利害関係や間接的な利害関係を有していれば足りるものと解するべきである。

しかるに、長期間にわたって建築計画概要書の記載内容に基づいて業務を行ってきた結果、申立人の業務にとって建築計画概要書の記載内容が必要不可欠なものとなっている現状においては、建築計画概要書又はそれに代わる建築工事届の開示について、申立人は、法律上保護されるべき利益を有しているか、少なくとも事実上の利害関係を有していることは明らかである。

(2) 本件請求文書等が「申立人の有する利害関係に係る文書等」といえるかについて

建築計画概要書の閲覧は、異議申立人の業務において大きな位置を占めるものであり、現実に過去２５年間、熊本市より閲覧を認められた実績があり、それを前提として異議申立人の業務が成り立っているということからすれば、建築計画概要書又はそれに代わる建築工事届の内容について、異議申立人は多大な利害関係を有しており、これらの書面は申立人の有する利害関係に係る文書そのものであるといえる。

5　実施機関の主張

(1) 「実施機関が行う事務事業」について

「建築計画概要書及び建築工事届に関する事務」という表現が具体的に何の事務を指すのか判然としないが、建築計画概要書が、建築主が建築基準法第６条に規定する建築主事の確認を受ける際に提出すべき確認申請書の一部であることからして、ここにいう「建築計画概要書に関する事務」とは、本市で行われる建築確認の事務と解される。そして、これには、建築計画概要書などの確認申請書の書類受領など、建築確認に必要な一連の業務も含むということができ、これが「実施機関が行う事務事業」に該当することについては、当庁も認めるところである。

建築工事届は、建築主が都道府県知事に提出する書類であり、都道府県知事は、この届出に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならないとされる。このように、建築工事届については、本市の建築主事はその経由先となっているのみであり、これを取得し、組織的に用い、保有するのは都道府県知事であるから、そもそも熊本市情報公開条例に基づく開示の対象となる「文書等」に該当しない。このことは、県知事へ送付する前の建築工事届が一時的に本市の建築主事の手元にある場合等においても同様である。

(2) 申立人の「利害関係」について

①建築確認の事務は、申請者の申請に対して行うものであること、②建築確認制度は、建築基準法が定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する各種最低基準の実現を図ることにより、確認される建築物並びにその居住者の生命又は身体の安全及び健康を保護するとともに、当該建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を被ることが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物及びその居住者の生命、身体の安全を保護することを目的としていること、の２点からすれば、建築確認の事務に「利害関係」を有する者の範囲は、建築確認の申請者、その入居者、一定の周辺住民など、当該建築物に建築確認がされていることから直接影響を受ける者（又はそのおそれがある者）と解するのが妥当である。

このような建築確認の事務の目的から、建築確認の事務における「利害関係」の有無の判断は、その者が建築確認の申請者、その入居者、一定の周辺住民など、当該建築物に建築確認がされることから直接影響を受ける者（又はそのおそれがある者）であるかどうかが基準となる。しかるに、申立人はこれらのいずれにも該当しないため、「利害関係」が認められない。

さらに、申立人のいう「建築計画概要書に関する事務」が建築基準法第９３条の２の規定等による建築計画概要書の閲覧等に係る事務を指すとしても、建築基準法第９３条の２による閲覧の制度は、建築物の所有者等の権利利益に配慮しつつ、当該建築物の周辺住民及びこれを取得しようとする者の生命、健康及び財産の保護を図るため、これらの者に対し、当該建築物が違反建築物であるか否か、その建築物によって自ら

の敷地や建築物等がどのような影響を受けるかなどを知らせるとともに、周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止し、併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとすることを趣旨とする制度であるから、たとえば、自らの営業活動等による利益のために閲覧請求をする場合など、明らかにこの制度の趣旨と異なる目的で閲覧請求をする場合にまで閲覧を認めることは、建築基準法が予定していない事態であって、このような閲覧請求の場合まで保護する趣旨ではない。このような同条の趣旨からして、建築基準法第９３条の２等による閲覧に係る事務に利害関係を有するといえるのは、建築物の周辺住民及びこれの取得等をしようとする者である、そして、申立人は、建築物の周辺住民でもこれを取得しようとする者でもないので、当該利害関係を有していない。

また、建築工事届については、仮にこれが開示の対象となる「文書等」というべき特別の事情があったとしても、申立人は建築工事届の経由業務から直接影響を受ける者ではないから、「利害関係」が認められない。

6　審議会の判断

(1) 申立人が「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」といえるかについて

ア　「実施機関が行う事務事業」について

実施機関は、建築基準法第６条に規定する建築主事の確認（いわゆる「建築確認」）に係る業務を行うほか、同法第９３条の２等による建築計画概要書の閲覧等に係る業務も行うものである。したがって、本件においては、まず、実施機関が行うこの建築確認に係る事務と、建築基準法第９３条の２等による建築計画概要書の閲覧等に係る事務が、「実施機関が行う事務事業」となる。

さらに、建築基準法１５条第１項により、建築主が建築物を建築しようとする場合においては、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないことから、実施機関が建築主から建築工事届を受領して都道府県に送付する事務及びこれに付随して建築工事届を保管する事務も、「実施機関が行う事務事業」となる。

イ　申立人の「利害関係」について

申立人は、全国的な住宅市場の実態調査、研究を目的として建築計画概要書の項目の閲覧を求めるものであるから、建築確認に係る事務自体について、利害関係を有していないことは明らかである。

しかしながら、他方、申立人は、前記の目的のため、建築計画概要書について、過去に長期にわたって建築基準法第９３条の２による閲覧をし、この結果を業務に用いてきたのであるから、同条による閲覧ができるかどうかは申立人にとって重大

な問題である。したがって、建築基準法第９３条の２等による閲覧等に係る事務については、申立人は「利害関係」を有しているものと認めることができる。これに対し、実施機関は、建築基準法第９３条の２の趣旨から、同条等による閲覧に係る事務に利害関係を有するといえるのは、建築物の周辺住民及びこれの取得等をしようとする者に限られると主張する。しかしながら、ここでの問題は、本件請求文書等の開示請求が認められるかどうかであり、建築基準法第９３条の２の閲覧請求が認められるかどうかではない。したがって、「利害関係」を有するかどうかの判断は、情報公開制度の趣旨に照らしてなされるべきであって、建築基準法第９３条の２の趣旨を根拠として、開示請求の要件である「利害関係」を限定することはできない。しかるに市政運営に関する情報を一般に公開するという情報公開制度の趣旨からすれば、むしろ「利害関係」は広く解するのが相当であり、とりわけ、後述のとおり、平成２４年３月２２日に条例第５条が改正され、「何人」も開示請求できることとされた現在においてはなおさらである。

以上に対し、実施機関が建築主から建築工事届を受領して都道府県に送付する事務及びこれに付随して建築工事届を保管する事務については、それ自体について申立人は何ら利害関係を有しておらず、また、建築工事届には建築基準法による閲覧等の制度もないことから、これに係る事務についての利害関係も問題とならない。

(2) 本件請求文書等が「申立人の有する利害関係に係る文書等」といえるかについて

本件請求文書のうち、建築工事届については、実施機関が行う事務事業についての「利害関係」自体が認められないので、ここでは専ら建築計画概要書が、「申立人の有する利害関係に係る文書等」といえるかどうかが問題となる。

前記のとおり、申立人は、建築基準法第９３条の２等による閲覧等に係る事務に「利害関係」を有しているものと認められるが、この「利害関係」は、建築計画概要書について、申立人が過去に長期にわたって同条による閲覧をし、この結果を業務に用いてきたことに基づいて、同条による閲覧ができるかどうかについて認められるものにほかならない。したがって、このような申立人の利害関係に係る文書等とは、例えば、同条による閲覧の要件に関する文書、同条による閲覧手続の取扱いに関する文書、さらに同条による閲覧の要件ないし取扱いに変更があったのであればその点に関する文書のように、申立人が同条による閲覧ができるかどうかに関する文書等をいう。しかるに、建築計画概要書は、同条による閲覧の対象そのものであって、申立人が同条による閲覧ができるかどうかに関する文書等ではない。

したがって、建築計画概要書は、「申立人の有する利害関係に係る文書等」にはあたらない。

(3) 結論

以上のとおり、申立人は、建築基準法第９３条の２等による閲覧等に係る事務については、「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」であるが、建築計画概要書は「申立人の有する利害関係に係る文書等」に該当しないから、その開示を請求することができない。また、建築主から建築工事届を受領して都道府県に送付する事務及びこれに付随して建築工事届を保管する事務については、申立人は、「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」に該当しないから、建築工事届についても、その開示を請求することができない。

よって、審議会としては、実施機関の行った決定（請求却下）は妥当であると判断する。

７　その他の論点についての判断

(1) 条例改正

審議会の判断は、実施機関が請求却下決定をした平成２３年２月２３日時点での条例を前提とするものである。

しかるに、その後の平成２４年３月２２日、条例第５条が改正され、「何人」も開示請求できることとされた。このため、改正後の条例に基づいて開示請求がなされるときには条例第５条によって請求却下されることはない。この場合、実施機関が建築工事届について条例に基づく開示の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、かつ、建築計画概要書について条例第２１条を根拠に条例の適用除外となると主張していることから、さらに、①建築工事届が条例に基づく開示の対象となる「文書等」（条例第５条等）に該当するか、②建築計画概要書が条例第２１条によって情報公開条例の適用除外となるかが論点として検討の対象となるので、念のため、さらにこれらの論点について判断する。

(2) 建築工事届の「文書等」（条例第５条等）該当性

ア　実施機関の主張

建築工事届は、建築主が都道府県知事に提出する書類であり、都道府県知事は、この届出に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならないとされる。

このように、建築工事届については、本市の建築主事はその経由先となっているのみであり、これを取得し、組織的に用い、保有するのは都道府県知事であるから、熊本市情報公開条例に基づく開示の対象となる「文書等」に該当しない。このことは、県知事へ送付する前の建築工事届が一時的に本市の建築主事の手元にある場合等においても同様である。

イ　申立人の主張

建築工事届は、一旦は建築主事において受領し、都道府県知事に送付するという

事務を行う以上、少なくとも建築工事届が建築主事の手元にある間については、職員である建築主事がこれを取得し、組織的に用い、保有しているものということができるものであり、「文書等」に該当するものというべきである。後日送付する予定があるからといって、現実に保有している間についてまで、「文書等」から除外される理由はない。

(3) 条例第２１条該当性

ア　実施機関の主張

条例第２１条は、「この条例は、法令等の規定により、文書等を閲覧し、縦覧し、又は文書等の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。」と規定している。したがって、建築基準法第９３条の２等の規定により建築計画概要書の閲覧等が認められている以上、建築計画概要書は情報公開条例の適用除外となる。

条例第２１条の趣旨は、法令等の規定によって文書等の閲覧等の手続きが定められている場合におけるこの条例と当該法令等の適用関係について、他の法令等において文書等の閲覧等が認められる場合は他の法令等の規定を優先させ、この条例は適用しないことを定めることにある。

ただ、他の法令等が閲覧等の手続を定めていても、①閲覧等をすることができる者を限定している場合、②閲覧等の期間を限定している場合、③閲覧等の対象文書等の範囲を限定している場合、④閲覧若しくは縦覧の手続のみを定めている場合、又は⑤写しの交付の手続のみを定めている場合には、なお条例の適用を認めることができると解釈することもできるが、建築計画概要書の開示はこのいずれの場合にも該当しない。

このように、熊本市建築基準法施行細則第３５条第６項の規定は、閲覧の手続を定めるものであり、閲覧することができる者を限定しているわけでも、閲覧対象文書の範囲を限定しているわけでもないことは明らかであり、申立人の主張は失当である。

イ　申立人の主張

行政機関情報公開法第１５条の趣旨にのっとれば、条例第２１条についても同様に、他の法令等によって何人にも例外なく開示される場合のみが除外される場合のみが除外されているものと厳格に解釈すべきである。

平成２２年１０月１日改正後の熊本市建築基準法施行細則第３５条６項においては、「概要書等を閲覧しようとする者は…閲覧しようとする概要書等に記載されている建築物若しくは工作物又は指定道路を特定するために必要な事項その他必要な事項を記載し、市長の承認を受けなければならない。」とされ、申立人による建築基準法第９３条の２に基づく閲覧請求については、対象物件の特定がないとして現

在は閲覧を認められていない状況である。対象物件の特定を要求する改正を行ったのは、まさしく「商業利用目的の大量請求者」からの閲覧請求を制限することが目的であったことは明らかである。そして、事実上も上記改正によって、異議申立人が従前と同様に一定期間内に受理されたすべての建築計画概要書を閲覧しようとすれば、相当程度の時間と労力を費やして対象物件について事前調査しなければならず、閲覧は事実上不可能となったと言っても過言ではない。このような施行細則の規定及びその運用を前提とする限り、建築計画概要書は「何人にも例外なく」開示されているものということはできない。

なお、建築工事届については、そもそも建築基準法第９３条の２に基づく閲覧の対象外であるから、条例第２１条に該当しないことは明らかである。

(4) 審議会の判断

ア　建築工事届の「文書等」（条例第５条等）該当性について

「文書等」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（条例第２条第２号）。

しかるに、建築工事届は、建築基準法１５条第１項により、建築主が建築物を建築しようとする場合に、建築主事を経由して県知事へ届け出る文書である。したがって、これを取得し、組織的に用い、保有するのは都道府県知事であり、建築主事（市）ではないと解される。また、実際上も、このように解さないと、建築工事届について、その開示・不開示の判断を、建築工事届を所管する都道府県ではなく建築主事（市）がしなければならないことになって相当でない。

よって、建築工事届は、開示の対象となる「文書等」（条例第５条等）には該当しない。

イ　条例第２１条該当性について

条例第２１条は、法令等の規定によって文書等の閲覧等の手続きが定められている場合には、当該法令等の規定を尊重してそちらを適用し、条例の適用を差し控える趣旨であると解される。

これを建築計画概要書についていえば、前記のとおり、建築計画概要書は、建物の面積、構造及び配置等、個人の財産・住居に関する項目を含んでいることから、もともと個人情報として保護されるべき性格を有しているのであって、建築基準法第９３条の２が建築計画概要書の閲覧を認めたのは、当該建築物の周辺住民及びこれを取得しようとする者の生命、健康及び財産の保護を図るために他ならない。そうだとすれば、建築計画概要書については、建築基準法第９３条の２の規定を尊重し、閲覧等の手続や要件を同法やその施行規則及び施行細則に委ねるのが条例第２

１条の趣旨に合致する。

なお、仮に申立人のいうように、他の法令等によって何人にも例外なく開示される場合のみが除外されるとの見解に立脚したとしても、建築計画概要書については、対象物件の特定さえすれば何人も例外なく閲覧等できるのであるから、何ら条例第２１条によって情報公開条例の適用が除外されると解することの妨げとなるものではない。これに対し、申立人は、従前と同様に一定期間内に受理されたすべての建築計画概要書を閲覧しようとすれば、相当程度の時間と労力を費やして対象物件について事前調査しなければならず、閲覧は事実上不可能であると主張する。しかしながら、前記のとおり、そもそも建築基準法第９３条の２が建築計画概要書の閲覧を認めたのは、当該建築物の周辺住民及びこれを取得しようとする者の生命、健康及び財産の保護を図るためであって、申立人のように一定期間内に受理されたすべての建築計画概要書を閲覧しようとする者のためではないのであるから、建築基準法第９３条の２による申立人の閲覧が事実上不可能になったからといって、情報公開条例の適用を認めなければならない理由は存しない。

以上のとおりであるから、建築計画概要書については、条例第２１条に該当し、情報公開条例の適用が除外されると解すべきである。

なお、建築工事届については、前記のとおり、開示の対象となる「文書等」に該当しないことから、条例第２１条該当性について論じる余地はない。

(5) 結語

したがって、仮に改正後の条例に基づいて開示請求がなされたとしても、申立人の請求は却下を免れない。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江　藤　　孝
会長職務代理者		荒　木　昭次郎
委	員	大　江　正　昭
委	員	高　木　絹　子
委	員	馬　場　　啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年　　月　　日	審　　議　　経　　過
平成２３年　　４月１４日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２３年　　８月１９日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２３年　　９月２０日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２４年　　６月２７日	諮問の審議を行った。
平成２４年　　７月２３日	諮問の審議を行った。
平成２４年　　８月２０日	諮問の審議を行った。
平成２４年　　９月２４日	諮問の審議を行った。
平成２４年　１０月３１日	諮問の審議を行った。
平成２４年　１１月２２日	諮問の審議を行った。
平成２４年　１２月２０日	諮問の審議を行った。
平成２５年　　１月２４日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年　　２月２１日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年　　３月２８日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年　　４月２６日	答申（案）の審議を行った。

情個審答申第２号
平成２５年１２月９日

熊本市長　様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　江　　藤　　　孝

熊本市情報公開条例第１７条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年３月７日付け廃指発第８６号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市の公の施設（リサイクル情報プラザ）の指定管理者の指定に係る「リサイクルプラザ管理運営共同企業体」の申請書に関する文書等開示（一部請求拒否）決定（平成２４年１月２４日付け廃指発第２９号）に対する異議申立てについて

［　諮問第１号　］

別　紙

諮問第１号

答　　申

目　　次

第１　審議会の結論　　・・・Ｐ　１
第２　異議申立ての経緯　　・・・Ｐ　２
第３　申立人の主張　　・・・Ｐ　３～４
第４　実施機関の主張　　・・・Ｐ　５～２０
第５　審議会の判断　　・・・Ｐ　２１～２４

第１　審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示決定は、一部妥当でない。

平成２４年１月２４日付け廃指発第２９号により行った文書等の開示請求に対する開示決定で開示するとした部分のうち、本件異議申立人（以下「申立人」という。）の主張する熊本市情報公開条例第７条第３号アに該当するとして不開示を求めた部分については、指定管理者選定の申請にあたって共同企業体から提出された申請書における構成企業の実印の印影部分を不開示とすべきである。

第２　異議申立ての経緯

平成２３年１２月２１日に「平成２４年度から熊本市リサイクル情報プラザの指定管理者として選定されたリサイクルプラザ管理運営共同企業体が申請にあたって提出された申請書（添付書類2～10を除く）」（以下「本件文書」という。）について、請求者から文書等開示請求書が提出された。開示請求に係る文書等には第三者に関する情報が記録されているため、熊本市情報公開条例第１４条及び熊本市情報公開事務取扱要綱第４第２項の規定に基づき、当該第三者となる申立人から「文書等の開示請求に関する意見書」により意見を聴取し、熊本市情報公開条例第７条第２号及び第４号に該当する部分を除き文書等開示（一部請求拒否）決定をした。

本件異議申立ては、申立人がその文書等開示決定の開示部分に熊本市情報公開条例第７条第３号アに該当する部分があるとして、同部分の不開示を求めたものである。

第３　申立人の主張

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

この度の情報公開に関して特別な理由があり異議申立てをしている。申立人の管理する他指定管理施設の申請書は過去にも数回、情報公開条例に基づく部分開示に応じてきた。しかしながら、今回の情報開示請求者が、請求者の関係者から私自らが聞き及んでいる事実で、一市民ではなく指定管理者を業としている同業他社であることを知っていることから異議申立てを行っている。

よって、同業他社が申請書の開示請求を行っていることを前提に、以下の通り不開示に関する考えを申し立てる。

１　熊本市情報公開条例第７条第３号アの規定にあるように、同業他社が申請書を開示し、申立人のノウハウや営業秘密（提案書の情報）を利用又は公開された場合、申立人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する結果となることが強く懸念される。

２　熊本市情報公開条例第４条に開示を請求するものの責務が規定されているが、請求者が同業他社であることから、絶対に第三者の権利等を害する恐れが無いという担保が何もなく、請求者の個人・法人に何らかのアプローチがされるなど、不当目的で使用される恐れを否定できない。

３　熊本市情報公開条例第７条第１号に規定されているように、法令等によって開示されることが許されないと考えられる事項として、以下のケースがあてはまると考える。（請求者が同業他社である事から特に許されない）

ア　不正競争防止法第２条第４項で営業秘密の定義があるが、ここで定める「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報とは、指定管理者施設運営のノウハウと指定管理者申請書自体にあたるといえる。

イ　知的財産基本法第２条に知的財産とは「事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」と定義されている。申立人は、指定管理者申請書作成コンサルタントも業としていることから申請書自体が知的財産（意匠権も含む）にあたるといえる。

４　申請書には、申請者の知的所有権が含まれていると考える。申立人の培ってきた管理運営のノウハウは、申立人独自のものであることから権利が発生する。この知的所有権をむやみに公開することは出来ないと考え、同業他社に公開する事で権利を剥奪される可能性もあると考える。

申立人は、指定管理者業界における民間の競争経済活動の中で切磋琢磨しなが

ら収益を上げている。それだけに申請書（提案書）は、営業秘密であり知的財産が多数含まれた商品である。この商品価値を是非ご理解頂きたい。

情報公開制度を利用して申請書（提案書）を取得し、指定期間満了時の次回の公募又は他指定管理者施設の提案書に利用されることがあれば、申立人と同様の提案がなされ、公平な公募審査が行われないと考える。このような手法は、情報公開条例の「市民の知る権利」を悪用した最たるものと考える。

第４　実施機関の主張

実施機関が、請求拒否理由説明書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

申立人の異議申立ての趣旨及び理由は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第７条３号ア「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの」が開示決定をした文書、図画等に多数記載されているとしている。

しかし、申立人に照会し、開示されると支障が生じると回答した部分に熊本市「情報公開事務の手引」の第７条第３号（法人等に関する情報）の具体例に該当する部分は見当たらなかった。

また、指定管理者に選定された団体については、指定管理者のノウハウに属するものであっても選定の透明性、公平性を確保するため、又、公の施設を管理運営するものであり、利用する市民に影響のある部分については行政運営の透明性を確保するため公開すべきと考え処分を決定した。

申立人は、開示決定された文書（以下「申請書」という。）にリサイクルプラザ管理運営共同企業体（以下「企業体」という。）の構成企業の企業秘密が多数記されており、開示されることで企業体の構成企業の競争上の地位を害され、企業運営に多大なる損害を被る可能性があるなどとして、今回の開示決定に対して異議を申し立てている。

本件文書はプラザの指定管理者として選定されるべく申立人によって作成されたものであり、本件文書に盛り込まれている項目、事業内容、表現手法等には、これまでに申立人が蓄積してきた企業経営による経験や他の指定管理施設での実績に基づくノウハウと言える部分が多々あると思われる。

しかし、申立人が不開示とすべきと指摘した部分には、指定管理者による管理運営が始まればプラザ利用者が当然知ることとなるような内容が数多く含まれており、また、公の施設の管理運営において、プラザ利用者の安全安心に関する基本的な部分、例を挙げれば、緊急時の対応体制（プラザ利用者の安全安心に関わる部分）などについても不開示にすべきとしている。

情報公開請求できる者が、申立人の企業経営と競合する他企業のみであれば異議申立人の今回の申立てもある程度は容認できる。しかしながら、情報公開請求は何人も可能であり、前記した緊急時の対応体制などについて市民から開示請求があれば開示すべきものと考えられる。

このような点に留意しながら、当庁が開示するか否かについて再度検討を加え判断した理由を「（１）条例第７条の不開示情報に該当せず、開示することが妥当と考えられるもの」及び「（２）開示することにより、企業体の競争上の地位、財産権その他正当

な利益を害する恐れがあると考えられ、不開示が妥当と判断したもの」に区分し、それぞれの区分について申請書の各ページの当該部分及び別添資料について説明を行っていく。

1　条例第７条の不開示情報に該当せず、開示することが妥当と考えられるもの。

（1）公の施設の管理運営を指定管理者に委ねるにあたって、プラザ利用者である市民に対しての説明責任の点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア　Ｐ２の文書１段目本文の６行～８行、２段目の７行～８行、４段目の２行～５行の文書

Ｐ３の文書３段目の４行～５行の文書

これは企業体個々の企業経営方針等ではなく、プラザの管理運営方針であり、市民に対しプラザの設置目的を周知するとともに、プラザの利用促進のためにも開示するのが妥当である。

イ　Ｐ９の本文３行～５行、１３行～１４行の文書及び下段の図画中の文言

公の施設の管理運営業務を受託したものとして取り組むべき当然の運営姿勢が記載されたものであり、また「隠す」から「見せる」への業務姿勢の変化については、構成企業が工場見学者を多数迎え入れていることは周知のことであり、これらを開示することによって不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

また、図画中の文言については、顧客サービスを業としている者であれば当然念頭に置く内容であり、異議申立人が不開示とすべきとしている一部の文言を開示しても特段の不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

ウ　Ｐ１７の上段の文書と写真とその下の文言

上段の見出し文書、本文３行目から４行目の文書及び１１行目の文書については、石坂グループの運営手法の導入や民間リサイクルショップとの競争について記載されているが、通常考え得る手法であり営業上のノウハウといえるほどの情報とは考えられず、開示するのが妥当である。

写真については構成企業のリサイクルショップの風景写真であり、その場所を訪問した者は誰でも目にする光景であり、開示するのが妥当である。

上段本文の５行目から８行目の文書については、構成企業全体ではなく、リサイクルショップのみの年間売り上げや販売個数が記載されており、これは社会的評価、社会的信用に関する情報に該当すると判断され、不開示とする。

エ　Ｐ２０下段の図画

この図画は、Ｐ２０の本文を図式化したものであり、本文を開示するのであれば不開示とする必要はなく、また、不平等な差別的取り扱いやクレームなどが、施設の管理運営を行うものによって、どのように処理され、どのような対応がなされるのかを市民に説明するためにも、開示するのが妥当である。

オ　Ｐ２１～２３の文書と図画

法令順守や高齢者、障がい者などへの配慮、人権、プラザ利用者の平等利用など、市民が利用する施設の管理運営者として当然なすべきことを表現したものであり、開示するのが妥当である。

カ　Ｐ２４の文書の４行目見出しとその本文の４行～６行の文書

ＳＷＯＴ分析は、経営者等には一般的に知られた戦略計画ツールであり、インターネットにより容易に情報の入手が可能で、この分析手法を取り入れることを開示しても不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

キ　Ｐ２４の中段本文の３行～５行の文書

これは企業体個々の企業経営方針等ではなく、プラザの管理運営方針であり、市民に対しプラザの設置目的を周知するとともにプラザの利用促進のためにも、開示するのが妥当である。

ク　Ｐ２６中段の２行

ＳＷＯＴ分析については、このページのカで説明したとおりであり、またその分析結果を具現化することは当然のことで、開示するのが妥当である。

ケ　Ｐ３３の表

管理運営に係る組織体制や職員配置については、市民への説明責任や施設の管理運営の透明性の確保の観点から開示するのが妥当である。

ただし、Ｐ３３表中の氏名（代表は除く）、年齢及び「資格・経歴」欄の代表者としての役職名については除く、個人が特定され得る情報であり不開示とする。

また、Ｐ３２の図画の最下段の構成企業より出向予定部分については、人事等の企業の内部管理に関する情報であり不開示とする。

コ　Ｐ３４の２行目見出し、６行～１１行の文書

構成企業の代表者が別企業の取締役社長であることは、Ｐ３３表中の最上部に記載されており、またセキュリティアドバイザーとして活動していることは、インターネット等によって容易に知り得る事実であることから、開示するのが妥当である。

警備体制の構築や警備計画の策定は施設管理者とし当然行われるべきものであり、具体的な警備体制の構築内容や警備計画が記載されていないこと、またプラザ利用者の安全安心に関わる事項であることから開示するのが妥当である。

サ　Ｐ３５の写真

防犯カメラについては、ダミーカメラの存在や設置箇所を伏せれば警備上の支障はなく、また防犯カメラのイメージ写真を開示したとしても問題はないと考えられる。

その他３点の写真についても一般的に目にするものであり、市民に対する説明責任やプラザ利用者の安全安心の観点から、開示するのが妥当である。

シ　Ｐ３７の下から５行目～１行目の文書

廃棄業務や警備体制など施設の管理運営に関する部分については、適切な管理運営が可能な体制であることを市民へ説明するためにも開示するのが妥当である。

構成企業名については、異議申立人がこの企業の取締役社長を務める企業であることが、Ｐ３３表中の最上部に記載されており、プラザの管理運営に協力することは容易に想像できることから開示するのが妥当である。

ス　Ｐ３８の下から５行目の見出しと文書

この文書の末尾で「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」と自ら述べている。

また、構成企業は、廃棄物処理関連の企業であることは周知の情報であり、一般廃棄物処理・譲渡品処分等を企業体の構成企業が行うことは誰しも想像に難くはないと考えられる。

このようなことから、開示するのが妥当である。

セ　Ｐ４５の下段の図画

図画上部の３行の文書の内容を模式図にしたものであり、特にノウハウといえる内容とは考えられず、開示するのが妥当である。

ソ　Ｐ４８の上段本文の８行目、下から４行目からＰ４９にかけての文書

Ｐ４８、Ｐ５０の図画

Ｐ５１の１段目本文の３行～４行の文書

個人情報保護に関する４つの対策については、インターネットによって容易に知り得るものであり、また、その他の個人情報保護の取り組みに関する部分については、プラザ利用者の安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

タ　Ｐ５４の写真と図画

写真については、施設を訪れた者は当然目にするものであり、また、図画に記載されている苦情対応のＰＤＣＡサイクルの手法は、ＩＳＯにより規格化されており、各種企業において利用されている。

さらに、施設の管理運営等に対する意見や要望がどのように処理されどのように活かされるかはプラザ利用者にとって重要な事柄であり、市民への説明責任の観点から、開示するのが妥当である。

チ　Ｐ５８の中段本文の６行～７行の文書と下段の図画

企業体構成企業の代表者が警備会社の代表であることは周知のことであり、当人の点検結果を基に安全確保のための方策を立てることを公開しても不利益が生じるとは考えられない。

また、施設の管理運営においてどのような安全対策が採られているかはプラザ利用者にとって重要な事項であり、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

ツ　Ｐ５９の図画と写真

緊急時の対応体制や危険防止の対策は、プラザ利用者の安全確保に直結するものであり、開示するのが妥当である。

テ　Ｐ６０の図画と写真

ＡＥＤの使用方法についての職員研修や機器の日常点検は企業体に限らず、通常一般的に行われるものである。

また、防犯監視カメラシステムについても、他に例を見ない特別な防犯対策とは考えられず、開示することによってプラザ利用者等の安全が脅かされるような情報とも言えない。

プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から、当庁が不開示とした部分以外は開示するのが妥当である。

ト　Ｐ６１の上段文書と写真

広い施設の死角となる部分を監視カメラで監視するのは当然のことであり、また企業体の構成企業の事務所で監視カメラの状況を確認することを開示しても警備上の支障となるとは考えられず、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点からも当庁が不開示とした部分以外については、開示するのが妥当である。

ナ　Ｐ６２の図画

このような災害対応マニュアルは、インターネットで他施設のマニュアルが容易に閲覧可能である。また施設の管理運営において緊急事態が発生した際に、どのような対応が採られるのかということはプラザ利用者にとって重要な事項であり、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

ニ　Ｐ６４の図画

同上（当庁が不開示とした部分を除く）

（２）自治体等が指定管理者制度を導入する理由を改めて説明するものである点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア　Ｐ４の中段本文５行～７行の文書と下段の図画

指定管理業務を受託しようとするものが、当然考慮すべき事項であり、開示しても不利益が生じるとは考えられない。また、図画については本文の内容を模式図にしたものであるが、秘密にするまでの情報とは言えないと判断されるため、開示するのが妥当である。

イ　Ｐ６の上段本文３行～４行の文書と図画

文書については、Ｐ６の上段本文１行～３行に記載されているプラザを取り巻くいろいろな環境の関係を理解していないとプラザの管理運営が成功しないとして、フローチャートを作成したことを述べているものであり、開示することによって不利益が

生じるとは考えられず、開示するのが妥当である。

図画については、プラザを取り巻く環境について異議申立人が独自に考えた関係図であり営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

ウ　Ｐ６の下段本文４行～６行の文書

指定管理業務を受託しようとするものが、当然考慮すべき事項を記載したものであり、開示しても不利益が生じるとは考えられず、開示するのが妥当である。

（３）指定管理者によるプラザの管理運営が始まれば、プラザ利用者や講座受講者、その他に広く知られる内容である点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア　Ｐ５の中段の見出し、中段の１行～３行及び７行から８行の文書と図画

仕様書Ｐ４「３．協力体制⑷②」の中で、東部環境工場、三山荘、東部交流センターとの交流体制の構築が謳われており、５施設の一元化など、プラザの管理運営が始まれば各施設の役割分担も明らかになることから開示するのが妥当である。

イ　Ｐ７～８見学ツアーや講座等の事業の説明

事業が実施されれば、講座等の事業告知を見た者や事業に参加した者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

ウ　Ｐ１０の上段本文３行～５行、中段本文１行～５行の文書と図画中の文言

仕様書Ｐ４「３．協力体制⑷②」の中で、東部環境工場、三山荘、東部交流センターとの交流体制の構築が謳われており、事業が実施され、参加者募集などの情報提供が開始されれば明らかとなるものであり、開示するのが妥当である。

また、図画中の文言についても、プラザを環境学習の拠点として活用するのであれば、市民のために学習の目的を明らかにする必要があると考えられることから、開示するのが妥当である。

エ　Ｐ１１の上段見出しと本文１行～４行の文書

事業が実施されれば、事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

オ　Ｐ１１の中段本文のア）、イ）、エ）及びＰ１２上段のオ）の文書

ア）の「定期的に各図書館の蔵書を長期間（３ヶ月程度・１回あたり５０冊）借り受けることも計画します。」の部分は、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため、不開示とする。

イ）の「各種資料（図書・ＤＶＤ）」以下の部分、オ）の「九州・沖縄の加盟企業」以下の部分については、事業が実施されれば利用者が知ることとなるため、開示するのが妥当である。

ア）、イ）、オ）の協力企業名の部分については、第三者との取引関係を示すもの

で、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため、不開示とする。

エ）の部分については企業体の構成企業が保有する資料を展示することについての記載内容であり、展示されれば周知のものなるため、開示するのが妥当である。

カ　Ｐ１２の上段④の本文４行～６行の文書、イ）、ウ）の文書

事業が実施されれば、事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

Ｐ１２のウ）の協力企業名及び協力団体名の部分については、協力企業であることは第三者との取引関係を示すもので、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

キ　Ｐ１３の上段本文６行～７行の文書、各写真とその下の文言

的確な情報を伝えるために各種の資料を収集することは当然のことであり、独自に資料を収集することをあえて伏せる必要はなく、また写真の資料でなければ相談対応や研修ができないとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

ク　Ｐ１３の下段本文３行～５行の文書

プラザに寄せられる相談が、構成企業でなければ回答が不可能なものとは考えられず、また、構成企業に寄せられた相談についての回答をプラザに寄せられた相談の回答に利用することを開示しても構成企業に不利益が生じるとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

ケ　Ｐ１４の下段の見出しと本文２行～５行の文書

来館者がプラザに設置されたパソコンを利用すれば明らかになる内容であり、開示するのが妥当である。

コ　Ｐ１５の上段の見出しと本文２行～４行の文書

事業が実施されれば、事業の告知を見た者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

サ　Ｐ１５の下段の文書

市民からの個別相談に対する回答の基となる情報が記載されているが、開示することにより、企業体が不利益を被るような特別の情報源やノウハウとは考えられず、開示するのが妥当である。

シ　Ｐ１６の２行目の見出しと直下の本文５行～８行の文書

「魅せる展示方法の導入」については、Ｐ１６の下段②の本文１行～２行に「見せる展示から魅せる展示方法に変更することで、商品の価値を最大限に引き出し譲渡数の増加に寄与できるような陳列努力を致します。」と記載されており、また、「焼却処分ゼロへの挑戦」については、Ｐ１９の⑥の本文６行～７行に「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」

と記載されており、こういう考えであればこれらの見出しの文言を開示しても問題はないと言える。

再使用品の譲渡件数の促進手法の検討は、指定管理者として指定されたものが当然行うべきものであり、また、焼却処分はしないという考え方については、上記のとおり「却処分ゼロへの挑戦」という文言を開示することから、開示が妥当である。

ス　Ｐ１６の下段の本文４行～５行、写真とその下の文言

展示されれば一般の目に触れるものであり、開示するのが妥当である。

セ　Ｐ１８の１行目の見出しと文書及び図画

会員を募集し、カードを発行する際に、利用者に必然的に説明しなければならない内容であり、開示するのが妥当である。

ソ　Ｐ１９の上段の見出しと本文１行～７行の文書

この文書の末尾で「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」と自ら述べており、開示するのが妥当である。

タ　Ｐ１９の下段の見出しと本文２行～１０行の文書、写真と下の文言

雨天時にフリーマーケットが開催されれば明らかになる内容であり、開示するのが妥当である。

市の施設におけるフリーマーケットの風景写真であり、開示しても問題はないと考えられる。

チ　Ｐ２５の中段本文２行目の文書

見出しで「エコ活動の拠点として・・・」と表現してあり、２行目以外の文書を開示して構わないのであれば、当該部分を不開示とする理由はないと考えられるため、開示するのが妥当である。

ツ　Ｐ２５の下段本文２行～６行の文書、写真とその上の文言

事業が実施されれば、来館者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

写真ついては、一般に公開された絵画コンクールのものであり、開示するのが妥当である。

テ　Ｐ２６の写真

ユニフォームや名札は、プラザの管理運営が始まれば必然的に来館者の目に触れるものであり、当庁が不開示としている部分を除き、開示するのが妥当である。

ト　Ｐ２７の写真とその下の文言

来館者に情報提供するための掲示板であり、開示するのが妥当である。

ナ　Ｐ２８の下段の④と⑤の文書

④のホームページのリンク先の設定は利用者の利便性の向上を図るものであり、また、ホームページを閲覧すれば誰でも確認できるものであることから、開示するのが

妥当である。

⑤のＱ＆Ａについては、ホームページが公開され利用者が閲覧すればＱ＆Ａの存在は明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

ニ　Ｐ２９の上から３行目～４行目の文書と写真

Ｐ２９の上から７行目の文書と写真

Ｐ２９の上から９行目の文書と写真

Ｐ２９の下から８行目～６行目の文書

いずれも、ホームページが公開され閲覧可能になれば容易に知り得る情報であり、開示するのが妥当である。

ヌ　Ｐ３０の文書、写真、図画

特にノウハウ的なものの記載はなく、ラジオの放送や情報誌の発行が行われれば、周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

ただし、中段１行目の「（協力企業）」の文言については、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

また、ＰＢＪ取締役の個人名は個人が特定される情報であり、不開示とする。

ネ　Ｐ３１の２行目～４行目の文書及びその下の文言、図画

２行目～４行目の文書は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

文言及び図画については、「【協力表明媒体社】」の文言を上記と同じ理由で不開示とし、その他の社名、図画は周知のものであるため、開示するのが妥当である

ノ　Ｐ３１の中段の文書

広報資料を施設等に置かせてもらうためにお願いして回るのは一般的な広報手法であり、リーフレットや新聞が各施設等に置かれることで、周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

ハ　Ｐ３６の写真及びその下の文言

日常清掃の風景写真であり、また顔の部分を開示しなければ個人が特定される情報ではないため、開示するのが妥当である。

ヒ　Ｐ４６の下段の写真

研修会場の写真であり、個人が特定できる部分を不開示とすれば写真自体の開示に問題となる点はなく、開示するのが妥当である。

フ　Ｐ６７の上段の写真及びその下の文言

マンション関連企業のペットボトル回収運動用の回収容器の写真であり、文言についても開示することによって企業体が不利益を被ることはないと判断されることから開示するのが妥当。

へ　Ｐ６７の中段の写真及びその下の文言

一般的に目にするエコ活動の啓発ポップなどの写真であり、文言についても開示することによって企業体が不利益を被ることはないと判断されることから開示するのが妥当。

ホ　様式２－２「企画事業実施計画書（２４～２８年度）」

１ページ目の「図書・資料室の運営（本・ＤＶＤ貸出し）」欄の③協力企業との連携の部分、４ページ目の「情報プラザに案内人を配置・育成」欄の②協力企業の協力の部分、５ページ目の「新しい図書資料・ＤＶＤの購入と蔵書の提供」欄の①協力企業との連携の部分については、第三者との取引関係を示すものであり、不開示とする。

その他の部分については、事業が実施されれば、来館者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

マ　様式３－２「企画事業収支予算書」（２４～２８年度）の事業名欄の項目

実施予定の事業の名称であり、事業が実施されれば明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

（４）インターネット等で公開されている、あるいは施設見学により誰でも容易に知り得る情報である点に着目して開示の可否について判断したもの。

ア　Ｐ４１写真

施設名称はＰ４２に記載されており、施設の外観写真はインターネットで公開されていることから容易に閲覧できるため、開示するのが妥当である。

イ　Ｐ４３写真

施設名称はＰ４０に記載されており、施設の外観写真はインターネットで公開されていることから容易に閲覧できるため、開示するのが妥当である。

ウ　Ｐ６６の上から５行目の見出しと中段の下線入り文書の２行～３行の文書及び写真

熊本市や環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証については、宣言後や認証取得後は、インターネットで公開されるものであり、情報を開示しても不利益が生じるとは考えられず、宣言したりするのであれば敢えて秘密にする必要はなく、開示するのが妥当である。

エ　Ｐ６９の１行～３行の文書と写真

当該施設は施設見学を受け入れており、施設見学を行えば容易に知り得る情報であり、開示するのが妥当である。

オ　Ｐ７２の中段５行目～７行目の文書

Ｐ７２の下段の３行目～４行目の文書

Ｐ７２の写真及びその下の文言

熊本県の「くまもと子育て応援の店・企業推進事業」は登録後、熊本県のホームページで公開されるもので、構成企業もそれを承知で登録を行っているものと考えられることから、開示するのが妥当である。

また、「両立を支援する当社独自の雇用環境整備を実施しています。」との部分については、どのような雇用環境整備が実施されているのか具体的内容が記載されておらず、この部分を開示しても不利益が生じるとは考えられず、開示することに問題はないと考えられる。

写真や文言についても、マッサージやヨガ教室の一般的に目にするような風景写真等であり、顔など個人が特定できる部分を不開示とすれば、開示することに問題はないと考えられる。

（５）町内自治会など地域の団体等が参加するものであるが、こうした取り組みを行うことをノウハウだとしても、市民協働の取組みとして、地域の代表者などを交えてプラザの活性化に取り組んでいることを公開した方が、地域住民の活動の活発化や企業の利益に繋がると考えられる点に着目して開示の可否について判断したもの。

ア　Ｐ２７の中段の文書と図画

地域に活用され愛される施設を目指して地域振興と活性化を目的に開催される地域住民を交えた協議会を設置することは経営上のノウハウかもしれない。

しかし、管理運営開始後は、プラザが地域の代表者などとともにプラザの利用促進のために、協働で取り組んでいることを市民（特に地域住民）に対して積極的に公開した方が、企業のイメージアップやプラザの利用促進に繋がると考えられ、また、協議会に参加する地域の代表者の積極的な発言の促進や地域住民の活動の活発化にも効果があると考えられる。

こうしたことから、この文書と図画は開示するのが妥当である。

イ　Ｐ３１下段の文書

地域の町内会などの回覧板を利用することは当該地域の住民には周知のこととなり、回覧板を利用して広報することを公開しても、企業体や町内会などに不利益が生じるとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

２　開示することにより、企業体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあると考えられ、不開示が妥当と判断したもの。

（１）　Ｐ５の中段本文の４行から５行の文書

企画立案に関する文書であり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類す

るものと考えられるため、不開示とする。

（２）　Ｐ１３の上段本文８行～９行の文書

企業内部での独自の勉強会についての情報であり、経営方針、人事等の内部管理に関する情報に該当すると考えられるため不開示とする。

（３）　Ｐ１７の下段本文の７行目から８行目の文書

プラザ利用者数の増加を図るための独自の取組みと考えられ、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と判断されるため、不開示とする。

（４）　Ｐ２４の最下段本文の２行～５行の文書

協力企業の存在は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係に基づくものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものである。

このため、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

（５）　Ｐ２４下段～Ｐ２５にかけての協力表明企業一覧

他の企業への事業協力の呼びかけは、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を基に行うものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものである。

このため、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

（６）　Ｐ２６上段の図画

図画については、公の施設の効用を最大限に発揮する方策について異議申立人が独自に考えた関係図と考えられ、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

（７）　Ｐ３７の中段の「４．定期清掃業務」の段の１行～２行目の文言

「プラザ企業体協力企業」の文言は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

（８）　Ｐ４４上段本文の５行目～６行目の文書及びその下の図画

経営上発生する権利・義務の履行など、企業の内部管理に関する情報が記載されており、不開示とする。

（９）　Ｐ４６の上段２行目～７行目の文書及びその下の文言

企業内の研修制度や資格取得の際の融資制度についての説明であり、企業の内部管理に関する情報と判断されるため、不開示とする。

（１０）Ｐ５７の中段表内の文書と表直下の文書

企業体の構成企業の労働災害件数等が記載されており、企業の内部管理に関する情

報であり、不開示とする。

（１１）Ｐ５８上段の図画

職員の労働災害防止対策について記載されており、企業の内部管理に関する情報に類するものと考えられることから、不開示とする。

（１２）様式３－１「事業計画に関する収支予算書（２４～２９年度）」の支出に関する金額

プラザの指定管理者となった場合の経費配分に関する情報であり、予算の内訳が公開されると営業上のノウハウや経営方針等が明らかになる恐れがあるため、不開示とする。

（１３）様式第８号「職員配置・組織体制計画書」の「２職員配置計画」及び「３組織図」

管理運営に係る組織体制や職員配置については、市民への説明責任や施設の管理運営の透明性の確保の観点から開示するのが妥当である。

ただし、「２職員配置計画」表中の氏名（代表は除く）、年齢及び「資格・経験等」欄の代表者としての役職名については、個人が特定され得る情報であり、また雇用状況については人事等に関する企業の内部管理に関する情報と考えられるため不開示とする。

また、「３組織図」最下段の構成企業より出向予定の部分についても、人事等に関する企業の内部管理に関する情報と考えられるため不開示とする。

（１４）Ｐ７０～Ｐ７１の文書

障害者雇用や高齢者雇用など、経営方針、人事等の内部管理に関する情報に該当すると判断されることから、不開示とする。

※別添資料の開示の可否についての判断

別添-１（Ｐ５の上段本文１行目）

「熊本市リサイクル情報プラザ管理運営業務仕様書」のＰ１２からＰ１５に記載されている内容であり、開示するのが妥当である。

別添-２（Ｐ１０の①本文４行目）

体験会や施設見学の写真であり、これらの内容は事業が実施されれば一般に知られることとなるため、写っている人の顔など個人を特定できる部分を不開示とすれば、写真自体を開示することに問題はないと考える。

別添-３（Ｐ１１の②本文２行目）

事業実施にあたって、会員募集の際に説明すべき内容であり開示するのが妥当である。

別添-４（Ｐ１１の③アの２行目）

Ｐ１１の③のアの２行目に、最新リストを公開すると記載されていることから、開

示するのが妥当である。

別添-５（Ｐ１２の上から２行目）

「九州環境ネットワーク協力加盟店一覧」は、インターネットで確認可能であるため開示するのが妥当である。

別添-６（Ｐ１２の④本文５行目）

エコ・クッキングについては、インターネットでその概要は把握可能であり、開示するのが妥当である。

別添-７（Ｐ１２の④アの２行目）

事業が実施されれば、プラザ利用者や事業参加者には周知のものとなる内容であり、開示するのが妥当である。

別添-８（Ｐ１３の①本文１行目）

一般的な電話対応マニュアルの内容であり、独自のノウハウが盛り込まれているようなことがないことから、開示するのが妥当である。

別添-９（Ｐ１５の⑤エ）

記載されているのは、家電４品目の処分についての通常の対応方法であり、開示するのが妥当である。

別添-１０（Ｐ１７の④本文の下から１行目）

プラザ利用者数の増加を図るための取組みであり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と考えられるため、不開示とする。

別添-１１（Ｐ１９の⑦本文の下から３行目）

Ｐ１９下段⑦の青空フリーマーケットの雨天時開催についての取組みを、より詳細に記載したものであり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と考えられるため、不開示とする。

別添-１３（Ｐ２４の表）

協力企業であることは第三者との取引関係を示すもので、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

別添-１４（Ｐ２８の中段）、別添-１５（Ｐ２８の最下段）

ホームページデザインのサンプルであり、ホームページの運用が始まれば一般に広く閲覧可能となるため、開示するのが妥当である。

別添-１６（Ｐ３０の上から３行目）

情報媒体へのニュースリリースの際に使用する依頼文のひな形であり、内容に特別な部分は見受けられず、開示するのが妥当である。

別添-１７（Ｐ３０の中段本文５行目）

この文書は、協力企業のラジオ番組のタイムテーブルで、同社のホームページから容易に入手できるものであり、開示するのが妥当である。

別添-１８（Ｐ３０の下段本文２行目）

この文書は、子ども新聞に実施計画事業の告知を掲載する場合の掲載例であり、事業が実施されることになり子ども新聞に掲載されれば周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

別添-１９（Ｐ３１の中段６行目）

この文書は、リサイクルプラザ新聞の内容見本であるが、新聞が発行されれば周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

別添-２０（Ｐ３６の１の①３行目）

「熊本市リサイクル情報プラザ管理運営業務仕様書」のＰ３４からＰ３５に記載されている「清掃業務の周期」及びＰ３６からＰ４５に記載されていると同様の内容であり、開示するのが妥当である。

別添-２１（Ｐ３７の２）、別添-２２（Ｐ３７の３）

これらの文書は、清掃体制を示したものであり、「経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報」に類すると考えられるため、不開示とする。

別添-２４（Ｐ５３の①）、別添-２５（Ｐ５３の②）

アンケート調査が実施され、結果がまとまればアンケート項目も公表することとなるため、この文書を開示しても問題はないと考えられる。

別添-２６（Ｐ５４の中段４行目）、別添-２７（Ｐ５５の上から２行目）

業務日報及び苦情・意見処理簿については、最終的に委託者と指定管理者が打合せのうえ決定されるべきものであり、また文書の中に秘密にすべき特別な記載項目がないことから開示するのが妥当である。

別添-２８（Ｐ５６の下から１行目）

クレーム処理のフローチャートであるが、フローチャートに基づき対応したクレームの対応結果が蓄積されればそれはノウハウといえるかもしれないが、フローチャート自体は同様のフローチャートがインターネットで容易に閲覧可能であることから、開示するのが妥当である。

別添-２９（Ｐ６２の上段本文６行目）

これらは、非常時のマニュアルであるが、プラザ利用者の安全安心の観点からすれば、非常時に如何なる対応がとられ、どのようにプラザ利用者の安全安心の確保がなされるのかということは重要なことである。

また、これらのマニュアルは他の企業等においても一般的に作成されるのが通常であり、インターネットによって容易に閲覧可能である。

こうした点を考慮すると開示するのが妥当である。

別添-３０（Ｐ６３の上から６行目）

災害や事故が発生した際に関係機関にその状況を報告することは当然のことであり、

また記載内容を見ても特別秘密にすべき部分はなく、開示するのが妥当である。
別添-３２（様式２－２）、別添-３３（様式２－２）、別添-３４（様式２－２）
　指定管理者によるプラザの管理運営が始まれば、プラザ利用者や講座受講者などに周知のものとなるため、開示するのが妥当である。

第５　審議会の判断

１　本件の争点

本件請求文書に係る本市の公の施設の指定管理者制度については、熊本市「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に沿って運用されている。

同指針において、選定された申請者の申請関係書類については、熊本市情報公開条例第７条にあたる部分を除き、申請者の承諾を得ず開示することとされている。

今回、実施機関は、文書等の開示決定を行うに当たり、申立人が開示されると支障が生じると回答した部分には熊本市情報公開条例第７条第３号ア「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する部分は見当たらなかったとしている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書で実施機関が開示決定した部分のうち、申立人が不開示を求める箇所が熊本市情報公開条例第７条第３号アに該当するかが基本的な争点となる。

２　不開示情報の存否に係る判断（条例第７条第３号アの該当性）

本市情報公開条例の基本的な理念において、本市が保有する文書等の開示を請求する権利を保障し、本市の諸活動を市民に対する説明責務を全うし、もって市政運営の発展に寄与することを定めており、同条例第５条において何人も実施機関に文書等の開示を請求できるものとしている。

しかしながら、条例はすべての文書等の開示を義務づけているわけではなく、第７条本文において、開示請求に係る文書等に同条各号のいずれかに該当する不開示情報が記載されている場合は、原則開示の例外として実施機関は開示請求に対して開示してはならない義務を負うとしている。もちろん、この第７条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

本審議会は、審査にあたり開示決定した情報（平成２４年１月２４日に実施機関が決定したもの）のうち不開示部分を除いた情報のみでは、申立人の主張のとおり不開示理由があるか否かの判断がつかないことから、実施機関に対して、条例第１９条第１項の規定により、不開示部分の情報の提出を求めた。

当該不開示部分を含む情報を確認し、申立人の主張及び実施機関の主張の内容を検討した。

検討を行ううえで、申立人の主張及び実施機関の主張にある詳細な分類及び理由等を踏まえ、当審議会として本件文書の該当部分を下記に分類し、判断した。

（１）　分類について

ア　企業秘密・ノウハウについて

(ｱ) 生産技術、営業・販売上のノウハウ

・企業活動において蓄積した高度な技能・手法、実績に基づく分析データ等

・その企業又は特定企業のみが保有する物の名称や技術等を表す記号等

・時間の経過に関係が無いもの（次回の指定管理の際も秘密とすべき事項等）

など、一般に対外的に秘密とすべき事柄

(ｲ) 申請書の記載事項・内容、表現・表示について

・記載に使用される文言は、一般的に知られ、使用されるものであるが、記載の方法として、文章の書き方に独自性があり、図画を入れることで、特に効果的に内容を表現する工夫がされているもの

・記載の語句や名称は、一般的に知られ、使用されるもの及び通常の企業活動等の業務を表したもの

・上記の語句等を単体又は合わせて申請書に記載することを通常行わないものなど、特殊な表記又は効果的な文章・図画等を用いて独自性の高い記載もの、また、申請書のアピールを効果的に行うために用いたもの

イ　共同企業体に関する情報について

(ｱ) 共同企業体の構成企業に関する情報

ａ　構成企業活動に関する情報

リサイクル情報プラザ運営共同企業体としての事業活動等の情報ではなく、構成企業の事業活動内容等に関するもの

ｂ　経営方針、経理、人事等の内部管理の情報

リサイクル情報プラザ運営共同企業体に係る書類等に押印された実印（実印と分かる場合）、財務内容を示す帳簿、人事管理に係る書類等、企業体の内部管理に係るもの、社会的評価・信用等に関するもの

(ｲ) 共同企業体の協力企業に関する情報

リサイクル情報プラザの管理運営に当たって、同運営共同企業体への協力表明している企業に係る名称及び事業活動等に係るもの

（２）　分類別の判断

ア　企業秘密・ノウハウについて

(ｱ) 生産技術、営業・販売上のノウハウ

上記の情報は、条例第７条第３号に該当すると考えられるが、本件文書に該当部分があると認めることができない。

(ｲ) 申請書作成上のノウハウ（記載事項・内容、表現・表示）

本件文書の記載事項・内容に申立人がこれまでの事業活動等により培ってきた施設管理運営上のノウハウが含まれていること及び本件文書の作成にあたって申立人の創意・工夫による独自の表現・表示方法が用いられている部分があることは、申立人が主張するとおりである。

しかしながら、本件文書は、熊本市の公の施設であるリサイクル情報プラザの指定管理者に選定されることを目的として提出された申請書であり、申請者が当該施設の管理運営をするにあたりいかなるノウハウを有しているかを、独自の表現・表示方法によって、選定者にプレゼンテーションするためのものに他ならない。そして、市の公の施設に関するものである以上、その指定管理者となるべき者がいかなる管理運営上のノウハウを有しているか、また、指定管理者に選定されるにあたりいかなるプレゼンテーションがなされたかについては、当然に市民が知ることができなければならない。

したがって、本件文書の記載事項・内容に含まれている申立人の施設管理運営上のノウハウ及び本件文書の作成にあたって用いられている申立人の独自の表現・表示方法はいずれも、条例第７条第３号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しないというべきである。

これに対し、申立人は、一般の市民に対する開示については理解を示す一方で、本件開示請求者が同業他社によるものであることを理由に、申立人のノウハウや提案書（申請書）が利用・公開された場合、申立人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する結果となると主張する。

しかしながら、前記のとおり、情報公開条例は、市民に対し、市が保有する文書等の開示を請求する権利を保障し、市の諸活動を市民に対して説明する責務を全うする観点から、「何人」に対しても等しく開示請求権を認めている。このような条例の趣旨からして、同業者である等の開示請求者の属性によって開示・不開示についての取扱いを異にすることは許されない。よって、開示請求者が同業他社であることを理由に不開示を求める申立人の主張は容れることができない。

なお、本市条例に基づき文書等の開示をする場合は、著作権法第４２条の２により著作権を侵害するものとはならないとされていることなどから、申立人の主張する知的所有権の問題とはならない。

よって、開示が適当と判断した。

イ　共同企業体に関する情報について

(ｱ)共同企業体の構成企業に関する情報

a　構成企業活動に関する情報

上記の情報には、共同企業体の構成企業としての活動等を示しているものであり、具体的に営業等の活動として行っているものであり、その活動を通じて当然に知り得る情報等であるため、開示が適当と判断した。

b　経営方針、経理、人事等の内部管理の情報

上記の情報は、構成企業の経理、人事等の内部管理に関する情報であり、当該構成企業の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

実印の印影が公開することにより、印鑑が偽造され、法人の利益が損なわれるという事態が生じる蓋然性が高いことから不開示が相当であると判断した。

(ｲ) 共同企業体の協力企業に関する情報

上記の情報は、リサイクル情報プラザの管理運営に当たって、共同企業体への協力を表明し、構成企業と共に同プラザの活動を行うこととなるものである。

その活動を通じて当然に知り得る情報等であり、協力企業の情報を開示することにより当該企業等の信用力、社会的評価の利益阻害性を侵害するとは考えられないため、開示が適当と判断した。

3　結論

以上により「1　審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤　孝
会長職務代理者		高木　絹子
委	員	大江　正昭
委	員	馬場　啓
委	員	澤田　道夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年　月　日	審　　議　　経　　過
平成２４年3月７日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２４年１１月３０日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２５年　１月２１日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２５年　４月２６日	諮問の審議を行った。
平成２５年　５月２２日	諮問の審議を行った。
平成２５年　６月２４日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した後に諮問の審議を行った。
平成２５年　７月１７日	諮問の審議を行った。
平成２５年　８月　７日	諮問の審議を行った。
平成２５年　９月　４日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年１０月１０日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年１１月２０日	答申（案）の審議を行った。
平成２５年１２月　９日	答申（案）の審議を行った。

熊本市の情報公開と個人情報保護

平成２５年度運用状況報告書

発行　平成２７年２月
編集　熊本市総務局法制課
　　市政情報プラザ
〒860-8601　熊本市中央区手取本町１番１号